

V 博物館に関連する答申，建議，報告等

1 社会教育施設の整備について

〔昭和29年 2 月16日 〕
〔社会教育審議会建議〕

国家の再建が社会教育の振興にまつ所は極めて大であるにもかかわらず、社会教育施設として重要な機能をもつ公民館、図書館、博物館等の諸施設が、貧困、不備のまま放置されていることは誠に遺憾である。即ち、昭和28年度予算として内示されたところにおいても、社会教育施設運営費補助額はわずかに3,850万5千円にすぎず、更にその建築費補助にいたっては1,000万円を認められたのみであって、予定された7ヵ年整備計画は全面的にほうかいする実情にある。しかも、諸施設の建築にあたっては地方公共団体並びに社会教育関係者の一致した意願にもかかわらず、今日なお起債の対象として認められていないため、これら諸施設拡充が全面的に阻止されている現状である。このままにして放置する場合、社会施設の機能の発揮は勿論国民道義の高揚も生活文化の向上も期して待つべくもないことは明らかである。

よって、ここにこれが打開方策として次の3点につき万全の措置を講ぜられるよう建議する。

記

1. 社会教育施設運営費補助額の増額
2. 社会教育施設建築費補助の増強
3. 昭和28年度における社会教育施設の建築に対する起債の確保

2 社会教育施設振興の方策はいかにすべきか〔関係部分〕

〔昭和31年 3 月28日 〕
〔社会教育審議会答申〕

諮問第7号

社会教育施設振興の方策はいかにすべきか

答申 社会教育の振興は公民館、図書館、博物館等の施設にまつところがきわめて大きい、これら施設が真に人間教育の場として役立ち国民文化の進展に寄与できるためにはそれらが充分にその機能を発揮できるような状態におかれていることが必要である。しかるにわが国の社会教育施設の現状はまことに貧弱であり、それが活潑な活動を展開するためには職員、建物、設備等に幾多の改善整備を要する実状である。したがって、とくに同種の施設間の連携はもとより各種施設間の合理的な配置、相互援助、総合調整、共通課題に対する総合対策の実施等によって職員、資料等の不足を補い、その機能を強化することが極めて重要である。今日問題になっている「青少年教育」についてもこれら施設が相互に提携し、創意工夫を加えて積極的な活動を展開すればその成果には必ず著しいものがあると考えられる。さらに原状においては、関係法令の整備をはじめとしてその充実に画期的な行財政措

置を講ずる必要が痛感されている。

以上のような理由によって、本審議会は各施設毎に次の通りその振興の方策を答申する。

記

1. 公民館（略）

2. 図書館（略）

3. 博物館

(1) 登録制度の合理化

現行博物館法における登録制度においては、博物館の設置主体及び博物館の教育委員会所管などについて法的に限定しすぎており、このことがわが国の各種の博物館の教育活動を助長し博物館の総合的な発展を促進する上に極めて大きな障害となっている。

従って、博物館の特性及び将来の発展に資するよう実態に則して、博物館の設置主体の拡大及び博物館の教育委員会専管規定の緩和などこれに伴う登録制度を合理化して、博物館の体系を整備し特に、国立の博物館を含めて博物館の総合法としてその法的体制を整備することを強く要望する。

(2) 学芸員資格制度の改善

博物館に置かれる専門職員としての学芸員の任務は博物館の目的を実現するために最も重要なものであって、博物館の教育活動の中核となるものである。従って、学芸員の資格設定及び賦与に当たっては、特に慎重な考慮を払い、その資質の確保並びに向上について適切な措置が行われなければならない。以上の見地から現行学芸員資格制度を考察すれば、特に、現職者に対する資格賦与制度は改善する必要がある。

即ち、短期間の講習による資格賦与のあり方は、学芸員としての専門知識及び技術の修得には不当であり、特に、分化された専門分野についての学識経験は全く閑却されている。これらの諸点を改善するため、従来の講習は廃止し、これに代って学芸員にふさわしい専門知識及び技術並びに実際経験を適切に評価し得るような国の資格認定制度を研究すべきである。これが、全国に散在する博物館の職員の現状から考慮しても、また学芸員の資質を向上するためにも適切な方法と考えられる。

大学の博物館科目の修得による学芸員の養成は今後共助成されるべきであるが、当該科目修得後所定の経験年数を加味することが必要と思われる。

(3) 博物館相当施設指定の明確化

現行の博物館相当施設の文部大臣の指定制度は、博物館の教育活動を助長する上に非常な効果を収めている。しかし、この指定は、現行法附則規定の中において、学芸員の暫定資格賦与に関連して設定されているので、指定施設が現在のように各種の特典を与えられている点から考慮して、当該指定はその規定の趣旨から明確さを欠いている。従って、名実ともに博物館に相当する施設として指定できるよう法的根拠を明確にし、その体制を整備することが必要だと思われる。

(4) 補助金の確保とその増額

現行の博物館施設費及び設備補助金は、地方博物館の維持、育成の大きな支柱となっている実情にかんがみ、この補助金を確保するとともに、更に増額されるべきである。特に博物館設備費補助金の補助対象経費としては、更に展示及び調査研究費等を加え、博物館活動の促進に資するよう改める必要がある。

3 科学技術教育の振興方策について〔関係部分〕

〔昭和32年11月11日〕
〔中央教育審議会答申〕

(略)

第4 社会教育における科学技術教育について

国民の間に科学技術尊重の思潮を育成し、また、科学技術に関する知識・技能を普及向上させるためには、学校教育における科学技術教育と並んで社会教育が大きな役割を果すものであることはいうまでもない。

したがって、社会教育においては、社会生活・家庭生活に必要な科学的知識・技能を普及向上させることを目標として、次のような対策の講ぜられることが必要である。

1. 国民の科学知識・技能の向上を図るために、現行の科学講座・科学関係の社会通信教育の内容・方法（特に実験・実習）等を充実してその振興を図ること。
2. ラジオ・テレビ（特に教育テレビ）が科学技術知識の普及・向上においても果す大きな機能に着目し、それらの番組の編成にあたっては、科学技術教育に関するものを奨励するとともに、公民館等の社会教育施設に対してラジオ・テレビその他科学知識・技能の普及向上に資する設備の増設を図ること。

また、科学知識・技能に関する映画・幻灯・録音教材の製作・利用も同様の趣旨から、大いに奨励助成すること。

3. 科学博物館の設置を奨励するとともに、内容の充実および運営等については、諸外国における好例をも参考として、さらに検討の上改善すること。
4. 科学技術教育の普及・振興は、一般国民とりわけ青少年に対して行われることがたいせつであるから、特に青年学級等における科学技術教育の充実を図ること。

以上の対策が効果をあげるためには、関係各方面の社会的な理解と協力にまたなければならないことに留意して、運営上の適切な処置が講ぜられる必要がある。

(以下略)

4 急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について [関係部分]

[昭和46年4月30日]
社会教育審議会答申]

(略)

第1部 社会的条件の変化と社会教育

今日の社会はきわめて大きく変化し、そこに生活するひとびとは多くの問題に直面しており、そのうちには、教育の面に対処すべきものも少なくない。よつて、まずはじめに今日の急激な社会構造の変化を分析することとし、次にこれが社会教育の上でどのような課題を生んでいるかを概観してみることとする。

1 社会的条件の変化と教育

今日の社会では次のような変化が急激にすすんでおり、それに伴つて、多くの教育的課題が生じている。

(1) 人口構造の変化

年齢別人口構造の変化はきわめて激しく、出生率と死亡率の低下によつて、わが国の人口構造は急激に高齢化しつつある。このことは、高学歴化などとあいまつて、若年労働力の不足を生み出し、そのため人間能力の開発、人口の質の向上、中高年労働力や潜在労働力の活用などが要請されている。そこから、主婦の就労に伴う家庭教育不在の問題、勤労青少年の安易な離転職の問題などが生まれている。また、高齢化現象は、家庭婦人や老人によつて、長期の余暇、老後の過ごし方の問題をもたらしている。余暇を人生の充実のためにいかに有効に利用するかは、今後のひとびとによつて大きな問題である。これらの問題の解決に教育が果たすべき役割は大きい。

(2) 家庭生活の変化

近時における家族構成をみると、1家族当たりの子どもの数が少なくなっただけでなく、核家族への傾向が顕著である。しかも産業構造の変化に伴つて家庭は消費の単位となり、親子がいつしよに生活することは少なくなり、子どもが親の働く姿に接したり、自ら親とともに働くこともまれとなつた。さらに耐久消費財の普及、家事労働の軽減など各種の条件が加わつて、「マイホーム主義」、主婦就労の増大、「教育ママ」、世代の断絶、家庭の集団訓練の場としての機能の低下、消費的欲求の増大などの現象が生じ、それに伴つて多くの教育的問題が生じつつある。また、今日の家庭生活にはラジオやテレビが大きくはいり込んでおり、家庭生活や青少年の意識に大きな影響を与えつつある。これにいかに対処し、また、これを学習手段としていかに有効に利用するかが、教育にとつて大きな問題である。

(3) 都市化

今日、都市化現象がきわめて顕著であり、産業や人口が都市に集中して、いわゆる自然の喪失、

交通災害、公害などの問題がひきおこされているとともに、都市的生活様式、個人主義的意識が広く全国に拡大しつつある。これらの問題にいかに対処するかが重要となつてゐる。それとともに巨大都市の発達や通勤形態労働の普及によつて、広域的な社会教育の展開が必要となつてゐる。

また、都市への流入者、なかでも青少年は、その未知の新しい環境に適応できないで、都市における孤独や誘惑に負けてしまうことも多い。さらに、従来は農村で生まれ都市に流入する青少年だけが注目されていたが、新たに都市で生まれ都市で育ち、自然を知らず、郷土的意識をもたない青少年がふえつつある。このような都市における青少年の問題にいかに対処するかも、大きな教育的課題である。

なお、都市化に伴い過疎地域が増大しているが、学習機会にめぐまれないこれら過疎地域の教育の振興を図ることもますます急務となつてゐる。

(4) 高学歴化

また、高学歴化、学歴水準の向上も著しい。高学歴化は学習意欲や学習能力の高いひとびとが多くなることを意味するので、ひとびとが要求する学習内容は当然高くなる。その反面、学校教育が負担過重に陥つたり、学校生活に適応できない学生生徒が多くなつたりすることもある。したがつて、社会教育は、学校教育と連携協力関係を密にし、その内容や方法を高度化するとともに、この傾向から取り残されたひとびとの教育の問題をどう解決するかということにも真剣な配慮を払うべきである。

(5) 工業化・情報化

技術革新が目まぐるしく進み、第1次産業人口の減少、第2次、第3次産業人口の増大など就業構造が変化するとともに、巨大組織が発達してきている。このような工業化がますますすすんでいくにつれて、組織の歯車、機械の番人、孤独な群集などの言葉で表されるような人間疎外の問題も深刻化してきている。一方、新聞、雑誌、ラジオ、テレビなどのマスコミの発達はまことに著しく、情報化社会と称される現象が生じ、ひとびとが情報の洪水、流行の支配に圧倒されて個性と自我を喪失する傾向がみられ、さらに、価値観の混乱や対立が個人にも社会にも現われている。

(6) 国際化

工業化が進行してわが国の経済水準が上昇するとともに、国際的な地位や責任も高まり、交通・通信手段の画期的発達ともあいまって、政治・経済・文化等あらゆる分野において、国際的なつながりがますます強まってきた。今や国民の生活は一国のわくを越えて、世界の各国と直接・間接に結びつく面が強くなってきた。こうして、物の面でも、人の面でも、価値・情報の面でも、国際的な交流、影響、協力が不可避となつてゐる現在、教育にも広く国際的な視野からの配慮が求められている。

2 生涯教育と社会教育

(1) 社会の変動と生涯教育

今日の激しい変化に対処するためにも、また、各人の個性や能力を最大限に啓発するためにも、ひとびとはあらゆる機会を利用してたえず学習する必要がある。とくに社会構造の変化の一面としての寿命の延長、余暇の増加などの条件を考えるなら、生涯にわたる学習の機会をできるだけ多く

提供することが必要となっている。また変動する社会ではそれに適応できない人も多くなり、変動に伴って各種の緊張や問題が生じており、これらに伴い、ひとびとの教育的要求は多様化するとともに高度化しつつある。こうした状況に対処するため、生涯教育という観点に立つて、教育全体の立場から配慮していく必要がある。

生涯教育の必要は、現代のごとく変動の激しい社会では、いかに高度な学校教育を受けた人であっても、次々に新しく出現する知識や技術を生涯学習しなくてはならないという事実から、直接には意識されたのであるが、生涯教育という考え方はこのように生涯にわたる学習の継続を要求するだけではなく、家庭教育、学校教育、社会教育の三者を有機的に統合することを要求している。

しかしながら、きわめて急速かつ大規模な社会変動のもとで、教育が社会について行けないという面もあれば、社会に対して先導的役割を果たしえないという面もみられる。また家庭教育、学校教育、社会教育の三者が有機的関係を見失い、学校教育だけに過度の負担や期待をかけたりするという傾向もある。三者の関係では、非効率や重複が生じることもあれば、いずれもが取り上げていないことがらもある。今日、あらゆる教育は生涯教育の観点から再検討を迫られているといつてもよい。

(2) 生涯教育と社会教育

生涯教育では、生涯にわたる多様な教育的課題に対処する必要があるので、一定期間に限定された学校教育だけではふじゅうぶんとなり、変化する要求や個人や地域の多様な要求に応ずることができる柔軟性に富んだ教育が重要となる。したがって、生涯教育においてとくに社会教育が果たすべき役割はきわめて大きいといわなければならない。なお、社会教育は、単に変化に順応するだけでなく、さらに人間性を積極的に育て、社会における先導的役割を果たすべきである。

しかも、今日、経済水準の向上による経済的余裕と時間的余暇の増大、学校教育の普及による国民の学習能力や学習意欲の向上と学校や教師の増加、社会の情報化に伴う学校外の教育的影響力や教育手段の増大など、社会教育の普及発達にとって、これを適切に利用するなら、有利に作用する条件も大きくなりつつある。

(3) 社会教育の意義

社会教育というとき、往々にして青年団・婦人会などの団体や、公民館・図書館などの施設や学級・講座などの活動だけが思い浮かべられることが多い。また、教育という言葉のもつ語感から、なんとなく、講義などの受け身の形態や堅い内容だけが連想されることもないとはいえない。

このような従来からの諸活動が社会教育として今後も重要な役割をもつことは変わらないが、このような狭い範囲だけに社会教育を限定する考え方では、これからの変化の激しい社会における社会教育への期待にこたえることはできない。今後の社会教育は、国民の生活のあらゆる機会と場所において行われる各種の学習を教育的に高める活動を総称するものとして、広くとらえるべきである。

社会教育の対象は、少年から老人までを、そのレベルは日常的、基礎的なものからより高度なものまでを、方法は、ひとりで本をよんだり、テレビの教養番組をみたりする個人学習から、友人と討論したり、グループでスポーツを楽しむというような集会・集団学習までを、また、内容は、知的な面から体育・文化活動までをそれぞれ含むものとして、広く理解する必要がある。

しかし、社会教育の範囲を広くとらえるといつても、いつさいの学習活動が、即社会教育である

ということではない。社会教育の概念には、ひとびとの学習意欲や学習活動とそれらを教育的に高めようとする作用との相互関係が内在することを忘れてはならない。

3 生涯の各時期における社会教育の課題

上に述べたように社会教育を広くとらえるならば、今日、その機会はきわめて多いということもできる。しかし、それが地域的に偏在していたり、学習意欲の不足からじゅうぶんに利用されなかつたり、内容が満足されえないものであつたりするという傾向がある。また、非教育的な影響力が強すぎて、社会教育がこれに対処しえないという傾向もある。このような傾向を考えるなら、今日、社会教育に積極的な学習意欲をもつて参加するひとびとは必ずしも多くはないし、また、その機会がじゅうぶんに提供されているとはいえない。社会教育の基礎はひとりびとりの自発的な学習意欲であるから、社会教育を振興するためには、以上のような傾向を是正し、ひとびとの自発的な学習意欲を喚起し、その意欲をみたまうような学習の機会や場をできるだけ豊富にしなくてはならない。

社会教育の豊富な機会を効果的に提供するためには、まず、ひとびとが生涯の各時期にいかなる問題に直面しその問題解決のためにいかなる学習を必要とするかを明らかにして、ひとびとの学習要求をくみとる必要がある。

(以下略)

第2部 社会教育振興の方向

(略)

1 社会教育の内容

(1) 内容の現状

ア 要求されている内容

社会教育における学習内容は、学習を行なう者の立場や要求の多様性に応じ、広範多岐にわたるものである。一般的に言えば、娯楽、小説、音楽、ニュース、レクリエーション、スポーツなど、いわゆる勉強とか学習とかとしてはふつう意識されず、努力をあまり必要としない「やわらかい」内容が好まれているが、他方、系統的で高度な内容や、積極的な身体活動、団体訓練などが好まれつつあるという傾向もしだいに大きくなつてきている。たとえば、大学その他の提供する開放講座・講演会への参加、各種集団への加入、各種学校・社会通信教育・講習会の利用などの状況や、各省庁の行なっている教育的事業や企業内における教育事業などの内容を見れば、今日、多様で高度な内容が要求され、系統的、意識的、積極的な学習が要求されつつあることは否定しがたい。

イ 提供されている内容

現在行なわれている社会教育に関し、その全体について量的に把握し、その内容分析を行なうことは困難であるが、それらの内容を一応分類して整理すれば、「教養・趣味に関するもの」「体育・レクリエーションに関するもの」「家庭生活・家庭教育に関するもの」「職業・生産に関するもの」「市民生活・国民生活に関するもの」「その他」などきわめて広い領域にわたっている。

(2) 社会的条件の変化と内容

今日、科学文明の高度の発達や社会の組織化・大衆化の傾向により、ともすれば人間性が失われ

がちとなり、真に人間らしい生き方をすることが妨げられるようになっていく。したがって、これからの時代は、世界や人間についての深い洞察のもとに自らの人間性を回復し、生きがい求めて、時間的・経済的余裕を人生のより豊かな充実に活用し、社会の高度化や分業に伴う人間の断片化、画一化、受動化の状況に対処し、緊張からの解放を図ることが必要になってくる。もちろん今日の急激な社会の変化に応じるためには、社会教育の内容は固定的に考えられてはならない。すなわち社会教育の対象が、年齢または立場に即して多様化し、これに応じて教育内容も多彩なものとなり、高度化することに留意しなければならない。

しかしながら、概括的に言えば、今後拡充を図っていく必要がある社会教育の内容として、およそ次のようなものが考えられよう。

ア 教養の向上、情操の陶冶に資する教育

人間性の回復のためには、教養を高め、情操を養って精神的なうおいをもたらす、豊かな個性の実現に努めるべきである。とくに偉大な芸術文化や文化財に接して心の豊かさを養ったり、自然や社会に対する科学的知識を深めて、それに対する理性的、積極的な態度を養ったりすることがたいせつである。

また、自ら進んで学習し創作するという積極的な態度そのものが、自己の主体性を高める道でもあることに、留意する必要がある。

イ 体育・レクリエーションに関する教育

都市化し、機械化する現代においては、ともすれば積極的な身体活動や仲間との共同生活が少なくなる傾向があるので、体育・レクリエーションを一段と充実させ、また自然との交流を重視する必要がある。

ウ 家庭教育の振興、家庭生活の向上に資する教育

社会全般における価値体系の混乱、学校教育へのかたよつた期待と依存、核家族化、子どもの数の減少等による家庭のあり方の変化などは、一方において、親の権威や自信を喪失させ、他方において、青少年に対する過保護傾向の増大、集団訓練の機会の減少等、家庭の教育機能のゆがみをもたらしている。

このような時代にあつては、親が家庭における子どもの教育のあり方についての正しい理解をもち、現代にふさわしい家庭の教育機能を確立することが求められるので、子どもの教育に関する両親の学習が積極的に進められなければならない。また、家庭が人間生活の基盤であることにかんがみ、家庭生活のあり方についての学習を深め、家庭生活の向上を図ることが重要である。

エ 職業に関する知識・技術の向上に資する教育

技術革新の進展、就業構造の変化等によつて、専門的・技術的職務や管理的職務の増大、農村から都市への人口移動、農業労働にない手の変化、農業技術や農業経営の近代化、中高年齢者の労働力の活用、婦人の能力開発とその活用等、社会教育が関連をもつさまざまな問題が生まれてきた。

このため、経営者をふくむ専門的職務に従事している者の現職教育、有職者の職業資質の向上に関する教育、勤労青少年に対する教育、農業等の従事者および後継者に対する教育、成人の転職・再就職に関する教育、家庭婦人の就労に関する教育等、職業に関する知識・技術の教育は、これからの社会教育において拡充されなければならない。それとともに、社会教育では、職業観を確立し、職業的能力を高めて、積極的に職場において生きがいを見いだすことを助けるという観点も忘れてはならない。

オ 市民意識・社会連帯意識のかん養に資する教育

工業化、都市化の進行等によつて、市民相互のつながりが弱まり、ともすれば社会や政治への無関心ないしはそれから逃避する態度や、いたずらに自己の立場や権利のみを主張する風潮が生まれていることは、否定できないところであり、社会生活のさまざまな場面で種々の摩擦を生じている。

このような事態に対処し、社会の構成員としての自覚をもち、権利と義務の正しい認識のもとに、よりよい地域社会の形成に積極的に参加し、また、国土と民族に対する愛情をもつて国家・社会のあり方に深い関心をもつ、公民としての人間を形成していくことがたいせつである。

カ 国際性の啓培に資する教育

わが国と世界との関係が密接になるにつれて、世界や平和に対する理性的な認識や国際感覚の必要も大きくなつてきている。ともすれば偏狭な島国根性と必要以上の外国崇拜とに陥りがちであつた国民が、諸外国の実態を理解し、世界に対して独自の貢献をすることが要請される。したがつて、これからの社会教育においては、国際的な知識や感覚を養成し、国際理解・国際協力の学習の促進を図るとともに、日本文化の特性に対する正しい認識と誇りをもつことが肝要である。

2 社会教育の方法

(1) 方法の現状

ア 学習の形態

学習には、複数のひとびとが集合して進める形態と、個人で進める形態とがある。前者はさらに、学習のねらいや主題に応じて、希望者がそのつど自由に参加する集会的性格のものと、参加者の集合が組織的であつて、それ自体が教育的意義をもつ集団的性格のものに分けられる。講演会、音楽会、映画会等は前者に属し、グループや学級・講座、青年の家の宿泊訓練などは後者に属している。

また、個人ですすめる学習にも2つの態様がみられる。そのひとつは、図書、雑誌、放送などひとりで入手できる学習媒体を用いて、ひとりびとりがそれぞれの場で任意に行なう個人学習である。通信教育はこの種の個人学習の一例で、通信によつて指導を受けつつ学習を進めるところに特色がある。個人学習のいまひとつの態様は、個人で施設を利用してすすめる学習である。各人の当面している問題の解決を図るために図書館や博物館に行つて資料を利用したり、展示会に出かけて考え方のいとぐちを発見したりするなどの学習は、この態様の学習といえる。

イ 学習の方法と媒体

学習の方法には、従来から行なわれてきた講義、講演のほか、各種の討議法や読書、実習・実験、演示、劇化、見学、調査、資料の自作、スポーツの練習・競技などの多彩な方法があげられる。

なお、社会教育においては、学習で使用される媒体が大きな役割を果たしている。学習の媒体としては、従来の印刷媒体が最も広く用いられているが、戦後、映画やスライドがさかんに導入され、その後もすぐれた機能をそなえた各種の視聴覚媒体（オーバーヘッド投映機、録音機、ラジオ、テレビ、VTR等）が利用されるようになった。

(2) 社会的条件の変化と方法

これからの国民生活の動向や社会的条件の変化を考慮するとき、方法の面には次のような課題が

指摘される。

ア 学習意欲の高揚

近年、ひとびとの学習への意欲はしだいに高まっているが、それは高学歴者で専門的職業に従事している層に著しい傾向であり、学習に無関心なひとびとが少なからず残されている。したがって、すべてのひとびとが学習活動に参加しうるように、各種の学習の機会についての情報を提供するとともに、学習方法や媒体を活用して、学習意欲の高揚を図ることが必要である。なお、技能審査等の制度が、ひとびとの学習意欲を高揚し継続させるのに果たす役割の大きいことにかんがみ、その拡充を図ることが望ましい。

イ 個人学習の促進

今後ひとびとの要求する学習内容がいつそう多様化し、また、個性の伸長を図ることが重要になることなどから、個人学習の必要性がますます増大してくる。このため、個人学習に応じうる教育放送、社会通信教育および各種の社会教育施設の役割はますます大きくなる。教育放送は、家庭や職場に対して直接に音声や映像による学習媒体を提供する点に特色をもち、社会通信教育は、学習者がそれぞれ自己のペースで学習を進め、かつ指導者と個別のコミュニケーションを可能にするところに特徴を有する。今後、これらに対するひとびとの認識を高め、その普及を図るとともに、その充実改善を促進する必要がある。また、社会教育施設については、個人の相談に応じうる体制の確立など、個人学習を容易にする諸方法を拡充する必要がある。

ウ 集会学習の拡充

集会的性格の学習では、すぐれた講師を招へいすることができ、また、学習が集中的に進められ、必要な学習媒体等を活用することもできるので、専門的な知識・技術を習得する学習に適している。この点、個人学習では得られない教育効果も期待できる。したがって、今後、内容、形式ともに多方面にわたって集会的性格の学習の拡充を図る必要がある。とくに、学校開放講座は、大学および高等学校等がその教育機能を社会に向けて開放するもので、集会的学習の一形態であるが、高度の専門的な学習要求に深くこたえうる点に特色があるので、その振興を図ることが望ましい。

エ 集団学習の拡充

集団的性格の学習は、参加者に、行動や実践につながる問題について共同で取り組ませ、共通の問題に注意させ、共通の意識を育てることに意義がある。グループ、団体、学級などで行なわれる学習は、それらが集団的性格の学習である点に独自の意義をもっている。また、スポーツ、レクリエーションなどは多くの場合、集団活動によつてはじめて可能となる。都市化の進行に伴って、ひとびとがしだいに連帯感を見失いつつある中で、今後、いよいよ集団的性格の学習を充実する必要がある。

オ 学習媒体の活用

今後の社会教育においては、できるだけ広い層の参加を促すことが要請されるが、他面、より高度の内容を提供することも必要となってくる。この点に関して注目されるのは、視聴覚的な学習媒体のもつ教育機能である。これらの媒体の活用によつて、学習への動機づけを有効に行なったり、学習内容を興味深くしかも理解しやすい形で解説したり、最新の情報や資料を提供したりすることが可能であり、さらに講義や講演等そのものを空間的に拡大して多数の人に提供することもできる。

最近では、各種の教育機器を総合的に活用して学習の効果を高めようとする教育工学の研究も

さかんになりつつあるので、こうした動向にもつねに注目し、積極的にこれを取り入れることが必要である。

(以下略)

4 社会教育に関する施設

(1) 施設の現状

ア 施設の種類

社会教育に関する施設は、社会教育活動の内容や方法が多様であるのに対応して多種にわたっている。また、設置者は公共団体だけでなく、民間団体や私人もあり、施設の利用範囲も近隣住区を中心とするものから、より広域的なものまでさまざまである。

社会教育に係る施設を設置の目的からみると、公民館、図書館、博物館、体育館、青年の家等のように、もっぱら社会教育活動を目的として設けられた施設と、学校教育施設、厚生施設、職業訓練施設、農業研修施設、宗教施設、教養娯楽施設などのように、本来、社会教育のために設けられたものではないが、社会教育の推進に事実上役立つ施設とにわけられる。

社会教育に関する施設について考える場合、これらを総合的にとらえる視点が必要であるが、ここでは、前者を中心にとりあげることとする。

イ 施設の現状

わが国における社会教育施設の発展は戦後とくにめざましく、公民館、青年の家などの新しい施設が生まれ、その数も年々増加している。しかし、その絶対数は少なく、地域間の普及状況には格差がある。また、専門職員の不足、施設・設備・資料の不備、運営上の配慮の不足などのため、本来の目的にかなった活動をじゅうぶん展開できないものが少なくない。

(2) 社会的条件の変化と施設

ア 施設一般の課題

国民の学習要求の高まりに即して、社会教育施設を拡充するにあたっては、次のような課題を解決する必要がある。

(ア) 施設の計画的整備と体系的配置

施設の目的・機能・利用範囲、地域人口、交通条件などを考慮しながら、ひとびとの必要と要求に即応するように、諸施設の整備計画を樹立する必要がある。この場合、各施設が日常生活圏施設、広域圏施設のいずれに属するかを留意しながら、体系的な配置を図るべきである。また、国および地方公共団体が地域開発計画等を策定する場合には、社会教育施設の配置を織り込むとともに、それに必要な土地の先行的確保について配慮すべきである。

なお、校庭の開放その他学校の施設整備の開放の推進についても配慮する必要がある。

(イ) 施設の専門分化と総合的な施設の強化

ひとびとの学習要求の高度化、多様化に伴い、施設に対しても専門分化したサービスが要請される。この場合、人口過疎地域においては、町村単独で個々に設置することは困難であることにかんがみ、当該地域の中心地区に専門分化した施設を共同で設置する等の措置を講じ、ひとびとの学習要求に対応することが望まれる。

また、専門的施設をいくつか集めて、総合的な機能をもつ施設に統合することも必要である。他方、施設の機能の専門分化と並行して、地域のひとびとが身近に相互のつながりを深め、自

発的活動を展開できるような各機能をあわせもつ日常的総合施設の必要も大きい。

(ウ) 都市における施設の刷新・充実

都市住民の意識や生活環境に応じて、たとえば、相互連帯意識を啓培するための公民館、スポーツを楽しめる身近な小運動場や屋内体育館、青少年の豊かな人間形成のための青少年教育施設の充実など、社会教育施設の刷新・充実を積極的に進める必要がある。とくに大都市およびその周辺部においては、通勤・消費行動、余暇利用等の人口流動に対応して、中心街、事業場密集地域に文化施設等の設置を促進する必要がある。

(エ) 内容の高度化に対応する条件の整備

今後、社会教育施設にも高度の活動と魅力ある施設内容が強く要求されるので、物的条件の整備には格別の努力が必要である。また、施設の運営において職員がきわめて重要な役割を果たすことにかんがみ、各施設における専任職員の設置と増員につとめるとともに、その資質向上のための養成と研修につとめることが必要である。

(オ) 他の施設との連携強化

各種の社会教育施設が、単独ですべての活動を行なおうとして、かえってサービスの不徹底をきたしている場合が少なくない。今後、同種施設間に一定の組織を作つて事業の共同化を図り、または専門分化した施設と一般的施設との間に、あるいは広域圏の施設と近隣住区施設との間に強力な連携体制をつくつて、サービスを充実する必要がある。また、社会教育施設は、その他の関係施設と提携して経営効率の充実を期すべきである。

(カ) 公共投資などの拡大

国や地方公共団体は、これらの社会教育施設が生活環境の基盤であることを認識し、施設の建設については財政措置を強化する必要がある。

イ 施設別の課題

(略)

(ウ) 博物館

博物館は、美術館、歴史館、科学館、産業館、動物園、植物園、水族館等の名称を問わず、それぞれ実物・模型の資料を一般公衆の利用に供したり、その資料に関する調査研究を行なうもので、入館者数は近年大幅に増加し、一般の関心が増大している。しかし、多くの博物館が資料や教育機能の不足に悩んでいる。歴史、芸術、科学等に関する実物教育は知識を啓培し、情操を豊かにし、創造力を養うものであるから、博物館を単に収集品の保存・展示の場として考えるにとどまらず、わが国の未来の産業、文化、生活を創造するための学習の場としてとらえることが重要であり、次の点に留意する必要がある。

(i) 施設・設備の近代化、資料の計画的収集、補充および教育事業の充実を促進する必要がある。

(ii) 博物館の地域格差を解消するため、都道府県や大中都市というまでもなく、小都市や町村においても、地域事情を考慮しつつ特色のある博物館を設置する必要がある。

博物館の未設置地域については巡回展などを行ない、資料不備の博物館へは資料の豊富な博物館からこれを貸与する等、博物館間の相互協力によつて格差の是正につとめる必要がある。なお、観光事業の開発に関連して、地方公共団体や民間企業が博物館に準ずる施設を設置する傾向が増大しているが、これらの施設との連携を強化する必要がある。

(iii) 博物館と学校教育または社会教育の組織的な学習活動との結びつきを図るべきである。

学校教育との関係においては、教育課程との関連を考慮し、博物館を有効に児童・生徒に利用させ、社会教育との関係においては、社会教育施設や社会教育関係団体の教育活動に結びついて、見学、研究、学習の場として利用されるよう連絡提携につとめるべきである。

(iv) 私立博物館については、税制上の優遇措置その他の国の積極的な育成策を講ずる必要がある。

(以下略)

5 社会教育における指導者

(以下略)

(2) 社会的条件の変化と指導者

(i) 指導者別の課題

(以下略)

(i) 行政関係職員

(以下略)

(ii) 施設職員

(略)

c 博物館の学芸員

博物館には専門的職員として学芸員が置かれているが、その設置状況はきわめてふじゅうぶんで、専任の学芸員を置かない博物館が少なくない。学芸員には、博物館資料の収集・保管・研究等のため、館種に応じた専門的知識が必要とされるほか、展示において、教育的配慮を加え、集団または集会等による組織的教育活動を進めるため、社会教育に関する知識・技術に欠けてはならない。

したがって、大学における博物館学に関する講座・科目の充実など学芸員の養成制度を改善し、社会教育における指導者としての位置づけをも明確にする必要がある。また各博物館に専任の学芸員を設置し、充実するとともに、これら学芸員が博物館に定着し、専門的技術を発揮できるよう、処遇改善等の措置を講じなければならない。

(以下略)

5 地域社会と文化について

〔昭和54年6月8日〕
〔中央教育審議会答申〕

(略)

1 基本的な考え方

(文化活動の重要性)

我が国は豊かな風土に恵まれ、人々は、日々の勤労とともに、日常生活に根ざしたさまざまな文化的な活動を営み、自然と融合しつつ、情感を重んじた独自の文化を形成してきた。

今日、我が国においては、戦後の急速な経済成長によって国民の生活水準は向上し、物質的生活の豊かさは一応達成されつつあるが、一面において、心の豊かさに対する国民の要請が高まり、それに伴い文化面での対応の必要性が広く認識されるようになってきた。

いわゆる高学歴社会の進行や人口の高年齢化、自由時間の増大等を背景として、勤労者、高齢者、家庭婦人、青少年など国民の間には、教養や趣味のための学習、心身の健康のためのスポーツ、芸術の鑑賞や創作活動など、多様な文化活動に対する欲求が増大しつつある。

これらの文化活動は、国民の1人1人がそれを通じて個性を伸ばし創造性を培い、自己の向上を図ろうとする自発的な営みであって、これらの要求に対して、人間の精神生活の豊かさと調和を重視しつつ、いかに適切に対応するかは我が国の文化にかかわる基本的な問題である。

(地域社会における文化活動の意義)

国民の文化活動は日常生活に根ざしたものであるから、日常生活の基盤である地域社会と深く関連している。

地域社会においては、大都市、地方都市、農山漁村における生活様式や住民の意識などが急激に変化する一方、居住環境の重視や近隣社会の見直し、都市と農村の機能を結びつけようとする考え方など、新しい動きがみられる。

これらは、住民が温かい心の触れ合いを通じて、豊かな人間性を回復し、生きがいに満ちた生活を営んでいくことができる場の形成を重視しようとするものである。このような地域社会は、もとより住民の1人1人が互いに尊重し合い、その協力の下につくり上げていくものであるが、その際、住民の日常自発的に営む文化活動が、相互の交流を深め連帯感を育てる面を含めて、大きな役割を果たすことが期待される。

このような文化活動を盛んにするためには、行政区間や経済活動圏、通勤通学圏に必ずしもとらわれないで、地域住民の日常居住する場を基礎としながら、住民が多様な文化活動を展開する具体的な範囲を文化活動圏としてとらえ、その視点から諸般の施策を進める必要がある。

なお、地域社会における文化活動の在り方に関連して、個人が自主的に独りで行なう文化活動を十分尊重するとともに、地域住民が公共の文化施設等を自ら責任をもって利用する態度など、地域社会の一員として必要な教養を進んで学び合えるような場を醸成することが望まれる。

2 文化行政の視点及び施策

地域社会における文化活動に関する住民の多様な要請に適切に対応するためには、もとより民間の活力に期待される面が多いが、また、行政の果たすべき役割は極めて大きい。

国及び地方公共団体は、地域社会における文化活動の重要性を認識して、以下のような視点に立つて文化活動に関する施策を拡充し、地域の特性や伝統を考慮しつつ多様な行政を展開し、住民の1人1人がその生涯の各時期を通じて自由にかつ自発的に文化活動を行うことができるよう配慮すべきである。

その際、地域社会の変化の方向を見通し、広域的な視野と長期的な展望の下に、全国的に共通する普遍的な文化の面にも十分配慮し、また、文化に関する国際的に開かれた観点をもって、諸般の施策が進められる必要がある。

(1) 文化活動圏を考慮した場の整備

人々の文化活動は日常的な生活圏から広域的な圏域までさまざまな場で行われているが、地域社会における文化活動の場としては、各種の公共施設、企業・民間の施設、学校施設が中心となっており、また、道路や広場のような公共空間あるいは自然に至るまで、さまざまな場がある。施設に

については、その新設はもとより、既存施設の一層効果的な利用を工夫し、また、空間等についてはその文化的側面に留意しつつ、幅広く整備し活用するという観点が望ましい。

社会教育施設、体育・スポーツ施設、芸術文化施設など、各種の文化活動のための施設については、文化活動圏という観点を導入して配置する必要がある。例えば、日常的な文化活動圏では、住民が気軽に利用できる、多目的な機能をもつ施設を整備し、広域的な文化活動圏では、住民の多様な文化活動に対する要請にこたえて、専門分化した機能をもつ施設を整備すべきである。また、それぞれの文化活動圏においては、隣接地域の施設との有機的関連を考慮しつつ、特色ある施設を設置し、広く利用に供するような配慮が必要である。

文化活動の拠点となる施設の整備に当たっては、それらの施設に地域に対する愛着と帰属感的象徴としての働きをもたせ、地域社会の振興又は再生の場とするような観点も必要である。

また、より広域的な文化活動圏の中心となる高次の施設については、文化活動の全国的な均霑^{てん}を考慮し、いわゆる文化の東京集中の傾向を改め、多極的な集積を目指して整備するような観点を導入することも必要である。

なお、これらの施設の配置に当たっては、地域の伝統や自然との調和についても十分配慮することが望ましい。

(2) 地域社会における学校開放の促進

学校はその保有する施設、教職員、情報等の面において文化活動に貢献し得る豊かな機能をもっており、今後、学校が地域社会における文化活動の面で果たすべき役割は一層高まるものと思われる。

小学校・中学校・高等学校の施設については、体育・スポーツ活動面を中心として住民への開放が既になりに進められているが、学校の教育的・文化的機能を更に効果的に生かして、地域住民の学習活動や芸術文化活動の面においても学校の開放を推進する必要がある。

その際、施設について管理・利用面での整備を行うとともに、学校の新設や改築に当たっては、文化活動の面も考慮して企画・設計上、柔軟性を加えるような工夫が必要である。なお、学校開放については、もとより、住民の1人1人が愛着をもって学校の利用に当たるとともに、学校に対する過重な負担にならないよう積極的な方策を考慮すべきであり、更に、学校開放が各学校の実情に即して地域全体として計画性をもって進められるよう留意する必要がある。

また、大学についても、公開講座の開催や体育・スポーツ施設の一般利用などが行われているが、その開放を更に積極的に進めるべきである。

(3) 民間の活力への期待

地域社会における文化活動を促進するためには、国や地方公共団体による条件整備が重要であるが、公的な制度を弾力的に運用するとともに、民間の意欲や創意を積極的に生かして、その多様な活力を発揮させる方途を工夫する必要がある。

例えば、企業・団体等のもつ施設の地域住民への開放の促進、民間資金の導入、民間の発達した情報媒体の活用、あるいは国、地方公共団体と民間とが連携・協力して施設を設置・運営する方式なども考えられる。

また、さまざまな知識・経験を有する高齢者や意欲をもつ家庭婦人等がその善意と自発性に基づいて文化活動の指導者として参加したり、あるいは芸術文化などの分野における専門家がその居住する地域の文化活動の発展に貢献し得るような仕組みを工夫すべきである。

その際、住民がこれらの人々の指導や助言を求めやすくするため指導者に関する組織的な情報を

整備し、これらの人々の研鑽の機会を充実し、また、その処遇、称号、顕彰等の方策について検討する必要がある。

(4) 文化振興のための施策

国及び地方公共団体は、地域社会における文化活動の充実・発展を図るための基本的な施策として、公共施設を整備し、文化活動に関する各種の事業を実施するとともに、文化活動に不可欠な指導者の養成・配置を図り、各種の情報提供を積極的に行うべきである。また、地域社会において自主的に文化活動を行い優れた業績を挙げている団体やグループ等の活動を一層助長するため、それらの事業に対する援助を充実する必要がある。

更に、地域社会における文化活動の在り方を検討するため特定の地域を設定し、そこでの事例や試みなどの成果を他にも広く提供して、それぞれの地域がこれらのことを通じて相互に啓発し、文化活動に関する施策を一層効果的に推進し得るような配慮も必要である。

文化活動に関する事業の援助や指導者の養成・研修、情報の提供などを行なう文化振興のための団体を設置することについて、必要に応じて立法措置を含め、検討することが強く望まれる。

なお、文化活動に関する施策については、その成果を長期的な観点から評価しつつ推進を図ることが望ましい。

(5) 文化に関する行政の責務

地域社会における文化活動は、地域住民の日常生活を基盤とするものであり、地域社会の形成に深くかかわるものであるから、地域社会と文化に関して以上に述べたような視点や施策は、広く行政の全体的視野の中で生かされ、推進されるべきものである。このことは地方公共団体の一般行政において十分配慮されるべき課題であるが、特に、地域社会における文化活動に関する行政を担当する教育委員会の責任は極めて大きい。

教育委員会は、文化活動に関する行政の重要性を認識し、そのための行政組織の整備や担当職員の充実など、その体制を整備するとともに、文化活動に関する行政と一般行政との調和・連携を図りつつ、更に積極的に文化活動に関する施策を推進する必要がある。

6 生涯教育について〔関係部分〕

〔昭和56年6月11日
中央教育審議会答申〕

(略)

第1章 我が国における生涯教育の意義

1 生涯教育の意義

人間は、その自然的、社会的、文化的環境とのかかわり合いの中で自己を形成していくものであるが、教育は、人間がその生涯を通じて資質・能力を伸ばし、主体的な成長・発達を続けていく上で重要な役割を担っている。

現代の社会では、我々は、あらゆる年齢層にわたり、学校はもとより、家庭、職場や地域社会における種々の教育機能を通じ、また、各種の情報や文化的事象の影響下に、知識・技術を習得し、情操

を培い、心身の健康を保持・増進するなど、自己の形成と生活の向上とに必要な事柄を学ぶのである。したがって、今後の教育の在り方を検討するに当たっては、人々の生涯の各時期における人間形成上及び生活上の課題と、社会の各分野における多様な教育機能とを考慮に入れることが必要である。本審議会が、昭和46年6月の答申において、社会環境の急速な変化の下で、今後における人間形成上の重要な問題として、生涯教育の観点から全教育体系を総合的に整備することを検討課題として提起し、また、その後、昭和52年6月、文部大臣の諮問を受けて、あらためてこの課題を取り上げたのも、このような考え方に基づくものである。

今日、変化の激しい社会にあつては、人々は、自己の充実・啓発や生活向上のため、適切かつ豊かな学習の機会を求めている。これらの学習は、各人が自発的意志に基づいて行うことを基本とするものであり、必要に応じ、自己に適した手段・方法は、これを自ら選んで、生涯と通じて行うものである。この意味では、これを生涯学習と呼ぶのがふさわしい。

この生涯学習のために、自ら学習する意欲と能力を養い、社会の様々な教育機能を相互の関連性を考慮しつつ総合的に整備・充実しようとするのが生涯教育の考え方である。言い換えれば、生涯教育とは、国民の1人1人が充実した人生を送ることを目指して生涯にわたって行う学習を助けるために、教育制度全体がその上に打ち立てられるべき基本的な理念である。

このような生涯教育の考え方は、ユネスコが提唱し、近年、国際的な大きな流れとして、多数の国々において広く合意を得つつある。またOECDが、義務教育終了後における就学の時期や方法を弾力的なものとし、生涯にわたって、教育を受けることと労働などの諸活動とを交互に行えるようにする、いわゆる“リカレント教育”を提唱したのも、この生涯教育の考え方によるものである。

我が国にあつては、人々の教育・学習のための機会は、公的あるいは民間諸部門の努力や活力によって豊富に存在するが、生涯教育の観点からみれば、なお吟味・改善を要する部分や、相互の連携・協力をより適切に進めるべき点が少なくない。

また、我が国には、個人が人生の比較的早い時期に得た学歴を社会がややもすれば過大に評価する、いわゆる学歴偏重の社会的風潮があり、そのため過度の受験戦争をもたらすなど、教育はもとより社会の諸分野に種々のひずみを生じている。今後、このような傾向を改め、広く社会全体が生涯教育の考え方に立って、人々の生涯を通ずる自己向上の努力を尊び、それを正當に評価する、いわゆる学習社会の方向を目指すことが望まれる。

2 生涯教育と現代社会

このような認識の下に、近年なぜ我が国においても生涯教育が重視されるようになってきたかを、我が国の社会・経済的な状況に即して考えてみたい。

第1に、社会・経済の急速な変化そのものが、人々に様々な知識・技術等の習得を迫っている。すなわち、目覚ましい科学技術の進歩や経済の発展は、技術革新と産業構造の変化をもたらすとともに、社会の都市化や情報化を進めており、このような状況の下で、多くの人々が新たな知識・技術の習得や主体的な情報選択能力の涵養、都市生活への適応など種々の対応を迫られている。また、特に、国際関係が一層深まりつつある今日、我が国が将来にわたって各国との協調の下に発展していくために人々が豊かな国際性を身につけることが求められている。

第2に、人々の教育的、文化的な要求そのものが増大しつつある。我が国においては、従来から教育に対する関心は強く、また、学問をはじめ教養や趣味、技芸等を身につけることも盛んである。これに加えて、近年、物質的生活の豊かさが増し、また、国民の教育水準が向上するにつれて精神的な

豊かさに対する要求は一層高まりつつあり、これに伴い個人あるいはグループによる種々の学習活動がとみに活発になってきている。

また、これらの活動の内容は、職業的技術・知識の習得や資格の習得、芸術・趣味・スポーツ等に関するものから、信仰・修養など深く人間の内面にかかわるものなど多種多様である。このことは、種々の変化に対応し、あるいは不変の価値を求める人々の学習意欲の現れである。

第3に、人々の多様な学習活動を可能ならしめる経済的、社会的な条件が整いつつある。すなわち、我が国においては、近年における経済成長の結果、国民の所得水準は逐年向上し、家計にゆとりをもたらし、それによって種々の教育的、文化的な要求が増大する一方、その充足を可能ならしめるに至ったのである。

また、家庭における子供の数の減少や家事労働の軽減、職場における労働時間の短縮あるいは寿命の延長などに伴い、自由時間が増大しているが、このことも多様な学習活動を可能にしてきた理由の1つである。

第4に、以上述べたような人々の個人的な学習上の必要性ないし可能性と並んで、今後、我が国が自由な生き生きとした社会を維持し、その一層の発展を図る上からも、適切な社会的な対応が求められている。

今日、青少年の生活意識に見られる著しい個人生活への志向は、しばしば社会に対する無関心に連なり、また、人々の公共心、地域社会における連帯意識の希薄化が指摘されるに至っている。加えて、急速な高齢化社会への進行に伴う種々の課題が生じている。このような状況に対処し、今後、人々が自由に自立しつつ、しかも広い社会性を身につけ、相互の思いやりと生きがいに満ちた、活力ある社会を築いていく上において、適切な教育的対応が要請されているのである。

第2章 我が国の生涯教育に関する状況と今後の課題

1 生涯教育に関する状況

我が国においては、国民の多様な学習意欲の高まりや教育に対する強い関心・要求に対応して、それを充足する様々な学習機会が提供されている。

まず、社会における最も組織的、計画的な教育機能として、幼稚園から大学に至るまでの学校があり、さらに、職業や実際生活あるいは教養向上のために専修学校や各種学校がある。

次に社会教育として、各地域において住民の学習要求や地域の特性に応じた各種の学級・講座・芸術文化活動・体育・スポーツ活動あるいは奉仕活動など多種多様な事業が推進されているほか、各種の通信教育も行われている。

また、勤労者のための職業教育・訓練の場としては、公共職業訓練のほか、企業内教育・訓練をはじめとする職場の内外における現職教育が盛んである。

さらに、新聞、放送、出版などの各種の情報媒体を通じての教育・文化活動や、近時都市を中心に発展しつつある民間の教育・文化事業があり、また教養、趣味、スポーツなどにかかる個人教授所も多く見られる。

最近では、各地で、それぞれ地域の特性を生かした生涯教育への意欲的な取り組みが進められている。例えば、教育・文化施設の面では、特色ある公民館、図書館、博物館、文化会館などを新設したり、あるいは一部の都道府県で広域的な学習事業、研修、情報提供など各種の機能を備えた生涯教育センターなどの総合的な社会教育施設を設置するなど、積極的な施設も見られる。また、既存の施設

を活用するための工夫・努力も払われており、小学校、中学校、高等学校などの施設が、住民の体育・スポーツ活動や文化活動のための場として提供されつつもあるのもその現れである。

2 今後の課題

我が国には、前述のように、従来から様々な学習機会が幅広く存在しており、人々の学習意欲も盛んである。

しかし、生涯教育の考え方に立って我が国の教育の状況を見ると、今後の望ましい方向として、なお種々の改善を要する点が指摘される。

本答申では、人の生涯をおおよそ、①成人するまでの時期②成人期及び③高齢期に分けてこれを考察するが、まず、ここでは教育機能の領域別の課題及び学習のための条件整備の課題について述べ、次に、第3章以下において各時期に固有の課題について述べることにする。

(1) 教育機能の領域別の課題

ア 家庭の教育機能の充実

今日我が国の家庭については、一般に社会とのつながりの弱さや、子供に対する過保護、しつけの不足などが指摘されている。このため、今後生涯教育の基盤としての子供の性格と態度の形成にかかわる親をはじめとした家族の努力が期待されるとともに、行政施策の面でも家庭教育への適切な援助が求められている。

また、家庭が各人の人間形成や精神的充足の上に持つ影響は、成人や高齢者にとっても大きい。このため、家族相互の温かい心の触れ合いや、信頼と尊敬あるいは人格の陶冶など家庭の教育機能の充実が望まれる。

イ 学校教育の弾力化と成人に対する開放

近年、前述のように成人が学習する必要性や要求が高まりつつあるが、これらの人々のために容易に選択することの可能な効果的な学習機会ができるだけ広く用意されることが望ましい。とりわけ、成人において学校での修学を容易にするため、学校教育の開放を促進することの意義は大きい。

このため、学校教育、特に大学教育をはじめとする高等教育の制度や運用方法の一層の弾力化、柔軟化を図る必要がある。

ウ 社会教育の振興

地域社会における人々の多様な学習活動を助ける上で、社会教育は重要な役割を果たしているが、その施設や教育内容・方法においてなお不十分な面が多い。

このため、施設や事業、指導者など社会教育全般について一層の充実を図るとともに、個人学習の援助など新しい分野や方法についても開発を進めるべきである。

さらに学校教育との連携・協力についても工夫・改善を図る必要がある。

(2) 学習のための条件整備の課題

ア 学習情報提供・相談体制の充実

生涯学習を進めるに当たっては、あくまでも個人の自主性が尊重されなければならないが、同時に人々の学習意欲を育て、かつ、その学習を容易ならしめる配慮がなくてはならない。

このため、学習機会やその内容、活用方法についての情報を人々に提供する事業、及び学習の

内容や方法について助言・援助する学習相談体制の拡充を図るべきである。

イ 生涯教育関係機関の連携・協力の促進

人々の年齢、性別、能力等の違いや、学習の目的・動機の多様性からみれば、提供される教育機会は多種多様であつて、かつ、これらが効果的に機能することが必要である。

このため、民間を含めて、教育諸機関相互のより緊密な連絡・情報交換が行われることが望まれる。

また、国や地方公共団体においても、教育関係者や教育機関のための情報提供活動の充実や関連行政機関相互の連携・協力の促進を図る必要がある。この際、特に地域社会において教育行政を担当する教育委員会は、生涯教育推進のための調整機能を十分発揮するなど積極的な役割を果たすことが期待される。

ウ 生涯教育に対する国民の理解

生涯教育は、各人の自発的な学習意欲を基本とするものであるから、国民1人1人が自ら積極的に学び、自己の啓発・向上を図ろうとする意欲と能力を身につけることが大切であり、これらは学校、家庭、地域社会などのあらゆる場を通じて、しかもできる限り早い時期から養われなければならない。

また、生涯教育の必要性は、各人が自己の体験を通じて自ら認識していくべきものであるが、行政施策の面からも、国民の理解を深めていく努力が必要である。

第3章 成人するまでの教育

1 人間形成の基礎を培う教育の重要性

乳幼児期から青年期にかけては、人間の生涯において最も著しく心身が発達・変化するとともに、豊かな可能性を秘めている時期である。

この時期に、子供の人間形成に及ぼす家庭の影響は極めて大きい。

また、我が国では、義務教育への就学率はほぼ100%に達し、義務教育後の上級学校への進学率も94%を超えるなど、初等中等教育段階における学校教育は著しく普及しており、この時期の子供の教育において重要な役割を担っている。

さらに、家庭教育及び学校教育と相まって、子供の多様な能力や可能性を自由に伸ばし、発揮させる教育の場として、社会教育が重要な役割を果たしている。

これらの教育は、それぞれの立場で子供の人間形成の基礎を培う役割を担っているが、同時にこれら相互間において緊密な連携・協力が図られなければならない。

このように、子供の成長過程に応じ、心身ともに豊かな発達を促し、生涯にわたり自己の形成を進めるための意欲と能力を育て、1人1人の子供が社会人として自立していくことを目指すことが、この時期の教育の眼目である。

今日、子供の教育にとって好ましくない一部の社会環境や過度の受験競争の影響もあり、あるいは家庭や学校における教育的配慮が十分でない場合も見られる。このため、ともすれば心身の調和のとれた子供の成長・発達が損なわれがちであり、また、いわゆる登校拒否や暴力行為などの不適切ないし反社会的な行為が一部に現れていることも看過することはできない。これらの状況に対し、家庭や学校の努力はもとより社会全体が、生涯教育の観点に立って子供の健全な育成のために望ましい教育的環境の形成に努めることが緊要な課題となっている。

2 家庭教育の充実

(1) 家庭教育をとりまく状況

子供は、家族の愛情の下に教育され、自らも家族の一員としての種々の役割を果たしながら成長を遂げていく。そして、親たちも複雑・困難な社会的環境条件の下で子供の教育に取り組み、努力している。

しかし、最近の傾向を見ると、社会の都市化、核家族化や家庭における子供の数の減少などの状況の下で、兄弟姉妹あるいは世代相互間の接触による家庭内での陶冶の機会は少なく、子供にとって家族とのかかわりは狭いものとなり、親も子供に対し、ややもすると過保護や過度の干渉に陥りがちである。

また、一般の親の子供に対する関心は、知的な教育、殊に進学の問題が中心となり、基本的な生活習慣のしつけ、社会性や自制心の涵養などの面での家庭の本来的な役割が必ずしも十分果たされているとは言い難い。

さらに、今日、テレビの普及に代表されるようにマスコミが著しく発達しているが、家庭においても、テレビ等による大量の情報を正しく選択し、これらを活用する能力を養うことが新たな課題となっている。

(2) 幼少年期の成長の過程の重視

乳児期から幼少年期にかけての家庭教育は、子供の基本的な性格を形成する上で重要な意義を持つ。特にこの時期には、子供の知・徳・体の調和のとれた全人的な発達を促すことが大切である。このためには、子供の成長・発達の過程、殊にその依存と自立の過程における親のかかわり方が重要であり、子供がそれぞれの時期において獲得していかなければならない発達課題を確実に身につけていくことができるように、親が子供に働きかけ、これを助けていくことが重要である。殊に、子供の逞しさや物事にいどむ積極的な気概が不足しがちであり、子供の気力や粘り強さ、自発性を培うことは、家庭教育における一つの課題である。

また、子供は家族との全面的な触れ合いを通じて成長していくものであるから、家庭の教育機能としては、意図的な教育ばかりでなく、意図しない家庭内での成人の生活態度そのものも重要な意味を持っている。したがって、子供の人間形成に及ぼす家族の生活態度や行動に十分留意しなければならない。

(3) 青年期の特質と家庭

義務教育修了後から成人として自立するまでの青年期にある者は、家庭ばかりでなく、教師、友人、マスコミその他社会全般の影響を強く受けつつ、また、数々の成功や失敗、幸福や不幸の体験を積み重ねながら、次第に自己を確立し、その能力や個性に基づいて自立して行動するようになる。

この時期においては、幾多の試練を経て、青年が自己を確立していく過程を周囲が愛情をもって見守り、これを励ますように配慮することが大切である。

また、青年は、その成長の過程で相談相手や心のよりどころを求めているのであり、親の適切な指導・助言は大きな指針となり、また、心の支えとなるものである。

(4) 家庭と社会

我が国では、一般的に家族相互の内面的な絆が強く、このことは、社会の変化など外部の状況への対応を含めて、家庭に安定性を保ちやすい特質を与えていると言われている。しかし、反面、家庭が社会性に乏しく、閉鎖的になりがちであるという指摘も少なくない。このため、子供の社会性・公共性の涵養の面で、地域社会への奉仕や勤労体験など親の配慮すべき事柄は多い。

家庭教育は、親の子供に対する私的な教育であり、親の自由に委ねられているものではあるが、同時に家庭それ自体は社会の基礎単位であり、また、社会的存在としての子供の社会性を伸ばしていくべき役割を担っている。その意味で、親は、家庭教育の持つ社会的責任について認識をより深めることが望まれる。

(5) 家庭教育への援助

家庭の教育機能の低下が指摘されているが、その機能の充実を図っていくのは、窮極のところ、個々の家庭の教育に対する熱意と自主的な努力である。

家庭基盤の充実は、今日国民的な課題であり、従来から行政の各分野において種々の努力が払われてきているが、今後も家庭の教育機能を充実するための施策が求められる。

家庭教育にかかる行政の任務としては、現に各地で行われている家庭教育学級・講座などの親に対する学習機会の拡充や学習内容の充実を一層図るとともに、家庭教育に関する学習情報の提供や子供の教育問題について身近に利用できる相談体制の整備など種々の施策を通じて家庭の子供に対する教育を援助し、これを励ましていくことが大切である。

3 学校教育における生涯教育の観点の重視

(1) 学習のための意欲、能力の涵養

我が国の初等中等教育は、従来ややもすれば既成の知識を与えることに主眼を置く傾向が強かった。このような傾向に対して、現在、子供が自ら考え、積極的に学び、伸び伸びと活動することができるように、ゆとりのある、しかも充実した学校生活の実現を目指した新しい教育課程が実施に移されつつある。

幼少年期においては、健康・体力づくりを科学的研究の成果を基に推進するとともに、学ぶ意欲を育て、物事を自ら進んで考え、そこに楽しみを見いだすことができるような生き生きとした人間を育てることが大切である。このことは、生涯教育にとって欠くことのできない基礎であり、この時期における学校教育に課せられた重要な課題である。

幼稚園教育においては、幼児の情操や創造性を育むとともに、集団生活を通じて社会性を養うことが必要である。

小学校教育においては、まず児童の学習意欲の芽を育むことに教育の主眼を置き、具体的な活動を通じて学習指導を展開し、基礎的な知識・技能を習得させることを重視すべきである。また、児童の発達に応じて、1人1人が自主的に学び、活動する力を養うため、児童の多様な能力・関心に積極的に働きかけるように努めるとともに、学年を超えた異年齢層の児童の接触・交流がもたらす教育的効果にも配慮し、その一層の推進を図ることが望まれる。

(2) 生徒の個性に応じた教育内容・方法の多様化

今日、学校教育とりわけ中学校及び高等学校教育は、受験競争等の影響の下で知識の詰め込みに

偏りがちで、人間性の陶冶の面が不足していることなどの弊害も見られる。この面の改善については、既に新しい教育課程が実施に移されつつあり、その着実な成果が期待されるが、なお一層、教員が生徒の個性・能力の伸長やその心情の理解に努めることが望まれる。また、中学校、高等学校段階の生徒にあっては、自己形成の責任は基本的に自らにあることを自覚させ、自己を適切に表現し、他者に正しく理解されるよう努める態度を養うことが必要である。

中学校教育においては、義務教育の最終段階として必須の基礎的知識・技能を確実に習得させるとともに、各人の個性の分化に十分配慮すべきである。

高等学校教育においては、高等学校への進学者の増加に伴う在学者の多様化、中途退学者などの実態を十分考慮し、生徒がその能力・適性や希望に応じて選択できる多様なコースを設け、かつ、生徒の学習意欲や将来の進路に応じて各コース間の移動を容易なものとする必要がある。

また、高等学校の全日制・定時制・通信制のいずれの過程を問わず、自主的、創造的な学習を促すため、生徒が自由に選択できる教科・科目の拡大や、単位の累積加算など履修上の弾力化を進める必要がある。

(3) 進路指導の充実

進路指導については、各学校段階において種々の努力がなされている。しかし、近年、受験競争が激しくなり、その指導はややもすると進学指導に重きが置かれがちである。

中学校や高等学校においては、生徒が正しい勤労観や職業観を身につけ、将来社会人としてあるいは職業人として、よりよい生き方を見だし、自らその進路を選択することができるようにすることが重要である。そのためには、生徒に対して、将来の進路設計や職業に関する適切かつ具体的な情報を提供したり、職業についての理解を深めるための体験の機会を与えることが大切であり、また、個別の進路相談に応じられるような工夫が必要である。特に、中学校卒業後直ちに社会に出る者に対する十分な配慮が望まれる。

さらに、学校や父母に対しても、子供の進路の選択に関し適切な指導・助言ができるよう進学上、職業上の広い知識・情報が与えられるようにするとともに、進路指導に関し、学校、家庭、社会の間の連携・協力を一層強化することが大切である。

また、このような進路指導の充実と並んで、学校、家庭はもとより社会全体が人間の能力をより多面的にとらえ、これを正しく評価するようになることが望まれる。

(4) 学校教育と社会教育との連携・協力等

成人になるまでの子供の教育については、学校教育が重要な役割を果たすべきであることは言うまでもないが、従来ともすれば学校教育に過大な期待がよせられてきた。この点を考慮し、学校教育関係者は、社会教育の機能について理解を深め、社会教育の各種の施設や機会を子供の発達段階や地域、学校の実情に即しつつ、より積極的に活用すべきである。また、社会教育関係者も、学校に対して積極的に情報を提供するとともに、学校の側からこうした動きに対して進んで協力することが望まれる。

さらに、生涯教育の考え方に立って学校教育を進めるためには、各学校段階において、教員自身が生涯教育の意義をより一層理解することが重要である。その理解を助け、深めるための研修の機会等を実施すべきである。

4 社会教育の推進

(1) 地域社会における学習活動の促進

青少年の興味や関心に即してその学習意欲を喚起し、自由で個性的な学習活動や生活体験の場を提供する上で、社会教育の果たす役割は大きい。

この時期の青少年に対する社会教育にあつては、自由な学習や各種のスポーツ活動、芸術文化活動あるいは団体活動などのために多様な教育機会がより豊富に準備されなければならない。

なお、これらの青少年の学習活動等を進めていく上で、社会教育関係団体の一層の充実・振興を図ることはもとより、家庭や学校の積極的な理解・協力が必要である。

(2) 活動のための機会及び指導者の充実

地域社会における青少年の自由で個性的な学習、スポーツ活動、芸術文化活動あるいは団体活動を促進するため、公民館、図書館、博物館、少年自然の家、青年の家、身近な運動広場、体育館、野外活動施設など、青少年の活動圏に即した社会教育施設や体育・スポーツ施設を一層整備・充実すべきである。

また、民間企業・団体の施設の開放や空地の利用促進なども図る必要があろう。

さらに青少年の学習活動のための指導者として、主婦、高齢者を含む成人一般の有志指導者はもとより、高校生、大学生などのこの面での活躍が期待される。

(3) 社会参加の促進

青少年が地域社会に関心や愛着を持ち、社会的に寄与しようとする気持ちを持つようにすることは大切なことである。

このため、青少年に奉仕活動などの場を与え、社会的な役割を果たすことの意義を体験的に理解させ、それを通じて地域社会に対する関心、愛着を高めるべきである。

青少年の社会参加に関しては、特に家庭の理解・協力が必要であり、また、親自らが進んで子供とともに社会的活動に参加する姿勢が望まれる。

さらに、学校等において、青少年の社会参加を積極的に評価するような取り組みが必要である。

第4章 成人期の教育

1 成人期の教育の重要性

成人期における教育・学習は、自己の啓発・向上を図ろうとする1人1人の意欲と自主性にまたなければならない。

また、今日、生活上あるいは職業上の多様な課題を抱える多くの人々が、人間の教育・学習は青年期までのもののみでは不十分であり、生涯にわたってその必要性が継続していくものであることを認識しつつある。

我が国には、成人のための学習の場として、大学等の諸学校をはじめ、各種の社会教育施設や職業訓練機関、企業内教育や民間の教育・文化事業など様々なものがある。しかし、これらの教育機能には、成人の学習要求の多様化、高度化あるいはその学習上の時間的・経済的制約に対応して、なお吟味・改善の余地があり、今後、生涯教育の推進の観点から、これらの教育機能相互の連携・協力や地域社会との関連性も重視しつつ、その整備・充実を図ることが肝要である。

(以下略)

3 社会教育の振興

(1) 社会教育事業の拡充

- ① 社会教育は、人々の多様な学習要求に対して、各種の学習や体育・スポーツ活動、芸術文化活動など広範多岐な学習機会を提供しており、生涯教育の観点からその果たす役割は極めて大きい。
また、近年、人々の学習要求が多様化し、かつ高度化していることに対応して、地方公共団体において、住民の学習に関する希望等を基に学習内容・方法の改善がすすめられつつあるが、今後もおお層この面での施策の充実が望まれる。
特に、成人は、生活上あるいは職業上多くの課題を抱え、かつ学習上種々の制約を持っており、これらの諸条件を満たす学習の機会、内容・方法を求めている。この点を考慮して、できるだけ多くの者が学習活動に参加できるように、学習に関する情報提供や相談体制の工夫を含めて、それぞれの地域の実情に即し、社会教育事業の整備・拡充を図る必要がある。
- ② 社会の都市化が進む中で、人々の生活はややもすれば自己中心的なものとなりがちである。今後、1人1人の学習活動が単に個人生活の充実のためのみにとどまらず、各人がその成果や能力・経験を活かして、地域社会に寄与し、そこに愛着を持ち、生きがいを見いだせるような社会参加の機会の拡充を図ることが望まれる。
- ③ 今日、自らの健康・体力を保持・増進するため、日常生活において積極的にスポーツに親しむ人々が増加している。このため、スポーツに関する科学的研究体制を確立し、その成果に基づき各年齢層に適したスポーツ活動の内容・方法等に関する施策の充実を図ることが特に緊急な課題である。
- ④ 国際関係が深まる中で、異文化民族についての理解は、国民にとって欠くことのできない素養である。このため、社会教育においても、各種の国際交流事業を活発にするとともに、国際理解を深める上に役立つ知識や実践的な外国語の習得などを含め、国際的に開かれた心の涵養を重視した事業の充実を図るべきである。
- ⑤ なお、地方公共団体が行う社会教育事業と並んで、近時、都市を中心に企業や団体による各種の文化教室やスポーツ教室などが急速に普及しつつある。これらは、民間の活力や特色を生かした新しい学習機会として重要な役割を果たしており、その健全な発展が期待される。

(2) 社会教育施設の整備・充実

各地には、公民館、図書館、博物館、文化会館、体育館、運動広場など住民の学習や芸術文化活動、体育・スポーツ活動のための種々の公共施設がある。これら各種の施設は、国の助成や地方公共団体の努力によって逐年整備されてきているが、その数は利用者の要望に照らし、なお十分とは言えない。

このため、今後、地域の特性や住民の文化活動圏など学習活動の実態を考慮しつつ、これらの施設の整備を計画的、体系的に進める必要がある。

また、各施設がより効果的に利用されるように、夜間の開放も含め利用時間や運営方法の弾力化に一層努めるなど、施設の活用方法の改善を図るとともに、事業活動に関する情報提供の充実に努め、あるいは関連施設相互の有機的連携を強化する必要がある。

なお、最近、一部の都道府県で設置又は構想・計画中の生涯教育センターなど、教育・文化面に

についての各種の機能をもつ総合的な社会教育施設を一層整備していく必要がある。

さらに、学校施設やその他の公共的施設の開放の促進を図るほか、各種の団体や企業等が有する民間施設も地域住民のために開放されることが望まれる。なお、学校施設の開放を推進するため、今後、住民にとって利用しやすい施設設計上の配慮や教職員の積極的な協力が期待される。

(以下略)

(4) 個人学習の奨励・援助等

人々の学習要求が、その内容・方法において一層多様化・高度化し、また、集団的な学習形態よりも個人学習を望む人々も数多く存在することから、個人学習に対する配慮がますます重要になるであろう。

このため、社会通信教育の充実や、近年、各方面で試みられつつある地域の各家庭に情報を送る新たな情報媒体の開発とその活用を図ることが望まれる。

また、電話等を利用した情報提供・相談事業や、図書館や博物館におけるこの種の機能の強化を図り、あるいは公民館における身近な情報提供・相談機能を拡充すべきである。都道府県段階においては、例えば、生涯教育センターなどの総合的な社会教育施設で、広域的に学習に関する情報を収集・提供したり、学習相談に応じ得るような学習情報センター的機能を充実する必要がある。

さらに、個人の各種のスポーツ活動を奨励・援助するため、年齢段階に応じたスポーツ・プログラムの充実や、手軽な指導書の提供が望まれる。

また、各人の学習活動の成果に対して適当な資格を認定・付与するような方策は、人々の学習への動機や意欲を高めるうえでも考慮に値しよう。

(以下略)

第5章 高齢期の教育

(略)

2 学習活動の奨励・援助等

(1) 学習機会の充実

精神的に豊かな生活を営む上において、各人の自助努力が基本であることは言うまでもないが、国や地方公共団体も高齢者の教育あるいはそのための諸施設、指導者の確保などを更に充実する必要がある。その際、高齢者の学習要求を画一的な枠組みの中でとらえず、各人の能力や健康・体力、社会経験の違いなども十分考慮し、選択可能な多様な学習機会を用意することが大切である。

最近、各地において公民館を中心に高齢者教室や高齢者大学などの事業が活発であり、それぞれ大きな成果を上げているが、今後は、公民館のみならず、身近な学校施設やその他の公共的施設においても、この種の学習機会を設けることが望まれる。

また、高齢者の個人学習を奨励・援助するため、図書館、博物館など専門的な教育施設が積極的な役割を果たすことや、電話などによる学習相談事業の充実を図ることが極めて重要である。

さらに、種々の制約を持つ高齢者にとって、放送大学や通信教育は、学習の機会を広く、効果的に提供するものとして、今後、ますます重視されなければならない。

(2) 学習内容・方法の工夫・改善

高齢者の希望や地域の状況等に即し、学習内容・方法の面でも適切、多様な対応が望まれる。その際、実践的、活動的な方法を採用したり、異なる世代との接触・交流や各人の生活課題を重視するなどして、自主的な参加意欲を満たし、学習効果を高めるような工夫が大切である。

また、自己の学習成果を活用して、自ら指導者としての役割を果たすことは、高齢者の学習の動機づけや学習効果を高めるものであると考えられる。

急速な高齢化社会を迎えて、我が国の高齢者のための教育的対応は、まだ緒についたばかりである。このため、人間の老化に関する研究を含め、高齢期の特徴を配慮した学習内容・方法の研究・開発を積極的に進める必要がある。

(以下略)

3 社会参加の促進

多く的高齢者にとって、自己の経験や知識・能力を生かして社会的に活動することは、大きな生きがいの一つとなろう。

したがって、高齢期の人々が、今よりも容易に社会参加ができるように様々な場を広く用意することが大切である。この場合、各人がその希望する形で社会参加を果たし、他の世代とのかかわりや周囲の人々との積極的な交流が図られるように配慮することが必要である。

最近、各地で行われている人材活用事業は、高齢者がその能力を積極的に生かす場を提供するものとして効果的である。なお、高齢者がこのように指導者としての役割を担い、あるいは奉仕活動などの地域活動に参加することに対し、社会がそれらの努力に正しく報いようとする配慮が肝要である。

4 高齢期の生き方と生涯教育

流動する現代社会の中にあって、高齢者が充実した生活を送るために、自ら進んで学習活動や社会的活動を続け、あるいは瞑想や思索に意義を見いだすなど、主体的に生きる姿勢が大切である。

また、国民1人1人が、高齢化社会の急速な進展を迎え、高齢期をひかえてその生き方を自ら考え、それに対して備えることの必要性を自ら認識することが重要である。

人間がその生涯を通じて、科学、芸術、宗教など人生とかかわる根源的な諸問題を学習・探求し、自己自身を深めることによつて価値ある生涯を送ることにこそ生涯学習の意義があり、このような学習を可能にすることが生涯教育の理想とするところである。

7 社会教育施設におけるボランティア活動の促進について [関係部分]

〔昭和61年12月3日
社会教育審議会社会教育施設分科会報告〕

(略)

第1章 生涯学習とボランティア活動

1 学習意欲の高まり

臨時教育審議会の「教育改革に関する第2次答申」（昭和61年4月）は、改革の重要なポイントとして「生涯学習体系への移行」を打ち出し、家庭、学校、社会の三者が一体となった総合的な学習機会の拡大整備を図ることを強調している。同様な趣旨の提案は、これまでの答申等においても示されている。

例えば社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」（昭和46年4月）は、「生涯にわたる教育課題に対応するには、変化する要求や個人、地域の多様な要求に応ずることができる柔軟性に富んだ教育が重要となる。したがって、生涯教育において特に社会教育が果たす役割がきわめて大きいと言わなければならない。」と指摘し、その後の社会教育を進める上での指針となった。また、中央教育審議会答申「生涯教育について」（昭和56年6月）は、「生涯教育の観点から全教育体系を総合的に整備すること」を指摘している。更に、「学習は、各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするものであり、必要に応じ、自己に適した手段・方法は、これを自ら選んで、生涯を通じて行うものである。この意味では、これを生涯学習と呼ぶのがふさわしい。」と強調し、生涯学習の具体化を示唆した提言として関係者に与えた影響は大きい。地方公共団体においても地域性を踏まえた生涯学習を推進するための提言、報告等が行われている。これらは、人々の学習意欲の高まりにこたえようとするものである。だれもがいつでもどこでも学習できるいわゆる「学習社会」の方向を目指す動きが最近とみに顕著になってきたといえよう。

このような中で、社会教育は人々の生涯学習を支えるという視点から、学習活動の質・量の拡充、社会教育施設をはじめ、関連施設間の連携・協力の強化、学習情報の提供等々の面で充実を図る努力を払っている。また、人々にとっても、これからは学習活動を地域社会に広げ、社会参加を通して学習を一層発展させることが必要となろう。積極的な学習活動により、人々の生涯学習は一段と充実したものになると思われる。

2 ボランティア活動の意義

我が国では、ボランティア活動といえば身体障害者の介護など、いわゆる社会福祉の活動としてとらえる傾向があったが、ボランティア活動はもっと広くとらえられるべきものである。近年、こうした傾向が次第に見られるようになってきたのは望ましいことである。このことは、今日生活水準の向上、自由時間の増大など、ゆとりある生活の中で人々が自らを向上させる意欲をボランティア活動に求めるようになってきたためと考えることができる。

ボランティア活動は、一面ではさまざまな相互の触れ合いの中で、教えかつ学ぶという相互学習の機能を持っている。したがって、人々はボランティア活動に参加することで、自らの知的、精神的世

界を広げ、生きがい意識を高めることも期待できるのである。この生涯学習としてのボランティア活動の一層の拡充を図るためには、それをごく日常的で楽しい活動としてとらえることが大切であろう。

また、ボランティア活動は、我が国に古くからある郷土愛、奉仕の精神などに通ずるものを含んでいる。精神的風土の荒廃がいわれる今日、ボランティア活動は見失われようとする伝統を呼び起こし、更に発展させる役割を果たすことになる。それが新しいコミュニティの形成に貢献する。ボランティア活動を広くとらえる意義もそこにある。

ボランティア活動のこのような意義からみて、それが人々の生涯を通じての活動であることは明らかである。つまり、学校や職場あるいは家庭など人々が属する立場にかかわらず行われるべきものである。年齢や所属を超えたボランティア活動を通して自己の新しい能力を見出し、交友関係を広げるなどその効用は計り知れないものがある。

第2章 社会教育施設におけるボランティア活動

1 社会教育施設の課題

社会教育施設は、人々の生涯学習への意欲の高まりを呼応してその設置の促進が図られている。しかしその整備状況はなお十分とはいえない。今後とも需要にこたえて必要な施設の整備を進める必要がある。

社会教育施設整備の促進とともに、その活動内容の充実を図ることが重要である。そのため、社会教育施設は、人々の期待にこたえて学習情報を提供し、また、質の高い学習活動、地域連帯感を養う地域活動を促進するように努めなければならない。そのことにより地域の人々と施設とのつながりは一層強いものになろう。社会教育施設が行う事業活動に地域の人々が積極的に参画し、利用者と施設とが一体となって施設の機能を十分に生かした各種の事業が実施されるようになることが望まれる。

利用者と施設が一体となった事業を実施するには、まず施設職員自らがその資質能力を高め、施設に対する人々の要望を的確に把握し、適切な活動プログラムを用意する必要がある。その際、社会教育施設間の連携、協力はもちろんのこと、地域の中の諸施設との連携も図り、各種施設が一体となって人々に対する学習サービスを行うよう配慮することが大切である。更に、人々の学習活動の広がりこたえてボランティア活動の促進を図ることが重要である。このことにより、社会教育施設はより活性化し、人々の生涯学習の要望にこたえることのできる施設として地域社会に位置づくことになる。

2 ボランティア活動による施設の活性化

ボランティア活動が社会教育施設で行われるようになったのは、比較的新しいことである。ボランティア活動が人々の学習活動であることはもとより、施設に新しい息吹をもたらすことに注目したい。

ボランティア活動に参加する人々は、自由な立場にある。施設職員とは異なる視点から新しい学習課題を見つけたり、それへの対応の方向を提案するなど社会教育施設に新たな発展をもたらす独創的な力を発揮することが期待される。このような期待が実現されたとき、施設の教育機能は一層の拡大を図ることができる。

ボランティアの人々の発想が社会教育施設の運営や事業の実施に新しい工夫をもたらし、施設をより多くの人々に親しまれるものにする。施設と地域の人々とを強く結びつける面での効果は大きい。ボランティア活動という新しい流れが社会教育施設を活性化するのである。

社会教育施設にボランティアを受け入れるに際しては、施設の人的、物的体制の不備を補完する役割をボランティアに期待してはならない。仮に、そのような考えで施設にボランティアを受け入れた場合には、ボランティアの活動意欲を喪失させ、継続的なボランティア活動がむずかしくなる。

3 多様な活動領域

ボランティア活動の主要な場面としては、施設における事業の推進・協力、施設的环境整備及び広報・広聴活動への協力などがあげられる。ボランティア活動は、定期的、継続的なものがあるが、短期の催しや学習相談事業への助力など、不定期で随時の活動形態も比較的多く見られるようになっている。

主な社会教育施設のボランティア活動の場面をやや具体的に挙げると、次のようになる。

社会教育施設全般に比較的共通にみられるボランティア活動としては、施設の利用者のための保育活動、施設の美化活動、広報活動への協力、各種の集会における会場整理、施設の特徴を生かした相談活動における相談員、各種の視聴覚機器の操作援助、国際交流活動への協力などがある。以下施設ごとに概観してみよう。

公民館では、婦人学級、家庭教育学級、成人大学講座等各種の学級・講座における指導・助言、各種の学級・講座等で使用する自主教材製作への協力、地域の伝統芸能を継承するための諸活動に対する指導・助言、子ども会、青年団、婦人会等各種の社会教育関係団体が行う諸活動に対する援助、学習相談等各種の相談活動における相談員、事業計画の企画・立案に際しての援助、公民館に対するニーズ調査を行う場合の援助、学習グループ組織化活動、学習情報の提供・収集への協力など。

図書館では、視覚障害者のための点字図書や録音テープ等の作成、子どものためのストーリー・テリング、紙芝居、読書会活動等の集会行事における指導・助言・協力、移動図書館の地域配本所における援助活動、書庫の図書館整理及び破損図書の修理、レファレンス・情報提供における司書への協力、民話等の郷土資料の収集活動への協力など。

博物館では、展示資料の解説、展示資料の看視及び会場整理への協力、展示資料の収集・制作等における学芸員への協力、標本作成や調査研究活動に対する協力、探求的学習活動への助言、学習活動の教材・教具の制作、野外活動等教育活動における指導・援助、来館者に対するインフォメーション活動、「友の会」等利用者グループの世話、利用者の自由研究の相談など。

青少年教育施設では、利用グループに対する野外活動・自然観察等の指導・援助、青少年団体・グループ活動に対する援助、主催事業等に対する協力活動、自然保護活動、自然環境調査、教材や教具の作成・提供など。

婦人教育施設では、婦人学級、家庭教育学級等各種の学級・講座における指導者、主催事業に対する協力活動、婦人団体・グループが行う諸活動に対する援助、情報の収集・提供への協力、学習相談・育児相談等各種の相談活動における相談員など。

スポーツ施設では、各種スポーツの指導・援助、体育用具の保守・管理、スポーツテストへの協力、スポーツグループ組織化活動、スポーツ意識の啓発活動など。

これら以外にも、それぞれの社会教育施設の特徴を生かした活動領域を積極的に開発し、いろいろな領域でボランティア活動が行われるように配慮する必要がある。

第3章 ボランティア活動促進のための条件整備

1 ボランティア活動の活性化のために

(1) 受け入れ体制

社会教育施設の中にはボランティア活動を受け入れることに、ともすれば消極的になりがちのところも見受けられる。その要因としては、社会教育施設の運営は施設職員自らが外部の力を借りずに自力で行うべきであると考えていること、ボランティアを受け入れることにより、そのための準備や世話に忙殺され勤務過重になると思っていること、ボランティアを受け入れてもどのような活動をさせてよいかわからないこと、ボランティア活動の希望者が、どの程度いるか把握していないこと等が考えられる。

このような阻害要因を取り除き、社会教育施設におけるボランティア活動を活発にするためには、次のような事柄に留意する必要がある。

その第一は、施設職員がボランティア活動に対する認識を改めることである。社会教育施設にボランティアを受け入れるのは、施設に新たな機能を加え、施設の教育機能の充実につながるものであることを理解する必要がある。施設職員の勤務の省力化のためではない。また、ボランティア活動そのものが一つの重要な学習活動であることを考えれば、その受け入れは施設職員として当然の職務であり、積極的な姿勢が求められる。

第二は、社会教育施設がボランティアを受け入れる諸条件を整備することである。意欲のあるボランティアが社会教育施設にきても、活動領域が不明確で何をしてよいかわからないとか、世話役がはっきりせず、だれに相談してよいかわからないなどの状況では、十分なボランティア活動を期待することはできない。施設職員は、その専門性を発揮して、ボランティアを受け入れるための活動領域の設定や必要経費の計上などを計画的に準備する必要がある。

第三は、ボランティアに関するデータ・バンクを設置し、ボランティア情報のネットワークの整備を図ることである。今日、社会教育施設のこの面での対応が極めて遅れている。データ・バンクは、ボランティア希望者や施設のボランティア要請の状況を登録するなど、ボランティアに関する諸情報を収集し、提供する。また、ボランティアに関する相談にも応じられるようにする必要がある。

このデータ・バンクとしての役割を果たす施設としては、人々の身近なところに設置されている公民館、図書館等の社会教育施設に期待されるところが大きい。また、これらの社会教育施設間のネットワーク化が図られ、人々がどの施設に行ってもボランティア情報が得られるような広域的な体制をつくることが重要である。

(2) 費用負担

ボランティア活動は、手弁当で無償のものと考えられてきた。また、実際の活動もそのように行われていることが多い。しかし、その善意の提供に対して活動のための実費を施設等が負担することも、また自然な行為と考えられる。例えば、活動に要した交通費、食事代を供することは、ボランティア活動の本旨を損なうものでないばかりか、大方の合意が得られるものと思われる。

(3) 事故防止

ボランティア活動中に予測しがたい事故が、ごくまれではあるが起きている。不測の事態に備えて社会教育施設では、活動中の安全対策に十分配慮する必要がある。そのためにはまず、ボランティアの人々に安全教育の機会が提供されねばならない。

それでもなお、活動中に起こり得る不測の事故に備えるには、ボランティアに関する保険制度の活用が有効である。現状では、行政機関や団体が保険に加入しているなどさまざまな実態が見受けられる。このような措置は更に拡充されることが必要である。保険加入はボランティア活動に参加する人々に精神的なゆとりをもたらす。そのことから人々は安心して活動に専念できることになり、その成果を一層高めることができる。

2 ボランティアの養成と研修

ボランティア活動を更に広めるためには、人々の参加を容易にする諸条件の整備を図ることが大切である。ボランティアに関する養成や研修を積極的に行うのもその1つである。

ボランティア活動を志す人々の中には、好きだからとか何かをやってみたいからというような動機で参加する例も少なくない。ボランティア活動の出発点として、そのような動機は大切なことであり、尊重されなければならない。ところが、実際の活動の中では、活動内容についての知識、技術が必要とされる場合もある。そのために、社会教育施設は、それぞれの施設の特色を生かした養成、研修のためのプログラムを用意すべきであろう。

更に、ボランティア活動として社会教育施設における学習プログラムの企画、立案への参加、あるいは各種の相談活動など、高度な知識技術を必要とする領域も増えることが予想される。それらの課題に応えるために、研修の高度化を図ることも必要であろう。

また、ボランティア活動の促進を図るためには、ボランティアの人々のまとめ役としてのボランティア・リーダーの役割が重要になる。ボランティア・リーダーを養成し、その資質向上を図るための研修を積極的に行うことも大切である。

3 ボランティア活動の社会的評価

ボランティア活動は、まず自己の成長のために行う自発的で無償の行為であり、その趣旨が生かされることが重要である。更にボランティア活動が社会教育施設における諸活動を進める上で一定の役割を引き受ける活動であることを考えれば、そこには常に社会的責任が伴う。ボランティアの人々はこの責任を自覚し、活動に励むことが大切である。

ボランティア活動が社会的に正当に評価されることは、ボランティアの人々の励みにもなり必要なことである。我が国では、ボランティアに対する見方に問題がないわけではない。ボランティアを暖かい心で見守り、活動に対して感謝や励ましの気持ちを示す社会的雰囲気醸成する必要がある。そのためには、関係機関が新聞、テレビ、ラジオ、広報紙等を通じてボランティア活動の実際を周知させたり、何らかの形で優れたボランティア活動を表彰したり、学校教育におけるボランティア活動の促進を図るなど、多くの人々にその活動が理解されるような方途を講ずる必要がある。更に、ボランティアの人々の交流や体験発表の機会を設けるなどして活動の反省や励みになる機会を提供することも大切である。

近年、ボランティア活動の社会的評価として就職や入学の選考等でボランティア活動の経歴を人物評価に取り入れる動きがみられる。それは人物評価として大切なことであり、ボランティア活動を促進することからも望ましい。その際、ボランティア活動の趣旨を損なわない配慮が必要であることはいふまでもない。

一方、ボランティア活動が活発に行われている施設を積極的に評価することも大いに意義がある。社会教育施設がボランティア活動によって事業の活性化を図っている実際を、施設経営を評価する指

標の一つに加えることを提案したい。そのことが施設におけるボランティア活動を促進し、ひいては社会教育の振興の一助となる。

(以下略)

8 博物館の整備・運営の在り方について（再掲） I の18参照

9 休日の拡大等に対応した青少年の学校外活動の充実について （審議のまとめ）[関係部分]

〔平成4年2月20日
青少年の学校外活動に関する調査研究協力者会議〕

(略)

1 学校外活動の充実の必要性

(1) 学校教育と学校外での活動

人間の発達において、青少年期は、家庭や周囲の大人への依存から成人としての自立にいたる中間期ということができ、周囲の大人や友人達との交流の中で、依存と自立をめぐる葛藤や試行錯誤を繰り返す時期である。それだけに各家庭においても子供の教育の上で難しい問題に突き当たることも多く、その心身の成長をどのように図っていくべきか悩みの多い時期ともいえる。

心身の調和のとれた成人となるためには、この時期に、学校教育を通じて、系統的、計画的な学習をする一方、学校教育以外の日常生活を通じて、自主的、主体的な生活体験・活動体験を豊富に積み重ねることが大切である。

すなわち、学校教育は、個人として、また国民として必要とされる基礎的・基本的な内容を、同年齢の学級集団の中で系統的・計画的に学習することに主な特色があるが、社会生活では、例えば学校教育の中で学習したことの応用力、物事に対する興味・関心や意欲、共同作業や共同生活を営むことのできる社会性、日々新たに生じる課題に立ち向かう精神力と体力、芸術や文化活動に親しむ等の教養など、全人的な力が求められる。このような力は、学校での教育や活動に加え、家庭生活などの日常生活での経験や地域での多様な総合的・体験的な活動の経験によって育まれる。これらの経験は、また、学校教育において、子供が真の意味での学力を身につけていくための基礎となるものである。

このような学校外での総合的・体験的な活動、すなわち学校外活動の内容には、例えば、異年齢集団などの仲間による日常的な遊びなどのほか、社会教育関係団体や社会教育施設が主催する種々の活動、野外活動を中心に心身の鍛練を図る団体宿泊訓練など、多様なものがある。また、活動の分野も、子供同士の遊び・集団活動、親子で行う活動や自然体験活動、文化活動、奉仕等の社会参加活動、スポーツ・レクリエーション活動など多岐にわたっている。さらに、活動の範囲も、日常生活圏を中心に、日帰りの遠出、宿泊を伴うものなどがある。なお、学校外の生活全体においては、例えば、家族の団らん、家事の手伝いなどの家庭生活や、心身を休め、くつろぐなどのゆとりも大

切な要素である。学校外活動は、これらとあいまって効果が挙がる面も多く、それぞれの家庭が生活全体のバランスを考慮しながら、子供の学校外での生活をどのように過ごさせるか自ら考えていくことが求められる。

(2) 学校教育への過度の依存等の問題

学校外活動の重要性については、これまでも各方面から指摘されているが、実際には、学校教育への著しい偏りが見られ、学校の外での豊かな体験の場や機会、時間的ゆとりが乏しくなっているのが現状である。この背景には、家庭や地域の教育力の低下に伴って、学校教育への過度の依存が進んできたことがあるといえよう。

一方、今日の子供については、経済的に豊になった生活の下で、恵まれた環境・条件も与えられている反面、人間関係の希薄化、意識や行動の面の消極性、過剰な間接情報と直接体験の不足、社会性の発達や自己の確立の面の遅れ、自ら行動を選択し実践する意欲・態度の不足など、色々な問題が指摘されており、これらの問題の背景として、家庭や地域での直接的な生活体験・活動体験の不足、生活リズムのゆとりのなさ等が挙げられている。

このような現状の中で、学校教育においても、生活体験・活動体験の不足を補う努力が進められてきている。例えば、近年の自然教室の実施や勤労生産学習の推進などもその例といえる。また、学校における教育課程の大綱的基準である学習指導要領についても、児童・生徒が自ら考え、自ら学ぶ教育の重視を大きなねらいとした改訂が行われ、順次実施の運びとなっている。

しかしながら、本来、子供の人間形成の基本である家庭での生活体験や、地域での子供が伸び伸びと自発的な活動を行うことを通じて養われる能力や意欲・態度のすべてを学校教育の中で身につけることは困難であると言える。

これらの状況を踏まえると、学校外での総合的・体験的な活動を子供達により多く経験させることが従来以上に必要になっている。

(3) 学校週5日制の導入と学校外活動の充実

学校週5日制について調査研究を進めてきた「社会の変化に対応した新しい学校運営等に関する調査研究協力者会議」の「社会の変化に対応した学校運営等の在り方について」（平成4年度2月20日審議のまとめ）においては、まず、月に1回の土曜日を休業日とする学校週5日制を平成4年度の2学期から導入し、さらにその実施の過程において出された問題点を解決しながら次の段階へ進むことを検討することが適当である旨、提言されているところである。この学校週5日制の導入は、子供の生活リズムにゆとりを与え、より豊かな生活体験・活動体験を提供をする契機となるものである。このことは、発達段階に応じて、子供が遊びや各種の活動を自ら選択し、創意工夫しながら取り組むことなどにより子供の自発性・自主性を育む機会が拡大するという点でも大きな意義を持っている。

また、近年、社会一般において週休2日制の普及が進む傾向にある。このような中で学校週5日制が実施された場合には、子供の土曜日の午前中の過ごし方の変化だけではなく、大人も含めた家庭に、2日間の連続する休日という生活リズムをもたらすようになってくるであろう。このことによって、生活のゆとりの確保、休日を活用した活動の実践など、家族や子供にとって行動の選択の幅が広がってくると考えられる。

この場合、一方において、休日を1人1人の子供がどのように過ごすことが望ましいかをそれぞ

れの家庭が責任をもって考える必要があると同時に、他方において、地域、学校、社会一般にわたる積極的な対応や関係施策の推進を通じ、子供の学校外での活動が活発に行われるための環境が整えられていくことが一層大切になってくると考えられる。

その際、心身に障害のある子供、休日に保護者が家庭にいない子供に対する配慮が必要である。

現在、学校週5日制の試行を実施している調査研究協力校が所在する9都県・17市区町村において学校外活動の充実に関する調査研究が行われており、その一環として、これらの市区町村では、休日となった土曜日を利用して地域の実情に応じた具体的な学校外活動の試みが進められている。

この試みの中には、異年齢集団の子供達による遊びや自然体験活動、自分たちの住む地域についての体験的な学習、ボランティア活動、また親子参加や住民の世代間交流による地域活動など、通常学校や家庭では得にくい活動のプログラムが提供されている例がみられる。また、これらの活動と関連して、青少年団体やPTAをはじめとする地域団体の活動の活性化や、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設等における子供向けの事業の拡充が図られている。さらには、教育委員会が中心となり、地域の関係施設、団体、学校や関係行政機関の間の連携・協力を促進したり、公民館の広報や学校だより等を通じて学校外活動に関する情報を家庭・地域に適切に周知するなどの取組みが見られる。

本協力者会議では、このような学校週5日制の導入に伴う休日の拡大という点も考慮に入れつつ、より広く日常生活全体の中で子供達がより多くの生活体験・活動体験が得られるよう、学校外活動の場や機会の充実を図るための方策について検討してきたものである。

2 学校外活動の基盤の強化

子供の全人的な成長にとっては、家庭をはじめ地域や学校の教育力がそれぞれに発揮されることが不可欠であることは言うまでもない。しかしながら、先に指摘したように、今日、学校教育への過度の依存により、三者の役割と責任の分担が曖昧化している状況がみられる。学校外活動の基盤となる家庭や地域の教育力を活性化するためには、すべての人々がそれぞれの立場から一步一步改善に向かって努力することが重要である。

すなわち、それぞれの家庭での自覚と取組みはもとより、青少年団体、PTA等の社会教育関係団体やスポーツ団体をはじめ、町内会等の住民自治団体、地域の有志活動グループを含めた地域の人々の取組み、さらには、学校の協力、社会全般における支援により、学校外活動の基盤の強化を図っていく必要がある。その際、文部省や教育委員会をはじめ関係行政機関における様々な形での助言、援助が要請される。

(以下略)

(3) 学校の協力

学校においては、教師が学校外活動の重要性を認識し、児童・生徒が参加した奉仕活動や野外活動などを児童・生徒の個性の伸長を図る観点から適切に評価するよう配慮するとともに、家庭に対しては、青少年団体活動やスポーツ活動への参加や地域の行事など学校外での活動の場や機会に関する情報を積極的に提供するなどの努力を行うことが望まれる。このためには、地域の社会教育関係者・団体・施設等との平素からの連絡や交流に努める必要がある。

また、地域においては、学校に対し、地域の活動に対する様々なレベルの協力を期待していることも事実であり、これに応じて、学校が、地域で行われる学校外活動の企画・プログラム作りへの

助言・協力、学校施設の積極的開放、教師の学校外活動への参加など、学校外での子供の活動を奨励する方向で協力することが望まれる。

さらに、学校教育においても、地域の社会人との触れ合いの機会を増加させたり、近隣の公民館、図書館、博物館などの社会教育施設や体育館などの社会体育施設等の利用の機会を取り入れるなど、地域における子供の生活との関連に配慮した教育活動を展開することが望まれる。このことによって、子供が地域の人々と親しんだり、身近な施設等になじむようになることが期待される。

このような学校の取組みに対し、教育委員会においても、適切な指導・助言・援助を与えることが大切である。

なお、学校の課外活動として行われる部活動については、その果たしている意義に留意するとともに、例えば運動部について一部に過熱化の傾向がみられる等の指摘もあることを踏まえ、各学校において子供の生活時間全体との関連に対する配慮や学校外活動との連携の工夫などについて検討していくことが望まれる。

(以下略)

3 学校外活動の充実のための施策

文部省及び教育委員会は、関係省庁、首長部局などの関係行政機関や関係団体との連携・協力を努めつつ、学校外活動の場や機会の充実に資するよう種々の施策を推進する必要がある。

施策の展開に当たっては、まず、生活の大部分が営まれる日常生活圏での活動が重視されるべきである。また、近年、子供や家族の活動が、日帰りの広域的活動、宿泊型活動などへと広がっており、このような活動範囲の拡大に見合った施策も重要である。さらには、価値観や活動ニーズの多様化に応じた様々な魅力のある活動の場や機会の振興も進める必要がある。

また、地域における子供の様々な活動の振興を図ることが、ひいては地域おこし、まちづくりにつながっていく例もみられ、市町村等においては、このような観点に立って関係施策の展開を図ることも有意義と考えられる。

学校外活動の充実を図る上で、心身に障害のある子供に対する配慮も重要である。これらの子供達が地域における活動に参加しやすいようその運営上の種々の工夫を行ったり、利用の便を図った施設の整備を行うことが望まれる。このため、学校も含めた関係機関・施設・団体の相互の連携・協力が求められる。

また、休日に保護者が家庭にいない子供に対する配慮も必要である。

なお、行政施策の展開に当たっては、それぞれの地域の実情に応じた主体的な取組みを重視するとともに、各青年団体等の理念に基づいた活動の自主性を尊重し、これらに効果的な支援を行うことを基本姿勢とすることが適切と考える。

(1) 日常生活圏における学校外活動の充実

子供の生活行動の大部分は、日常生活圏で行われることから、学校外活動についても、日常生活圏での充実を図ることが基本的な課題であり、これに対する積極的な取組みが必要である。

(以下略)

オ 青少年の文化活動の振興

近年、メディア等を通して音楽、美術等の芸術に親しむ機会は増加したが、子供の豊かな情操

を育むためには、演奏、作品等に直接触れ、美しいものに対する感動を体験する機会の充実を図ることが重要である。このため、子供に配慮した舞台芸術公演、美術展の巡回事業等の充実が求められる。

また、文化施設において、子供が自ら参加する文化活動に対して発表の場、練習の場の提供を優先的に行ったり、他の地域の子供との文化交流の場を設けるなどの配慮をすることも必要である。

さらに、子供が地域の祭りや伝統芸能など様々な地域固有の文化的行事への参加等を通じて地域の個性豊かな文化とふれあい、地域のアイデンティティを確認するなどの機会の充実を図ることも重要である。

カ 青少年関係指導者の充実と連携・協力

青少年関係指導者には、多様な種類のものがある。例えば、地域には、社会教育主事、社会教育指導員をはじめ、体育、福祉、労働、非行防止等に係る指導員が設置されており、また各種施設には公民館主事、学芸員、司書や青少年教育施設指導職員をはじめ児童厚生員、勤労青少年ホーム指導員等が配置されている。さらに、青少年団体のリーダーやスポーツ団体、レクリエーション活動を行う団体の指導者など、各種の団体活動に関する指導者が活躍している。これらの指導者の体制及び養成・研修の充実等を図る必要がある。その際、子供の安全確保に関する研修の機会の充実に配慮することが大切である。

また、特にこれらの指導者の相互の連携・協力を促進することが求められる。このため、事業を実施する際の相互協力、施設設備の相互利用、情報交流、共同参加による研修のほか、定期的な連絡協議の機会の設定等の人的な連携・協力体制作りを促進する必要がある。このことは、各施設間の連携・協力の促進にも実質的に資することとなる。

なお、専門的な指導者以外の地域の色々な人材からも積極的な協力を得る観点から、例えば、地域の社会人等に対し、一定の資質や協力の実績等に着目して、地域としての認証、顕彰等の評価方法を工夫するなど、協力意欲の増進、円滑な活動実践の助長を図る必要がある。

さらに、余り負担感を伴わない形で地域の人々の幅広い参加が得られるよう、例えば、特技・趣味等を生かして協力できる人々や過去に学校の教師としての経験を持っている人々等への働きかけ、父親のより積極的な参加の促進などに努めることが必要である。

(以下略)

ク 社会教育施設等の充実・活性化

地域の社会教育の中心となっている公民館、図書館、博物館や文化活動の拠点である文化会館は、子供のみを対象に設置されているものではないが、施設によって、子供の活動に配慮した試みがみられる。

例えば、公民館における子供向けの工作教室、天体観測、野外活動事業、工場見学、図書館における子供向けの絵本展、映写会、人形劇など、活動参加や体験学習を中心とした事業への取組みはその例といえることができる。また、例えば、地域型の博物館等では、身近な地域の伝統的な生活用具、民家、衣服、土器等を収集展示し、子供がさわる、動かす、作る等の体験を自由に行えるよう配慮したり、町の将来計画を表現する立体模型を子供の参加によって作成展示するなどの試みが行われるようになっている。さらに、文化会館では、子供に配慮したプログラムによるコンサートの開催等が行われている。これらの事業を通じて親子参加の機会を積極的に提供している例もみられる。

なお、これらの施設の中には、郷土資料館、歴史資料館、科学館、文学館、動植物園や水族館、音楽ホールなど、施設そのものとしての様々な特色を持つものもみられ、子供の興味・関心に応じた活動の場として提供したり、学校外活動に関連した事業を行う拠点として有効活用を図ることができると考えられる。

引き続き社会教育施設の整備充実に努めるとともに、このような学校外活動に配慮した事業の展開や施設の整備と一層進めることが望まれる。

その際、施設を利用した活動における安全確保の面に意を用いる必要がある。また、心身に障害のある子供が活動に参加したり、施設を利用しやすい環境の整備に努めることが大切である。これらのことは、社会教育施設以外の種々の学校外活動関連施設の整備等に当たっても配慮する必要がある。

さらに、例えば一定の日に有料施設の無料開放を行うなど、各地域や施設の状況に応じて利用条件に係る工夫を検討することも必要であろう。

(以下略)

コ 地域の各種施設の充実・活性化

児童館、勤労青少年ホーム等においては、学校外活動に配慮した空間の提供や事業が行われており、また、市役所等に自由な活動のできる遊び場や子供の水遊びが可能な広場を設けたり、郵便局が主催して絵手紙の製作教室等の子供が親しめる活動を行うなど、各種施設においても子供の活動に関連した種々の例がみられる。

さらに、大学等の高等教育機関が行う公開講座等の事業にも、近年、中学生や高校生を対象とした企画の例がみられる。

このような各種施設における取組の一層の進展が望まれる。

サ 地域における自由な活動空間の確保

公園、広場等の充実や有効活用の促進も、子供の自由な活動空間を確保する上で重要である。

公園等の現況を見ると、景観を重視するあまり、自由な活動の場所が著しく制限されているなど大人の利用を中心とした形態となっているために子供の活動が行われにくい例や、遊具・施設などに特色がなく、学校外の活動の場所として魅力に乏しい例等がみられる一方、例えば、わんぱく広場、冒険広場等の趣旨の下に、自由な遊び場として親しまれる例もみられる。

また、町並みの中に子供を含めた様々な世代の人々が集まって催し物を楽しむ空間等を設けることも有意義と考える。

関係行政機関の理解や協力を得て学校外活動に配慮した空間の一層の充実が図られるとともに、既存の空間についても、可能な限り子供の自由な活動の場所としての利用に配慮されることが求められる。

また、自然地、空地も今日貴重な学校外活動の場と考えられる。現状においては、例えば、河岸にみられるように、安全管理の問題もあって利用できない例も多い一方、適切な整備によって都市の中に子供が自由に活動できる緑豊かな空間を提供している例もみられる。

可能な限り、これらの空間が子供の自由な活動の場所として有効利用される環境作りが望まれる。

(2) 広域的な学校外活動の充実

子供の学校外活動の範囲は、日常生活圏を基盤としながらも、最近の社会生活一般における活動

範囲の拡大に伴って、従来より拡大する傾向にあり、日帰りによる広域的な活動や宿泊型の活動の重要性も増大していると考えられる。

このような広域的活動による新鮮な活動体験は、身近な場所での活動体験とあいまって、子供の成長に大きく寄与するものであり、そのための場や機会の充実を促進することが必要である。

ア 青少年団体の広域的活動の振興

宿泊を伴う野外活動や地域間交流活動・国際交流活動等について中心的な役割を担っている青少年団体の広域的活動を一層振興する必要がある。

また、青少年団体は、日常生活圏における活動から広域的な活動まで、幅広く展開しているものが多く、これらの活動を振興する上で参考となるのは、近年、地方公共団体において青少年教育活動の充実等を図るための基金を設け、地域レベルの青少年団体活動等への援助を行う例もみられるようになってきたことである。このような援助の手段を講じることも地域での多様な学校外活動の展開に資するものとする。

イ 多機能広域型の活動センターの提供

日帰り圏などいわば中距離の活動範囲においては、比較的年長の子供を中心にグループ結成して、例えば、美術・音楽などの芸術活動、スポーツ活動、歴史・科学・環境保護等の特定分野に関する学習活動、国際交流活動、ボランティア活動など種々の活動に取り組む例も多い。地域の実情に応じ、このような多様な活動ができる拠点として、各々の活動にふさわしいゾーンを併せ持つ多機能型の活動センターの設置を進めることも、今後必要になってくると考える。

ウ 青少年教育施設、野外活動施設等の充実・活性化

青年の家、少年自然の家等の青少年教育施設においては、数泊以上にわたる団体活動の受け入れを趣旨としているものが多いが、さらに、週末利用の活動、親子参加の活動の受入れや主催事業の企画の一層の充実等を進めることが必要である。

併せて、青少年教育施設の運営に関しても、時代の変化に対応しつつ、より活用しやすく、活動意欲をもちやすい利用条件の確保を図る必要がある。また、施設面に関しても、このような多様な活動ニーズに配慮した特色ある施設作りを進めていくことが必要である。特に国立青年の家等においては、今後、施設の現代化・個性化等の推進に努めることが必要と考える。

また、キャンプ場やユース・ホステル等の野外活動施設においては、地方公共団体、社会教育関係団体やスポーツ団体等が親子キャンプ活動、青少年国際交流事業等、様々な事業を実施している。

発達期の子供にとって、野外活動を通して得られる様々な体験は、自然や環境に対する理解を深めたり、様々な状況を仲間と一緒に乗り越えていくことによって行動力、積極性、協調性などを体得することができる貴重なものであり、その振興を図るとともに、これらの野外活動施設その他の関連施設について整備充実を図っていくことが重要である。

エ 地域開発及び各種広域型施設の整備における配慮

近年、都市再開発、新たな広域的な都市計画や地域整備計画、リゾート開発などの地域開発等が行われているが、このような地域開発等に当たっては、自然環境の保護等に十分留意しつつ、子供の広域的な活動も視野に入れた対応が望まれる。

また、国立公園、国定公園、都道府県立公園等における環境保護活動や自然学習、森林を活用した野営活動、史跡の保存・活用による体験学習活動の場や機会など、広域的な学校外活動の観点からみて有意義と考えられる活動環境の充実及び適切な活用を図ることが望まれる。

(3) 青少年の興味・関心の多様化等への対応

現代の子供については、経済的に豊かな生活やマスコミからの情報摂取量の増大等により、多彩な個別の分野にわたる興味・関心を持ち、時代の動向に敏感に反応した活動意欲を見せる等の傾向がみられる。このような興味・関心の個性化、多様化に対応して、多様な活動の場や機会の振興を図ることが求められる。

その一方、適切な興味・関心の対象を発見できずにいる子供、極めて狭い分野の興味・関心に閉じこもっている子供、仲間作りが苦手で引きこもりがちな子供等の姿もみられる。これらの子供が活動に親しむためのきっかけを提供する観点からも、子供たちをひきつける多様な活動の場や機会の充実を図る必要がある。

ア 多様な学校外活動関連事業・施設の振興と連携の促進

従来から、遊園地、劇場や映画館、スケート場やプールなどの様々な施設が民間事業体によって提供され、子供や家族の活動の場として親しまれているが、近年さらに、民間事業体や地方公共団体等によって教育的配慮を伴った特色ある事業や施設の配置が行われる傾向がみられるようになっている。

この中には、例えば自由な野外活動ができる空間を提供したり、一定のカリキュラムの下に生き物と触れ合う活動、宇宙科学への興味・関心を養う活動、国際交流活動、各種スポーツ活動、親子キャンプ活動など独創性豊かな活動を展開している例がみられる。また、企業施設を開放して子供の遊びや興味・関心に応じたテーマの学習の場を提供する等の例もみられる。

このような動向を踏まえ、公共部門はもとより民間事業体による事業・施設を含め、学校外活動関連事業・施設の状況及び動態の総合的な把握に努めるとともに、これらの事業・施設の振興と相互連携の促進を通じ、多様な学校活動の場や機会の総合的な充実を推進する必要がある。

イ 先導的な学校外活動プログラムの開発・提供

現代の子供にとって魅力のある活動や今後の社会変化に対する基礎的な興味・関心を養う活動などについて、休日の活用を踏まえた先導的な活動プログラムの開発・提供が必要である。その際、子供の興味・関心や活動の特性は発達段階によって異なること、また地域の実情により活動を行う環境も異なること等に留意しつつ開発・提供を進めることが求められる。

また、心身に障害のある子供の参加に配慮した活動プログラムの開発・提供も重要である。

併せて、これらのプログラムや各地の特色ある取組みが広く実践されるよう地域の人々や関係団体・機関等に対し実践的な事例集等の参考資料の提供を図る必要がある。

ウ 学校外活動に関する情報提供等の充実

学校外活動の場や機会の充実を図ることと併せて、多くの人々が活動に参加できるよう、どのような活動が、いつ、どこで行われているか等の具体的な情報を人々が身近な場所で知ることができるような環境を整えることが必要である。このため、教育委員会は、極力広範に情報を収集し、例えば学校を通じて子供やそれぞれの家庭への周知を図ったり、地域の社会教育施設、鉄道駅、バス停留所、郵便局などふだん人々がよく訪れる場所に情報コーナーを設けて公報するなどの工夫に努める必要がある。

また、家族や子供達のグループが希望する学校外活動について、活動の進め方等に関する相談が気軽に行える場所が地域に設置されていることが求められる。

このため、例えば公民館等においては、活動相談のコーナーを設けて助言するなど、活動相談

のセンター的な機能を果たすことが期待される。

なお、一部の保護者においては、子供の遊びの重要性に対して理解が不足していたり、子供の安全に対する過度の心配から自由な活動を抑制してしまう等の傾向がみられる。このため、遊びは子供の成長の上で大きな意義を持つものであることや子供の安全に対する能力は豊富な活動体験を積み重ねることによって自然な形で身に付いていくことなどが広く理解されるよう啓発普及に努めることも大切である。

また、子供が家庭において豊かな生活体験を持てるよう支援する観点から、各家庭が今後の家庭の在り方を考えていくための参考となる資料の提供や学習機会の充実を図ることも大切と考える。

10 学習機会提供を中心とする広域的な学習サービス網の充実について

－新たな連携・協カシステムの構築を目指して－〔関係部分〕

〔平成6年9月20日
生涯学習審議会社会教育分科審議会施設部会報告〕

はじめに

人々の学習環境をめぐる状況が近年大きく変化してきている中で、生涯にわたる学習活動の一層の活発化を図るためには、人々の多様な学習ニーズに対応する学習機会や現代社会が直面している様々な課題に関する学習機会の充実が求められている。特に、これまで学習活動のための最も基幹的な施設として人々に親しまれてきた公民館、図書館、博物館等の社会教育施設は、そうした状況の変化を踏まえ、学習機会提供の中心的な機関として、今後とも、大きな役割を果たしていくことが期待されている。

また一方で、人々の中には、学習を通して得た知識や技術等を社会生活の中で積極的に生かしたいという欲求や関心が高まっている。

こうしたことから、人々がより多様が学習機会の中から必要とするものを適切に選択できるよう、様々な領域やレベルの学習機会を継続的・体系的に提供するとともに、その学習成果を生かした社会参加活動を一層支援するための、総合的な取組みを進めて行くことが望まれている。

I 学習ニーズの動向と学習活動の変化

近年における社会の成熟化や国際化、情報化等の進展に伴い、学習ニーズの多様化、個別化が一層進むとともに、高度化、専門化が進行している。また、交通網の整備や通信システムの発達等により、人々の生活圏の広域化が進んでいる。

こうした時代の流れの中で、人々の間に、社会生活を営む上で必要な知識や技術に関する学習や趣味・教養など生きがいとしての学習、さらには現代社会が直面している環境問題、高齢化問題等の現代的課題に関する学習への関心が高まっている。学習の形態にも、年齢や属性など学習者の特性に着目した集団的な学習のみならず、特定のテーマについてのグループ学習や通信・放送などの多様なメディアを活用した学習など、様々なものがある。また、学習活動が活発化する中で、学習者同士によ

るネットワークづくりも進みつつある。さらに、児童・生徒の学校外での活動も、学校週五日制の実施などに伴い、地域社会の様々な場で活発に行われるようになっており、職業生活においては、飛躍的な技術革新や急速な経済環境等の変化に伴って、高度で専門的な学習ニーズが生じ、リカレント教育が強く求められるようになってきている。一方、地域社会の在り方がいろいろな面で変化する中で、地域の持つ教育機能を高めることや、豊かで潤いのある地域づくり、さらに高齢化社会への対応などの観点から、学習活動や地域活動を通して地域の様々な課題を解決しようとする取組みが盛んになってきており、人々の中にボランティア活動をはじめとする社会参加活動への参加意欲も強くなっている。また、学習者自身にも、学習を通して得た知識や技術等を社会的な活動の中で生かし、積極的な自己開発、自己実現を図りたいとの欲求が高まっている。

そうした反面、自己の興味・関心に沿った内容やレベルの学習機会がないこと、時間が確保しにくいこと、必要な情報が得にくいことなど、様々な理由から、学習意欲はあっても適切な学習機会に恵まれない人も多い。

II 学習機会提供を中心とする学習サービスの現状と広域的対応の必要性

1 市町村における学習サービスの現状と課題

市町村は、住民に最も身近な地方公共団体として、学習サービスの提供についての中心的な役割を担うものである。市町村においては、地域住民の学習意欲の高まりや学習活動の活発化を踏まえ、学習者が日常生活圏の中で様々な学習サービスを受けることができるよう、教育委員会を中心に、公民館、図書館、博物館など社会教育施設を拠点として、学習機会の提供及び学習情報提供、学習相談の実施とともに、学習成果を生かした社会参加活動への支援などの施策が展開されている。そうした中で、社会教育施設等の事業の現状を見ると、現代的課題や専門的テーマにかかる学習の機会が少ないこと、多様化する学習者のニーズに対応し得る選択性の高い学習プログラム等の開発が十分でないこと、同じような内容やレベルの学習機会の重複が一部に見られること、他の生涯学習関連機関との連携・協力への配慮があまりなされていないことなど、課題も少なくない。

今後、市町村においては、地域住民の学習ニーズ等の動向を踏まえ、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設の整備やそれらの機能の充実強化を図ることに加え、大学など高等教育機関や高等学校、社会福祉施設や労働関係施設などの関係施設と連携・協力を進めるとともに、さらにいわゆる民間教育事業者との適切な連携・協力の在り方についても配慮し、多様な学習機会の提供と、豊富な学習情報の収集・提供や適切な学習相談の実施など学習支援機能の充実を図る必要がある。

また、社会教育施設等における学習成果の評価については、これまで必ずしも積極的に行われているとは言えない面があったが、近年客観的な評価を求める学習者が増えている。学習成果の評価は、学習者の励みとなるだけでなく、学習を主体的、継続的に進めていく上での目安になるとともに、人々の社会参加活動が拡大していく契機ともなるという認識が深まりつつあり、自ら学んだ成果をボランティア活動をはじめとする様々な社会参加活動に生かしたいと考える学習者も増えている。こうしたことから、学習成果の適切な評価の在り方について配慮するとともに、希望者の求めに応じて、様々な社会参加の場や機会を拡げていくことや、将来の社会参加活動に資する実践的な学習プログラムの開発に努めることなどが重要となっている。

2 広域的対応の必要性

しかしながら、市町村の人口規模や社会的あるいは地理的条件等によっては、上記の課題に適切

に対応していくことは困難な面がある。比較的人口規模が大きく施設面、人材面、事業面で恵まれた一部の市で「市民大学」などの名称で総合的な学習機会の提供等を行っている例が見受けられるものの、多様化、個別化する住民のニーズに応えるにはおのずから限界があると考えられ、市町村が連携して広域的に対応する必要が増大している。こうしたことから、市町村は、学習ニーズの多様化や人々の生活圏の拡大を踏まえ、行政区域を越えて、他の市町村との共催事業の実施や施設の相互利用の促進、事業実施に際しての共同での広報活動など、各市町村の特色に応じた連携・協力を推進していくことが重要である。なお、連携・協力が進む中で、各機関の相互の交流機会が拡充することにより、指導者等の相互理解が深まるとともに、その資質の向上も図られるものと考えられる。このような取組みを通じ、それぞれの市町村において、必ずしも適切な学習機会に恵まれなかった人々にも多様な学習機会が確保されるようになり、また、自主的な学習活動が一層活発化することなどによって、地域社会の活性化にも寄与することが期待される。

(以下略)

Ⅲ 学習機会提供を中心とする広域的な学習サービス網に期待される機能

広域的な学習を中心とする広域的な学習サービス網には、これまで述べてきた人々の学習ニーズの動向や地域における学習サービスの現状や課題を踏まえ、多様で体系的な学習機会の提供、情報の共有による学習情報の蓄積と流通の促進及び学習成果を生かした社会参加への支援といったそれぞれの面で、次のような機能を効果的に発揮することが期待される。

まず、広い地域にわたり数多くの学習機会提供機関が連携・協力することによって、学習機会の提供という面で大きな効果が得られる。すなわち、従来から個々の機関が提供してきた学級・講座等が有機的に関連づけられることにより、より幅広い領域や内容の、また様々なレベルの学習機会が用意されることとなり、学習者にとって選択の幅が数倍にも拡大され、自己の興味・関心に沿って学級・講座等を自由に選択できるようになる。これによって、より多様な分野の学習が可能となるのみならず、特定の分野やテーマにかかる学習を体系的・段階的あるいは総合的に行うことが可能になる。他方、それぞれの学習機会提供機関にとっては、重複している学習機会や不足していく学習機会が明らかになることから、自ら開設する学級・講座等についての必要な見直しなど適切な対応が可能になる。

また、それぞれの機関で学習情報の共有が進むことによって、人々が、いつでも、どこでも、必要とする情報を入手できるようになり、学習機会へのアクセスが容易になる。関係者の協力の下で、指導者、教材、学習プログラムなどに関する情報の共有と蓄積が進み、より良い学習プログラムの開発なども効率的に実施することが可能になる。さらに、現代的課題に関する学習機会などの社会的要請の高いものについては、関連情報の入手や専門的指導者の協力が得やすくなり、良質の教材の製作などにより、学習者へのサービスが向上するとともに、地域の学習資源を生かした特色あるテーマについての学習機会も充実していくと考えられる。こうしたことにより、学習希望を持ちながら様々な理由で実現できなかった人々や自己の意向に沿った学習機会にアクセスできなかった人々が、より幅広い学習機会の提供を受けることができるようになる。

さらに、学習者の希望に基づき、学習成果についての一定の評価を共通の尺度で行うこととすれば、その学習成果が評価される地域の幅が広がり、その結果、学習成果を生かした社会参加活動についても、自己の居住地域や学習した地域にとどまらず、より広い地域での社会参加の場や機会が増大し、活動の広がりがもたらされる。

(以下略)

V 社会教育施設の役割

この広域的な学習サービス網が円滑に機能し、学習者にとって有益なものとなるためには、サービス網の整備充実の前提として、サービス網の中で主要な学習機会提供の場であり、人々の社会参加活動の場でもある、社会教育施設の機能の一層の充実が不可欠である。

今後、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、婦人教育施設等すべての社会教育施設は、人々の様々な学習活動を支援する専門施設として、充実した学習機会を提供することに加えて、学習情報提供機能、学習相談機能、さらには学習グループの育成や学習者ネットワークの形成などに対する支援機能を充実するとともに、自らの機能特性を生かすこと等を通じて、個性的で開かれた施設として、広域的な要請にも積極的に応えていくことが期待される。

なお、国立科学博物館、国立青少年教育施設、国立婦人教育会館、国立教育会館社会教育研修所などの国立の社会教育施設は、ナショナルセンターとしての役割をふまえ、その機能を強化し、全国的な生涯学習に関する情報の収集・提供、先導的な学習プログラムの研究開発、指導者養成など地域の社会教育施設の活動を積極的に支援していくことが重要である。

1 学習機会提供機能の充実

公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、婦人教育施設等すべての社会教育施設は自らが有する特色ある施設・設備、資料や情報、事業実施に関するノウハウ、あるいは立地条件など様々な学習資源を、積極的に他の機関に提供していくことが望まれる。他方、地域全体として有する様々な学習資源を、自らの活動にできるだけ生かすよう意欲的な取組みや創意工夫が期待される。

(以下略)

博物館は、人文科学、自然科学、美術など様々な分野の専門的な人材と実物資料を積極的に活用し、移動巡回展や移動博物館教室の開催など特色ある教育普及活動の一層の充実を図ることが必要である。また、他の機関が実施する講座等の一部として、実習や実験を引き受けたり、事業の企画に当たって専門的な立場から援助・助言を行うことなどが期待される。

(以下略)

2 学習情報提供・学習相談機能の充実

公民館は、地域住民にとって最も身近な施設として、他の機関と連携・協力し、学習情報提供・学習相談事業において中心的役割を果たすことが期待されている。

また、図書館は、住民に対するレファレンス・サービスやレフェラル・サービスを一層充実するとともに、図書館の目的や地域の特色を踏まえた計画的な資料の収集・整備等を行い、これらを基盤としつつ市町村域を超えた図書館の情報ネットワークにより、個々の学習者へのサービスの充実を図り、他の機関への資料等の提供や相互利用を積極的に推進することなどが期待される。

一方、博物館は、博物館資料に関する情報データベース等を整備し、広く専門的な学習情報や教材を積極的に提供していくことが望まれる。

3 社会参加支援機能の充実

社会教育施設は、人々の自主的な学習活動への支援のみならず、学習成果を生かして社会参加を希望する人々を支援していくことも大切である。そのためには、所定の学習を経て希望する人を、

事業運営の協力者、学級・講座等の指導者や補助者、あるいは様々なボランティアとして活動できる場や機会を積極的に広げていくことが有益であり、必要な研修機会等を積極的に設けることが期待される。また、社会参加に関する場や機会に関する幅広い情報を収集し希望者に提供したり、現在学習中の人々との交流の機会を設けるなど、それぞれの施設の特色に応じた社会参加支援のための様々な工夫が求められる。

4 学習者の交流拠点としての支援機能の充実

学習ニーズの多様化、個別化に伴い、自主的な学習グループによる活動が盛んになりつつある。こうした活動に対し、社会教育施設は、活動の場を提供したり、適切な助言等を行うなど、積極的に支援・育成することが望まれている。また、学習者の興味・関心に基づく自由なネットワークが、広い地域にわたって形成されつつあり、参加希望者への関連情報の提供や指導者の紹介、学習者ネットワーク間の交流の機会の提供など、地域における学習者の交流拠点として、社会教育施設が積極的な役割を果たすことが期待される。

(以下略)

11 ユニバーシティ・ミュージアムの設置について ー学術標本の収集、保存・活用体制の在り方についてー

〔平成8年1月18日
学術審議会学術情報資料分科会学術資料部会報告〕

はじめに

学術研究所の所産として生成され、また研究課題に沿って体系的に収集された学術標本は、これまでの学術研究の発展過程を証明する貴重な資料であると同時に、自然史、文化史等の研究に不可欠な資料として重要な役割を果たしてきた。

大学等においては、学術研究活動に伴い様々な学術標本が産出されているが、近年の分析法や解析法が目覚ましい発達によって、学術標本から新たな学術情報を生み出すことが可能になったこと等により、多面的な情報を有する学術標本を実証的な研究・教育に活用することの必要性が急速に高まってきている。

本部会では、このような状況にかんがみ、大学における学術標本の収集、保存・活用体制のあり方について、我が国の大学における実態調査や諸外国の主要な大学のユニバーシティ・ミュージアムの実情把握を行うことなどにより、慎重に審議を行ってきたが、このたびユニバーシティ・ミュージアムの設置を中心として審議結果をまとめたので報告する。

I 学術標本の現状と課題

- 1 学術標本は、自然史関係の標本や古文書・古美術作品等の文化財に限定されるものではなく、学術研究により収集・生成された「学術研究と高等教育に資する資源」である。したがって、それぞれの

研究・教育分野において学術標本となり得る資料は極めて多岐にわたり、その種類・形状・規模も多様である。しかし、ここでいう学術標本とは、それらすべての資料を指すのではなく、学術研究の目的で収集あるいは生成されたもののうち、学術研究用の生物、不動産や構築物等の大型資源、既に図書館・文献センター等で保存・活用されている文献等を除いた有形の一次資料を対象とする。

2 学術標本は学術研究の進展に伴って収集あるいは生成されているが、学術標本を保存収納する施設設備や整理保管要員の不足等のため、現状では、大学において研究室の一隅で個々の研究者の責任において保存管理されており、ラベル添付等の基礎的な整理が未完了で、一次資料にさえなり得ていない状況が多数見受けられる。したがって、学術標本は、再現不可能な貴重な資料であるにもかかわらず、学術標本の目録化・データベース化に取り組めないでいるケースや、研究者の異動に伴って学術標本が廃棄されるケースも生じている。このような保存管理状態にあるため、研究室の担当者など学術標本の所在と種類を熟知するごく限られた研究者しか当該学術標本を利用することができない。また、研究室や研究者の協力によって一次資料化された学術標本であっても、保存・活用の体制が整備されていないため、部外者の利用はほとんど不可能な状態にある。つまり、研究・教育にとって貴重な資源であるにもかかわらず、学術標本の多くは十分な活用ができない状況に置かれている。この状態は欧米と比較するなら悲惨とも言えるほどであり、我が国における研究と教育の活力を著しく阻害している大きな要因でもある。

3 多くの学術研究が学術標本の調査・分析から出発していることから明らかなように、学術標本は学術研究の基礎である。同時に、例えば、自然人類学の標本として保存されてきた貝塚出土の人骨が今日ではそれからDNAを抽出して遺伝学の資料として活用されているように、学術標本はいずれも多面的な学術情報を内包している。特に近年は、DNA分析やアイソトープ分析など、新しい分析法や解析法が開発されたことに伴い、特定の研究分野で収集された学術標本であっても、異なる研究分野の研究者によって別の角度から研究・教育の資源として利用されることが増大している。この観点から学術標本の保存とその多角的な活用を容易にする各種情報の整備・公開や、学術標本自体を閲覧調査できる体制の整備が各方面から望まれている。

4 国際的評価が確立している欧米の多くの大学では、いずれも豊富な学術標本を収蔵したユニバーシティ・ミュージアム（以下「ミュージアム」という。）を設置しており、それらのミュージアムは研究の場であることはもとより学術情報の発信・受信基地となっている。また、ミュージアムは「社会に開かれた大学」の窓口として研究成果の展示を行うなど、活発に機能している。

Ⅱ 学術標本の保護・活用の在り方

1 すべての学術標本は、体系的に分類されて保存・出納可能な図書文献のように、それを収集し、研究した研究者を介さずとも検索・取り出しが可能で、研究・教育に自在に活用できる状態に保管しておくべきである。しかしながら日々収集あるいは生成されているすべての学術標本を公開・活用できる状態に保管することは、現状の限られた施設・人員・予算などの各種の制約の下では、ほとんど不可能といっても過言ではない。そこで、学術標本の特色、学術標本を活用した研究実績等を考慮して選ばれた学術標本群であり、一次資料化が完了しているか、若しくは一次資料化が進行中のものを保

存・活用の対象とする。ただし、群を構成していなくとも、例えば学術誌に公表された学術標本などのように、少数であっても学術的に保存の義務あるいは意義を有するものについては、保存・活用すべき学術標本とする。

なお、一次資料化が困難な学術標本については、廃棄し、収蔵スペースの有効活用を図ることも必要である。

- 2 保存活用の対象となる学術標本は、公開・活用に資するため、所在情報、一次資料としての特性情報に関するデータベース化を行う。この場合、学術標本を多方面の利用者が活用できるよう映像データベース化を図ることが望ましい。それによって研究者や学生、地域住民等の利用者に具体的なイメージを提供できるとともに、学術標本の稠密収蔵が可能となり、併せて学術標本の出納の一層の円滑化が期待できるからである。
- 3 保存されている学術標本は当該分野の研究者の利用に供されることはもちろんであるが、多面的な学術情報を内包しており、研究成果を学術標本を用いて展示・公開することは、異なる分野の研究者にも新たな研究構想を与える契機となるのみならず、「物」と接することにより創造的探求心を育むなど学生の教育にとっても極めて重要な環境を提供することになる。
- 4 人々の学習ニーズが高まる中で、豊富な知的資産を有している大学は積極的に地域社会に協力することが求められており、学術標本の展示・公開等を行うことにより、人々の多様な学習ニーズに応えることが期待されている。また、展示・公開等は、次代を担う青少年に学問を身近に感じさせるための環境を提供することになる。
- 5 学術標本の保存・活用を有効かつ円滑に行うには、学術標本の体系的な収集・整理・保存・公開を可能にする研究者と支援職員、それに専用の施設を確保することが必要不可欠であり、学術標本群と要員と施設の間に調和のとれた有機的な関係を樹立することが肝要である。

Ⅲ ユニバーシティ・ミュージアムの整備

1 ユニバーシティ・ミュージアムの必要性

- (1) 我が国は現在急速に、国際化、情報化、高齢化、多様化の社会に向かっており、大学が果たす役割と大学に対する社会の要請もおのずと変わりつつある。

国境を越えた競争原理が働く国際化の中で、我が国の大学は世界に向かって独創的な研究成果をあげ、良質な学術情報の発信基地として機能することが要請されている。

また、環境問題、都市問題のように専門分化した特定の学問分野だけでは対応しがたい多様な問題への対応や、高齢化等急速に変化しつつある社会における人々の高度かつ多様な学習ニーズに対応し得る大学への変革も求められている。

このような社会の要請にこたえるためには、総合的・学際的な研究・教育体制を整備することが必要である。

そのための方策の一つとして、貴重で多様な学術情報を内包しており、分析法や解析法の発達によってさらに多くの分野に豊富な学術情報を提供してくれる一次資料の活用を図ることができるミ

ミュージアムの設置は極めて有効であり、学術研究の基盤である実証的研究を支援するものである。

また、一次資料に関する学術情報の発信・受信基地としてのこのミュージアムを機能させることは、社会が要請する「開かれた大学」への具体的で有効な対応策である。

(2) ミュージアムを必要とする大学の内在的要因としては、次の諸点を挙げることができる。

第一に、複合的な要因によって惹起される今日的な課題に対応するため、自然科学・人文科学等のいずれの分野でも、隣接分野だけでなく異なる分野の学術資料を研究・教育資源として活用する必要性が急速に高まっている。若手の研究者や大学院生は、従来の学問分野の枠にとらわれない研究を志そうとしても、従来の学術標本保存体制ではこれにこたえることが困難である。多様な需要に対応できる研究・教育環境の整備が是非とも必要である。

第二に、我が国の実証的な研究・教育は欧米のそれに比べて脆弱と言われる。それは多くの一次資料と接触可能な環境整備が十分に行われていないためである。その結果、研究・教育の内容が皮相化しており、豊かな成果を上げることが可能な、また、それから派生する二次、三次の成果をあげるような本質的で独創的な活力に欠けている。このような状況を改善するための具体的、効果的方策として、学生や研究者に一次資料との接触機会を増大させる場を設置・整備することが必要である。

第三に、環境問題の研究や先端的研究に典型的な例が見られるように、現代の学問は総合化と同時にシステム科学への傾向を強めている。このような傾向に柔軟に対応できるのが一次資料であり、その集積と整備は今後の学問の発展にとって極めて重要である。

2 ユニバーシティ・ミュージアムの機能

ミュージアムとは、大学において収集・生成された有形の学術標本を整理、保存し、公開・展開し、その情報を提供するとともに、これらの学術標本を対象に組織的に独自の研究・教育を行い、学術研究と高等教育に資することを目的とした施設である。加えて、「社会に開かれた大学」の窓口として展示や講演会等を通じ、人々の多様な学習ニーズにこたえることができる施設でもある。

したがって、ミュージアムは単なる学術標本保存施設又は収集した学術標本の展示を主たる目的とする施設ではなく、下記の機能を持つ必要がある。

(1) 収集・整理・保存

大学において収集・生成され、学術研究・教育の推移と成果を明らかにする精選された有形の学術標本を整理・保存し、分類して収蔵する。

(2) 情報提供

収蔵した学術標本を整理し、収蔵品目録を刊行することは当然であるが、さらに広範多様な利用に供するため、画像データベースを構築することが必要である。このことにより、ネットワークを通じて全国的な利用に供することも可能となる。また、研究者や学生のみならず、地域住民等からの学術標本に関する相談に応じ、必要な情報を提供する。

(3) 公開・展示

収蔵した学術標本を研究者に公開し、調査研究に供するとともに、必要に応じて貸出や重複標本の交換等も行い、有効な活用を図る。学生に対しては学術標本に直接接する機会を提供し、実証的

で充実した教育に資することができる。また、ミュージアムに収蔵する学術標本を用いた研究成果の展示を行い、論文等によらない新しい形式の公表の方法を研究すると同時に、学内の研究成果を公表する場とする。

さらに、大学における研究成果については、地域社会に積極的に発信することが求められており、ミュージアムにおいては展示や講演会等を通じ、大学の学術研究の中から生まれた、多くの創造的、革新的な新知見等を地域住民に積極的に公開し、周知することが望ましい。

なお、ミュージアムを「社会に開かれた大学」の具体的対応として円滑に機能させるためには、今後、社会のニーズをも踏まえ、管理運営方法について工夫することも必要である。

(4) 研 究

学術標本群の充実やその有効利用を図るとともに、学術標本を基礎とした先導的・先端的な取組を支援するため、ミュージアム独自の研究を計画し実行する。この場合、ミュージアムに所属する研究者が中核となるが、大学内外の研究者の共同研究として行うことが望ましい。

(5) 教 育

学術標本を基礎とした大学院・学部学生の教育に参加するとともに、博物館実習をはじめ大学における学芸員養成教育への協力を行う。また、一般の博物館の学芸員に対する大学院レベルでのリカレント教育や、人々の生涯にわたる学習活動にも積極的に協力することが望ましい。

3 ユニバーシティ・ミュージアム整備の基本的な考え方

(1) 設置形態

ミュージアムは、学術標本という多面的な学術情報を内包する資料を保存し、活用する施設であるので、独立性のある学内共同利用施設として設置する必要がある。これにより、大学内の様々な分野の研究者の協力を得ることができると同時に、大学内に分散されている学術標本をより効率的に活用できるからである。また、学部等に設置されている既存の列品室や資料室は、当該部局の研究教育事情を尊重すべきであるが、収蔵資料の学術情報はミュージアムのデータベースに収納し、広範な活用を可能とする体制を整備することが望ましい。

(2) 職員体制

ミュージアムを研究・教育に資する施設として有効かつ効率的に運営するためには、少なくとも当該ミュージアムの中核を形成する学術標本の研究者を専任として配置する必要がある。

また、学術標本を整理・保存・管理・公開に関する業務に携わる専従の職員を配置する必要もある。

一方、ミュージアムが収蔵する学術標本のすべての分野に対応する専任の研究者と職員を網羅的に配置することは現実的に不可能である。したがって、学内研究者の併任制度、定年退職した研究者や学外研究者の客員制度、それにボランティア制度などを積極的に整備してその活用を図るべきである。

(3) 施設の整備

ミュージアムは学術標本を収集・整理・保存・公開するとともに、これからの学術標本を対象に

研究を進め、情報を発信・受信する施設であるので、これらの機能に応じた施設設備が必要である。その規模は収蔵する学術標本の種類や数量等によって異なるが、ミュージアムの業務を行う上で、効率的で調和のとれた施設として整備する必要がある。

(4) ユニバーシティ・ミュージアムの設置方針

ミュージアムは、学術標本を活用した研究に実績を有し、精選された学術標本群の大きな蓄積をもち、それらの一次資料化がほぼ終了しており、学術標本を活用した研究・教育が発展する可能性のある大学に、地域性と学術標本の種類をも考慮して設置することが望ましい。

(5) ユニバーシティ・ミュージアム間の連携

設置されたミュージアム及び既存の大学の類似施設相互の連携を強化するため、定期的に行われるユニバーシティ・ミュージアム協議会を設置し、学術標本情報のネットワークの整備や学術標本自体の貸借・移管等について協議する。ミュージアムの活発な運営のためには、この連携体制に一般の博物館も参加できる形にすることが望ましい。

諸外国のミュージアムも、学術研究と高等教育に資する一次資料の収集・活用という共通の目的を有している。したがって、ミュージアムが保管するそれぞれの地域の一次資料群を、国を超えて活用できるネットワークを構築し、個別の研究に世界的規模の視野と位置付けを与えることが望ましい。そのことは、現在多くの学術研究が要求されている国際的貢献にも大きく資することになる。

むすびに代えて

我が国の現在の社会・経済情勢の中にあって、新たに大学にミュージアムを設置することは多くの困難を伴うことが予想される。しかし、ミュージアムの設置は、新たな学術研究を支える基盤を構築しようとするものであり、関係機関において着実かつ速やかに対応することが望まれる。殊に国立大学については、精選された学術標本が極めて多いことから、この報告の趣旨を踏まえ、直ちにミュージアムの設置に着手することが望まれる。

また、これまで大学で保管されてきた学術標本の画像データベース化と情報公開は、学術標本の保存・活用の基礎であり、ミュージアムの設置に並行して実施可能な機関等において、直ちに着手することが必要である。

なお、ミュージアムや図書館などの学内の関連施設をネットワーク化し、大学全体を地域社会に対する知的・文化的情報の発信拠点とすることも今後検討すべき課題であると考えられる。

〔参考資料は略〕

12 地域における生涯学習機会の充実方策について〔関係部分〕

〔平成8年4月24日〕
〔生涯学習審議会答申〕

はじめに

本審議会は、平成7年5月15日、文部大臣から「地域における諸施設の生涯学習機能の充実方策について」及び「学習成果の活用方策について」審議要請を受け、その後、前者のテーマについてワーキンググループを編成し、論点を整理しつつ、総会において審議してきた。このたび、その結果を、「地域における生涯学習機会の充実方策について」答申として取りまとめた。

生涯学習の振興については、本審議会では平成4年7月に「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」答申を行った。この答申では、生涯学習社会を「人々が生涯いつでも、自由に学習の機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される」ような社会と定義している。そして、当面重点を置いて取り組むべき課題として、①社会人を対象としたリカレント教育の推進、②ボランティア活動の支援・推進、③青少年の学校外活動の充実、④現代的課題に対する学習機会の充実、の4つを挙げるとともに、学習者の立場に立って、生涯学習全般にわたる振興方策を提言している。

これまで、この答申を踏まえ、国・地方を通じて生涯学習振興のための関連施策が積極的に展開され、かなりの進展を見るに至った。しかし生涯学習社会の実現という大きな目標に照らしてみると、なお、改善すべき点が多く残されている。どこに問題があり、今後何をなすべきか。現状を見ると、既に生涯学習の意義については多くの人々の理解が得られつつある。学習意欲も高まってきている。当面の課題は、このように高まりつつある学習意欲にこたえる学習機会をいかに拡充するかということであろう。多くの人が所得水準の向上、自由時間の増大、高齢化の進行などの社会の成熟化に伴って、学習に生きがいや楽しみを見いだしたいと願っている。また、科学技術の高度化、情報化・国際化の著しい進展、産業構造や雇用形態の変化などに伴い、新たな知識・技術を習得したいと考える人も増えている。こうした学習者に対して、適切な学習機会を提供する必要がある。学習活動の機会を提供する側の工夫改善の努力が望まれている。

したがって、本答申では、地域社会の中で様々な学習機会を提供している機関や施設の生涯学習機能の充実という視点から検討を加え、提言を取りまとめることにした。取りまとめに当たっては、機関や施設を4つの類型に分け、それぞれがどのような課題を抱えているか、現状を改善するためにとるべき方策は何かということを検討し、具体的な施策を提言した。4つの類型とそれぞれの審議の観点は以下の通りである。

第一は、大学をはじめとする高等教育機関である。高等教育機関は高度で体系的かつ継続的な学習機会を提供者として、生涯学習社会の中で重要な役割を果たすことが期待されている。高等教育機関においては、既に生涯学習機能を十分に発揮しているところや、様々な改革努力を行ってきたところも見られるが、生涯学習の推進という観点から社会の期待に十分にこたえるには、更に全体として広く社会に開かれなければならない。年齢に関係なく人生のいつでも必要な時に必要な学習ができる場として高等教育機関が自ら変わっていかなければ、真の生涯学習社会は実現しないと言っていい。また、社会人学生を受け入れることに加えて、施設の開放などによる地域社会への貢献も一層期待される。したがって、ここでは「社会に開かれた高等教育機関」という観点から課題を整理し、「社会人の受入れの促進」

及び「地域社会への貢献」を進めるため必要な施策を提言した。

第二は、小・中・高等学校など初等中等教育の諸学校である。これらの学校は、人間形成の基礎を培う場であるとともに、生涯学習の基礎を身につける場でもある。すなわち、自分で考え、判断し、行動する力を養い、生涯にわたって学習を続けるための意欲と能力を培う場である。また、子どもは地域社会の中で様々な教育的な影響を受けて育っており、学校がその機能を十分に発揮するためには、地域社会と良好な連携・協力関係を維持し、地域社会とともに発展するように努める必要がある。特に、学校週五日制が導入され、またいじめの問題への対応が課題となっている今日、学校と家庭や地域社会との連携の必要性はますます大きくなっている。さらに、学校の施設は地域住民の学習活動の場として活用され、それを通じて地域社会づくりや人々の連帯感をはぐくむことにも役立つものであり、地域社会への一層の開放が求められる。したがって、ここでは「地域社会に根ざした小・中・高等学校」という観点から課題を整理し、「地域社会の教育力の活用」、「地域社会への貢献」を進めるため必要な施策を提言した。

第三は、社会教育・文化・スポーツ施設である。これらの施設においては、既に地域の人々の活発な学習活動が展開されている。これらの施設は本来、地域住民の多様な学習ニーズにこたえるために整備されたものであり、生涯学習機会を提供する場として最も基本的な役割を担っている。地域住民にとって、これらの施設は今後とも生活の質を高める上で欠かすことのできない存在である。さらに、学習を通じて人間関係を深め地域意識^{かんよう}を涵養し、豊かな地域づくりを進めていく上でも一層重要なものとなっていくであろう。特に青少年の学校外活動をより豊で充実したものにするために、これらの施設の果たすべき役割は大きい。今後の課題は、ますます多様化し高度化する地域住民の学習ニーズにいかにか柔軟、迅速、的確にこたえていくかということであろう。したがって、ここでは「地域住民のニーズにこたえる社会教育・文化・スポーツ施設」という観点から課題を整理し、「多様化・高度化する学習ニーズへの対応」、「組織運営の活性化」を進めるため必要な施策を提言した。

第四は、各省庁や企業の研究・研修のための施設である。もとより、これらの施設は、それぞれの専門分野に関する研究・研修を目的に設置されているものであり、教育活動を本来の業務とするものではない。しかし、それらが有する専門的で高度な人的資源、施設設備、知識、情報、技術などは、生涯学習という観点から見て、貴重な学習機会を提供し得る可能性を持っている。これらの施設は様々な資源を活用して、人々の多様化し高度化する学習ニーズにこたえ、これからの生涯学習社会の中で重要な役割を果たすことが期待されている。したがって、ここでは「生涯学習に貢献する研究・研修施設」という観点から課題を整理し、「多様な学習機会の提供」、「地域社会との連携」を進めるため必要な施策を提言した。

なお、これらの四つの類型を超えて、横断的、総合的に取り組むべき課題については、「おわりに」で必要な施策を改めて提言した。

関係する機関や施設においては、本答申に盛り込まれた提言に沿った取組を積極的に展開し、地域住民の期待にこたえる生涯学習機能を一層充実強化させるよう強く望みたい。また、行政あるいは企業などにおいてはこれらの提言に沿って適切な対応策を講じるよう要望する。

I 社会に開かれた高等教育機関

(略)

2 地域社会への貢献

(1) 施設開放の促進

(略)

○ 施設開放の拡充

大学等の施設の開放は、図書館・博物館・資料館・体育館・グラウンドなどが主な対象となるが、実情に応じて、多様な施設の開放が可能な限り行われるよう工夫されるべきである。これらの施設を円滑に開放するためには、大学等が地域社会の一員として地域に積極的に貢献していくことが社会から強く期待されている、との共通認識を学内で確立することが必要である。その上で、施設開放に必要な手続きを簡素化し、それを地域の人々に広く知らせることが望まれる。この場合、様々な学習情報を統合的に扱う都道府県の生涯学習推進センターなどの活用が考えられる。

○ 大学博物館の整備

大学は豊富な知的資産を有することから、学術審議会学術資料部会において、ユニバーシティ・ミュージアムを設置して学術標本の多面的活用を図ることが提言されている。これは標本の収集・保存、画像情報の提供などにより大学の教育研究を支援することはもとより、展示や講演会等を通じ、人々の多様な学習ニーズにこたえるものである。今後、大学における知的情報発信拠点の一つとしてそれぞれの大学の研究実績等に応じて設置されることが期待される。

また、大学の博物館においては、その充実したスタッフや資源を生かして、一般の博物館の活動に対して支援・協力を行うことも求められる。学芸員の現職研修への協力や研究活動への援助などを通して、博物館全体の振興に大きな役割を果たすことが期待される。

(以下略)

Ⅱ 地域社会に根ざした小・中・高等学校

1 地域社会の教育力の活用

(1) 地域社会の人材等を活用した教育活動

(略)

○ 社会教育施設等の活用

自ら学ぶ意欲や思考力を育てるためには、様々な生活体験や活動体験を通じて自ら考え学ぶことができる機会を増やすことが大切である。学校においては、そのための方途の一つとして、社会教育・文化・スポーツ施設の一層積極的な活用が求められている。これまでも、少年自然の家などを利用して学校の集団宿泊活動が行われてきているが、様々な施設を活用して学校の教育活動を充実させることが期待される。例えば、公民館、博物館、美術館などの施設において、学校教育に即した内容で事業を企画したり、社会科や理科、美術などの授業の一部をこれらの施設において、施設の専門的職員の協力を得て行うことを考えてもよい。

こうしたことを着実に推進するためには、市町村教育委員会において、適切な指導助言や財政上の措置など地域や学校の実情に合わせた積極的な対応を図ることが必要である。市町村教育委員会の創意と工夫が期待される。なお、こうした地域の教育資源の活用を考える場合にはいわゆる教育機関・施設に限らず、広く、森林・河川・海浜などの自然環境も視野に入れて、検討されることが望ましい。

(以下略)

Ⅲ 地域住民のニーズにこたえる社会教育・文化・スポーツ

公民館や図書館・博物館・美術館あるいは生涯学習センターなどの社会教育施設においては、これまでも地域社会における生涯学習の中心的な場として活発な活動が展開されている。文化会館・音楽ホールなど各種の文化施設あるいは体育館・スポーツセンターなどのスポーツ施設も同様である。さらに、最近では、民間の事業者によるカルチャーセンターなども活発な事業を行っている。これらの施設は地域住民の多様な学習ニーズにこたえ多種多様の学習機会を提供しており、それを通じて地域住民の幅広い学習活動を支える基盤的な役割を担っている。これら施設は今後とも生涯学習振興の上で重要な役割を担う存在であり、一層の機能の充実と活性化が求められている。

社会教育・文化・スポーツ施設は、何よりも地域住民のニーズに柔軟・迅速・的確にこたえるものでなければならない。そのためには、多様化・高度化する学習ニーズに適切に対応した事業活動を展開することが重要である。社会がますます高度化・複雑化する中で、多くの人々は様々な課題に対処し、より豊で充実した人生を送るため、身近なところで自由意志に基づく学習をし、自己を高めたいと考えている。また、月2回の学校週五日制が実施されている中で、青少年の学校外活動の重要性が改めて指摘されている。さらにいじめや登校拒否の問題が深刻な状況にあることから、こうした問題に的確に対応するため、家庭や地域社会の教育力の充実が求められている。そのようなニーズにこたえる場として地域社会に存在する社会教育・文化・スポーツ施設には、今まで以上により積極的にその教育的機能を発揮することが求められている。

社会教育・文化・スポーツ施設は、多様化・高度化するだけでなく新たに生じてくる地域住民の学習ニーズを常に的確に把握し、それにこたえた学習機会を積極的に提供していくことが求められる。なかでも積極的に拡充を図る必要があるのは、平成4年の答申でも指摘した、いわゆる現代的課題に関する学習である。変化する社会の中で充実した生活を営んでいくためには、様々な現代的課題についての理解を深めることが必要となってくる。例えば、地球環境の保全、国際理解、人権、高齢社会への対応、男女共同参画社会の形成などの課題がある。学習機会を提供する側においては、こうした現代的課題の重要性を認識し、そのための学習機会の充実を図ることが強く求められる。その際、民間の教育事業者や関係団体の活力を生かすことをはじめ、大学や各種の研究・研修施設等の提供する学習機能の活用についても配慮することが必要である。

また、地域住民の学習ニーズに適切にこたえるには、事業活動面での充実を図るのみならず、それを動かす組織自体が活性化していなければならない。時代のニーズに合った新しい事業に取り組む進取の^{あふ}気性に溢れた施設運営が行われることが肝要である。地域住民の学習ニーズは社会の変化に対応して常に変化しており、それに即応する新しい事業の展開が求められるからである。組織が沈滞^{しんたい}しているはニーズの変化をとらえることも、斬新な発想を生み出すこともできず、新しい事業も生き生きした活動も展開できない。常に組織運営の活性化を図り、活力を維持・増大していくことは極めて重要である。

したがって、社会教育・文化・スポーツ施設が常に地域住民のニーズに柔軟・迅速・的確にこたえていくことができるようにするために、「多様化・高度化する学習ニーズへの対応」と「組織運営の活性化」を当面の目標として、その達成に向けて必要な方策を協力に推進する必要がある。以下にそのための具体の施策を提言する。

1 多様化・高度化する学習への対応

(1) 多様で総合的な学習機会を提供

人々の生涯学習のニーズは、日常の身近な生活の場で、文化やスポーツなどを含む様々な分野にわたり、広範かつ多様に現れる。個々の施設が孤立してはそれに十分にこたえることはできない。社会教育施設だけでなく様々な施設を総合的、計画的に配置し活用することにより、多様な学習機会の提供が可能になる。その際、森林などの自然、貴重な文化遺産、あるいは産業施設なども地域の学習資源として、視野に入れておくことが大切である、施設の総合的な整備によって、地域住民の学習拠点が形成され、様々な年齢層の人々が自由に交流し多様な学習が促進される。さらに、地域全体の学習環境が整うことにより、学習を進める雰囲気がおのずから醸成されることも期待される。

○ 総合的な計画の整備

多様な施設の総合的な整備のためには、地域全体での総合的、有機的な学習施設整備計画を作ることが大切である。地域のまちづくり計画等の中にしっかりと位置付けられることにより、施設の整備は着実に進展することであろう。

なお、「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」に規定される地域生涯学習振興基本構想は、民間の活力を活用しながら地域における総合的な学習機会を整備しようとするものであり、地域の生涯学習機能の飛躍的な向上に資すると考えられる。各都道府県において具体的な構想の作成が積極的に進められることが期待される。

(2) 施設間の広域的な連携の促進

関係施設間にネットワークを形成し、相互の機能の広域的な連携・協力体制を整備することにより、地域における生涯学習機能を総合的に発揮することが期待される。

○ 行政部局間の連携強化

社会教育・文化・スポーツ施設においては、それぞれの施設の職員の努力により、多様な学習機会の提供が行われてきている。他方、地域住民の学習ニーズの高まりに応じて、首長部局及び関連施設での学習機会提供も盛んに行われるようになってきている。このため、教育委員会や他の行政部局で行われる各種の事業の実施について、学習者の立場に立って、行政部局間の連携・調整を図ることが必要になってきている。そのため教育委員会が積極的な役割を果たすことが期待される。

なお、教育委員会が実施する事業の内容は、どちらかと言うと、これまで趣味・文化・教養などに偏る面も見られたが、今後は、職業に係る知識・技術の向上や市民意識・社会連帯意識などに関する学習、あるいは、介護等の生活技術の習得に係る学習などを含め、新たな学習ニーズにこたえる適切な内容の事業を積極的に実施すべきである。このためには、それらの学習に係る行政部局・施設の協力・支援を得ることが必要であり、その観点からも、教育委員会と他の行政部局間の連携・調整を図る必要がある。

○ 民間との連携強化

人々の多様な学習ニーズに柔軟にこたえるためには、多様な学習機会が提供されなければならない。学習機会の提供や学習支援を行うのは公的施設ばかりではない。一般の個人・グループあるいは民間教育事業者などを広い視野でとらえ、これらと適切な連携を進める必要がある。このため、民間の教育事業者と公的施設との連携のあり方が現実的な課題となり、連携のための新たなルール作りが必要になってきている。平成7年9月の文部省通知により、公民館における民間

教育事業者の施設利用が、社会教育上許容される旨の法解釈が明確に示されたことは、公民館事業における民間との連携を考える上において有意義である。今後とも関係者の相互の理解の下に適切な連携関係を作っていくことが求められる。生涯学習関連施設・民間事業者間の円滑な意思疎通を図るための協議会・情報交換会が幾つかの都道府県で開催されるようになっているが、こうした機会の拡充を機能強化が期待される。

○ コーディネート機能の強化

異なる種類の施設間で形成された広域的なネットワークが有機的・効率的に機能するためには、連携の中心となる中核的な機関が不可欠である。これには、一般に地域の生涯学習推進センターが当たっているが、ネットワークを形骸化させないようにするためにも、生涯学習推進センター自体の体制整備が必要になる。この場合、特に、コーディネート機能の強化が大切である。地域住民の学習ニーズを的確に把握し、これに即応した学習機会の提供を企画し、関係施設間の事業の調整を図るなど、ネットワークが生き生きと統合的に機能するようにする必要がある。このため、生涯学習全般にわたって企画・調整・助言などの支援能力を持った専門的職員をセンターなどに配置することが大切である。コーディネーター養成も急がれる課題であり、国立教育会館社会教育研修所などでの研修の拡充が望まれる。

○ 学習情報ネットワークの構築

施設間のネットワークを円滑かつ迅速に動かすためには、構成施設等の学習情報のオンラインネットワークの構築が欠かせない。このため、現在、国では西暦2,000年を目途に、全国的な学習情報のネットワークづくり、全国的な中核機関づくりが進められている。様々な分野で構築されつつあるネットワークを統合した総合的な学習情報システムの利用が早期に実現することを期待したい。その際、他の学習情報関連システムとの連携にも配慮が望まれる。都道府県においても、国の補助制度を活用しながら、情報ネットワークの構築が進められている。おおむね、順調な整備状況と言えるが、各都道府県・市町村によっては情報を検索できる端末が少ないこと、最新の情報が入力されていないことなど、学習者にとって必要な情報が得られるまでにはなっていないところもあり、引き続き努力が求められる。なお、社会通信教育事業も、今日の学習ニーズに応じて、多様に展開してきており、生涯学習を進める上で重要な役割を担うに至っている。これらに係る学習情報についても、情報ネットワークにおいて適切に提供されることが望まれる。

(3) 情報化、マルチメディア化への対応

学習機会へのアクセスに対する時間的・地理的な制約を大幅に緩和させ、より質の高い効率的な学習を可能にするものとして、各種の学習施設における情報化・マルチメディア化への対応に対する人々の要請は特に高い。また、個人の自主的な学習を進める上での有力な手段としても、期待は大きい。

○ 情報化による事業の確信

施設においては、事業の実施や施設の運営に情報関係施設設備を積極的に導入することが必要になっている。これに伴って、情報関係の機器・システムのもとでマルチメディアを用いた学習プログラムを開発するなど新しい事業内容・方法の革新を図る必要がある。同時に、職員の関係知識・技術の習得が迅速に進むよう研修等の改善を図る必要がある。

○ 情報提供のマルチメディア化

現在整備が行われつつある生涯学習情報提供システムは、文字や数値による案内情報等が中心

である。しかし、科学技術の進歩により音声・図形・画像・映像等を効果的に組み合わせたマルチメディア形態の情報提供が可能になっている。このため、地域住民に親しみやすく利用しやすい情報提供を行うためにも、システムのマルチメディア化を図ることについて検討を行う必要がある。また、インターネットなどの情報通信網の発展を視野に入れた先行的な研究開発が求められる。

(4) 学校教育との連携・協力

今日の学校教育では、自ら考え、判断し、行動するなどの資質・能力を重視する教育が展開されている。こうした教育を進めていく上で、自然環境や日常生活の中での体験学習が効果的である。社会教育・文化・スポーツ施設などが学校と連携して、こうした事業を展開していくことが求められており、その連携・協力の推進の在り方や具体的な方向が課題となっている。

○ 「学社融合」の理念に立った事業展開

従来、学校教育と社会教育との連携・協力については、「学社連携」という言葉が使われてきた。これは学校教育と社会教育がそれぞれ独自の教育機能を発揮し、相互に足りない部分を補完しながら協力しようというものであった。しかし、実際には、学校教育はここまで、社会教育はここまでというような仕分けが行われたが、必要な連携・協力は必ずしも十分ではなかった。この反省から、現在、国立青年の家、少年自然の家においては、学校がこれらの青少年教育施設を効果的に活用することができるよう、「学社融合」を目指した取組が行われている。

この学社融合は、学校教育と社会教育がそれぞれの役割分担を前提とした上で、そこから一歩進んで、学習の場や活動など両者の要素を部分的に重ね合わせながら、一体となって子供たちの教育に取り組んでいこうという考え方であり、学社連携の最も進んだ形態と見ることもできる。このような学社融合の理念を実現するためには、例えば、学校が地域の青少年教育施設や図書館・博物館などの社会教育・文化・スポーツ施設を効果的に利用することができるよう、それぞれの施設が、学校との連携・協力を図りつつ、学校教育の中で活用しやすいプログラムや教材を開発し、施設の特色を活かした事業を積極的に展開していくことが重要である。これによって、学校だけでは成し得なかった、より豊かな子供たちの教育が可能になるものと考えられる。今後、こうした学社融合の理念に立った活動を積極的に推進していくためには、国としても、必要な調査研究や先導的な事業に対する支援などを行うことが求められる。

また、学校と家庭・地域社会との適切な役割分担と連携を図りつつ学社融合を円滑に推進していくためには、その基盤を整備していくことが重要である。学校と施設間の人事交流の一層の促進や、学校教員が青少年教育施設等で体験的な研修を行うような機会を拡充することなども検討される必要がある。

○ 学校週五日制への対応

平成4年9月から実施されている学校週五日制は、これからの時代に生きる子供たちの望ましい人間形成を図るため、学校、家庭及び地域社会が一体となってそれぞれの教育機能を発揮する中で、子供が自ら考え主体的に判断し、行動できる力を身に付けるようにしようとするものである。この学校週五日制は子供たちの生活にゆとりを与え、より豊かな生活体験・活動体験の機会を豊富にする契機となるものであり、地域社会における学校外活動充実の拠点となる社会教育・文化・スポーツ施設には大きな期待が寄せられている。

現在、休業土曜日には、全国各地の青年の家、少年自然の家などの青少年教育施設において、

子供たちや親子を対象としたキャンプ、自然探索などの事業の実施や青少年団体による活動が活発に行われている。また、例えば、公民館においては体験を通じたふるさとについての学習やサークル活動が、図書館においては子供たちを対象とする読書会が、博物館においては科学教室などが実施されている。さらに、これらの博物館・美術館においては、休業土曜日の子供の入場料を無料としているところも多い。

今後、社会教育・文化・スポーツ施設においては、これらの事業の一層の充実を図るとともに、施設の特色を生かし子供の興味や関心に応じた新しいプログラムを開発・提供することが求められる。その際、施設がそうした事業を展開するには、地域の青少年団体や住民ボランティアなどの積極的な協力を得ることが重要である。これにより、子供たちに対し創意にあふれた多様な活動の機会の提供が期待される。なお、平成8年度から文部省が実施する「ウィークエンド・サークル活動推進事業」は、週末等において学校施設などの子供たちに身近な場を活用した様々な体験活動を展開するものであり、これに対する社会教育・文化・スポーツ施設の連携・協力が求められる。

また、市町村教育委員会においては、自ら事業を計画するほか、施設や団体の活動に関する情報を子供たちや保護者等に迅速かつ適切に提供することや、施設や団体等に対し事業の企画や運営に助言や支援を行うことなど、格段の配慮を行うことが必要である。

○ 地域ぐるみの活動の展開

社会教育・文化・スポーツ施設が学校と連携・協力していくためには、これらの施設を中心とした地域ぐるみの活動が展開される必要がある。特に、現在、学校週五日制の実施やいじめ問題への対応などを契機に、子供の育成に関して地域社会の持つ教育機能の充実・向上が求められている。このため、これらの施設においては、子供たちのためにやりがいのある楽しい活動機会を積極的に提供していくとともに、社会教育関係団体、ボランティアグループなどと協力して、子供達の健全な育成のための適切な事業が行われるようにいろいろな啓発事業を行うことも求められる。これらの活動が円滑・的確に行われるよう教育委員会による支援も必要である。

また、子供たちが基本的な生活習慣・態度等を身に付ける上で、家庭の果たす役割は特に大きい。家庭の教育力の向上のために、社会教育施設等において、家庭教育についての学級・講座の実施、親子で活動する機会の提供、家族一緒に文化・スポーツ活動の機会の提供などの多様な学習機会の提供や相談事業の充実などの支援が必要である。

こうした地域ぐるみの活動が活発に行われるためには、企業におけるこれらの活動への支援も必要である。この点については、平成8年3月に（社）経済団体連合会が取りまとめた「創造的な人材の育成に向けて～求められる教育改革と企業の行動～」においても指摘されているところであるが、労働時間の短縮、弾力的な労働時間管理、休暇取得の促進などの実施、進学時期の子供を持つ職員への転勤時期・場所等についての配慮など、社会人が地域社会や家庭で活動・生活するためのゆとりをもたらすよう企業が具体的な対応をとることが求められている。

2 組織運営の活性化

(1) 人的体制の整備

施設の機能が十分に発揮できるかどうかは、事業の実施や施設の運営管理を担う職員体制にかかわる面が大きい。学芸員、司書、アートマネジメント担当職員、スポーツプログラマー等の専門的職員、あるいは様々な分野の指導者等に優秀な人材を得て、機能的な業務体制を編成することが

重要である。社会の変化や学習ニーズの多様化の中で常に生起する新たな課題に迅速かつ的確に対応できるかどうかは、それに対応し得る能力と意欲を持った人材を確保し、機能的な組織運営を行うことにかかっていると言っても過言ではない。

○ 専門的職員の確保・養成

人的体制の整備のためには、各施設の事業を担当する専門的職員に優秀な人材を確保するとともに、研修により資質の向上を図ることが必要である。その際、特に、地域住民との対応において意思の疎通を円滑、適性に図ることが求められていることにかんがみ、そのような観点からの研修も配慮される必要がある。社会教育主事等の専門的職員の養成や研修の充実について、本審議会社会教育分科審議会の報告（平成8年4月）を踏まえ適切な方策が講ぜられることを期待したい。

○ ボランティアの受入れ

人的体制の整備の上では、施設職員とともに、施設業務に対して協力・支援を行うボランティアも重要な要素となる。ボランティア活動は、施設にとってその活性化に重要であるばかりでなく、ボランティア自身にとっても、自己開発・自己実現につながる学習の場として、学習成果を生かす場として、あるいはボランティア相互の啓発により学習を活性化するものとして重要である。こうした点から、積極的にボランティアの受入れを進めることが必要である。その際、社会教育主事、学芸員、司書などの資格を有しながら実際の業務に就いていない者が多数存在することから、こうした有資格者の持つ専門的知識やそれぞれの多様な経験等を活用することが有意義である。データベース（人材バンク）の創設を行うなど、国と関係機関・団体等との連携・協力の下に、ボランティアの受入れの推進を図ることが必要である。また、ボランティアの受入れの推進を図ることが必要である。また、ボランティアの受入れに当たっては、施設の業務全体の中でボランティアが有効な活動を進められるようにするため、先導的な取組を行っている施設の事例を普及させたり、あるいは研究協議を行ったり、ボランティアや職員の研修を実施したりすることも必要である。

(2) 利用者の立場に立った施設の運営

自発的な意志に基づき自由に行われるべき生涯学習を進めるには、施設は、施設の管理者側の都合ではなく、利用者の立場に立った事業の実施、施設の運営に十分配慮する必要がある。

○ アクセスの改善

利用者が社会教育・文化・スポーツ施設をできるだけ利用しやすいように、施設の開館日・開館時間については、地域の実情に応じつつ、可能な限り弾力的な扱いをすることが必要である。また、身近なところで施設の利用が可能になるよう、分館の拡充などが求められるとともに、施設間のネットワーク化の推進により、施設のサービスが柔軟に受けられるようにする必要もある。施設の利用の改善を図る上では、施設内の設備など学習環境の充実も大切な課題である。学習者の特性（子供、高齢者、障害者、外国人など）に配慮した施設設備の整備や事業運営の工夫も求められる。

○ 住民参加による運営

施設の事業の運営に当たっては、施設の管理者が事業の企画・実施を含めて施設の運営全般に責任を持って行うことが当然であるが、施設や地域の実情に応じて、地域住民が事業の企画や運営に何らかの関与ができるようにすることも考えられる。例えば、事業の企画・運営・広報など

を行う委員会に委員として参加したり、ボランティアとして指導のスタッフに加わったりすることなどがあろう。こうした事業運営への住民の参加は、地域の施設としてより利用者の立場に立った施設の運営に資するところが大きいと考えられる。

(3) 新しい学習課題に対する運営の改善

地域住民の取り巻く社会環境の急激な変化の中で、新たな学習課題も生起してきており、施設としてそうした課題に対応できるように運営を工夫することが必要になっている。常に新たな需要を的確に把握し、新しい事業展開や運営の改善を図っていくことは、施設がその組織の活力を維持していく上にも大切である。

○ 国際化・情報化等への対応

国際化・情報化・高齢化等の社会の変化への対応や男女共同参画社会の形成など現代的課題に関する学習の推進について、地域の実情に応じた積極的な取組が期待される。

このうち国際化に関しては、社会教育・文化・スポーツ施設において外国の文化の紹介、外国人との交流事業、通訳など国際交流ボランティアの養成、日本語指導者講座の実施、地域に居住する外国人のための情報誌・ガイドブックの発行など様々な事業が行われてきている。今後ともこれらの事業の拡充を図る必要がある。特に、最近では、個人やグループによる様々な国際交流の活動が行われるようになってきており、国際交流に係る関係団体の育成、関連情報の収集と提供などの充実が求められている。また、マルチメディアなどの情報化の進展に伴い、学校ばかりでなく広く社会教育の分野においても、コンピュータの操作、通信システムの活用など様々な情報活用能力の育成に関する学習機会の提供が求められる。このほかにも、高齢化に対応したライフプランづくりや、成人・高齢者の社会参加支援のための学習機会、男女共同参画に関する意識啓発のための学習機会の開発や充実を図ることなど多様な学習機会の提供が求められている。

これらの事業の展開に当たっては、各施設とも職員の資質能力の向上、指導体制の整備を図る必要がある。それぞれの施設は、これらの課題に関連する首長部局やその機関、学校等と連携を図りながら事業に取り組むことが求められる。また、施設は社会教育団体やその他の関係団体にはこれらの事業に自発的に取り組むことを奨励しつつ、これら団体と連携を図ることも重要である。

○ 学習者への支援

人々の学習形態は学級・講座や講演会のほか、共通の学習ニーズで構成される学習グループ、図書・メディアを活用した個人学習など多様化が進んできている。社会教育・文化・スポーツ施設においては、このような学習グループや個人の自主的な学習活動を積極的に支援するとともに、こうした学習グループ等の育成に向けた支援・協力を行う必要がある。自主的な学習への支援方策として、学習者の幅広い選択が可能になる多様な内容の提供、学習相談や助言事業の改善・充実、視聴覚教育メディアの開発、学習情報提供システムの充実などが検討される必要がある。

(4) 財政面での充実

財政面での充実、活力ある施設の運営のための重要な基盤の一つである。質の高い事業を多様に展開していくためには、職員など関係者の創意・工夫とともに、必要な財政的な裏付けの確保が不可欠である。

○ 財源の確保

公的な社会教育・文化・スポーツ施設が、今後、より高度な事業や情報化等に対する新たな機能の充実等を積極的に推進していくためには、まず、施設の設置者が施設の運営体制の充実を図るとともに、運営経費など財政的な基盤の整備に従来にも増して努力することが必要である。また、施設においても、施設の事業の充実のために自助努力を行う姿勢が求められる。特に、様々な財政上の制約の下においては、施設運営のための独自の財源を確保することも大切である。社会教育法においては公民館の維持運営のため市町村は特別会計や基金を設けることができる旨規定されているところであり、こうした既存の仕組みなどを積極的に活用することが期待される。また、支援のための財団が地域レベルあるいは施設単位に設置できれば、安定的に事業運営や施設維持をすることができる。その際、広く民間から資金協力を得ることが望まれる。そのためには、例えば、各種行事・イベント等を開催し、継続的に広報を実施するなどして、生涯学習の重要性や施設の事業の必要性について民間の関心と理解を深めるような努力と工夫が必要である。

また、それぞれの施設においても、利用者の適切な経費負担を含め、施設の有する多様な機能を効果的に活用するような事業展開に努めることが必要である。そうした努力や工夫によりもたらされる蓄積を当該施設等の財源に充て地域住民のための事業の拡充や施設運営のために活用することにより、財政基盤の充実の面のみならず、施設の組織運営の活性化のためにも極めて大きな効果を及ぼすものと考えられる。

○ 適切な料金設定のもとでの事業展開

現在、公的な施設においては、その公共性を考慮し講座等の受講料などは無料あるいは教材費などの実費に限ることが一般である。地域住民のための公共的な利用に供することを目的とする本来的な性格から、そのこと自体は今後とも否定的にとらえるべきではない。特に青少年の学校外における多様な学習の場の確保や学校週五日制の導入など新たな課題への積極的な対応という観点から、学校が休みの土曜日に博物館の入場料を子供について無料にする等の取組も行われており、一層の拡充が必要である。しかし、事業内容や参加者、地域における学習機会の提供の状況によっては、適切な料金設定の下での事業展開の在り方について検討することも必要と考えられる。その際、地域住民の学習ニーズや参加者の特性、あるいはそれぞれの施設としての事業の必要性や優先度、民間教育事業者など他の学習関連施設の設置状況や事業の実施状況などを十分考慮することが必要である。

(以下略)

おわりに

地域における生涯学習に関連する諸施設を四つの類型に分け、それぞれの施設が今後とるべき方策について述べてきた。その中にはそれぞれの類型を超えて、より横断的、総合的に取り組まなければならない課題もある。

第一は、施設間の連携・協力の推進である。学習者の様々なニーズに柔軟・迅速・的確に 대응していくためには、各施設が単独で対応するのではなく、類型を超えて関連する施設間に機能的なネットワークを構築して対応することが有効である。このことについては、それぞれの類型内での連携は図られてきているが、更にその枠を超えて、地域社会におけるすべての関連施設を含む連携・協力システムの構築を推進する必要がある。その場合、学習者の立場に立った学習機会の提供という観点から、行政部局の違いや公的施設・民間施設の違いを超えて連携を深めることが大切である。

また、円滑で実効あるネットワークを構築するためには、情報ネットワークの整備やコーディネート機能の充実が基盤的な要件になる。新しい豊かな情報データが容易に取得できる仕組みを活用して、コーディネーターが学習者と施設、施設間相互の連絡・調整を的確に行うことが大切である。日常的な連携・協力は、各施設の学習機会提供に有用なノウハウなどをもたらし、施設の職員に新たな意欲を刺激する。従ってシステムに参加する機関・施設の機能の向上に資することにもなろう。広域的かつ総合的なネットワークの仕組みを、地域の状況に応じて形成していくことが望まれる。

第二は、情報化・マルチメディア化への対応である。科学技術の発展に伴い、コンピュータ、光ファイバー等の高度情報通信網、衛星通信、衛星放送等がごく身近な存在になってきた。これらは時間的・地理的な制約を大幅に緩和させ、より質の高い効率的な学習を可能にするものとして期待されている。施設における適切・効果的なマルチメディアの活用は、学習機会の提供の充実、学習方法や内容の改善等に大きく貢献するとともに、個人の自主的な学習活動の支援にも大きな役割を果たすことが期待されている。今日、施設と学校との連携の強化が求められているところから、両者を有機的に結ぶための手段の一つとしてマルチメディアの活用は一層重要となろう。今後は、これまで以上に、マルチメディアの利用、コンピュータ等物的条件の整備、活用方法の研究と実践、ソフトウェアの研究開発、専門的な人材の養成等諸施策の推進が望まれる。

第三は、ボランティアの受入れである。ボランティアを受け入れることは、施設の提供する学習機会をより充実するばかりでなく、地域住民の意見を施設の運営に反映させ、その活性化に寄与する。また、ボランティアとして協力する人々にとっても、その活動は自らの能力を生かす道でもあり、生きがいや自己実現に結び付くものでもある。その意味において、生涯学習の視点からボランティア活動を拡充することが望まれる。

施設へのボランティアの参加・支援を促進するため、それぞれの施設の実情等に応じて受入れの体制を整備することが望まれる。また、行政においても、ボランティアグループや団体への支援、ボランティアコーディネーターの養成、情報の提供など、ボランティア活動を促進するための諸施策の推進が望まれる。

第四は、市町村教育委員会の活性化である。市町村教育委員会は、小・中学校や社会教育・文化・スポーツ施設の設置者としてそれぞれの施設が適切に運営されるよう必要な基盤の整備や管理を行っており、これら施設が今回の答申の諸提言に即して事業や施設運営の改善を図る場合、それを有効に促進する役割を担う。施設における学習活動の推進のため市町村教育委員会の役割は極めて重要である。関連機関の連携体制を構築するに当たっても、市町村教育委員会は学習ニーズを具体的に把握して施設の事業に生かすなど、住民の最も身近なところで実質的にコーディネートの役割を果たしている。その一層の活性化が求められる。

いずれの課題も、これまでの組織の中に閉じこもった閉鎖的あるいは縦割りの指向とは相容れないものである。関係者においては、学習者の視点に立った生涯学習機会を実現するため、新しい発想^{あい い}に立つて広い視点からお互いの連携・協力関係を築き上げることも期待したい。

13 社会教育主事，学芸員及び司書の養成，研修等の改善方策について〔関係部分〕

〔平成8年4月24日
生涯学習審議会社会教育分科審議会報告〕

I 審議経過

生涯学習審議会社会教育分科審議会では，計画部会を中心に，平成5年3月から「社会教育主事，学芸員及び司書の養成，研修等の改善方策について」調査審議を行ってきた。

検討に当たっては，地域における生涯学習の一層の推進と社会の様々な変化への対応という観点から，平成4年7月の生涯学習審議会答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」で提示されたリカレント教育の推進，ボランティア活動の支援・推進，青少年の学校外活動の充実，現代的課題に関する学習機会の充実という4つの当面の課題も踏まえ，生涯学習社会における社会教育を推進する上で重要な役割を担う社会教育主事，学芸員及び司書の一層の資質の向上と専門性の養成を図るという基本的考え方のもとに審議を進めた。

計画部会での審議とともに，平成5年12月からは，部会の下に，社会教育主事，学芸員及び司書の3つの専門委員会を設置し，専門的な調査審議を行った。この間，審議の参考とするため，大学団体及び関係団体への意見照会も行った。

本分科審議会は，こうした審議を経て，社会教育主事，学芸員及び司書養成，研修棟の改善方策をとりまとめた。なお，国庫補助を受ける場合の公立図書館の館長の司書の資格及び司書の配置基準等については，引き続き計画部会において検討する。

II 改善の必要性

所得水準の向上や自由時間の増大など社会の成熟化に伴う学習ニーズの増大や，情報化，国際化，高齢化等の社会の急激な変化に伴う生涯を通じた学習の必要性の高まりを背景に，「人々が，生涯のいつでも，自由に学習機会を選択して学ぶことができ，その成果が適切に評価されるような生涯学習社会」（平成4年7月生涯学習審議会答申より）を構築することが，重要な課題となっている。

このような生涯学習社会の構築のために，人々の学習活動を援助する社会教育主事，学芸員，司書等の社会教育指導者の果たす役割は極めて重要である。

社会教育主事は，社会教育法に基づき都道府県・市町村教育委員会事務局に置かれる社会教育に関する専門的職員である。これからの社会教育主事は，地域における人々の自由で自主的な学習活動を側面から援助する行政サービスの提供者としての役割に加え，社会教育事業と他分野の関連事業等との適切な連携協力を図り，地域の生涯学習を推進するコーディネーターとしての役割を担うことが一層期待されており，その養成及び研修の改善・充実に必要がある。

学芸員は，博物館法に基づき博物館に置かれる専門的職員である。これからの博物館は，地域における生涯学習推進の中核的な拠点としての機能や充実や，地域文化の創造・継承・発展を促進する機能や様々な情報を発信する機能の向上等により，社会の進展に的確に対応し，人々の知的関心にこたえる施設として一層発展することが期待されている。学芸員は，多様な博物館活動の推進のために重要な役割

を担うものであり、その養成及び研修の改善・充実を図る必要がある。

司書は、図書館法に基づき図書館に置かれる専門的職員である。これからの図書館は、地域における生涯学習推進の中核的な拠点として、現代的課題に関する学習の重要性や住民の学習ニーズの高まりにこたえて、広範な情報を提供し、自主的な学習を支援する開かれた施設として一層発展することが期待されている。司書は、幅広い図書活動の推進のために重要な役割を担うものであり、その養成及び研修の改善・充実を図る必要がある。

また、生涯学習社会にふさわしい開かれた資格とする観点から、幅広い分野から多様な能力、経験を有する人材が得られるように、専門的資質の確保に留意しつつ、資格取得の途を弾力化する必要がある。

社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修の改善・充実を図る一方で、教育委員会事務局および博物館、図書館における組織や運営体制を充実していくことが必要であり、教育委員会等の積極的な努力が期待される。併せて、これらの専門的職員の資質向上に対応する任用や処遇の改善等について、関係者の配慮が望まれる。

なお、博物館・図書館以外の社会教育施設やその他の生涯学習関連施設においても、その事業や施設運営の充実のため、社会教育主事、学芸員、司書のような社会教育についての専門的知識経験を有する職員が置かれることが望ましい。特に、公民館は、地域における最も身近な社会教育施設であり、生涯学習推進のための地域の拠点として他の生涯学習関連施設等との連携の中心的な役割を担うことが期待されており、社会教育主事の資格を有する職員の配置など、専門的知識・技術を有する職員体制の整備が進むことがのぞまれる。

Ⅲ 改善の基本的方向

1 養成内容の改善・充実と資格取得方法の弾力化

大学（短大を含む。以下、同じ）及び資格取得講座における養成内容については、それぞれの業務を的確に遂行し得る基礎的な資質を養成する観点から、見直しを行う必要がある。特に、生涯学習及び社会教育の本質についての理解は、生涯学習時代における社会教育指導者に求められる基本的な内容であり、社会教育主事、学芸員及び司書の3資格に共通的な科目として、「生涯学習概論」を新たに設ける。学芸員及び司書については、情報化等の社会の変化や学習ニーズの多様化、博物館・図書館の機能の高度化に対応する観点から、科目構成を見直し、必要な修得単位数を増す。

大学における社会教育主事の修得単位数は現行通り24単位以上、学芸員の修得単位数については現行の10単位以上から2単位増やし12単位以上とし、司書講習における修得単位数は現行の19単位以上から1単位増やし20単位以上とする。

社会教育主事及び学芸員については、社会教育主事講習及び学芸員試験認定の科目代替の対象となる学習成果の認定範囲並びに資格取得及び講習受講等の要件としての実務経験の対象範囲を拡大する。司書については新たに、司書講習において実務経験等による科目代替措置を設ける。

2 研修内容の充実と研修体制の整備

多様化、高度化する人々の学習ニーズ、社会の変化や新たな課題等に対応していくためには、現職研修の内容を充実し、専門的な知識・技術等の一層の向上を図る必要がある。また、情報の活用や高齢化社会の進展などの現代的課題や、ボランティア活動との連携などの新たな課題への対応

などを含め、常に研修内容の見直しを図りながら、効果的な研修の実施に努めることが必要である。

研修方法については、従来から講義や実習・演習形式の研修に加え、国内外の大学、社会教育施設等への研修・研究派遣、大学院レベルのリカレント教育など、高度で実践的な研修機会を充実する必要がある。

現職研修の抜本的な充実のためには、国、都道府県、市町村、関係機関、団体等が相互の連携と役割分担の下に、研修体制の整備を進め、体系的・計画的な研修機会を提供していく必要がある。

教育委員会等においては、研修体制の整備に積極的に取り組むとともに、研修への参加の奨励・支援に努めることが望まれる。

3 高度な専門性の評価

今度、社会教育主事、学芸員、司書等の社会教育指導者は、高度な専門的職業人として一層の資質向上を図ることが期待される。特に、学芸員及び司書については、社会教育施設の専門的職員としての資質・能力をより一層高めていくために、その業績、経験等が適切に評価され、それが任用や処遇の面にも反映されるシステムを作っていくことが重要である。このため、養成内容の充実や研修体制の体系的整備を図る中で、高度で実践的な能力を有する学芸員及び司書に対し、その専門性を評価する名称を付与する制度を設けることが有意義と考えられる。

このような制度は、学芸員・司書の資格制度のみならず博物館・図書館制度全体の在り方とも関連するものであり、その具体化のために、国をはじめ関係機関や関係団体等が連携しながら研究を進めていくことを期待したい。

また、社会教育主事についても、今後、職務内容の高度化等に伴い、その専門性の評価の在り方が課題となっていくことが考えられる。

4 幅広い人事交流の配慮と有資格者の積極的活用

社会教育主事、学芸員、司書等の社会教育指導者の幅広い人事交流を進めることは、生涯学習の一層の推進の上で有意義である。異なる種類の施設・機関等や他部局も含めた交流により、業務運営の活性化とともに、それぞれの資格を持つ者が実務を通して幅広い経験と視野を得ることが可能となる。さらに、今後とも、公民館等の社会教育施設やその他の生涯学習関連施設に社会教育主事等の有資格者を積極的に配置し、その専門的な知識や能力を施設運営の充実のために活用することが必要と考えられる。このような人事交流や組織運営体制の充実という課題とも関連し、社会教育主事、学芸員、司書の任用や処遇などについて、教育委員会等の積極的な配慮が望まれる。

また、大学等において資格を取得しても、実際はその職に就いていない人が相当数いる。一方、その資格取得を通して得られた知識や技術を生かして、社会教育施設等でボランティアとして活躍している人も増えつつある。こうした状況を踏まえ、社会教育主事等の有資格者のうち希望する者を登録し、その専門的知識・経験等の活用を図る「有資格者データベース（人材バンク）」制度等を設け、これら有資格者の専門的な知識・能力や幅広い経験等を、地域の生涯学習・社会教育の推進のために活用することは極めて有意義である。国と関係等の連携・協力により、その早急な整備が期待される。

（以下略）

V 学芸員

1 改善の必要性

博物館は、歴史、芸術、民族、産業、自然科学等に関する資料の収集、保管、調査研究、展示、教育普及活動等を通して、社会に対し様々な学習サービスを提供するとともに、我が国の教育、学術及び文化の発展に大きく寄与した。

近年、所得水準の向上や自由時間の増大などの社会の成熟化に伴い、心の豊かさや生きがいなどを求めて人々の学習ニーズは増大し、かつ、多様化、高度化してきている。また、一方で、科学技術の高度化、情報・通信技術の進展や、教育、学術、文化などの各分野にわたる広域的・国際的な交流の活発化、さらには地域文化への関心の高まりなど、博物館を取り巻く状況には様々な変化が生じている。こうした中で、博物館は、社会の進展に的確に対応し、人々の知的関心にこたえる施設として一層発展することが期待されている。また、情報化の進展の中で、実物資料に身近に触れることができる博物館の意義が改めて認識されている。

特に、今後は地域における生涯学習推進のための中核的な拠点としての機能を充実するとともに、地域文化の創造、継承・発展を促進する機能や、様々な情報を発信する機能を高めていく必要がある。また、博物館は、青少年にとって実物資料等による魅力ある体験学習ができる場であり、学校教育以外の活動あるいは学校教育と連携した学習のために、一層重要な役割を發揮することが期待されている。

学芸員は、博物館法に基づき博物館に置かれる専門的職員であり、資料の収集、保管、調査研究、展示、教育普及活動などの多様な博物館活動の推進のために、重要な役割を担っている。また、国際博物館会議（イコム）の職業倫理規定にも示されているように、人類や地域にとって貴重な資料や文化遺産等を取り扱い、人々の新しい知識の創造と普及のために役立てるという業務の特性から、学芸員には極めて高い職業倫理が必要とされている。

今後、人々の生涯学習への支援を含め博物館に期待されている諸機能の強化、さらに情報化、国際化等の時代の変化に的確に対応する博物館運営の観点から、学芸員の養成及び研修の一層の改善・充実を図ることが必要となっている。また、これに関連して、学芸員の資質向上に対応する処遇の改善等について、関係者の積極的な配慮が望まれる。なお、学芸員の資格を有しながら、博物館には勤務していない人が相当いる。博物館活動の充実や生涯学習推進の観点から、その専門的な知識・能力を博物館の諸活動への協力はもとより、地域の様々な学習活動や事業等への支援のために積極的に活用することは有意義であり、そのための方策を推進していくことも重要である。

2 改善方策

1 養成内容の改善・充実と資格取得方法の弾力化

学芸員の養成は、博物館及び同法施行規則に基づき、基本的には大学で行われているが、昭和30年以降、大学における養成内容についての制度的な見直しは行われていない。これからの博物館は、社会の変化への的確な対応や生涯学習推進の拠点としての機能等の充実が強く求められており、学芸員がこうした時代の要請にこたえる博物館活動を担う専門的職員として必要な基礎的知識・技術を養うことができるように、養成内容の改善・充実を図る必要がある。

また、生涯学習試合に対応した幅広い博物館化活動や特色ある博物館活動を推進していくために、様々な分野の人材が、その知識や経験を生かし学芸員として活躍できるようにすることが有意義である。このため、大学以外の学習成果や様々な実務経験で培われた職務遂行能力を積極的に評

価することにより、学芸員の資格取得の途を弾力化する必要がある。

(1) 大学における養成内容の改善・充実

社会の進展の中で高度化・専門化する学芸員の業務を的確に遂行できるように、博物館の目的と機能、博物館倫理、関係法規など博物館に関する基礎的知識に加え、博物館経営や博物館における教育普及活動、博物館資料の収集・整理保管・展示、博物館情報とその活用等に関する理解と必要な知識・技術の習得を図る必要がある。このため博物館学に関する内容を充実する。

博物館実習は、体験を通して博物館業務を理解する有意義な学習であり、その一層効果的な実施のため、大学における事前・事後の指導を充実する必要がある。なお、実習内容の充実のため、学芸員を養成する大学側と実習を受け入れる博物館側又はこれらの関係団体等の協力により、博物館実習に関する適切なガイドラインを設定し、活用することを期待したい。現状では、博物館の組織運営体制の問題から博物館側の実習受入れが必ずしも円滑には行われていないとの指摘があり、関係者による協議組織の設置などにより、実習受入れのための大学と博物館の緊密な協力を図る必要がある。大学においては、その研究実績等に応じ大学博物館（ユニバーシティ・ミュージアム）を整備することにより、学芸員養成教育の場を自ら責任を持って確保する努力も求められる。

また、学芸員には、生涯学習社会における社会教育指導者として、人々の多様な学習ニーズを把握し学習活動を効果的に援助する能力が求められる。このため、生涯学習の本質や学習情報提供及び学習相談についての理解を図ることができるように、大学における養成内容を充実する必要がある。

以上から、大学における学芸員の養成内容を、次のように改善・充実することが適当である。

- ① 現行の「社会教育概論」（1単位）を「生涯学習概論」（1単位）に改め、生涯学習及び社会教育の本質について理解を深める内容とする。
- ② 現行の「博物館学」（4単位）を、博物館機能の高度化や情報化の進展等に対応する観点から拡充し、「博物館概論」（2単位）、「博物館経営論」（1単位）、「博物館資料論」（2単位）及び「博物館情報論」（1単位）の4科目（合計6単位）に編成する。なお、この4科目（合計6単位）は、「博物館学」（6単位）として統合して実施することができるものとする。また、「博物館経営論」、「博物館資料論」及び「博物館情報論」の3科目（合計4単位）は、「博物館学各論」（4単位）として統合して実施することができるものとする。
- ③ 「博物館実習」は現行通り3単位とするが、実習の効果的実施を図るため、その中に大学における事前・事後の指導の1単位を含むものとする。
- ④ 現行の「視聴覚教育」（1単位）を「視聴覚教育メディア論」（1単位）に、現行の「教育原理」（1単位）を「教育学概」（1単位）に、それぞれ名称変更するとともに、時代の変化に対応した幅広い内容とする。
- ⑤ 総単位数は、現行の10単位以上から12単位以上に2単位増やす。

各科目の単位数・内容等を一覧の形でまとめたのが、別紙2である。

各大学においては、これに基づき、学芸員養成のための適切なカリキュラムを編成するとともに、学芸員の専門性を高めるための所要の科目の開設とその内容の充実により、専門分野についての必要な知識・技術を備えた学芸員を養成することを期待したい。

なお、学芸員の試験認定における科目構成についても、大学における養成内容と同様の見直

しを図る。

(2) 養成を行っている大学の連携・協力の推進

現在、学芸員の養成を行っている大学は230ほどあるが、今後、これらの大学の連携・協力により、学芸員養成に関する情報交換・交流が活発化し、養成内容の一層の充実が図られることが期待される。

(3) 試験認定科目免除措置の対象となる学習成果の認定範囲の拡大

学芸員の試験科目の免除については、現在、大学又は文部大臣の指定する講習において、試験科目に相当する特定の科目を修得した場合や講習を修了した場合に認められている。

生涯学習社会にふさわしい開かれた資格制度とする観点から、今後は、専門的資質の確保に留意しつつ、これら以外の学習成果についても、学芸員資格取得のための専門的知識・技術の習得として評価し得るものは、この試験科目免除措置を積極的に活用できるようにすることが適当である。

新に試験科目に相当する科目として認定すべき学習成果として、次のようなものが考えられる。

ア 国立教育会館社会教育研修所における研修のうち相当と考えられる学習

イ 国立科学博物館・文化庁施設等機関における研修のうち相当と考えられる学習

ウ 地方公共団体が実施する研修のうち相当と考えられる学習

エ 専門学校での相当科目の修得

オ 大学公開講座での相当と考えられる学習

なお、試験科目免除に当たって、その学習の内容・程度等に基づいた適切な取扱いが図られるように、試験実施機関である国において一定の基準を示す必要がある。

(4) 資格取得及び試験認定受験資格の要件として実務経験の対象範囲の拡大

学芸員の資格取得及び試験認定受験資格の要件として、一定の実務経験が必要とされる場合があるが、現在は、学芸員補の職や学校教育法第1条に規定する学校において博物館資料に相当する資料の収集、保管、展示及び調査研究に関する職務に従事する職員の職などに限定されている。

生涯学習時代における広い視野に立った博物館活動の展開が求められていることに対応し、今後は、現在認められている実務経験以外にも、学芸員の職務遂行の上で意義があると考えられる実務経験を積極的に評価していくことが適当である。

新に評価すべき実務経験として、次のようなものが考えられる。なお、その際必要とされる経験年数については、学芸員の養成科目を修得した短期大学卒業者が学芸員資格を取得するまでに3年以上の実務経験が必要とされていることを考慮し、原則として、3年以上とすることが適当である。

ア 社会教育主事、司書その他の社会教育施設職員

イ 教育委員会等において、生涯学習、社会教育、文化振興、文化財保護に関する職務に従事する職

ウ 博物館等において専門的事項を相当する非常勤職員又は、ボランティア（展示開設員など）

なお、上記のウの実務経験の評価に関しては、適切な取扱いが図られるように、国において一

定の基準を示す必要がある。

2 研修内容の充実と研修体制の整備

学芸員が、多様化、高度化する人々の学習ニーズや社会の変化に的確に対応できるようにしていくために、現職研修を充実し、専門分野に関する知識・技術や学習活動を効果的に援助する能力等の一層の向上を図る必要がある。

現在、国レベル（文部省及び国立教育会館社会教育研修所、国立の博物館等）、都道府県レベル、博物館関係団体などにおいて研修が行われているが、全体として見た場合、必ずしも体系的なものとはなっていない。今後は、相互の連携の下に、体系的・計画的な研修機会を提供できるような研修体制を整備していくことが重要な課題となっている。

また、各博物館やその設置者においては、学芸員の資質の向上に関する研修の意義を十分に理解し、学芸員が積極的に各種の研修に参加できるよう、奨励・支援することが期待される。

(1) 研修内容及び方法

研修の企画・実施に当たっては、学芸員の業務に関する各専門分野の知識・技術の向上を目指すにとどまらず、生涯学習社会の進展、情報化、国際化等の社会の変化に対応して、広い視野から学芸員の業務に取り組めるような研修内容に設定する必要がある。

生涯学習社会の進展や社会の変化に対応する観点から、生涯学習の理念と施策の動向、情報技術の動向、利用者のニーズの多様化への対応、青少年の科学技術離れなど様々な現代的課題、外国語による案内や資料説明などの国際化に対応した博物館活動の展開方法、博物館経営に関する研修などが考えられる。

また、高度かつ専門的な知識・技術を習得する観点から、各専門分野の博物館資料の収集・整理・保存、企画展示の方法、教育普及活動、種々のメディアの操作と習熟に関する研修などが考えられる。

研修の方法としては、従来から行われている講義や実習・講習形式の研修に加え、国内外の大学、博物館、研究機関等への留学又は研修・研究派遣や、海外から経験の深いキュレーター等を指導者として招致する制度の創設など、高度で実践的な研修機会を充実していく必要がある。また、大学院等関係機関による科目等履修生制度等も活用したりカレント教育も望まれる。

(2) 研修体制の整備

国レベル、都道府県レベル、博物館関係団体など、各段階で実施されている研修の有機的連携を図り、体系的・計画的に学芸員の研修機会を提供していくため、それぞれの役割分担の下に、研修体制の整備を図っていく必要がある。

国レベルでは、全国又はブロックの指導的立場の職員、博物館長等の管理職を対象に、課題別・専門分野別の研修のうち高度なものを行う。さらに、都道府県が行う研修を支援するため、都道府県レベルの研修を担当できる指導者の養成、学芸員の活動に関する情報の収集・提供などを行う必要がある。特に、国立教育会館社会教育研修所においては、社会教育に関する専門的・技術的研修を実施する中核機関として、都道府県レベルでの研修実施機関とのネットワーク形成や、地方公共団体における研修内容のデータベース化を進めるなど、そのナショナルセンター機能を一層強化することが望まれる。

また、国立の博物館等においては、その高度な研究機能や博物館資料等を活用し、高度で専門的な研修機会を提供することが期待される。

都道府県においては、各都道府県内の初任者、中堅職員を対象に、経験年数別の実務研修等を行うとともに、博物館を支援するため、関連する情報の収集・提供などを行う必要がある。

また、博物館関係団体においても、博物館相互の情報交換とともに、専門分野別の課題に関する研修などを充実することが期待される。

なお、博物館の設置者においては、学芸員の研修参加への奨励・支援とともに、科学研究費申請が可能となる学術研究機関の指定制度等を活用し、学芸員の自主的研究活動や共同研究活動等の促進や支援に努めることが期待される。

学芸員の研修体系についての考えから整理したものが、別紙8である。

3 高度な専門性の評価

博物館機能の充実と高度化を推進していくためには、学芸員の専門的な資質・能力をより一層高めていくことが必要であり、そのためには学芸員の専門的な業績・経験等が適切に評価され、それが任用や処遇の面でも反映されるシステムを作っていくことが重要である。そのことによって、学芸員の資質向上に向けての意欲も益々喚起されるという望ましい効果も生ずることと考えられる。

このため、高度で実践的な専門的能力を有する学芸員に対し、その専門性を評価する名称を付与する制度を設けることが有意義と考えられる。こうした名称付与制度が定着することによって、当該名称を付与された学芸員の任用や処遇について、設置者等が適切な配慮を行うことも期待される。

このような高度な専門性を評価する名称付与制度は、学芸員制度のみならず博物館制度全体の在り方とも関連を有するものであり、その具体化のために、実施機関、評価の対象、具体的名称、評価の方法等について、国をはじめ関係機関や博物館関係団体等連携しながら研究を進めていくことが必要である。

この制度についての基本的考え方を整理したものが、別紙10である。

なお、学芸員は、特定分野の専門性を備えた専門的職員という特性があり、学芸員の専門性を踏まえた任用等の促進を図るため、学芸員資格自体において、その専門分野を示すようにすることが考えられる。このことについては、今回の養成、研修等の改善の実施状況を踏まえ、上記の高度な専門性を評価する名称付与制度との関係も考慮しつつ、対応していく必要がある。大学における博物館に関する科目修得者に対する科目修得証明書に、その専門科目又は専門分野を記載する等の方法により、専門性を表示することも考えられ、各大学がこのような配慮や工夫を行うことを期待したい。

4 幅広い人事交流等の配慮と有資格者の積極的活用

今後の博物館活動の一層の充実・活発化のためには、学芸員がその専門性を一層高めるとともに、生涯学習を援助するために必要な幅広い知見や経験が得られるような機会を確保していくことが必要である。また、博物館の活力ある運営を確保するために、博物館相互や博物館と他の社会教育施設等との間の異動など、学芸員の任用や処遇について、教育委員会等の積極的な配慮が望まれる。

また、大学等において学芸員となる資格を取得しても、実際には博物館に勤務していない人が相当いる。生涯学習を推進する観点から、こうした学芸員有資格者の持つ専門的な知識やその多様な

経験等が、博物館活動の充実や館内の様々な事業の支援のために活用されることは極めて有意義である。

このため、学芸員有資格者のうち博物館等で活躍することを希望する者を、都道府県、国立教育会館社会教育研修所又は博物館関係団体に登録し、高度な博物館ボランティア等として活用を図る「学芸員有資格者データベース（人材バンク）」制度等を創設することが考えられる。国と関係機関・団体等との連携・協力のもとに、その早急な整備が進められることを期待する。

（以下略）

Ⅶ おわりに

本文化審議会では、生涯学習社会における社会教育行政の推進、博物館及び図書館の機能の充実への対応等の観点から、これらの業務に携わる専門的職員である社会教育主事、学芸員及び司書の資質の向上を図るための養成、研修等の改善・充実方策を検討し、提言をとりまとめた。

本報告の趣旨を踏まえ、国においては、関係規程等の改正など必要な措置を速やかに講ずるとともに、現職研修の充実のための方策や推進や、これらの資格を有する者の知識経験等を活用する仕組みの整備などになり、幅広い社会教育指導体制の充実に積極的に取り組む必要がある。

また、これらの専門的職員の養成に当たる大学等においては、改善の趣旨を踏まえた教育内容や教育方法の充実、工夫を図るとともに、高度な再教育の機会の提供にも努力することが期待される。なお、今後の科学技術の進歩に伴い、コンピュータ、光ファイバー等の高度情報通信網、衛星通信、衛星放送等の情報手段が一層発展すると予想される。これらを活用した遠隔教育等による養成や研修の実施も有効と考えられ、大学関係者等により、その活用方策について検討されることも期待される。

教育委員会等においては、現職研修会の確保により、関係職員の一層の資質向上に努めるとともに、公民館等の社会教育施設やその他の生涯学習関連施設等を含め、適切な人材の確保による地域全体の社会教育指導体制の充実に従来に増して努力することにより、生涯学習・社会教育の指導体制の一層の整備促進と関係施設の運営の充実を図ることを期待したい。

社会教育主事、学芸員及び司書の養成は、生涯学習社会の進展や社会の様々な変化の中における社会行政の在り方や、博物館、図書館に期待される役割と密接に関連するものである。特に、今後の社会の進展に伴う社会教育主事、学芸員及び司書の職務の一層の高度化、多様化に対応するためには、高度な専門的職業人の養成という観点が、これまで以上に重要となると考えられる。このため、今回提言した改善方策の実施状況を踏まえながら、今後も適切な時期に見直しを行っていくことが必要である。

(別紙2)

学芸員養成科目の改善

科目名・単位数	ね ら い	内 容
生涯学習概論 〔1単位〕	生涯学習及び社会教育の意義を理解し、学習活動を効果的に援助する方法等の理解を図る。	・生涯学習の意義 ・生涯学習と家庭教育、学校教育、社会教育 ・生涯学習関連施策の動向 ・社会教育の意義 ・社会教育の内容・方法・形態 ・社会教育指導者 ・社会教育施設の概要 ・学習情報提供と学習相談の意義
博物館概論 〔2単位〕	博物館に関する基礎的認識の習得を図る。	・博物館の目的と機能 ・博物館の歴史 ・博物館の現状 ・博物館倫理 ・博物館関係法規 ・生涯学習と博物館
博物館経営論 〔1単位〕	博物館経営及び博物館における教育普及活動について理解を図る。	・博物館の行財政制度 ・ミュージアム・マネジメント ・博物館の職員及び施設・設備 ・博物館における教育普及活動の意義と方法
博物館資料論 〔2単位〕	博物館資料の収集、整理保管、展示等に関する理論や方法に関する知識・技術の習得を図る。	・博物館資料の収集 ・博物館資料の整理保管 ・博物館資料の保存 ・博物館資料の展示 ・博物館における調査研究活動の意義と方法
博物館情報論 〔1単位〕	博物館における情報の意義と活用方法について理解を図る	・博物館における情報の意義 ・博物館における情報の提供と活用の方法 ・博物館における情報機器
博物館実習 〔3単位〕	博物館における実習を通じ学芸員の業務の理解を図る	・博物館資料の収集、整理保管、展示等についての博物館における実習
視聴覚教育メディア論 〔1単位〕	視聴覚教育メディアの意義と学習支援の方法について理解を図る。	・視聴覚教育の意義 ・視聴覚教育メディアの意義と種類 ・視聴覚教育メディアを活用した学習支援の方法
教育学概論 〔1単位〕	教育の本質及び目標について理解を図る。	・教育の本質及び目標 ・生涯発達と教育 ・教育制度 ・教育評価の目標と方法
合 計	12単位	

(備考)

1. 博物館概論以下の4科目は、「博物館学」として統合して実施することができる。ただし、その単位数は、6単位を下らないものとする。
また、博物館経営論以下の3科目は、「博物館学各論」として統合して実施することができる。ただし、その単位数は4単位を下らないものとする。
2. 博物館実習の単位数には、博物館実習に係る大学における事前及び事後の指導の1単位を含む。

(別紙 8)

学芸員の研修体系について

	国（関係機関を含む）	都 道 府 県	博物館関係団体
目的・ねらい	① 高度かつ専門的な知識・技術の習得を図る ② 管理職の資質向上を図る ③ 社会の変化等に伴う新たな課題についての研修を都道府県等に普及するため、モデルとなる研修を実施する	① 初任者，中堅職員等が職務を遂行する上での能力の向上を図る ② 地域の特色に応じた課題について理解を図る	① 専門分野別の課題について理解を図る
対象	全国又はブロック内の指導的立場の職員，博物館長等の管理職を対象	都道府県内の初任者，中堅職員を対象	全国，ブロック内又は都道府県の職員を対象
研修内容	① 課題別・専門分野別の研修のうち高度なもの（設定例） ・利用者ニーズの把握と対応 ・特別展の企画・運営 ・ミュージアム・マネジメント ・博物館における防災体制と緊急時への対応 ・自然史博物館における資料の収集と分類	① 生涯学習社会の進展に対応するもの（設定例） ・生涯学習における博物館の役割 ・生涯学習の理念と施策の動向 ・博物館とボランティア ② 課題別・専門分野別の研修のうち基礎的なもの（設定例） ・情報技術の動向 ・青少年の科学技術離れ ・展示企画の方法 ③ 経験年数別の実務研修	① 専門分野別の課題に関する研修（設定例） ・生物標本の保存方法 ・考古資料の整理保管 ・美術品の修理 ・三次元画像の活用方法
研修方法	① 講義，実習・演習形式による研修 ② 国内外の大学，博物館，研究機関等への留学又は研修・研究派遣 ③ 外国から招致したキュレーターによる指導助言	① 講義，実習・演習形式による研修 ② 国内外の大学，博物館，研究機関等への留学又は研修・研究派遣	① 講義，実習・演習形式による研修 ② 研究協議会等の開催
支援体制	① 都道府県における研修を企画・指導できる人材の育成を図る ② 関連する情報の収集・提供，研修プログラムの開発・提供などを通じて都道府県・博物館を支援	① 関連する情報の収集・提供を通じて博物館を支援	① 博物館相互の情報交換

(別紙10)

学芸員の高度な専門性を評価する名称の付与制度について

1. 趣 旨

博物館機能の充実・高度化を推進していくためには、学芸員の専門的な業績・経験等が適切に評価されるシステムを作ることが重要であり、それにより、学芸員の資質向上に向けての意欲は一層喚起され、学芸員の専門的資質・能力が高められるものと考えられる。

このため、高度で実践的な専門的能力を有する学芸員に対し、その専門性を評価する名称を付与する制度を設けるものである。

2. 実施についての基本的事項

(1) 実施機関

国立教育会館社会教育研修所又は博物館の全国的な統括団体が実施する。

(2) 評価の対象・名称

学芸員のそれぞれの専門分野に対応した「高度で実践的な専門的能力」を評価の対象とする。具体的な名称は、例えば、専門学芸員（仮称）、上級学芸員（仮称）などすることが考えられ、その専門分野が明確になるように次のような分野名を付記する。

分野名の例：歴史、民族、科学、技術、自然科学、芸術、産業、教育普及（又は学習援助）

名 称 例：専門学芸員（歴史）又は上級学芸員（歴史）など

(3) 評価の方法

実施機関の審査により、名称付与を認定する。

① 申請要件

ア．一定年数（例えば、10年）以上の実務経験を有していること。

イ．国立の博物館、国立教育会館社会教育研修所などが実施する一定の専門的な研修を修了し、博物館資料の収集、保存、調査研究、展示、教育普及活動等において優れた業績を有していること。

② 審 査

専門分野における博物館活動に関する論文等の提出又は面接（口頭試験）等の方法により行う。

(4) 評価の手続き

① 実施機関に(2)の専門分野別に、当該分野の専門家、博物館長等により構成する審査委員会を設置する。

② 名称付与を希望する学芸員は、原則としてその所属する博物館の館長を通じて審査を申請する。

③ 実施機関は、当該分野に関する審査委員会の審査を経て可否を決定し、申請者及び所属館長に通知するとともに、認定された者を名簿に登載する。

14 21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第1次答申） 〔関係部分〕

〔平成8年7月19日〕
〔中央教育審議会答申〕

（略）

第3章 これからの地域社会における教育の在り方

（1） これからの地域社会における教育の在り方

子供たちに「生きる力」をはぐくんでいくためには、学校で組織的・計画的に学習する一方、地域社会の中で大人や様々な年齢の友人と交流し、様々な生活体験、社会体験、自然体験を豊富に積み重ねることが大切である。地域社会における、これらの体験活動は、子供たちが自らの興味・関心や自らの考えに基づいて自主的に行っていくという点で特に大きな意義を持っている。

共同作業や共同生活を営むことができる社会性や他者の個性を尊重する態度、日々新たに生じる課題に立ち向かおうとする意欲や問題解決能力、精神力や体力、新しい物事を学ぼうとする意欲や興味・関心、文化活動や自然に親しむ心などの「生きる力」は、学校教育や家庭教育を基礎としつつ、地域での様々な体験を通じて、はじめてしっかりと子供たちの中で根づいていく。また、こうした地域社会での様々な体験は、学校教育で自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、表現し、行動できる資質や能力を身に付けていくための基礎となるのである。

しかし、現実には、地域社会での活動を通しての子供たちの生活体験や自然体験は著しく不足していると言われ、また、都市化や過疎化の進行、地域における人間関係の希薄化、モラルの低下などから、地域社会の教育力は低下していると言われている。

こうした状況の中で、我々は、今こそこれからの地域社会の在り方、また、そこでの教育の在り方について率直に問い直してみる必要がある。そして、何より大切なことは、地域のアイデンティティーを確立し、地域の人々のだれもが自分の住む地域に誇りと愛着を持ち、その中で、地域の大人たちが手を携えて、子供たちを育てていく環境を醸成することであると考える。

このような視点に立って、我々は社会全体に「ゆとり」を確保する中で、地域社会が、地域の大人たちが子供たちの成長を暖かく見守りつつ、時には厳しく鍛える場となること、また、地域社会が単に人々の地縁的な結びつきによる活動だけでなく、同じ目的や趣味・関心によって結びついた人々の活動が活発に展開され、子供たちをはぐくむ場となっていくことを強く期待するものである。

（2） 地域社会における教育の条件整備と充実方策

① 地域社会における教育の在り方と条件整備

地域社会の活動は、正に地域の人々の主体性や自主性を前提とするものであり、地域社会の大人一人一人が、その一員であることの自覚を持ち、地域社会の活動を自主的に担っていくことがまず重要であると言わなければならない。

したがって、行政としては、地域の人々の主体性や自主性を尊重しつつ、地域の人々のニーズを的確に把握し、それらを踏まえながらいかに地域社会の活動を活発にするかという視点に立って、活動の場や機会の提供、様々な団体への支援、指導者の養成、情報提供などの基盤整備に重

点を置いて、施策を進めていく必要がある。その際、障害のある子供たちが積極的に参加できるような配慮を特に望んでおきたい。

また、第2章においても述べたとおり、地域社会の活動を充実させるためには、こうした施策とともに、社会全体に「ゆとり」を確保するための条件整備を進める必要がある。

なお、この点に関連し、これまでの経済成長の過程で社会全般に定着してきた企業中心の行動様式について、社員とともに、企業においても、その見直しを図り、社員も地域社会の一員であることの自覚を強く求めたいと思う。また、様々な職業生活や社会生活を経験した人々が、それらを通じて得たものを積極的に地域社会に還元してほしい。そのことは、地域社会の活動をより豊かなものとしていく上で、大変に貴重なものと考えられるのである。

② 地域社会における教育の具体的な充実方策

学校週五日制の実施を契機に、各地で地域社会における子供たちの活動を推進するための様々な取組が進められているが、今後、さらにその充実を図るため、活動の場の充実、機会の充実や指導者の養成などについて、幾つか具体的な方策を提言したい。これらの諸方策が、各地でそれぞれの地域の特色を生かして活発に実施されることを期待するものである。

(a) 活動の場の充実

(遊び場の確保)

成長過程にある子供たちにとって「遊び」は、自主性や社会性の^{かん}涵養、他人への思いやりの心の育成などに資するものであり、調和のとれた人間形成を図る上で極めて重要な役割を担っている。都市部だけでなく、豊かな自然環境が残されている農村部においても、テレビを見たり、テレビゲームをするなど室内で遊ぶことが多くなっている今日、子供たちの「遊び」の持つ教育的意義を改めて再確認し、自然や空地を利用したわんぱく広場や冒険広場、公共施設や民間施設において遊び場やたまり場などをできるだけ多く用意し、子供たちが仲間と自由に楽しく遊ぶことができるような環境を整えることを強く望むものである。また、その際には、遊び場マップやたまり場マップを作成、配布することなどにより、子供たちが手軽にそうした場を利用できる環境を整えていくことが必要であることも併せて指摘しておきたい。なお、家庭においても、遊びの持つ積極的な意義を再認識することを望んでおきたい。

(学校施設の活用)

現在、休業土曜日には、青少年教育施設や公民館などを使って、子供たちの文化・スポーツ活動がイベント的に行われている。しかし、子供たちが、遊びやスポーツ、音楽、美術、工作、あるいは科学の実験、読書、英会話、コンピュータなど、本人の希望に応じた様々な活動を豊富に体験することができるようにするためには、子供たちにとって最も身近で、かつ、使いやすく造られている学校施設をもっと活用していく必要がある。いわゆる学校開放は、かなり進んできているものの、その多くは運動場や体育館の開放であり、開放時間や開放日数も限られている。今後は、学校図書館や特別教室も含め、学校の施設を一層開放し、様々な活動を行っていく必要がある。その際、親や地域の人々のボランティア参加による活動などは、子供たちの活動を豊かにするためにも大いに推奨したい。

なお、学校開放について、土曜日や日曜日等についても実態として学校長に施設管理の責任がある場合もあり、このため、これが進まないとの指摘がある。今後は、本来は学校開放時の管理責任が教

育委員会にあることを踏まえ、例えば、教育委員会は、管理責任を教育委員会に移すなどして、管理運営体制の整備と責任の明確化を図るとともに、開放される学校施設が有効に活用されるよう指導員を委嘱するなどの工夫により、学校開放の一層の充実に努めてほしい。

（社会教育・文化施設の整備充実と新たな事業展開）

公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、美術館等、様々な社会教育・文化施設の整備が各地で進められてきている。もちろん、いまだ十分であるとは言えず、今後もさらに積極的に整備に取り組む必要があるが、その際、特に利用者の視点に立った整備・充実の重要性を指摘しておきたい。これらの施設が、子供たちのそれぞれの興味や関心に応じた主体的な学習の場として、子供たちにとって気軽に利用できるということが大切である。このことは、これらの施設の運営等についても同様で、子供たちのニーズを踏まえ、子供たちが行くことを楽しみにするような施設運営や参加型・体験型の事業を行っていくことが重要である。

そのために、例えば、公民館や生涯学習センター、青少年教育施設などにおいては、今後、工作教室や昔遊び教室、史跡めぐりなど子供・親子向けの事業や講座を充実したり、各種学習サークル活動などを活発に行うことが望まれる。

また、読書は人格形成に大きな役割を果たすものであり、図書館においては、読書活動の一層の促進を図るため、蔵書に充実のほか、子供への読書案内や読書相談、子供のための読書会などの事業の充実などにもっと努めていく必要がある。

博物館、動物園、植物園、水族館などにおいては、動植物の観察や天体観測、化石の収集などそれぞれの地域性や専門性を生かした体験型の講座や教室の充実、美術館や文化会館などにおいては、芸術の鑑賞、コンサート、絵画・彫刻・演劇等の実技講座などの子供・親子向けの事業の充実などが必要と考える。

また、科学や技術に対する子供たちの知的好奇心を高めるため、大学や研究所、企業などの協力を得て科学教室を実施したり、科学博物館なども、子供たちが五感を通じて体験することができるような学習の場として整備していく必要がある。

（新たなスポーツ環境の創造）

子供たちが地域のスポーツ活動に親しみ、スポーツ活動を通じ、「体」の面だけでなく、社会的な規範を守る精神や思いやりの心などをはぐくむことは、子供たちが知・徳・体のバランスのとれた成長をしていく上で、極めて有効である。そのためには、子供たちが主体的、継続的にスポーツ等の多様な活動を楽しめるように、スポーツ活動を行う場である地域のスポーツ施設の整備充実を図るとともに、その運営・利用のネットワーク化を進めていく必要がある。

また、これらの施設には、今後、単にスポーツをする場の提供だけではなく、優れた指導者による、少年スポーツ教室、親子スポーツ教室等の多様で魅力あるプログラムの積極的な提供が望まれる。このことは、スポーツを通じて、異世代間のコミュニケーションを活発にするという意味でも、極めて意義があると考えられる。

さらに、今後は、子供たちが異年齢の人々と交流し、適切なリーダーから指導を受けられるようなスポーツ活動の拠点や、これを支える広域的なスポーツセンター等を広く普及させ、新たなスポーツ環境を創造していくことが必要と考える。

（以下略）

15 自然科学系学芸員の体系的な現職研修の実施について

〔平成9年3月
学芸員の資質向上の在り方に関する調査研究協力者会議〕

1 現職研修の体系化について

学芸員は、多様な博物館活動を推進するために重要な役割を担うものであり、専門分野に関する高度な知識や技術とともに、人々の学習活動を効果的に援助するための能力が必要とされている。また、多様化、高度化する人々の学習ニーズや社会の変化に的確に対応していくために、一層の資質向上を継続的に図ることが求められている。このような観点から、生涯学習審議会社会教育分科審議会において「社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方策について」調査審議が行われ、平成8年4月に同分科審議会報告書がまとめられた。

同報告において、国レベル（文部省及び国立教育会館社会教育研修所、国立の博物館等）、都道府県レベル、博物館関係団体などで行われている学芸員の現職研修については、全体として見た場合、必ずしも体系的なものとなっておらず、今後、相互の連携の下に、体系的・計画的な研修機会を提供できるような研修体制を整備していくことが重要な課題と指摘された。

一方、文部省では、平成6年度から8年度まで、「学芸員の資質向上の在り方に関する調査研究」を実施し、主として自然科学系の学芸員の望ましい研修の在り方について調査研究を行うとともに、国立科学博物館においてモデル的な研修を実施してきた。このたび、これらの調査研究等をもとに、主として自然科学系博物館に勤務する学芸員の現職研修の体系化のための基本的な考え方及び方策等を取りまとめたものである。

研修の体系化のためには、国と都道府県等との有機的な連携が必要であり、具体的な方策としては、①研修対象・内容・方法の補完、②研修に関する情報の交流が考えられる。これらの観点から、国及び都道府県等のそれぞれの役割について整理するとともに、都道府県レベルの研修の内容例を取りまとめ、自然科学系学芸員の現職研修の実施に当たっての参考とすることとしたものであり、各都道府県等においては、これらを参考として、学芸員の資質向上のための研修機会の充実に努めることが期待される。

なお、都道府県レベルの研修の内容例については、各分野に共通する事項も多いので、自然科学系以外の学芸員を対象とした研修を実施するに当たっても、参考になるものと思われる。

2 国レベルの研修について

(1) 国レベルの研修の目的、受講対象者

国レベルの研修は、主として、①都道府県レベルの研修を担当できる指導者の育成、②博物館長等の中核的立場の職員の博物館経営に関する資質向上、③新たな課題に対応する高度で専門的な研修の実施等、を目的に実施するものであり、また、国レベルの研修を通して都道府県レベルの研修の奨励普及を図ることもねらいとしている。受講対象者は、全国の指導的立場の学芸員、博物館長等の管理系職員となる。

(2) 国レベルの研修の内容等

研修内容としては、国立の博物館の持つ高度な研究機能や大学の持つ高度な学術研究機能を活用

した高度で専門的な事項や、博物館の管理・運営に関する専門的・実践的な事項を実施する。さらに、社会の変化等に伴う情報技術の高度化や博物館活動の国際化など、新たな課題に対応した研修を実施する。

研修方法としては従来の短期集中型の研修に加え、学芸員のより専門的、個別的な研修ニーズに対応するため、国内外の博物館への派遣研修等を実施する。

参考までに平成9年度の研修の概要を表1及び表2に示す。各都道府県等においては、管内の博物館への周知とともに、学芸員の研修参加への奨励・支援のため、自ら研修に参加しようとする学芸員に対する情報提供、相談の実施、参加費用の予算措置等による研修への計画的な派遣など、積極的な対応が望まれる。

(3) 国の役割について

国は、研修の体系化の観点から、国立科学博物館や全国的な博物館関係団体等と連携して、都道府県レベルの研修を担当する指導者の育成などを目的とする国レベルの研修の一層の充実を図る。

また、都道府県や博物館関係団体等に対し、国レベルの研修に関する情報提供を行うとともに、研修の体系的な実施体制の整備のため、研修の内容、方法に関する情報や研修資料、研修の講師等に関する情報の提供を通して、都道府県が行う研修を支援する。特に、研修の講師に関する情報提供は、都道府県等の行う研修の充実のために極めて有効であり、今後、全国的な博物館関係団体等へ講師の情報を登録し、活用を図る人材バンクの整備に対する支援が考えられる。

なお、学芸員の研修の体系化にあわせて、学芸員の高度で実践的な専門性を評価する制度について、博物館関係団体等と連携しながら研究を進めていくことも重要な課題である。

(4) 国立科学博物館の役割について

国立科学博物館は、資料の収集保存、調査研究、展示、教育活動等に関し全国の自然科学系博物館に対する指導的・モデル的役割を担う中核博物館として、高度で専門的な研修を行うほか、都道府県等の行う研修への講師の派遣、講師選定の相談及び企画実施に当たっての助言を行う。また、学芸員のより専門的、個別的な研修ニーズに対応して、研修資料等の提供やインターネット等を活用した指導等を通して、地方の学芸員の自己研修への支援を行う。

(5) 全国的な博物館関係団体等の役割について

全国的な博物館関係団体・関連学会等は、学芸員の研究発表の場である研究協議会等の充実とともに、各関係団体の専門的・個別的課題に関する研修の一層の充実を図ることが期待される。その際、国の行う研修や、団体相互の研修の間で内容等が重複しないよう、協議の場を設け、調整していくことが今後必要と考えられる。

また、都道府県や都道府県規模の団体に対する研修に関する情報の提供や講師の派遣等の支援を行うことが期待される。特に日本博物館協会等は、各都道府県単位の協会等と連携・協力し、都道府県レベルの研修への支援を行うことが期待される。

3 都道府県レベルの研修について

(1) 都道府県レベルの研修の目的、受講対象者

都道府県レベルの研修は、主として、①初任者を対象に、博物館に関する基礎的知識・技術の習

得を図ること、②中堅職員等を対象に、博物館に期待される諸課題及びその実現に関し博物館の専門的職員に求められる知識・技術の習得を図ること、③自然科学系の各専門分野に関する専門的知識・技術の習得を図ること、を目的として実施される。

あわせて、地域の特色に応じた課題等についての理解を図ることも求められる。

(2) 都道府県レベルの研修の枠組み

前項の目的に対応して、都道府県レベルの研修では、それぞれの博物館の基礎的事項及び課題別事項に関する内容を含む研修を、初任者、中堅者の経験年数別（以下それぞれ「初任者共通研修」「中堅者共通研修」という）に企画、実施するとともに、専門分野に関する知識・技術の習得を図る研修を専門分野ごと（以下「専門分野別研修」という）に企画、実施する。

(3) 都道府県レベルの各研修の内容（研修項目）等

各研修の想定される研修項目及び研修内容については、表3のとおりである。

(4) 都道府県規模の博物館関係団体について

都道府県レベルの研修の充実を図る上で都道府県規模の博物館関係団体の役割は重要であり、都道府県との共催による研修の実施や、都道府県が行う研修に対する助言、講師派遣等の支援などが期待される。

(5) 研修の企画・運営に当たっての留意点

- ① 表に示した研修内容は、あくまで基本的な枠組みとして示したものであり、研修の企画に当たっては、受講者の経験等や地域の実情等を配慮して工夫することが望ましい。また、地域の中核的な博物館の機能を生かした高度で専門的な研修への取り組みも期待される。
- ② 都道府県によっては、学芸員の数が少なかったり、研修実施体制上の問題があることも考えられるが、地域の中核的な博物館との共催や、都道府県規模の博物館関係団体との共催による研修の実施や、複数の都道府県との共同開催による研修の実施など、工夫しながら積極的に取り組むことが期待される。特に「中堅者共通研修」や「専門分野別研修」については、地域の大学等や関連学会との連携を図るとともに、複数の都道府県間で相互に連絡・調整を図りつつ計画的に実施することが期待される。
- ③ 研修における指導者の起用に当たっては、地域の博物館職員や学識経験者とともに、民間企業等の人材を活用するなどにより、研修内容が常に新鮮で、実践に役立つものとなるよう配慮することが望ましい。また、各都道府県等においては、他県等の主催する研修への博物館職員の講師としての派遣について配慮を期待したい。

なお、現在、学芸員の研修等を実施している国立科学博物館及び国立教育会館社会教育研修所において、各研修項目に対応する講師を紹介することとしている。

- ④ 考えられる研修項目は多岐にわたるため、数年にわたって計画的に実施することも考えられる。また、研修のうち適当なものについては、自然科学系以外の学芸員も含めた共通の研修機会とすることにより、館種の異なる博物館相互の理解や交流を深めることも有意義である。
- ⑤ 研修形態としては、講義のみでなく討議や実習等を交えるなどの工夫により、研修の効果を上げることが期待される。特に「中堅者共通研修」では、受講者の博物館活動の経験を踏まえた討

議により、理論と実践の融合を図り知識を深めることができるなど大きな成果が期待されるため、研修の企画実施にあたっては討議等の機会を十分に設けることが望ましい。

- ⑥ 研修資料は、研修を効果的に行う上で有効であるのみならず、また、受講者が研修修了後も、それぞれの職場において職務の遂行に当たっての参考ともなるので、受講者の経験等を配慮して内容を工夫することが望ましい。
- ⑦ 学芸員を研修の講師へ起用することや、その他の生涯学習関連事業や研究開発事業への起用を図ることは、学芸員の行う博物館活動への評価という観点からも、学芸員の資質向上に資するところが大きいと思われる。
- ⑧ 研修期間は、それぞれ1度の実施につき3～4日程度集中的に実施することが望ましい。参考として4日間（専門分野別研修については3日間）で実施する研修プログラムの例を示したのが表4である。

16 社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について [関係部分]

[平成10年9月17日]
生涯学習審議会答申]

(略)

第3章 社会教育行政の今後の展開

第1節 地方分権と住民参加の推進

1 地方公共団体の自主的な取組の促進

(以下略)

(1) 地方公共団体に対する法令等に基づく規制の廃止・緩和

(以下略)

○ 博物館の望ましい基準の大綱化・弾力化と公立博物館の学芸員定数規定の廃止

博物館法第8条の規定に基づき、博物館の望ましい基準として、昭和48年11月に「公立博物館の設置及び運営に関する基準」（文部省告示）が告示されている。同基準においては、必要な施設及び設備、施設の面積、博物館資料、展示方法、教育活動、職員等が定められている。このような基準を設けることにより、博物館の水準の維持向上が図られてきたが、既に本基準の制定後四半世紀が過ぎ、博物館を取り巻く環境も大きく変化している。自然史博物館、科学博物館、美術館、水族館、動物園等、博物館の種類が多いことに加え、現在の博物館に求められる機能は、単なる収蔵や展示にとどまらず、調査研究や教育普及活動、さらには、参加体験型活動の充実など多様化・高度化している。こうした状況を踏まえると、博物館の種類を問わず、現行のような定量的かつ詳細な基準を画一的に示すことは、現状に合致しない部分が現れている。このため、現在の博物館の望ましい基準を大綱化・弾力化の方向で見直すことを検討する必要がある。

学芸員及び学芸員補は博物館にとって欠くことができない専門的職員であるものの、その配置基準については、博物館の種類、規模、機能等のいかんや地域の実情を問わず一律に定めることは適切で

ないことから、少なくとも現行の同基準第12条第1項の学芸員又は学芸員補の定数規定は廃止することが適当である。

(2) 社会教育施設の運営等の弾力化

○ 社会教育施設の管理の民間委託の検討

近年、博物館等の社会教育施設の管理を、地方自治法第244条の2の規定に基づき、地方公共団体出資の法人等に委託するケースが出てきている。文部省は、こうした委託について、社会教育施設運営の基幹に関わる部分については委託にはなじまないとして、消極的な立場をとってきている。しかしながら、施設の機能の高度化や住民サービスの向上のためには、上記のような法人等に委託する方がかえって効率的な場合もあることや、施設の特性や状況が地域により様々であることから、今後、地方公共団体がその財政的基盤を保証した上で、社会教育施設の管理を適切な法人等に委託することについては、国庫補助により整備された施設を含め、地方公共団体の自主的な判断と責任にゆだねる方向で検討する必要がある。

(以下略)

○ 博物館設置主体に関する要件の緩和

博物館法でいう博物館、いわゆる登録博物館は、その設置主体が地方公共団体、民法法人、宗教法人、日本赤十字社等に限定されており、またその施設の性格は社会教育施設であることから教育委員会の所管となっている。また、博物館法第29条に規定する博物館相当施設については、設置主体が、国、株式会社、学校法人、個人等である場合でも指定できるが、公立の博物館相当施設については、教育委員会所管の施設でなければ指定できないとする運用がなされている。しかしながら、美術館、動物園等については、首長部局で設置運営する例が増えてきていることなどから、首長部局所管のいわゆる博物館類似施設（博物館法上の登録博物館でも博物館相当施設でもない施設をいう。）を、博物館相当施設として指定する道を開き、教育委員会の専門的、技術的な支援を積極的に進めることが適当である。平成10年4月17日付け生涯学習局長通知において、こうした要件緩和が実施された。今後、教育委員会は施設の所管や設置主体の別なく博物館に相当する施設については、適切に博物館法第29条に基づく指定をしていくことが望まれる。

さらに、大学等において充実した博物館施設が整備されつつあることや、学校教育と社会教育の連携を推進する観点から、学校法人が設置する施設等についても博物館として登録することができるようにするなど、博物館登録制度の在り方について検討する必要がある。

(以下略)

第2節 地域の特性に応じた社会教育行政の展開

(以下略)

2 地域づくりと社会教育行政の取組

(以下略)

(3) 地域の人材が活躍できる場としての社会教育施設

人々の学習活動が進むにつれ、その学習成果を地域で活用したいと希望する人が増えてきている。こうした人々が活躍する場として、社会教育施設が率先してその役割を果たすことが期待されている。公民館をはじめ、図書館や博物館等においてボランティア活動が盛んになってきていることは、そうした人々のニーズの現れである。しかしながら、多くの社会教育施設においては、ボラ

ンティアを受け入れる体制ができていない，受入れのための事務が繁雑である，受入れ予算がないなどを理由として，ボランティアの受入れ等に消極的なものが見受けられる。

学習成果を生かす場が広がることは，学習者に達成感や充実感等が生まれ，さらに学習意欲が増すという相乗効果が期待できるなど，生涯学習社会の構築にとって有効なものである。このような学習支援・社会参加支援は社会教育行政の重要な使命であり，社会教育施設は学習成果の活用場としてその役割を果たしていかなければならない。

第3節 生涯学習社会におけるネットワーク型行政の推進

（以下略）

5 生涯学習施設間の連携

（以下略）

生涯学習の拠点として様々な施設が設置されている。社会教育施設だけではなく，首長部局が所管する各種の施設においても，さらに民間や企業が持つ施設でも学習活動は行われている。学習者から見れば，各施設がそれぞれ特色を生かして魅力的な活動を行っていることと，それぞれの施設が連携していることが重要である。したがって，社会教育施設と学校施設を含めたその他の生涯学習施設との連携協力体制を構築し，住民にとって使いやすい魅力的な施設運営に努めるべきである。このためには，例えば生涯学習施設ネットワーク委員会ともいべき連携のための恒常的な組織を設置し，施設間の連携を図るとともに，施設間における事業情報の相互交換，人材の共通活用，共同キャンペーン，事業の調整ができるようなシステムの一層の充実が必要となる。例えば，ある市においては，公民館，図書館，博物館等の社会教育施設と学校，児童館，消費者センター，コミュニティーセンター等が連携して，各施設の実施事業の情報提供や学習プログラムの開発をするための共同事務局を設置して住民サービスを展開するなどの取組が行われている。こうした施設間の連携協力は，それぞれの施設の事業内容の充実，高度化にもつながるものとして参考に値する。

（以下略）

17 生活体験・自然体験が日本の子どもの心をはぐくむ〔関係部分〕

〔平成11年6月9日〕
〔生涯学習審議会答申〕

はじめに

平成8年7月の中央教育審議会第一次答申において，今後における教育の在り方について，ゆとりの中で，子どもたちに「生きる力」をはぐくむことが基本であり，「生きる力」は学校・家庭・地域社会が相互に連携しつつ，社会全体ではぐくんでいくものとして，家庭や地域社会における教育力を充実していくことが提言されました。また，教育改革プログラムにおいては，平成14年度から完全学校週5日制を実施することとされ，学校教育における教育内容の厳選と軌を一にして，家庭や地域社会における子どもたちの体験活動の推進や体験活動の場の充実を図ることが課題となっています。

このような中，生涯学習審議会は，平成9年6月に文部大臣から「青少年の「生きる力」をはぐくむ

地域社会の環境の充実方策」について諮問を受け、第1小委員会を設置して審議を行うこととしました。その後、平成10年6月の中央教育審議会答申（「新しい時代を拓く心を育てるために」）において、家庭や地域社会が子どもたちの心をめぐる問題にどのように取り組んでいくべきか具体的に提言されたことも踏まえつつ、幅広い角度から審議を進めてきました。

その結果、日本の子どもの心を豊かにはぐくむためには、家庭や地域社会で、様々な体験活動の機会を子どもたちに「意図的」・「計画的」に提供する必要があると、平成14年度からの完全学校週5日制の実施に向けて、子どもたちの体験活動の充実を図る体制を一気に整備するため、具体的な緊急施策を提言することとしました。

子どもたちの心を豊かにはぐくむためには、教育関係者だけではなく、私たち大人一人ひとりが、それぞれの立場で子どもの問題に関心を持ち、活発な議論をしながら取組を進めていくことが大切です。

（以下略）

Ⅲ 今、緊急に取組がもとめられること

（以下略）

2 地域の子どもたちの遊び場をふやす

（以下略）

（3）博物館や美術館を子どもたちが楽しく遊びながら学べるようにする

博物館や美術館は、子どもたちの体験活動の観点からみると、学校ではできない実物との出会いなど貴重な学習機会が提供できる社会教育施設です。しかしながら、現在の博物館や美術館の運営をみると、子どもたちの体験活動の充実という観点からは、必ずしもその潜在的な資源が有効に活かされているとはいえないケースも多いのではないのでしょうか。博物館や美術館は、静かに見学するだけではなく、その豊富な資料を活かして、子どもたちが自分たちの血となり肉となるような学習ができる場として期待されています。

このため、博物館や美術館には、子どもたちが主体的に五感を使って体験できるような展示や事業を展開し、子どもたちが楽しく遊びながら学べる「子どもや親に開かれた施設」になるようにしていくことがもとめられます。博物館や美術館が本来持っている様々な教育機能を積極的に活用していくことによって、子どもたちは自然界の原理や技術、歴史、伝統文化、美術等を体験的に理解できるようになるのではないのでしょうか。

さらに、このような子どもたちが主体的に五感を使って体験できるような活動は、博物館や美術館のみならず、公民館等の社会教育施設においても積極的に取組まれ、全国の子どもたちが身近なところで、科学やものづくりへの関心がかきたてられるようになることが望まれます。

【当面緊急にしなければならないこと】

◎ 博物館や美術館で、子どもたちが主体的に五感を使って体験できるような展示活動を進める

学校休業土曜日等を中心に、子どもたちが楽しく遊びながら自然界の原理や技術、歴史、伝統文化、美術等を体験的に理解できるようにするため、参加体験型やハンズ・オン（自ら見て、触って、試して、考えること）を活用した展示を進める。

事業を進めるに当たっては、博物館や美術館からアイディアを募集し、優れたアイディアを事業化するなどモデル事業としての取組を進め、その成果を全国に普及する。

◎ 子どもたちの科学やものづくりへの関心を深める教室を全国的に開催する

子どもたちの科学やものづくりへの関心を深めるためには、時間を気にせずトライ・アンド・エラーが許されることが必要であり、週末等に全国の公民館や科学館において、地域の教員、職人、企業の技術者等が子どもたちに、ボランティアで科学の実験・ものづくりの指導を行う教室を全国的に開催する。また、そのプログラムの充実を図るため、国立科学博物館、国立オリンピック記念青少年総合センターにおいて、実験シナリオ、マニュアル、モデルキット等を作成する。（科学技術庁と連携）

◎ 子どもたちが最先端の研究成果に触れる機会を提供する

大学や大学共同利用機関が、科学系博物館等と連携し、子どもたちが最先端の研究成果に直接触れることができるよう、科学実験体験、施設見学等を開催する。（科学技術庁と連携）

◎ 子どもたちが美術に親しみ、理解を深める機会を提供する

主として公立の美術館・博物館において、子どもたちがなじみやすい作品を中心とした展覧会、文化財公開事業を開催し、子どもたちの美術や伝統文化に対する理解を深める。

◎ 学校休業土曜日等の博物館・美術館の無料開放等を促進する

全国の国公立博物館・美術館に、学校が休みとなる土曜日等の子どもの入館料の無料化を呼びかけるなど、子どもたちが参加しやすい活動の場となるよう促進する。

なお、私立の登録博物館については、このような無料化の優遇措置を講じることなどにより、登録博物館の設置運営を主な目的とする民法法人に特定公益増進法人となる道が開かれているということについて、広く周知する。

（以下略）

18 学習の成果を幅広く生かす

－生涯学習の成果を生かすための方策について－

〔関係部分〕

〔平成11年6月9日
生涯学習審議会答申〕

第1章 新しい社会の創造と生涯学習・その成果の活用

（以下略）

（学習成果を社会で通用させるシステムの必要性）

行政がこれまで行ってきた施策の中心は学習機会の提供にあったが、これからは、生涯学習の成果の活用促進にも力をいれる必要がある。そのためには、活用の機会や場の開発ばかりでなく、そのための社会的な仕組みの構築などが重要な課題になる。

その仕組みのひとつとして、学習の成果を一定の資格に結びつけていくことが重要である。近年、企業においては、これまでのように学歴・学校歴に偏らず、個人の顕在化した能力を求めてきているし、

従業員の資格取得が企業の人的資源開発上意味をもつものとして、資格取得を奨励してきている。また、個人が学習した成果を活用して社会参加しやすい環境を整備するためには、社会の誰もが共通して学習の成果を一定の資格取得として確認できることは意義のあることであり、このことにより、学習した個人もその成果を社会に積極的に提供しやすくなるとともに社会も様々な機会に個人の学習成果を活用しやすくなるというメリットがある。

一方、個人にとっては、学習すること自体が本来楽しいものであるが、学習の成果が社会的に通用する資格という形で認められることは、学習者にとって自己の成長や向上が広く社会的に確認できることから大きな意味をもつ。さらに、個人が資格を活用して社会に関わり、様々な活動に参加することが進めば、自己実現のみならず、新たな学習課題の発見をもたらし、さらなる学習を行うインセンティブにもなるのである。

行政が、学習成果の活用のための仕組みを構築するにあたっては、資格がこのようなメリットやインセンティブを持つことを十分に考慮する必要がある。

また、行政が行うべき学習機会の提供にあたっては、従来の文化・教養タイプのものから、社会参加型や問題解決型の学習あるいは学習成果の活用を見込んだ内容のものなど、学習者に活動のために必要な力を養う学習へき重点を移行させるべきであろう。

本答申では、個人が学習成果を活用して社会で自己実現を図る場として最も緊要な課題となっている。キャリア（職業、職歴ばかりでなく社会的な活動歴をも含む。）開発、ボランティア活動、地域社会での活動をテーマにその振興方策を考察し、できる限り具体的に提言することとした。

（以下略）

第3章 学習成果を「ボランティア活動」に生かす

（以下略）

2 学習成果をボランティア活動に生かすにあたっての課題と対応方策

ーボランティア活動の充実・発展のためにー

(1) 多様な活動の発見・創造

ボランティア活動は、何かきまった活動が、どこかきまったところで、与えられるというものではない。ボランティア自身が、現実社会の中でその必要性に気づき、共感を持って創り出すものである。それぞれの個人の気持ちや都合に合った、多様でユニークな内容・形態の活動が豊かに発見され、創造されていくことが期待される。

（以下略）

図書館、博物館等の社会教育施設等においては、住民のボランティア受入れを社会的な責務として捉え、積極的に受け入れることが望まれる。ボランティア活動はある意味で生涯学習そのものであって、ボランティア受入れは、施設にとっては、学習者に学習活動の機会を提供するという施設の本来の目的ともいうべきものであり、施設の運営の活性化にも役立つと期待される。学習者にとっても、活動の場が広がるとともに、学習の場においても学習成果の活用が図られることになり、学習を進める上で極めて効果的であるなどメリットが大きい。

ボランティアを施設に円滑に受け入れるため、施設側の担当者の指名、ボランティア及び職員双方への研修の実施などが必要となってくるが、施設の設置者においては、規則などの整備のほか、受入れに必要な予算措置についても配慮することが必要である。

（以下略）

19 教育改革プログラム－「教育立国」を目指して〔関係部分〕

〔平成11年 9 月21日〕
〔文部省〕

(略)

2. 社会の要請の変化への機敏な対応

我が国の社会経済の著しい変化に対応し、教育改革を進めるため、幅広い観点からの取組が必要である。このため、少子高齢社会への対応、男女共同参画社会の形成に向けた教育・学習の推進、将来の科学技術の発展を託す人材の養成や社会の要請に応える学術研究、情報化への対応、教育の基礎となる文化、学校の内外を通じたスポーツに関する施策について適切な取組を推進している。

(以下略)

(3) 将来の科学技術の発展を託す人材の養成や社会の要請に応える学術研究の振興

○ 科学技術創造立国に向けての学術研究の振興

科学技術基本計画（平成8年7月閣議決定）や政府の行財政改革の推進、大学改革の展開など学術研究を取り巻く環境の著しい変化を踏まえ、平成10年1月に学術審議会に「科学技術創造立国を目指す我が国の学術研究の総合的推進について」諮問を行い、平成11年6月に答申がなされた。

答申においては、自然等との調和を内包する持続的発展に適した「21世紀型科学技術」を発展させ、精神的充足感を重点を置いた「新しい豊かさ」を目指す価値体系を築き、新しい文明の構築への貢献を基本理念としつつ、学術研究に関する情報を積極的に世界へ発信することを通じて「知的存在感のある国」を目指すことを提言している。さらに、これらの基本的考え方の下、各種の具体的施策を提言している。今後、これらを踏まえ、学術研究の一層の振興に務める。

○ 高等専門学校の充実

近年の科学技術の高度化や産業構造の変化等社会のニーズに対応するとともに、学校制度の複線化構造を進める観点から、各高等専門学校におけるカリキュラムの見直しなどの教育改革に対する取組、地域社会との連携協力を推進し、多様化・国際化を図る。高等専門学校卒業生の多様な進路の確保や社会人の再教育のニーズにこたえる専攻科の整備、従来の高等専門学校の学科の枠を越えた新分野の学科の新設・改組を進めるとともに、高等専門学校卒業後の大学への第3年次編入学など、他の教育機関との連携を積極的に進める。

○ 産業・就業構造の変化に対応した社会人再教育の推進〔再掲〕

技術革新の進展、産業構造の変化に伴い、社会人が大学・大学院など高等教育機関において継続的又は短期的な教育を受け、生涯にわたり最新かつ高度の知識・技術を修得することが重要となってくる。また、社会人の再教育は、大学等の社会的責務であるとともに、教育研究の多様化・活性化を図り、高等教育改革を推進していく上でも重要な課題となっている。

大学への社会人の受入れの拡大のため、社会人特別選抜制度、科目等履修生制度の充実や昼夜開講制、夜間大学院、サテライト教室（社会人を対象とする本校以外の教育の場）、公開講座等の充実を推進するとともに、国立大学における社会人の再教育に対応した講座の整備充実を図っている。

○ 青少年の科学や技術に対する興味・関心を高めるための科学や技術に関する教育の推進

情報化、環境・エネルギー問題等、現在我が国が直面している諸問題の解決に科学技術は重要な役割を果たすものであり、初等中等教育段階での科学的素養の育成や技術に関する理解の促進を目指すとともに、大学や青少年教育施設等における科学教室の開催、大学・高等専門学校への体験入学の促進、大学等の研究所の青少年への開放、インターネットの活用による大学等の研究情報の学校への発信等を進める。また、科学技術庁と連携しつつ、中高生を対象として、大学、大学共同利用機関等の最先端の研究成果や研究現場に直接触れる機会を提供する「ふれあいサイエンスプログラム」を推進している。

さらに、科学技術に関する博物館やユニバーシティ・ミュージアム等の活用、科学技術に関する展示会の開催により、青少年の科学や技術に関する教育活動の支援を進めている。とりわけ、学校休業土曜日を中心に青少年を対象とする科学・ものづくり教室を全国的に展開するため、全国の公民館、教室開放を行っている学校の施設、博物館、科学館等において開催する科学教室・ものづくり体験教室に対する支援を行うとともに、学習プログラムの充実を図っている。

大学・高等専門学校教員や企業の研究者・技術者などの希望者を「サイエンス・ボランティア」として登録した名簿を、科学系博物館や青少年教育施設などに配付することによって、「サイエンス・ボランティア」がこれらの機関の依頼に応じて講師として出向き、講演や実験実演等を行うことを通じて、青少年が科学と技術の楽しさ、すばらしさに触れる機会を充実している。これら青少年の科学や技術に関する学習機会の充実に関しては、科学技術庁をはじめとする関係省庁と連携しての取組を推進する。

(以下略)

3. 学校外の社会との積極的な連携

教育改革を進めるに当たっては、学校、家庭、地域社会が幅広く連携することが必要である。このため、その連携を強化するとともに、家庭教育の充実、学校外の体験活動の推進、ボランティア活動の促進、社会人や地域人材の学校への活用、青少年の非行やいじめ問題、薬物乱用問題、有害環境問題などへの適切な対応を進めている。

(以下略)

(3) 学校外の体験活動の推進

○ 子どもたちの体験活動等の情報提供体制の充実

地域での子どもの体験活動機会や家庭教育支援に関する情報の提供を充実させるため、親や子どもたちの様々な活動に関する情報提供を簡便な情報誌を作成・配布したり、子どもの活動を支えるボランティア等の紹介、相談を行う「子どもセンター」(情報連絡組織)の全国展開を推進している。

○ 地域における子どもたちの体験活動の充実

子どもたちにとって魅力的で多様な地域活動の機会を提供するため、地域に古くから伝わる伝承遊びやものづくりなど我が国の文化を伝える活動、冒険的な活動や自然体験活動、世代を超えてのボランティア活動やふれあい体験活動、国立公園等での環境保全活動(環境庁と連携)、地元の商店街等で様々な職業に触れる活動(通商産業省・中小企業庁と連携)などの取組を総合的に推進している。また、異年齢の子どもたちが夏休みに、農家等に長期間宿泊して、環境学習、農

作業等の勤労体験，レクリエーション等の自然体験活動を行う取組を実施している（農林水産省と連携）。

子どもたちの体験活動の場の整備を図るため，河川を調査し，子どもの遊び場としてふさわしい水辺を登録・整備する事業（建設省・環境庁と連携），子どもたちが農村の自然の遊びに親しめるよう，水路等の整備を行う事業（農林水産省と連携），子どもたちが身近に木登りをはじめとした冒険遊び等の多様な活動ができるような都市公園の整備・運営の在り方について，平成11年度末を目途に研究を進める事業（建設省と連携）を実施している。

○ 青少年団体における活動など学校外活動への参加の奨励

子どもの学校外の体験活動を促進するため，学校やPTA等において，ボーイスカウト，子ども会，スポーツ少年団など青少年団体，ボランティア団体，文化・スポーツ団体等の地域における活動についての理解を深め，参加を奨励するなどの取組を「子どもセンター」での情報提供活動等で推進している。

○ 学校外活動の評価

平成11年6月の生涯学習審議会の答申を踏まえ，ボランティア活動，文化・スポーツ活動など子どもたちの学校外活動を奨励するため，社会における多様な評価の在り方などについて，所要の取組を進める。

○ 社会教育施設等の活性化

博物館の持つ機能を積極的に活用し，学校休業土曜日を中心に青少年が楽しく遊びながら自然科学の原理，技術，歴史，伝統文化などを体験的に理解できる機会を提供するため，参加体験的な展示の開発やハンズ・オン（自ら見て，触って，試して，考えること）活動を実施するなど，博物館の機能を高度化する先進的な取組を支援している。

また，地域における学校外活動を促進するため，子どもにとって魅力ある教育用素材の宝庫である科学博物館，歴史民俗博物館，美術館，動植物園や公民館，図書館等の活動の活性化やマルチメディアの活用等の工夫を進めている。

さらに，完全学校週5日制の実施に向け，週末の子どもの活動の場として，専修学校，大学等，専門高校の施設・機能の開放を促進している。

（以下略）

20 新しい情報通信技術を活用した生涯学習の推進方策について －情報化で広がる生涯学習の展望－

[関係部分]

〔平成12年11月28日〕
生涯学習審議会答申

(略)

Ⅱ 情報・通信技術を活用した生涯学習施策の基本的方向

(はじめに)

平成4年の生涯学習審議会答申において、人々が、生涯のいつでも、どこでも、だれでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような生涯学習社会の構築を目指すことが提言され、その後、今日に至るまで、その実現を目指して様々な施策が講じられてきました。

今後は、近年の情報・コミュニケーション技術の発展に適切に対応した生涯学習施策を講じることで、生涯学習社会を飛躍的に進化・発展させることが必要です。

また、諸外国においては生涯学習に対する先進的な取組みが既に進められているところもあり、そのシステムや成果、課題等も参考としていくことが必要です。

1 生涯学習に関連する人材・機関・施設等に求められる役割・機能

今後、生涯学習における情報化を推進していくためには、生涯学習関連施設はもとより、それぞれの生涯学習に関するグループ、団体、サークルなどが情報化に対応できるように、情報リテラシーを身につけた地域の学生や生徒などを活用した情報ボランティアや大学、短期大学、高等専門学校、専修学校などの人材を活用し、アドバイスを受けたり、情報リテラシーに関する学習機会を設けることなどが必要で

す。また、情報リテラシーを身につける際には、単に情報機器の操作など技術的な能力だけではなく、社会の中での実体験とのバランスの取り方、情報化社会における危機管理や自己責任能力、情報を選択し、活用する能力やモラルなど基礎的な能力や態度を身につけることができるようにすることが大切です。

それとともに、人々が実際の学習機会に参加できるようにすることが最も重要であることから、学習機会の情報と学習活動を結びつけるためのコーディネート機能を整備することが必要です。

一方、生涯学習関連施設に情報機器を整備し、施設の機能の向上を図るとともに、それらの施設を情報ネットワークに接続することにより、学習者の多様なニーズに対応した学習機会やその情報を提供するなど、それらの施設の本来の機能を活かした特色づくりを推進することが必要です。

また、効率的に情報化を推進するため、地域の中心となる生涯学習関連施設が情報化の拠点的な役割を担い、そのほかの施設がその拠点に接続することにより、学習機会やその情報、学習資源を十分に活用できるようにすることが必要です。

なお、その際には、今後予想される情報・コミュニケーション技術の急速な発展に適切に対応していくため、なるべく柔軟性のある施設・設備とすることが大切です。

さらに、今後、大学の公開講座等の動画を含む豊富なコンテンツや、完全学校週5日制の実施に向けて子どもたちが利用できる様々な学習コンテンツの蓄積を促すとともに、そのようなコンテンツの作成

を支援し、多様な学習需要に応えられるようにすることが求められます。

これらの観点から、今後、生涯学習に関連する機関・施設などは、以下のような役割・機能が求められます。

(以下略)

(3) 博物館

博物館は、歴史系、芸術系、自然科学系等多様なものがあり、それぞれの博物館は、全国的にも貴重な学習資料や郷土を理解する上で重要な学習資料等を収蔵しています。このような展示物を電子情報化し、それをインターネット等で提供することが求められます。

これを実現するために、各博物館においてデジタルアーカイブ化（資料の電子情報による保管）を進め、それぞれの博物館が持っている膨大な資料を種別ごとに分類し、電子情報化して、インターネット上で提供することにより、利用者が学習に関する情報を簡単に入手できるようにすることが求められます。さらに、それを集約して、全国的・体系的な電子博物館網（バーチャルミュージアム）の形成を目指すことが必要です。

これにより、学習者が実際に博物館を訪れることなく、博物館資料を開館時間の制約なく全国どこでも利用できることとなります。なお、その際には、料金システムなどについても併せて検討することが必要です。

また、こうしたデジタルアーカイブ化により、来館者には、見学時に展示物の関連資料を展示コーナーの隣で情報として見せたりするとともに、博物館資料に関する詳細な情報をインターネット等で事前及び事後に学習することができるようになるなど、様々な学習の場面で活用可能な形で提供できるようになります。

さらに、こうした新しい学習機会を提供することにより、人々が博物館により一層関心を持ち、来館することが予想されます。また、実際に博物館に来る前に、インターネット等で博物館資料について学習し、目的意識を持って来館することが可能となり、博物館自体の活性化も期待されます。

(以下略)

21 新しい時代における教養教育の在り方について〔関係部分〕

〔平成14年2月21日
中央教育審議会答申〕

(略)

第3章 どのように教養を培っていくのか

(略)

第1節 幼・少年期における教養教育

(1) 幼・少年期における教養教育の課題

およそ生物は、生物学でいう「受容体」のないところに何を与えても受け取ることはできない。

幼児期からおおむね12、13歳ごろまでの時期においては、あらゆる教育活動を通じて、変化の激し

い社会で生涯にわたって主体的かつ自律的に学び成長していくための「受容体」ともいうべき基盤を、子どもたち一人一人に培う必要がある。

核家族化，少子化，都市化などが進行し，家族の在り方が大きく変わり，また，地域における地縁的なつながりが希薄化する中で，家庭の教育力や地域社会が従来持っていた教育力が低下してきている。従来は家族や他人との日常のかかわりの中で自然にはぐくまれてきた子どもたちの社会性や規範意識が不足がちになっており，このことが学級崩壊，弱いものに対するいじめや暴力行為などの問題行動の一因とも言われている。

これらの状況に対し，家庭教育の支援や地域における青少年教育の充実を図る観点から様々な施策が講じられてきたが，現時点では十分な成果があがっているとは言い難い。

今後とも，家庭や地域社会の教育力の向上に向けた取組の推進が必要である。とりわけ，家庭や地域の日常生活の中で，子どもたちに古くから伝わる遊びやことわざ，昔話などを教えたり，地域の伝統的な行事に親子で参加したり，家庭で年中行事を楽しんだりすることなどを通じて，伝統的な生活習慣などの「生活文化のかたち」を子どもたちにしっかりと伝え，あいさつやマナー，善悪の判断基準，基本的な社会道德等を身に付けさせるとともに，美を感じる心や自然に対する畏敬の念，豊かな情緒，宗教に対する理解などをはぐくんでいく必要がある。

また，我が国の学校教育は，戦後，民主化の理念の下に，教育の機会均等を目指し，国民の教育水準を高め，社会経済の発展の原動力となってきた。特に，小学校教育・中学校教育については，児童生徒の学習の状況やその時々 of 社会の要請等を踏まえて改訂された学習指導要領に基づき教育課程が実施され，児童生徒の学力は国際的に最高水準を維持してきた。しかしながら，児童生徒の現状を見ると，数学や理科が好きであるとか，将来これらに関する職業に就きたいと思う者の割合が国際的に低い水準になっているなど，自ら進んで学ぶ意欲や，学ぶことと将来の生き方とを結び付けて考えようとする姿勢に欠ける面が見られるようになった。

このことの背景には，我が国の教育が，形式的な平等を重視する余り，画一的なものになりがちで，一人一人の多様な個性や能力の伸長という点に必ずしも十分に意を用いてこなかったこと，自ら学び，自ら考える力や，豊かな人間性をはぐくむ教育がおろそかになってきたことなどがある。

このような反省に立ち，現在，「生きる力」の育成に向けた取組が進められている。今後，生涯にわたる教養の基盤の形成に向けて，基礎的・基本的な知識や技能を確実に習得させるとともに，自ら進んで学び考え，物事に挑戦していこうとする意欲や態度，論理的・科学的なものの見方や考え方，社会の一員としての規範意識や豊かな人間性を培う教育をこれまで以上に充実する必要がある。

(2) 具体的な方策

① 家庭や地域で子どもたちの豊かな知恵を育てる

教養教育の原点は家庭教育である。その重要性は，どんなに社会が変化しようと変わることはない。

また，地域社会において，子どもが他者と触れ合う中で，人間関係や集団のルール，公共心や規範意識，勤勉性や自己規制の力などを身に付けることができるよう，社会全体で子どもを育てる環境づくりを進める必要がある。

平成14年度からの完全学校週5日制を意義あるものにするためにも，家庭や地域の教育力の向上は緊急の課題であり，取組の一層の充実が必要である。

- ◇ 家庭での日常生活を基本にした教育の充実
各家庭における子どもの日常生活を大切にすべきである。例えば、絵本や昔話の読み聞かせ、家庭での年中行事や地域の行事への積極的な参加、子どもに毎日決まった手伝いをさせるなど家庭での役割を与える、テレビやゲームに費やす時間を制限するなど、忍耐力を養い、規律ある生活習慣を身に付けさせるための「我が家の決まり」づくりなどを奨励する必要がある。
- ◇ 家庭や地域でのしつけの充実
善悪を区別する力や我慢する心、譲り合う心、社会の中で生きていくための基本的な決まりなどを子どもたち一人一人に身に付けさせる必要がある。家庭においても、また、他人の子どもに対しても、叱るべきは叱り、悪いことは悪いと教えることを通じて、人として身に付けるべき基礎・基本をしっかりとしつけていくことが重要である。
- ◇ 文化施設・社会教育施設の子どもの教養教育の資源としての積極的な活用
美術館や博物館、図書館等が子どもも教育に取り組むことは、子どもの教養の涵養にとっても、これら施設の活性化にとっても意義が大きい。例えば、美術館や博物館における子供向けの館内ツアーや参加・体験プログラムの実施、土・日曜日における学校図書館の開放を積極的に進める必要がある。また、これら施設に対する評価において、子ども向けの取組状況を積極的に評価することも求められる。
- ◇ 地域社会における子どもの居場所づくりの推進
地域で子ども同士が思い切り遊んだり運動したりすることのできる場や、自然と触れ合うことのできる場の整備、青少年教育施設の積極的な活用、親子で参加できるスポーツ活動や地域行事の充実など、ボランティアの協力も得ながら、子どもが地域で伸び伸びと育つことのできる環境づくりを推進する必要がある。

② 確かな基礎学力を育てる

多様な個性の基盤には、基礎的・基本的な知識・技能が不可欠である。子どもの個性や自主性の重要性を強調する余り、基礎的・基本的な知識・技能を繰り返し教える指導をも「一方的に教え込む」ものとして、好ましくないとする見解も一部にある。しかし、学習に必要な忍耐力を身に付けつつ、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、それを基盤として、更なる自主的学習につなげることによって初めて、多様な個性を伸ばすことができるものである。各学校は、すべての児童生徒が、「読み、書き、計算」をはじめとする基本的な事項を確実に習得し、学習する習得や物事に粘り強く取り組む態度、論理的・科学的にものを考える力や態度を身に付けることができるよう、全力を注いで指導する必要がある。

- ◇ 基礎学力の徹底のためのきめ細やかな指導の充実
読み・書き・計算などの基本的な事項を徹底するため、各学校では、例えば、反復練習や個別の家庭学習の課題の設定、放課後の個別指導や補習などのきめ細やかな指導を行う必要がある。この際、社会人や大学生等をティーチングアシスタントとして積極的に活用することや、中学校や高等学校の教員が、小学校や中学校での指導に参加することも有意義である。併せて、教職員定数の着実な改善を図る必要がある。

◇ 国語教育や読書指導の重視

国語教育を格段に充実する必要がある。その際、名文や詩歌等の素読や暗唱、朗読など、言葉のリズムや美しさを体で覚えさせるような指導の良さを見直すべきである。また、近年多くの学校に広がっている「朝の10分間読書」は、読書の楽しみを知るだけでなく、集中力の向上などにも大きな成果があると言われ、このような活動が更に広がっていくことが期待される。併せて、司書教諭の配置やボランティアの活用、情報機器の整備などを通じ、図書館の総合的な機能の充実に取り組んでいく必要がある。

◇ 教育と学習の成果を検証する仕組みづくり

確かな基礎学力を育てるための取組をより実効あるものとするためには、絶えずその成果を検証することが重要である。このため、各学校において、学校の教育活動の自己点検・評価に取り組む必要がある。また、全国的な学力調査の実施を通じ、児童生徒の学習到達度を把握するとともに、その結果を踏まえた改善策を速やかに講じる必要がある。さらに、論理的思考力や応用力等の評価方法の研究等にも取り組むべきである。

③ 学ぶ意欲や態度を育てる

学ぶことの意義や目的を見出し、自ら進んで学び考え、物事に挑戦しようとする意欲や態度を育てることは、幼・少年期の大きな教育課題の一つである。

子どもたちが、自然との触れ合いや体験の中で、物事に興味・関心を持ち、知的好奇心を伸ばしたり、尊敬できる大人と出会う機会を得て、学ぶことや大人になることの意味を実感したりすることができるよう、取組を推進する必要がある。

◇ 子どもたちの知的好奇心を喚起する取組の促進

授業に実験やものづくりの実習等、各種の体験活動を多く取り入れる、学校の卒業生など地域で活躍する人材を講師として活用する、異年齢の子どもたちで学習する機会を設けるなど、子どもたちの知的好奇心を呼び起こし、集中力を高め、学ぶことの意味を実感することができるような指導方法の工夫改善に取り組む必要がある。その際、美術館や博物館、劇場、地域の文化財、図書館等を活用することも有効な方策である。また、各種のメディアを活用しながら、情報を活用する能力を身に付けることも重要である。

◇ 学ぶ進度等に応じた指導の充実

発展的な学習や補足的な学習など、子どもの学習の進度に応じた指導を行い、子どもの学ぶ意欲を育てる必要がある。特に、発展的な学習に関する指導方法の開発や、学習の過程で子どもがつまづきやすい事項を分析し、指導を改善するための実践的研究を行い、その成果を学校における指導に積極的に取り入れていく必要がある。また、指導に当たっては、それぞれの子どもの長所を見付け、適切に褒めることが、意欲を高め、その長所を更に伸ばすことにつながることを重視すべきである。

(以下略)

22 青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について〔関係部分〕

〔平成14年7月29日〕
〔中央教育審議会答申〕

(略)

1 今なぜ「奉仕活動・体験活動」を推進する必要があるのか

(以下略)

2 奉仕活動・体験活動のとらえ方

－奉仕活動・体験活動を幅広くとらえる－

(以下略)

(1) 奉仕活動・体験活動の概念

「奉仕活動」という用語をめぐる様々な議論がある。例えば、「奉仕活動」は押し付けの印象を与えることから、むしろ個人の自発性に着目し「ボランティア活動」としてとらえるべきではないかという意見がある。一方、青少年の時期には発達段階に応じて、教育活動として人や社会のために役立つ活動などを体験し、社会の一員としての意識や責任感を身に付けるようにすることも必要であり、そのようなことを考慮すると「奉仕活動」という用語が適当であるとする意見もある。

しかしながら、用語の厳密な定義やその相違などに拘泥することの意義は乏しいと考える。

我々は、個人が能力や経験などを生かし、個人や団体が支え合う新たな「公共」に寄付する活動、具体的には、「自分の時間を提供し、対価を目的とせず、自分を含め他人や地域、社会のために役立つ活動」を可能な限り幅広くとらえ、こうした活動全体を幅広く「奉仕活動」と考えることとした。ただし、言葉として、広く一般に定着していると考えられる場合など、「ボランティア」、「ボランティア活動」という用語を用いることがよりふさわしい場合には、そのまま「ボランティア」「ボランティア活動」としても用いることにする。

こうした観点から見れば、実際、我々の周りには、様々な種類や形態の活動が存在している。a) 気軽に取り組める身近な活動から専門的能力が必要な活動や常勤で関わる必要がある活動、b) 個人や子どもが参加する活動から、グループや大人と子どもが一緒になって参加する活動、c) コーディネーターやボランティア団体等の仲介が必要な活動から仲介者を介せず直接参加できる活動、などがある。さらに、地域においては、例えば、自治会活動、青年団活動、消防団活動、祭りなどの伝統行事への参加など従来から行われている地域の一員としての活動もある。

また、特に、初等中等教育段階での青少年の活動については、その成長段階において必要な体験をして、社会性や豊かな人間性をはぐくむという教育的側面に着目し、社会、自然などに積極的にかかわる様々な活動を幅広く「体験活動」としてとらえることとする。

これらを踏まえ、本報告では、社会全体で奨励していくべき幅広い活動の総体を「奉仕活動・体験活動」と捉えたい。

(2) 無償性の取扱い

国民にとって「奉仕活動」を身近なものとしてとらえる観点から、活動にかかわる無償性や自発性の問題については、次のようにとらえることが適当と考えられる。

すなわち、「奉仕活動」、「ボランティア活動」とも、無償性が強調されがちであるが、このような

活動を行う際には、交通費や保険料、活動に必要な物品やコーディネート等に係る経費など、一定の社会的なコストを要し、このコストをどのように分担するかについては、個々の事例により、様々な判断があり得る。このような活動を一般的に定着させていく過程では一部を行政が負担することも考えられる。また、寄附など社会がいろいろな形で負担する仕組みが形成される中で、実費等の一定の経費について、労働の対価とならない範囲で実費や謝金の支払いなど有償となる場合もあり得ると考えることができる。

(3) 自発性の取り扱い

奉仕活動等においては個人の自発性は重要な要素であるが、社会に役立つ活動を幅広くとらえる観点からすれば、個人が様々なきっかけから活動を始め、活動を通じてその意義を深く認識し活動が続けるということが認められてよいと考えられる。特に学校教育においては、「自発性は活動の要件でなく活動の成果」ととらえることもできる。

(4) 日常性

「奉仕活動」を特別な人が行う特別な活動ではなく、新たな「公共」のための幅広い活動としてとらえることにより、日常的に参加できる活動として無理なく定着させていく必要がある。「奉仕活動」を行う立場と受ける立場は固定したものではなく、活動の内容に応じて、常に替わるものである。また、活動に楽しみを見いだせる工夫や心の余裕を持つこと、特定の個人に負担が集中しないような活動の企画や支援体制への配慮などが求められる。

(以下略)

II 奉仕活動・体験活動をどのように推進していくのか

(以下略)

3 18歳以降の個人が行う奉仕活動等の奨励・支援

ー奉仕活動を日常生活の一部として気軽に行うー

(以下略)

(3) 個人が参加できる多彩なプログラム等の開発・支援

(以下略)

2) 身近に参加できる魅力あるプログラムの開発

(以下略)

① 公共施設等におけるボランティアの受け入れの促進

近年、社会人、主婦、退職者等が、知識や経験、技術を生かして、地域の学校、社会教育施設、青少年教育施設、文化施設、スポーツ施設・病院などの公共施設においてボランティア活動を行う例が増えている。例えば、学校での教科や部活動の指導、地域でのスポーツや文化活動の指導、公民館、図書館等社会教育施設でのボランティア、博物館・美術館等でのガイドボランティア、スポーツ大会での組織運営・通訳など幅広い活動が行われている。こうした活動は個人の能力や経験、学習成果を生かし日常的に取り組めるものであり、活動等の裾野を広げる上で意義が深い。また、地域に開かれた施設としての事業や運営の改善充実や活性化に資する面も大きい。

このため、公共施設等においては、ボランティアの受け入れ・活用を組み込んだ事業の運営、

施設の担当者の指定，ボランティア及び職員双方への研修など受け入れに必要な環境整備を行うことを求めたい。

さらに，特別非常勤講師制度，スポーツや文化の指導者派遣制度など学校教育への社会人の活用のための施策の一層の充実を図る必要がある。

(以下略)

23 今後の生涯学習の振興方策について（審議経過の報告） [関係部分]

平成16年3月29日
中央教育審議会生涯学習分科会報告

(略)

Ⅳ 関係機関・団体等の活動の活性化のために

我々は，上記の重点分野への対応に加え，関係機関・団体等の活動の活性化のための方策，国・地方公共団体等と関係団体等との関係の見直し，学習成果の評価・活用，生涯学習振興を担う職員等の在り方についても議論した。

1. 関係機関・団体等の活動の活性化のための方策

生涯学習振興施策を進める上で重要な機関である公民館，図書館，博物館等の社会教育施設の活動の活性化のための方策について議論したところ，次のような意見が出された。

- ・国や地方の財政状況等を踏まえ，業務の効率化を図るとともに，開館時間の延長等の住民へのサービスの向上が必要である。
- ・各地域における社会教育施設間の連携，及び，大学，企業，民間教育事業者，社会教育関係団体，NPO，地域住民等との間の協働の強化が必要であるとともに，公民館等においては，講座等についての情報が地域住民全体によく伝わるよう，インターネットの活用など情報の提供方法を工夫することが必要である。
- ・公民館，図書館，博物館等の社会教育施設では，学校教育施設と比較してIT環境の整備は進んでおらず，情報提供などにおいて情報化が遅れている。また，社会教育施設の情報化については，図書のレファレンスや地域情報の発信等の多様なサービスを提供していくことに対応しているとは言いがたい状況にあり，学校教育の情報化と同様，数値目標を掲げて高度情報化を推進することが必要との意見もあった。社会教育施設の高度情報化を推進するためには，単に情報機器を整備するだけではなく，ネットワークの構築や，職員の情報活用能力の育成等を推進するとともに，コンテンツ（情報内容）作成等の活動が行えるスペースの確保などの配慮も必要であるとする。
- ・公民館同士の情報交換と図書館同士の情報の共有の充実，博物館の収蔵品の情報提供システムの拡充を図るなど，各機関同士の広域的な連携のネットワークを拡充することが必要である。
- ・高齢者や障害者，乳幼児連れの人への対応といった観点での施設・設備のバリアフリー（無障壁）化が必要であるとともに，施設の複合化についての検討も必要であるとする。

- ・現在、各地において、ボランティア活動の機運が盛り上がっており、そうした活動は、各人が社会の形成に主体的に参画する新しい「公共」の精神を涵養する活動になっている。そこで、ボランティア活動の自主性を尊重しながら、こうした活動が活性化されるような環境づくりが更に必要になると考える。
- ・財政が逼迫している中においては、今後、成人や高齢者に対する講座の提供等については、受益者負担についての検討が必要と考える。また、学習者がその学習成果を生かし、公民館などでボランティアとして活動する場合、これらの活動の諸経費の費用弁償などの有償化についても、今後更に議論を深めていくことが重要と考える。
- ・平成15年の地方自治法の改正に伴い、指定管理者制度が導入され、民間事業者を含めた法人その他団体による公の施設の管理の代行が可能となった。これについては、業務の効率化や、開館時間の延長等の住民へのサービスの向上といった特長と、責任の所在の明確化や専門的な知識・技術の蓄積、職員の研修の実施、設置者と住民による点検・評価等の問題点について十分な検討が必要と考える。

2. 国・地方公共団体等と関係機関・団体等との関係の見直し

現在、都道府県においては、民間教育事業者、NPO等と連携しているのはともに約半数であり、市町村においては、民間教育事業者、NPO等と連携しているのはそれぞれ約15%、約3割という状況にある（平成14年文部科学省委託調査）。

今後、国や地方公共団体、社会教育施設等においては、民間教育事業者、社会教育関係団体、NPO、地域住民などの関係機関・団体等との関係について、一層の「協働」（お互いの特性を認識し、尊重し合いながら、対等な立場の下に、積極的に協力し合うこと）が必要である。

例えば、平成14年7月の中教審答申「青少年の奉仕活動・体験活動の振興方策等について」でも提言された、市区町村や学校、大学、公民館、地区センター、NPOや地域ボランティア等が連携・協力して、余裕教室や公民館、地区センター等を活用し、地域住民が日常的に活動に取り組むことができる、身近な地域拠点としての「地域プラットフォーム」や「広域プラットフォーム」の整備を進めていくことが重要である。特に、こうした取組に民間企業が参入することにより、産・官・学・民の協働・連携の充実を図っていくことが望まれる。

（以下略）

4. 生涯学習振興を担う職員等の在り方

- ・生涯学習振興を担う職員としては、教育委員会に置かれている社会教育主事や公民館主事、図書館の司書、博物館の学芸員、市町村などに置かれている社会教育の各分野の直接指導に当たる社会教育指導員、社会教育関係団体の指導者などがいる。このほか、カルチャーセンター等の職員や、社会教育関係団体やNPO、ボランティア活動を担う地域住民等、様々な機会や場で活躍している人がいる。現在、国民のニーズが多様化している中で、住民の視点を持ち、幅広い視野を持つ人材の養成や、学習する一人一人のニーズに合わせて、学習相談に応じられる人材を育成することが必要である。このため、現在行われている国、都道府県、市町村における各種の講習・研修の充実が求められる。
- ・学校、家庭、地域社会、関係機関・団体等の連携・協働を促進するためには、これらの連携を図るコーディネート機能の充実が必要である。

- ・人事異動の中で学校現場から教員が来て2，3年で異動するという，これまでの公民館や市町村教育委員会のローテーション人事のやり方では，コーディネーターとしての能力を持った人材は育たないと考えられる。また，公務員の雇用制度が多様化していることもあり，公務員の生涯学習振興行政についてのセンスとスキルの向上など人材の育成のための努力が必要と考えられる。また，民間教育事業者やNPO，ボランティアの生涯学習振興行政との協働や柔軟な参画のノウハウの育成を図るための方策の検討が求められる。
- ・図書館の司書や博物館の学芸員等の専門性を高めるため，資質向上のための資格要件の向上も必要であるとの意見もある。また，資格要件を上げるだけではなく，資格取得後にも，現職者に対しては，定期的に再教育し，資格を更新していくという仕組みや高度な専門性を評価する制度について検討してはどうかという意見もあり，今後，更に議論を進めることが必要と考えられる。
- ・今後，国で都道府県や市町村における指導者養成のためのソフトづくりを更に充実させることが必要と考えられる。

V 国・地方公共団体の今後の役割等

1. 国，都道府県，市町村の現状

現在，地方分権が進められ，市町村合併が進展している。また，国，都道府県，市町村の財政状況が非常に厳しい状況にあるとともに，民間等の役割の重要性が増大している。こうした状況において，従来の発想で施策を進めていくことは適切ではなく，住民主体の社会に向かっていく中で，一人ひとりが自立していけるようにすること，また，個人の自己責任，自主性を尊重するという観点を重視しつつ，国が担うべき部分と，地方に委ねるべき部分，民間に委ねるべき部分を改めて整理することが，効果や効率という観点からも必要である。

他方，依然として，地域によって学習機会等に大きな格差が存在するなど，地方公共団体によって，行政課題への取組姿勢等に相当な差があることが指摘されているとともに，国の情報が市町村に伝わっていない，市町村等の実態が国に十分伝わっていないという意見もあり，こうした状況の改善が必要である。

こうした状況を踏まえ，今後，国，都道府県，市町村の役割や関係を以下のように変えていくことが求められる。

2. 基本的考え方

(1) 国，都道府県，市町村の役割等

- ① 市町村は，住民に最も身近な行政機関であり，教育委員会の，学校教育を除く生涯学習関係経費でみると，全体（国庫補助金，都道府県支出金，市町村支出金の合計）の約8割を担っている（平成13年度）。市町村においては，社会の要請と地域住民全体の多様な需要の双方に対応した学習機会の提供，図書館の整備など地域住民の生涯学習の支援，生涯学習を通じた地域づくり等を，地域住民の声によく耳を傾けることなどにより，地域住民等と協力して，主体的に実施することが期待される。また，施策の実施に当たっては，地域住民の自主的・主体的な取組を促進するような支援の方法を考えることが望ましい。
- ② 都道府県は，市町村を包括する広域の地方公共団体として，都道府県域全体についての大学，専門学校，民間教育事業者，職業訓練施設，公民館等との間における広域での連携の機能の強化（学習情報の提供，学習成果の評価，生涯学習推進センター等による関係機関・団体等のコ

ーディネートや学習相談を行う人材の養成等）を行うことが期待される。また、市町村を補完する立場で、ITの活用等の支援などを行うことも期待される。なお、これらの施策の実施に当たっては、都道府県と市町村が連携して取り組むことが重要である。

- ③ 国は、自立した個人の資質・能力の向上を通して、国民全体としての資質・能力の向上を目指すことをナショナルミニマム（国民の最低限度の生活水準）の確保のために必要不可欠なものとして位置づけることが必要であるとともに、都道府県や市町村を補完する立場から、生涯学習の振興を図ることが必要である。

そこで、今後、以下のことについて、重点的に取り組むことが必要である。

- (i) 大学等における社会人の受入れの促進のための支援
- (ii) 行政上の喫緊の課題として重点的に取り組むべき課題に対応するための施策
- (iii) 図書館の蔵書、博物館の収蔵品等に関する全国的な情報提供システムの構築等、都道府県や市町村では十分な対応が困難な施策の実施（国が所有している情報や収集している情報をデータベース化し、その情報を都道府県や市町村などに提供するシステムを開発することも国の役割の一つと考えられる。）
- (iv) ITの活用等の重要な政策課題に対応するため、競争的資金の提供や調査研究などの先導的な事業や実験的な事業による支援
- (v) 図書館の司書等の専門職や指導者等の研修と研修教材の作成など、生涯学習振興を担う人材の養成
- (vi) 生涯学習による地域づくりの分野をはじめ、市町村等の現場の実態把握、先進事例の収集・情報提供、及び、これらに関連しての都道府県や市町村と、大学や民間教育事業者、NPOなどのコーディネート

上記のように、国、都道府県、市町村の役割を明確にするとともに、従来の行政手法、財政措置等の見直しが必要であり、これに向けて、今後、更に検討を進めていくことが必要である。なお、これまで意見等が出された課題に対応し、生涯学習の更なる振興を図っていくためには、生涯学習振興法や社会教育法、図書館法、博物館法など関連する法律についても見直しを行うことも含めて、今後、更に検討を進めていくことが必要である。

（以下略）

(4) 市町村合併への対応

今後、市町村合併が進展していく中で、地域に密着しているという公民館等の従来のメリットを大切にしながら、合併によって新たに生まれた市等の中での公民館や図書館同士の連携の強化などを図ることにより、合併がプラスに働くよう、努めることが重要である。また、それとともに、施設の配置や専門性を持った職員の配置、学校の教職員の社会教育関係への異動の在り方についても、検討を進めていくことが必要と考えられる。

（以下略）

24 科学技術と社会という視点に立った人材養成を目指して －科学技術・学術審議会人材委員会 第三次提言－ [関係部分]

[平成16年 7 月
科学技術・学術審議会人材委員会第三次提言]

(略)

Ⅱ 改革の方策

(以下略)

2 具体的な改革方策

(以下略)

(2) 「知」の活用や社会還元

(以下略)

② 対話型科学技術社会を構築していく人材の養成

(以下略)

ア. 科学技術コミュニケーション人材の養成・確保

(専門職としての科学技術コミュニケーションの養成)

科学技術コミュニケーションは、研究者の意図や研究内容を社会にわかりやすく伝えるのみならず、社会の問題意識や認識を研究者の側にフィードバックする役割も担う者としての活躍が期待される。

また、科学技術コミュニケーションとしての専門性は、科学館・科学系博物館等において習得されることが期待されるが、現状では、学校教育との連携等において十分に活用されているとは言い難い状況にある。

このため、科学技術ライター、高度の企画力を持つ学芸員等の科学技術コミュニケーションの養成を図る専門教育の在り方を研究するとともに、科学技術コミュニケーションの実践的な活躍促進のモデルとして、例えば、日本科学未来館における科学技術スペシャリストやインタープリターの経験者を基礎研究分野の科学技術コミュニケーションで活用を図る等の先駆的取組を推進する必要がある。

また、公的研究費による大規模な研究については、その研究内容や進捗状況について広く社会に情報発信を行い、社会からの意見等を研究に反映するための取組を予めプロジェクトに組み入れるようにするとともに、このような取組を科学技術コミュニケーションを養成する場として活用することも重要である。

さらに、科学館・科学系博物館を学校教育と連携した地域の理科教育センター的な教育支援の拠点として活用していくことも必要である。

(以下略)

25 人々とともにある科学技術を目指して －３つのビジョンと７つのメッセージ－

[関係部分]

〔平成17年 7 月
科学技術理解増進政策に関する懇談会報告〕

(略)

4. 科学技術理解増進活動を担う機関・人々へのメッセージ

(以下略)

(3) 科学館・博物館・コーディネート機関に望む

科学館・博物館は、企画や活動手法を十分に工夫し、科学技術の魅力を伝えて欲しい。また、学校や企業、科学館・博物館など様々な機関や人々が結びつき、活動を広げ深めていくためのコーディネート機関を育成し充実させよう。

1. 科学館・博物館における企画や活動手法の工夫

科学館・博物館においては、展示に体験や遊びの要素を取り入れたり、展示内容をわかりやすく解説するインタープリターやボランティアを配置するなど、人々が科学技術に興味を持ち理解できるような様々な工夫を行ってきている。

しかしながら、そもそも科学技術分野に関心を示さず、科学館・博物館に足を運ぼうとしない人々がいることも事実であり、今後は、このような人々にも科学技術の魅力を伝えていく努力を進める必要がある。

このため、近代・現代芸術、伝統工芸・芸能など、人々の関心が比較的高く、豊かな表現方法を有する分野の要素をうまく取り入れつつ、企画や活動手法を十分に工夫していくことが大切である。

当懇談会においては、科学館において、様々な色の鉱物の特性を生かしたアクセサリ作りの活動を行ったところ、女性が多く集まったという事例が紹介されたが、このように、人々の趣味、好み、仕事、社会的問題意識などを的確に捉え、活動の対象者を明確に意識して、様々な分野の要素を取り入れていくことが重要である。その他には、特撮映画の怪獣の動作技術、ITを駆使した企業の顧客情報管理技術、草木と人工着色料による染色技術、伝統工芸・ロボット制御技術・現代アートが結合した動く人形などのテーマ・企画例もあり、科学館・博物館が、他の科学館・博物館の活動も参考にしつつ、工夫して、人々を引きつけるテーマの設定や展示等の活動を行っていくことが期待される。

2. コーディネート機関の育成・充実

昨今、学校と、大学・研究機関、企業、科学館・博物館等が連携して、理科・数学（算数）教育に関する取組を行うことが増えてきている。しかしながら、様々な取組を行う上では、個人的なつながりに頼ることも少なくない状況にある。今後、一層効果的に連携活動を進めていくためには、学校や企業等からの相談への対応や関係機関の橋渡し（コーディネート）役を果たしていくことができる機関を育成していくことが重要であり、また、これらの役割を担う人材を育成・充実していくことが必要である。こうした取組を、地域の科学館・博物館、学協会等が担うことが期待される。

一例として、企業が学校の教育活動に協力する意向を持っており、他方、学校として協力してくれる企業を探しているが、お互いの情報をうまく知ることができず連携活動が思うように進まない、といった状況がある。このような状況を打開していくためには、双方が情報を提供することにより、マッチングを行ってくれる機関が存在することが重要である。たとえば科学技術館が、産業界の出資により設立された沿革を活かして紹介機能を果たしたり、企業の協力を得て実験教室・教員研修などの取組を充実していくことが望まれる

また、日本科学未来館や国立科学博物館は、全国の科学館・博物館を結び展示物の貸し出しを行ったり、学校に対して、科学館・博物館を利用した教育プログラムを提示しその実施に協力していくなど、支援機関としての機能を今後とも一層充実していくことが期待される。

さらに、科学技術振興機構は、地域のモデルとなる学校や科学館などを支援し、当該モデル機関の活動内容を他機関に広げたり、優れた教育コンテンツを開発し、地方自治体の教員研修の場で紹介したりするなど、優れた取組を全国に普及させていく活動を進めていくことが望まれる。

(以下略)

26 科学技術科学技術基本計画 [関係部分]

[平成23年8月19日 閣議決定]

V. 社会とともに創り進める政策の展開

(以下略)

2. 社会と科学技術イノベーションとの関係深化

(以下略)

(2) 科学技術コミュニケーション活動の推進

科学技術イノベーション政策を国民の理解と信頼と支持の下に進めていくには、研究開発活動や期待される成果、さらには科学技術の現状と可能性、その潜在的リスク等について、国民と政府、研究機関、研究者との間で認識を共有することができるよう、双方向のコミュニケーション活動等をより一層積極的に推進していくことが重要である。このため、研究者による科学技術コミュニケーション活動、科学館や博物館における様々な科学技術に関連する活動等をこれまで以上に積極的に推進する。また、これにより、科学技術に関する知識を適切に捉え、柔軟に活用できるよう、国民の科学技術リテラシーの向上を図る。

<推進方策>

- ・国は、大学や公的研究機関等と連携して、科学技術の現状、可能性とその条件、潜在的リスクとコスト等について、正確な情報を迅速かつ十分に、国民に提供していくよう努める。また、国は、海外の事例を参考にしつつ、国民との間で、こうした問題に関する多層的かつ双方向のリスクコミュニケーション活動を促進する。
- ・国は、国民が科学技術に触れる機会を増やすため、地域と共同した科学技術関連のイベントの開催、科学技術週間を活用した研究施設の一般公開、サイエンスカフェの実施等を通じて、双方向での対話や意見交換の活動を積極的に展開する。
- ・国は、各地域の博物館や科学館における実験教室や体験活動等の取組を支援する。また、科学技

術に関わる様々な活動を行う団体等を支援する。

- ・国は、大学や公的研究機関における科学技術コミュニケーション活動に係る組織的な取組を支援する。また、一定額以上の国の研究資金を得た研究者に対し、研究活動の内容や成果について国民との対話を行う活動を積極的に行うよう求める。
- ・国は、大学及び公的研究機関が、科学技術コミュニケーション活動の普及、定着を図るため、個々の活動によって培われたノウハウを蓄積するとともに、これらの活動を担う専門人材の養成と確保を進めることを期待する。また、研究者の科学技術コミュニケーション活動参加を促進するとともに、その実績を業績評価に反映していくことを期待する。
- ・国は、学協会が、研究者による研究成果の発表や評価、研究者間あるいは国内外の関係団体との連携の場として重要な役割を担っていることを踏まえ、そうした機能を強化するとともに、その知見や成果を広く社会に普及していくことを期待する。また、国は、研究者コミュニティの多様な意見を集約する機能を持つ組織が、社会と研究者との橋渡しや、情報発信等において積極的な役割を果たすことを期待する。

27 新しい時代の博物館制度の在り方について（報告）

〔平成19年 6 月15日
これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議〕

はじめに

博物館は、様々な活動を通じて教育、学術、文化の発展に寄与してきたところであるが、今日、人々の学習要求の多様化・高度化や社会の進展・変化に対応し、さらに積極的な役割を果たすことが期待されている。

博物館法は昭和26年に制定され、爾来我が国の博物館の活動の基盤を提供してきたが、制定後半世紀以上経過し、博物館法が担うべき機能も、我が国が生涯学習社会への移行を遂げていく中で、大きく拡大、変化している。とりわけ、今般、教育基本法が改正され、国民が生涯にわたって学習することができ、その成果を適切に生かしていくことができるという、生涯学習の理念等が謳われたことで、そのような視点から博物館活動の基盤となる博物館法が今後、適切に機能していくことができるのか、改めて検討することが必要となった。

このため、「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」においては、上記の視点から、法制定時以降の社会の変化と博物館の変遷、今日の博物館が抱える課題、今後、期待される博物館の機能等を踏まえ、博物館法が定める基本的要件ないし制度である①博物館の定義、②博物館登録制度、③学芸員制度、が今日、十分に機能しているかについて検討するとともに、問題点の把握・分析を行い、今後博物館が社会から期待される役割を果たしていくために必要な博物館制度の見直しの方向性を示した。

第1章 博物館をめぐる昨今の動向

1 博物館制度の問題点

- 博物館は、法制定時に比較して、形態、ニーズが多様化。
- 博物館法上位置づけられる博物館は、博物館全体の中では少数。
- 学芸員の資格取得は、同類の資格と比較して容易。
- 博物館界は、博物館法改正を要望。

(1) 多様化する博物館への対応

博物館法制定当時、全国で200館余りにすぎなかった博物館は年々増加し、平成17年10月現在で博物館等数は5,614館を数え、1館当りの人口比も、約40万人／館から約2万人／館と、身近な存在になった。年間入館者数は、約2億7千万人を超え、博物館における講座等の開催についても、実施している館の割合は、43.1%から74.5%に増えている。

このような中で、人々が「博物館」に求める機能も、貴重な資料を集めて伝えていくという伝統的な博物館の役割を越えて、多様化、高度化している。このような変化に対して、博物館法が用意している諸制度が十分に対応できているか、検討が必要である。

(2) 博物館登録制度の現状

博物館登録制度は、学芸員の配置や資料の保管など、博物館として必要な条件を備えた博物館の設置を振興する制度であるが、博物館法上の博物館である登録博物館と博物館相当施設及び博物館法上の博物館ではない博物館類似施設の数、それぞれ865館、331館、4,418館となっており、博物館法上の博物館は、そうでない博物館の4分の1にとどまっている。さらに、博物館等の伸び幅についても、登録博物館が1.7倍（昭和62年度と平成17年度を比較した場合、以下同様。）博物館相当施設が1.5倍、博物館類似施設が2.8倍となっており、博物館類似施設の伸びが著しく、結果として、全博物館の約8割が博物館法の対象外という状況にある。公立博物館に限って言えば、登録又は相当施設の指定を受けている公立博物館は、類似施設も含めた合計数4,023館のうち667館（16.6%）にすぎない。

これは、特に公立博物館においては、国からの補助金が廃止された結果、登録博物館になることのインセンティブが働きにくい状況にあることや、登録博物館の対象外である地方公共団体の長が設置する博物館が約1,000館以上にのぼること等が背景にあると考えられる。

一方、博物館類似施設の90%以上は、登録博物館に要求される基準の一つである年間150日以上開館しており、また、同施設の80%以上が実質的な登録博物館の基準である165㎡以上の建物を持っている。専任学芸員を配置している類似施設こそ全体の15%程度と少ないが、それでも、登録博物館や相当施設の水準にあるにもかかわらず、博物館類似施設に留まっている施設が相当数存在している。

このような状況では、博物館登録制度が我が国の博物館の活動の基盤を形成しているとは言い難い状況である。

(3) 学芸員制度の現状

学芸員は、博物館法で登録博物館に配置することが定められている専門職員であり、平成17年度現在、全国の登録博物館には2,898人の学芸員が配置されている。学芸員となる資格は国家資格であり、資格要件が法律上に明確に定められている。

現在、学芸員資格を得るには、大学での養成科目の履修、試験認定、無試験認定、講習による資格取得といった方法があるが、この中で大学において養成科目を履修する者が有資格者の99%を占める。大学で修得すべき博物館に関する科目は、8科目12単位で、この科目と単位数は、他の社会教育関係の資格である司書（14科目20単位）、社会教育主事（4科目24単位）と比べて科目数・単位数とも少ない。

また、現在、二百数十余の大学が学芸員養成課程を持ち、年間で約1万人の学生が学芸員有資格者になっている（平成13年度9,533人（文部科学省社会教育課調べ））と推定されるが、常勤の学芸系職員の採用者数は全国2,100館を対象にした調査結果によると400人程度であると推定される（1館当たり平均採用人数0.2人）。また、1年のうち常勤・非常勤いずれの新規職員採用も実施していない博物館は全体の7割近くにのぼる。

このような状況の中では、学芸員資格の高度化、学芸員配置等の推進が課題になると考えられる。

上記のような博物館を取り巻く状況や学芸員の現状に対し、我が国の博物館で構成する最大の組織である財団法人日本博物館協会においては、平成13年以降、全国博物館大会で、博物館登録制度、学芸員制度の抜本的な改正など、現代の社会的需要に則した博物館法制の見直しを求める決議を採択している。

2 博物館を取り巻く状況

公立博物館には予算減、指定管理者制度や市場化テストなど、私立博物館には公益法人改革等、博物館は大きな変化の中にある。

公立博物館については、国からの補助金が廃止され、さらに厳しい地方財政事情から行政のスリム化が推進されている中で、資料購入費が予算計上されていない館が平成15年度において公立博物館の半数以上に上るなど財政面で厳しい状況が続いている。

平成15年の地方自治法改正で創設された指定管理者制度は、登録及び相当施設としての公立博物館では667館中、93館に導入（平成17年10月現在）されている。さらに、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」による、いわゆる「市場化テスト」も、今後地方自治体での導入が進んでいく可能性がある。

また、私立博物館の設置者である公益法人においては、平成16年12月に閣議決定された「今後の行政改革の方針」の中で定められた公益法人制度改革に沿って、平成18年5月、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」等の公益法人改革関連法が成立し、平成20年度中の施行が予定されている。公益法人の設置する登録博物館においては、これまで、固定資産税などの税制上優遇措置がとられるなど、博物館法と連動した博物館振興策により、公益法人立博物館（603館）のうち、308館（51.1%）が登録博物館となる等、効果を上げてきており、今後ともこのような優遇措置が必要である。

このように、博物館は大きな変化の中にあり、変化に適切に対応しつつ、多様な利用者の期待に応じていくため、博物館には設立や運営に関する情報の公開が求められるとともに、不断に運営の改善を図っていくことが求められる。博物館経営の在り方そのものが問われていると考えられ、博物館設置者、職員が一体となってそれぞれの責任を果たしていく必要がある。

3 生涯学習社会への対応

教育基本法の改正等を契機とし、生涯学習社会の実現に向けて博物館の役割を果たす必要。

平成10年9月17日の生涯学習審議会答申「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」は、人々のライフスタイルの変化、価値観の多様化、高学歴化の進展、自由時間の増大の中、人々は、物心両面の豊かさを求め、高度で多様な学習機会の充実を求めている。一方で、科学技術の高度化、情報化や国際化、経済のソフト化などの社会の変化は、知識、技術、情報体系の発展と再編成が促される中で、新たな学習需要が生じている旨指摘している。また、社会教育行政は、このように多様化、高度化する学習ニーズに的確に対応するため、様々な方法により豊かな内容の学習機会を確保するとともに、学習機会の提供を通じて、住民の自主的な学習活動を支援し、促進する役割を果たしていく必要性を指摘している。

さらに、今般、教育基本法が改正され、その第3条に生涯学習の理念として、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定された。

このように、生涯学習社会の実現に向けて、博物館が必要な役割を果たしていくことが求められており、このような流れの中で今後の博物館制度を再構築する必要がある。

第2章 博物館とは

1 博物館に求められる役割

「集めて、伝える」博物館の基本的な活動に加えて、市民とともに「資料を探求」し、知の楽しみを「分かちあう」博物館文化の創造へ。

平成10年度以降財団法人日本博物館協会において、文部省からの委託調査により、今後の博物館の在り方について検討が重ねられてきた。その結果、多くの関係者の努力により、「『対話と連携』の博物館」（平成12年）、「博物館の望ましい姿－市民とともに創る新時代博物館－」（平成15年）という2つの報告書がまとめられた。

まず、「『対話と連携』の博物館」では、最近の欧米の博物館政策に大きな影響を与えた、「卓抜と均等～教育と博物館がもつ公共性の様相～」（米）、「共通の富～博物館と学習～」（英）等を分析評価した上で、これからの博物館の在り方について、生涯学習社会における教育システムでは家庭教育、学校教育、社会教育を結ぶラインの中で、責任区分が明らかになり、博物館本来の教育機能を発揮することを強く求められていることを挙げ、欧米の博物館がいち早く教育重視の方向を打ち出し、博物館の全ての活動は教育に収斂されるとしたのはまさに時宜を得たものである旨総括している。

この検討は、続く「博物館の望ましい姿」報告書を取りまとめる過程でさらに深められた。同報告書は、これからの新しい博物館像として、「集めて、伝える」という基本的な活動に加えて、市民とともに資料を「探求」し、知の楽しみを「分かち合う」博物館文化の創造を提言している。すなわち、これからの博物館の望ましい姿は、資料収集保管、調査研究、展示公開、という博物館活動の基盤を強化し、交流、市民参画・連携する学習支援機関としての役割の充実である、という考え方である。

新しい博物館の在り方は、この考え方を基本に、今回の教育基本法の改正を踏まえ、さらに発展させていくべきである。

これからの博物館は、その特徴である資料の収集や調査研究等の活動を一層充実させるとともに、多様化・高度化する学習者の知的欲求に応えるべく、自主的な研究グループやボランティア活動などを通じて、学習者とのコミュニケーションを活性化していく必要がある。

2 博物館法上の博物館の定義の在り方

- 博物館の基本的定義は「資料の収集保管、展示による教育、調査研究」を一体として行っていること。
- 現行博物館法は、多様な博物館像を許容する一方、登録基準では、実物資料を重視。
- 登録博物館に必要とされる「資料」や「調査研究」の内容は、館種や設置目的によって判断。

(1) 博物館の基本的要件

現行博物館法上、「博物館」とは登録博物館であり、今般もその前提で、以下、登録博物館としての博物館の定義について検討を行った。

現行博物館法は、博物館について、以下の目的を有する機関と定義している。

- イ) 資料を収集し、保管（育成）し、
- ロ) 資料を展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、
- ハ) あわせて、資料に関する調査研究をする

国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）勧告や ICOM（国際博物館会議）規約など、国際的な博物館の定義も、動物園の扱い等について多少異なるが、概ね、博物館に関する上記定義を共有している。

博物館とはこれら3つの機能を、不可分一体に有しなければならない施設と考えられる。「資料収集・保管（育成）」だけでは単なる収蔵施設であり、「展示」していても「調査研究」機能を欠いていれば、それは「資料」に対する理解及び教育が単に表層的なものにとどまって深みや奥行きを失い、ひいては、人々が新しい発見を求めて博物館に何度も足を運ぶことにはならないからである。

また、博物館でもたらされる「楽しみ」は、博物館という場所に来館者を誘い、知的な好奇心を刺激し、結果として教育や学習を促進させるために必要な要素である。

上記現行法の要件は、引き続き博物館の持つべき基本的機能であるべきである。

(2) 博物館の定義の在り方ー博物館資料との関係ー

上記に掲げた基本的要件が各々基礎とする「資料」については、現行博物館法第3条第1項第1号で、博物館資料を「実物、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等」と例示し、

また、博物館で行われるべき活動も、現行博物館法第3条第1項各号に規定されているように、資料は、展示のみならず、講演会、講習会など、多彩な形で提供され、研究活動も資料そのものに対するものだけでなく、保管や展示等に関する研究も含んでいるなど、既に博物館の多様性に配慮した規定がなされている。

一方で、博物館資料については、これまで、その「実物」性が重視されており、「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成15年6月6日）では、博物館は実物又は現象に関する資料を収集保管し、展示する、とし、実物資料の収集保管が困難な場合に、模型、模造等の資料を収集、製作する旨定めるなど、実物以外の資料は例外的な扱いとしてきた。

博物館一般にとって、資料の実物性は今後とも重視されるべきであるが、美術館、科学館、動物園等、博物館が対象とすべき資料は館種や設置目的によって多種多様であることから、各館の持つ使命に沿った、展示や学習支援等の博物館活動という点からどのような資料を博物館として持つべきか、という視点で判断する必要がある。

この点を踏まえると、古美術の美術館等においては、実物の資料を保有していることが強く要請される一方、科学館その他の科学技術理解増進を図る施設では、科学の法則や最新の科学技術事情を理解するための資料を、入れ替えつつ展示しており、このような活動の基礎となる製作物等をもって、この種類の博物館では、博物館として必要な資料を有していると考えべきである。

また、天体の動きなど収集、保管が困難な現象を対象とする館では、その現象に関する館の調査研究の蓄積が、当該館にとって教育・学習支援等の活動の中心となっているのであれば、そのような現象を記録した館固有の資料の蓄積をもって、博物館として必要な資料を有していると考えべきである。

さらに、古い町並みや産業遺産、歴史的建造物群を博物館資料としてそれらを含む一定の区域を「ミュージアム」としてとらえようとする地域の動きも、博物館としての資料の「収集、保管」がなされているとみなすことができ、後述する調査研究活動などの要件を充足すれば、登録博物館になる途を開くべきである。

なお、博物館資料が、資料の保全も踏まえつつ、展示等を通じて適切に公開されていること等も重要な要件である。

次に、博物館の「調査研究」とは、館の使命、計画に基づき行われるものであり、そのような一貫した方針による調査研究が行われていない施設は、登録博物館の基準を満たさないものとするべきである。博物館にとってまず求められるのは、自らの館の資料とその専門分野に対する調査研究であるが、調査研究の範囲は、現行法が前提にしているとおり、資料管理、保存科学及び展示や教育普及的な視点から見た資料の活用方法等に関することも含まれる。

なお、今後は複数の博物館が緊密なネットワークのもとで資料の保管や資料に関する調査研究等について分担して進めることも想定され、その中で、資料を豊富に有する館と、展示に関する調査研究を専ら行う館が相補的な関係にあるのであれば、一体として登録博物館と考えても良いと考えられ、登録基準を考えるに当たっては、このような博物館の扱いも検討すべきである。

具体的な博物館の定義は、博物館登録基準において、このような博物館の多様性を前提に、更に今後検討する必要がある（別紙1「今後、早急に検討する必要がある事項について 1. 登録制度関係」を参照）。

第3章 博物館登録制度の在り方について

1 現行登録基準について

現行博物館登録基準は、外形的観点を中心としている点が問題。

現行の博物館法の博物館登録の問題については、第1章1(2)「博物館登録制度の現状」で概観したとおりであるが、さらに、登録基準や審査の面でも改善が必要である。現行は、学芸員等の職員の有無、開館日数等定量的な基準を博物館が当然有すべき要件とし、外形的な審査が中心となっているところ、社会に求められる博物館として、実質的な活動の量・質ともに充実したものとなっていない。

また、登録審査については、各都道府県教育委員会により審査が行われているところであるが、平成18年10月に文部科学省が各都道府県に対して行った、「都道府県教育委員会における博物館関係業務の実態に関する調査」の結果によると、都道府県1県あたりの平均の博物館登録申請の処理件数が、1年間でわずか0.43件で、過去3年間で登録も相当施設の指定もいずれも申請がなかった県等がほぼ4分の1である12県もあるなど、かなり低調であった。このような中では、審査のノウハウや専門性の維持、登録審査後の十分なフォローアップ等が課題であると考えられる。

今後、このような点も改善し、今後、当該制度が博物館の質の向上を促す制度として一層大きな効果を発揮できるよう図っていく必要があると考えられる。

2 博物館登録制度改善の方向性

(1) 新しい登録制度の考え方

- 新しい登録制度は、望ましい博物館像を社会が共有し、それに向けて博物館が継続的に博物館の改善、向上を目指した努力を奨励する制度にする。
- 関係者の努力により、登録制度が優れた制度として認知されることで、登録博物館を目指すメリットが増えることを期待。

新たな登録制度では、上記の運用上の問題の改善・解決を図るだけでなく、登録制度が社会的な説明責任や信頼を得るための手段となるよう、図っていく必要がある。

この点に関し、我が国の博物館登録制度と類似した博物館基準認定制度を運用している英国の博物館・図書館・文書館会議（MLA）は、同制度において、「社会のために委託されたコレクションを持ち、現在と未来の世代のために責任を持って公共の資産を管理する機関として、博物館に対する信頼を育てること」等の利点があるとして、博物館の運営方式、利用者サービス、来館者用施設、収蔵品管理といった活動に関わる項目の審査を行っている。

このような考え方は、社会的基盤こそ違うものの、我が国の博物館登録制度を考えていく上で共有してよい。

新しい博物館登録制度の意義とは、「博物館設置主体（地方自治体等）、博物館、博物館利用者（住民等）など、社会の中で博物館に関係する者が、博物館の公益性の認識と望ましい博物館像を共有し、継続的に博物館の改善、向上を目指していくために役立ち、もって当該博物館が利用者に支えられる土台を作ること」と考える。

このような考え方に基づき、新しい登録基準等具体的な制度設計は以下を配慮したものとする必

要がある。

- ① 資格を有する学芸員の配置など、設置者の違いや、施設の規模等に応じて、登録博物館として当然有すべき要件、機能を備えていることについて確認できること
- ② 博物館がその活動において、公共に資する視点でそれぞれの館に相応しい使命と計画を設定し、どれだけ実践しているかという視点で審査を行えること
- ③ 我が国の博物館活動の多くを支えている中小の博物館や私立博物館も含め、できるだけ多くの博物館が参加できること
- ④ 各関係者に＜別紙２＞に示すような利点をもたらすことが期待できるほか、私立の登録博物館への税制上の優遇措置が登録制度の意義をより高める効果を発揮しているように、登録博物館になることの目に見えるメリットが多くあること。

一方で、博物館や博物館利用者など関係者の努力による、登録制度の信用や認知度の向上も重要であり、その結果、例えば、登録博物館とは信頼できる博物館であるとの評価が国際的に定着すれば、美術品等の借り受け、動物の譲渡等の手続きが容易になることが期待できるなど、様々な場面で「登録」の地位が当該博物館の活動を支援する効果も期待できる。このように、登録制度利用促進のためのメリットの付与と、信頼のおける制度としての認知度が向上することによる更なるメリットの増大が、好ましいサイクルとなって本制度が発展することが望ましい。

このような点を踏まえ、博物館登録制度は、博物館法の中核の制度として引き続き発展させていくべきである。

(2) 新しい登録制度の範囲

- 新しい登録制度では、それぞれの博物館にふさわしい活動の内容面を重視する観点から、登録申請資格の設置主体の限定を撤廃。
- 博物館相当施設の指定制度を博物館登録制度に一本化。

現行の博物館登録制度は、博物館への保護助成を促進する観点から、対象となる博物館を限定しているが、博物館法の目的である、国民の教育、学術及び文化の発展への寄与は、設置主体に関わらず、すべての博物館に求められる役割である。さらに、近時では地方公共団体の首長部局が所管する公立博物館や営利法人が運営する博物館等においても、充実した博物館機能をもつ館も増えている。

今後は、上記(1)の考え方に基づき、博物館がそれぞれの館に相応しい生涯学習支援を行う上での機能や条件を維持し、どれだけ実践しているかといった活動面を重視する観点から登録制度を再構築する必要がある。

また、博物館法第29条に根拠を置く博物館相当施設は、学芸員の暫定資格を広く与えるための緊急措置として、登録博物館の対象外である施設を法律上規定する必要から設けた経緯があり、その要件に登録施設と大きな違いはないばかりか、実際に博物館相当施設の多くは、登録博物館と同等かそれ以上の博物館機能を果たしている。また、都道府県教育委員会は、博物館相当施設に指定した館に対して、専門的、技術的な指導又は助言を行うことができることとなっているが、都道府県教育委員会に対する調査結果を見ても、現状では教育委員会の指導助言という実態は薄い。このため、博物館相当施設を指定する制度はその位置づけ、役割があいまいになっており、博物館登録制

度に一本化する方向で検討すべきであり、現在、登録対象となっていない以下の各種博物館について、＜別紙３＞のとおり考察した。

- １）国立の博物館，独立行政法人立博物館
- ２）大学博物館等
- ３）地方公共団体の長が所管する博物館
- ４）営利法人立（株式会社等）博物館
- ５）個人立博物館

上記以外にも、ＮＰＯ法人や社会福祉法人等が設置する館が少数ながら存在し、今後更に新しい博物館の設置形態も有り得るが、基本的には、当該博物館の教育や学習支援機能を登録制度によって高めていく点を重視すべきとの観点から、全ての設置形態の博物館に登録申請を行う資格を与えるべきである。

但し、営利法人立や個人立博物館については、ＩＣＯＭが示す博物館の定義である非営利性、継続性との関係で、慎重に判断すべき点もある。最終的には、登録博物館としての適格性は、これらの点を踏まえて作成される登録基準に照らして判断すべきである。

（３）新しい登録基準の骨格

- 博物館の多様性を尊重し、館の自主的な運営改善を促すような制度設計に。
- すべての館に適用する「共通基準」と館種や設置目的等の違いに配慮した「特定基準」の双方が必要。
- 審査基準の柱は、経営（マネージメント）、資料（コレクション）、交流（コミュニケーション）。

１）基本的考え方

以上の考え方に基づき、館の特性に応じた審査ができるような基準を用意することが必要であり、

- ① すべての館に適用する共通の基準（共通基準）
- ② 加えて、動物園や水族館においては、生物を資料として取り扱うことから、育成等他の博物館にはない機能が必要であるように、館種や設置目的等の違いに配慮した特別な基準（特定基準）の双方が必要である。

共通基準のレベルの考え方としては、以下の点を踏まえて作成されるべきである。

- ① 現行制度における登録博物館の基準を基礎として、後述するような館の機能に即した基準の適用を検討し、当該基準を満たす博物館相当施設及び博物館類似施設ができるだけ多く、登録博物館となり、登録を受けることをスタート点として、今後一層の質の向上を図れるような制度設計とすること。
- ② 小規模館であっても新しい登録制度の対象となるよう、規模にかかわらず、博物館として満たさなければならない基準を示すこと。
- ③ 共通の基準を定めることで、博物館の多様性を奪うものであってはならず、各博物館が各館の使命・目的に応じて目標とすべき博物館像を設定し、それに向けた努力を後押しできるような基

準とすること。

2) 基準の内容について

基準の骨格は、前記「博物館の望ましい姿」が提示する、3点を基本として、以下のとおり考えるべきである。

① 経営（マネージメント）

博物館の最も基本の部分である「博物館が何のために存在しているのか」という、社会的使命を明確にして、その使命を達成するために、中長期的な見通しを持って計画を立て、事業を行い、その達成状況を確認し、人々の要望や意見、社会的な要請を反映させながら次の計画につなげていくという、一連の機能を持っているか確認することが必要である。このため、計画と計画に対する資源の適切な投入、博物館運営に必要な高い識見を持ち、適切な権限を与えられた館長や必要な学芸員の適切な配置、一連のプロセスの透明性と結果評価の適切性が担保されていること等を確認する必要がある。

② 資料（コレクション）

博物館は、自然や人間の営みの証拠となる資料を基盤として、調査研究を行い、その価値を多角的に探求し人類共通の価値として貯え、次世代に記録し伝えとともに、その価値を公開を通じて今の社会に対して明らかにしていくことが活動の基本であり、その機能が確保されているか確認することが必要である。

③ 交流（コミュニケーション）

博物館は資料収集と調査研究の成果を、展示をはじめとする人々との対話や様々なサービスを通じて国民の学習活動に還元していくことが必要であり、その際は施設と利用者という関係を越えた幅広いコミュニケーションを図り、人々に支えられる博物館かどうかという観点が必要である。そのような取組によって、学校、家庭及び地域の連携の中核になる等、地域の活性化の役割も一層促進することができる。

さらに、上記を基礎として、さらに、i) 経営責任・館長、ii) 倫理規定、iii) 利用者・地域、iv) 展示、v) 教育普及、vi) 学芸員その他の職員、vii) 調査研究、viii) 資料・コレクション、ix) 財務・施設等の観点から、より具体的な基準を検討していく必要がある。

加えて、上記の基準を考えるに際しては、博物館登録制度が、美術品等の公開や希少動物の保護等、他の関連する諸制度との連動の観点からの基準も加味する事も有益であると考えられる。

なお、登録基準に関しては、更なる詳細な検討が必要である（別紙1「今後、早急に検討する必要がある事項について 1. 登録制度関係」を参照）。

(4) 登録審査機関について

実質的な博物館活動の審査を行うためには、博物館や資料、学習支援の専門家の協力が必要。

現在、都道府県教育委員会（博物館相当施設の指定については、一部文部科学大臣）が担っている登録審査体制については、多種多様な博物館の登録を適切に審査するため、より一層の強化、拡充の必要があると考えられる。

前述の第3章2(1)「新しい登録制度の考え方」のとおり、博物館登録制度をできるだけ博物館関係者が自主的に支える制度にしていくとの視点からは、単に規制的な視点だけでなく、その審査結果が博物館の関係者に支持され、尊重される形になるよう、登録制度を運用する必要がある、博物館や資料、学習支援の専門家の協力を得て審査が行われることが望ましい。

また、後述するように、登録博物館の状態の定期的な確認や登録博物館の名称独占を図るのであれば、行政に過重な負担を担わせることを避けるとともに、できるだけ地域差による不公平が生じないような工夫も必要である。

従って、登録制度の見直しに当たっては、登録審査にこのような専門家からなる第三者機関が参画することについて、第6章で詳しく示す通り、今後関係者による具体的な検討が行われることが望ましい。

(5) 一定期間ごとの確認について

一定期間毎の報告書の提出等により、登録博物館としての水準が維持されているか確認。

登録制度の信頼性の向上には、一定期間ごとに登録基準を満たしているかどうかを確認することが望ましい。そのため、一定の年数、例えば5年から7年毎（博物館を設置する独立行政法人の中期目標期間はおおむね5年、大学の認証評価は7年以内となっている）に改めて登録条件が確保されていることの確認を行い、質の向上と博物館の活性化を図ることが望ましい。

なお、前述の各都道府県に対して行ったアンケート調査でも、47都道府県中25（53.2%）県等が、登録博物館の定期的な状況確認・指導が必要であると回答している。公立博物館において、指定管理者制度を導入している場合は、指定管理者に対して、博物館としての一定の機能維持の確保を促す手段として博物館登録制度を活用することも可能と考えられる。

確認方法としては、一定期間ごとに登録の地位を失効させ再審査を行う更新制が有効であると考えられるが、他方、更新のために過重な負担を、申請する博物館側、審査する教育委員会側に課すことは好ましいことではない。その意味で、博物館登録審査に参画する第三者専門機関の設立が待たれるが、当面は、従前どおり登録条件の重要な部分に変更があれば速やかに届け出ることを求めるとともに、5～7年毎に引き続き登録要件を充足していることの報告を求め、必要に応じて教育委員会側が調査等により確認することで対応すべきである。

(6) 情報公開と名称独占等について

- 審査に関する情報の公開と登録博物館が他の博物館に区別される仕組みが必要（名称独占、プレート掲示等）。
- 「認定制度」「認証制度」等も含め、より適切な名称を検討。

新しい博物館登録制度を、国民、住民にとって有意義なものとするためには、当該博物館が登録されたことはもちろん、登録基準の充足性等の情報が国民や住民に公開されている必要がある。このため、文部科学省や各都道府県教育委員会、さらに当該博物館においてインターネット等も活用しつつ、十分な情報公開を行う必要がある。

さらに、登録博物館になることの動機付けと、国民や住民に対して当該博物館が登録博物館であ

ることを知らしめることができるよう、登録を受けた博物館に対しては、「登録博物館」等の名称独占を与えることや、統一プレートの掲示等も有効であると考えられる。

また、新しい博物館登録制度は、参加する博物館に目標と指針を与えるとともに、利用者に対して当該博物館が一定の要件を備えた優れた博物館であることを証する意味を持ち、そのような制度の性格、趣旨を、国民が容易に理解できる名称が必要である。このため、「認定制度」「認証制度」等、制度の趣旨がよりの確に表現できる名称について、その法的意味合いと併せて検討するべきである。

(7) 博物館の評価について

博物館の運営を改善するためには、自己評価等のプロセスも重要。

もとより、博物館は、そのあるべき姿を明確にし、自己で評価し、不断に改善への努力を積み重ねていく必要がある。近時、多くの博物館において導入が始まっている博物館評価制度は、博物館が自らの博物館運営が適切に行われているか検証し、適切でない部分を知り改善していくというプロセスを持つという意味で極めて有意義である。一方で、評価のための評価や、評価を受けるために過度に博物館の労力が割かれることは適当でなく、今後、各館における自己評価や客観性を保つための第三者による評価制度、博物館登録制度との関係等、適切な評価のあり方について検討が必要である。

第4章 学芸員制度の在り方について

1 現状における学芸員制度の問題点

- 学芸員については、各種の調査が以下のことを指摘。
 - ・コミュニケーション能力の一層の向上が必要。
 - ・大学の養成課程の見直しが必要。
- 現職学芸員の資質向上のための方策も課題。

これからの博物館には、社会の変化に的確に対応し、生涯学習推進の拠点として教育や学習を支援する役割等をさらに充実させることが求められている。資料収集や調査研究の成果を生かして、多様化・高度化する学習者の知的欲求に応えとともに、自主的な研究グループやボランティア活動など自己実現の場としての機能を高め、学習者とのコミュニケーションを活性化していくことが必要である。学芸員の役割や専門性も時代の要請に応じて捉え直し、これに応じた養成制度及び研修体制を構築することが不可欠であるが、現状では、次のような問題点が指摘される。

(1) 利用者の学芸員等に対する意識について

近年の学習者の意識調査によれば、「学習を支える専門的職員等に期待すること」として、「豊富な専門知識」、「気軽に学習相談ができる」、「問い合わせ等の柔軟な対応」等、学習者の学習支援に関することについての期待が高くなっている。これに対し、利用者全体の約3割から4割が学芸員に対し、「学習相談に応じること」(36.4%)、「コミュニケーション能力」(43.4%)が「不足してい

る」と回答しており、学芸員が利用者との対話をより重視し、地域住民・地域社会へのサービス提供を充実することが必要となっている。

(2) 大学の学芸員養成課程について

時代に応じた博物館の充実が期待される一方で、学芸員養成を担う大学教員・学識者からは、現行制度の法定科目数及びその内容だけでは、現代社会の変化や博物館利用者のニーズに対応できないとの指摘がある。また、大学や博物館により博物館実習の取扱いに差があり、現状では理論と実践が結びついた教育内容として一定の水準を確保することが困難であるとの指摘もある。一方、学芸員を雇用する博物館側では、大学の養成課程が博物館の求める学芸員の育成として必ずしも機能していないとの指摘もある。

調査によると全国の博物館長の38.3%、博物館設置者の43.7%は大学における養成課程のカリキュラムの改善・充実を課題に挙げている。その理由は、

- 資格そのものの取得が比較的容易であること
- 各大学の養成内容に差があること（単位数、実習期間等）
- 博物館実務の基本的な知識・実践技術を十分に身につけていないこと
- 現代のニーズに応じた高度化・専門化が必要であること

等が指摘されている。

(3) 現職学芸員の課題について

現在、博物館1館当たりの専任学芸員は平均2.7人と決して多いとは言えないなど、現職の学芸員を取り巻く状況は厳しく、依然として多くの博物館が「職員数の不足」を自館の問題点として挙げている。

現行の学芸員資格制度には、専門分野や職種による区分がないことから、学芸系職員の55.1%は「学芸員制度に職種による区分を導入」し、専門分野を明確にして職種等に考慮した適切な人員配置等を促進することを課題として挙げている。

また、博物館に採用された者は、学芸員としての出発点に立ったばかりであり、博物館における実務経験や各種の研修等を通して、様々な専門的知識や技術等を身に付けることになる。経験年数に応じた研修制度の設計も不十分であり、繁忙な業務のため、研修に参加できない学芸員も少なくない。

経験を積んだ学芸員がさらに資質・能力を向上させるよう継続的に努めていくことを奨励・支援し、学芸員の活動実績（展示、目録作成や研究活動等の実績）を全国共通的に評価・証明し、社会に還元しやすくするための仕組みも整備されていない。

2 これからの学芸員制度に求められること

(1) 学芸員に求められる専門性

学芸員に求められる専門性は、

- 資料及びその専門分野に必要な知識及び研究能力
- 資料に関する収集・保管・展示等の実践技術
- 高いコミュニケーション能力を有し教育活動等を展開できる能力
- 一連の博物館活動を運営管理できる能力

情報化の進展やニーズの多様化とともに、特に新たな公共を担う拠点として博物館には教育サービスの充実が求められている。

こうした社会の要請にこたえるためにも、博物館の規模に応じて適切な人数の学芸員が配置されるよう体制面の整備が必要である。また、学芸員あるいは博物館同士が組織や地域の枠を越えて互いに連携協力していくことにより教育サービスが向上することが考えられる。このような連携・協力を具体的に実現できる技能はこれからの学芸員の要となる能力である。これからの学芸員には専門分野に関する幅広い知識のみならず、教育能力やコミュニケーション能力、経営能力がますます重要な資質・能力となっている。

求められる専門性は、博物館の設置目的や設置主体・職員体制・経験年数・館種等により主軸となるものは異なるものの、具体的には、以下のようにとらえられる。

- 資料及びその専門分野に必要な知識及び研究能力を有すること
- 資料に関する収集・保管・展示等の実践技術を有すること
- 資料等を介して、あるいは来館者との直接的な対話等において高いコミュニケーション能力を有し、地域課題の解決に寄与する教育活動等を展開できること
- 住民ニーズの的確な把握と住民参画の促進、これに応える事業等の企画・立案から評価、改善まで、一連の博物館活動を運営管理できる能力を備えていること

(2) これからの学芸員制度に求められること～学芸員のキャリアと段階的養成・研修～

- 学芸員の多岐に渡る専門性を実務経験等を考慮し適切に資格として位置付け。
- 現職学芸員の研修制度やキャリアパスの在り方を整理。

学芸員に求められる専門性は多岐にわたるが、こうした技能は一時期の学習によって身につくものばかりではなく、博物館での実務経験等により継続的・段階的に向上させるものであり、実務経験を学芸員養成制度に明確に位置づけることも必要である。

また、現在の制度では、学芸員資格は大学で基礎的な学修を修了した者に一律に付与されているため、学芸員の専門分野や学芸業務の能力の指標を示す制度になっておらず、能力を適切に証明できるような学芸員資格にする必要がある。

さらに、現職の学芸員の経験年数・実績に伴い、初任者から管理職にいたるまでの各段階に適した養成内容と、研修の在り方を整理する必要がある。キャリアパスの考え方を整理したものが別紙4「将来の学芸員のキャリアパス（イメージ）」である。これを踏まえて今後の新しい学芸員制度等の在り方については次のようにすべきである。

3 今後の見直しの方向性

(1) 学芸員の養成段階の在り方について

- 大学と博物館が協働して学芸員を養成する体制づくりが必要。
- 大学における「博物館に関する科目」は、経営・教育・コミュニケーション能力の育成を重視して見直し、科目を修得した者は「学芸員基礎資格（仮称）」を付与。
- 博物館での一定期間の実務経験を学芸員資格の要件に位置付け。
- 新しい養成段階として大学院レベルの専門課程も今後検討。

1) 大学と博物館が協働して学芸員を養成する体制づくり

大学における養成課程は、学芸員の専門性の礎となる能力を身につける場や、様々な博物館種の基本的・共通の機能に対応する基礎力を育成する場であり、学芸員養成の基礎課程と位置付けられる。

学芸員を養成する全ての大学は、厳格な指導体制のもと、資料の収集・保管・展示等の基本的な知識及び資料の活用に関する教育や学習支援活動などの技術の習得を徹底させることが強く求められている。さらに、学芸員にとって必要となる専門性は、大学で習得した知識を基礎に博物館における実務の中で培われてきたと考えられる。

具体的には以下のような大学における基礎課程と博物館の実務経験を学芸員制度の資格要件に位置づけることが必要であり、大学と博物館がより連携・協力して学芸員を養成する体制づくりが今後不可欠である。

① 大学における基礎課程

(i) 専門分野に関する基礎的な知識・探求能力の修得

学芸員として活動するためには、歴史、美術、科学等、学部の専攻と関連する学修を通じて、博物館で専門的な業務を担う際に役立つ基礎的な知識・探求能力を身につける必要がある。専門分野に関する基礎的な知識や探求能力は、資料（コレクション）に関する知識そのもの、あるいは多様な博物館活動を展開する上で役立つ幅広い知見として重要である。

(ii) 博物館に関する科目の体系的な学修

学部の学修で得た知識や基礎的な探求能力を、博物館の職務に活かすための基礎学修として、博物館に関する科目（博物館学）を体系的に学修する必要がある。

特に、求められる学芸員の役割が多様化・高度化していることに対応し、現行の「博物館に関する科目」をより充実させる必要がある。具体的には、①資料に関する能力（資料の収集・管理・保存といった資料の取扱い・ドキュメンテーション）、②コミュニケーション能力・教育に関する能力（展示等の理論・手法、プレゼンテーション等に関する知識・技術、博物館における教育や学習支援能力）、③マネジメントに関する理解（博物館の経営・運営に関する知識・技術）などの分野を重視した改善・拡充が不可欠である（別紙5「博物館に関する科目の見直しの方向性」を参照）。

なお、これらを履修することで博物館職員として最初のステップを踏めるものとし、単位履修者には「学芸員基礎資格（仮称。以下同じ。）」を付与し、各博物館は、学芸員基礎資格を有する者を積極的に雇用し、日常的な職務の遂行による実務経験を積ませることを通じて

有能な学芸員の育成に参画していくよう努めることが重要である。

② 実務経験の必要性和学芸員制度との関係

各博物館が対象とする資料は、館種によりその内容・性質・取扱等が大きく異なり、必要とされる応用技術も異なる。それらは大学の学芸員養成課程でのみ身につけられるものばかりではなく、博物館資料固有の専門分野に応じた展示や研究の経験、来館者や地域社会との関わりにより、博物館現場での実務経験により培われる。

このように様々な館種が存在する博物館で学芸員として活躍するためには、学芸員資格についても大学の「博物館に関する科目」の修得とあわせて、一定期間（１年以上）の実務経験を要件に含めることが強く求められる。

また、一定の実務経験を要することについて、I C O M（国際博物館会議）の一組織であるI C T O P（人材育成国際委員会）が提示する「博物館専門能力の開発のためのI C O M教育課程のガイドライン」でも、博物館で働く者全てに求められる知識と技能として基礎となる「一般能力」の中で、博物館実務の具体的内容や職責についての知識等、実務経験を通じて身につける知識・技術等が位置づけられている。

上記のことを博物館制度の面から整理すると、学芸員は登録博物館に配置されるものであり、大学における「博物館に関する科目」を履修して「学芸員基礎資格」を付与され、博物館現場での学芸業務を１年間以上経た者が登録博物館の学芸員となることができる制度とする必要がある。

なお、同様の制度には社会教育主事の制度があり、社会教育主事に任用されるには、大学に２年以上在学し62単位以上を習得し、かつ、大学において「社会教育に関する科目」24単位を履修した者で社会教育に関する実務経験が１年以上必要であるとされている。

２）新たな養成段階の可能性～大学院における専門教育の必要性～

学芸員の資格要件の向上や大学院レベルの養成課程へのニーズは従前から中央教育審議会生涯学習分科会の議論や各種調査等で見られているところである。

実態では、全国の学芸系職員の32%は修士号以上を取得しており、修士課程の履修を経た後に学芸員という職業を選択する学生が増えてきている。

大学院における専門教育に関しては、諸外国では大学院と博物館の現場が連携協力し、博物館学と実務能力の修得を共にプログラムに含めた高度な養成課程の先進事例もみられる。

我が国でも、学芸員資格取得者等を対象にした応用演習をカリキュラムに含める大学院や、大学院生を対象に博物館で実務経験に参画できるインターン制度を開始している博物館も見られる。

今後、大学院に博物館学及び博物館資料等に関する専門的な科目を位置づけ、例えば大学院の各分野の研究成果を、収集・保存、展示、教育普及等の具体的な博物館活動として展開する知識・技術を身に付けられる養成教育を検討することが必要である。このため、専門分野の学修とのバランスを考慮し、教育内容等についての十分な検討とともに、各大学におけるカリキュラムの開発が求められる。その際、複数の大学院や博物館が連携して各々の教育資源を有機的に活用してカリキュラムを編成すること等も有効である。

なお、大学院段階における学芸員資格付与制度の創設については、更に別紙１（「今後、早急に検討する必要がある事項について ２．学芸員制度関係」）のとおり多くの検討事項があり、関

係の大学や博物館の意見等を踏まえて更なる検討が求められ、十分な準備期間を設けて対応することが必要である。

以上に記述した学芸員資格の見直しの方向性を整理したものが、別紙6（「学芸員資格の見直し」）のとおりである。

(2) 現職学芸員の段階的な専門的資質・能力の向上

- 現職研修の体系化と、現職学芸員が受講しやすい多様な形態による研修等を工夫することが必要。
- 博物館、大学のネットワークの構築により、相互の教育研究の成果の交流、情報交換を促進し人材育成に資する場をつくる必要がある。
- 学芸員の上級資格については、引き続き検討が必要。

1) 現職研修の体系化

学芸員資格を取得し博物館に採用された者は、博物館における実務経験を通して様々な専門的知識や技術、能力を身に付けているが、国や地方公共団体、博物館、関係学会などが主催する研修会や会議等も博物館の専門的資質を身につけるための重要な機会である。しかし、現状では国、都道府県、関係団体等が提供する現職研修は、館種や専門分野ごとに行われている場合もあるが、学芸員の経験年数やキャリアを考慮した研修となっておらず、体系的に提供されているとは言い難い。

国は関係団体や大学・大学院、博物館と連携し、博物館に勤務する職員のキャリア形成に資する養成研修の現状を把握するとともに、その在り方について検討を行い、体系的に再編・整備することが必要である。また、初任者、中堅者、上級・指導者、館長のキャリアパスに応じた研修形態、プログラムを開発するとともに、現職の学芸員が受講しやすい多様な形態による現職研修等についても工夫することが必要である。

特に、指導者的立場にある博物館長等は、博物館全体を把握し、管理・運営の責任者として適切な知識や能力を持つことが不可欠であり、さらなる資質向上のための機会の充実を図ることが求められる。

2) 博物館や大学のネットワークの構築

学芸員の養成課程や学芸員の現職研修が効果的に行われるためには、大学と博物館が互いに役割分担をしながら協力することが重要である。このため、国は、博物館の養成を担当している大学の教職員と博物館の学芸員とが研修等の機会に共に集い、相互に情報交換や交流ができる場を提供する必要がある。

また、大学と博物館の交流の機会を積み重ねることにより、大学と博物館のネットワークや博物館同士のネットワークが構築され、相互の教育研究の成果の交流や情報交換、人材の育成に資するとともに、資料の貸借など博物館振興の一助となる。

3) 上級資格の創設に向けた検討

将来の課題として、博物館においてさらに経験を積み、専門分野の研究業績に加え、周辺領域の研究業績やその成果を活かし、博物館運営全体を見据えながら博物館の活動全体を牽引し、活性化する指導的な学芸員に対して、さらに上位の資格を付与することなどが考えられる。

① 資格付与の仕組みづくり

現職学芸員の高度な専門性を評価する仕組みづくりの具体的方策としては、平成8年4月生涯学習審議会社会教育分科審議会報告（「社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方策等について（報告）」）において、「専門学芸員」あるいは「上級学芸員」として専門分野を明確に付記した名称付与制度の創設の必要性が提言されているが、整備されていない現状にある。このため、資格を付与する仕組みづくりについて、引き続き検討すべきである。

② 上級資格の役割

上級学芸員資格は、博物館に一定期間以上勤務し、収集・保管、展示、調査研究、教育普及等の博物館活動に関して一定以上の実績を上げ、高度で専門的な能力・技術を有することに加え、館の学芸業務全般にわたる運営・管理、評価、改善及び学芸員に対する指導ができる能力・経験等の高度な専門性を評価するものである。これにより、学芸員の高度な能力を汎用的に証明しやすくなるとともに、継続的に資質向上を図る指針や動機づけ等になり、他の博物館、大学との人事交流や連携協力の促進、博物館の説明責任に係る信頼性の向上等に資すると考えられる。

また、近年のグローバル化の進展とともに、各博物館においても海外の博物館やキュレーター等との活動交流が進んでいる。上級資格を有することで、海外のキュレーターに相当する高い資質・能力を有していることや、専門分野について十分な業績・技術を有していることを証明しやすくなり、信頼関係に基づいた資料の相互貸借、研究協力等の活動を促進することにもつながるといえる。

これらを踏まえ、上級学芸員の資格については、将来の実現に向けて早急に関係者による具体的な検討が行われることが望ましい。現状における上級資格の考え方を整理したものは別紙7（「学芸員の高度な専門性を評価する上位資格の創設について」）のとおりである。

第5章 博物館運営に関する諸問題について

1 指定管理者制度等について

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 指定管理者制度の下では、博物館活動が適切に行われているかについて審査する登録制度の役割が一層重要。○ 運営の選択肢を増やす観点から、地方独立行政法人の博物館を認めることは有意義。 |
|--|

公立博物館においては、館種を問わず、指定管理者の導入に関する問題が目下の関心事となっている。

これは、博物館に経済効率性の原則を適用することへの抵抗感とともに、学芸機能の継続性への不安から社会から託された貴重な資料を確実に次世代に継承していくという大きな使命を担う博物館に、一定期間ごとに主体が入れ替わることを前提に制度設計された指定管理者制度は整合しないとい

った主張がなされている。

博物館においても効率的な運営は重要であり、指定管理者制度も直ちに博物館制度の趣旨と相容れないものではなく、学芸機能の継続性との両立を図る工夫等も取り入れつつ、博物館における指定管理者制度の浸透が模索されており、直轄で運営されていた時代よりも質的な向上を図るべく、努力している館も見受けられる。一方、本来、指定管理者制度は「施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるとき」（地方自治法第244条の2第3項）に行われるもので、上記のような博物館の重要な使命が損なわれないような運営が確保される必要がある。

特に、博物館においては、資料の保存や調査研究といった外部から見えにくい部分が重要であり、かつ、このような機能は一朝一夕に持てるものではなく日々の地道な積み重ねによって初めて発揮できるものである。指定管理者の導入や評価に当たっては、経済効率性だけが強調され、このような見えにくい博物館機能の維持という視点が軽視されてはならないと考えられる。この点については、設置者たる地方自治体が指定管理者の募集、選定、契約等に際して、確固とした認識を持つべき必要がある。

さらに、最近では、国の独立行政法人の博物館に対して、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の「市場化テスト」の適用が議論となった。同法は、制定時の附帯決議において、「文化芸術や科学技術の振興については長期的かつ継続的な視点に立った対応が重要であることを踏まえ、各業務の特性に配慮し、本法の規定する手続きに従いつつ、慎重かつ適切に対応すること。」とされているように、国民の財産である資料を、次世代に確実に継承していくという博物館の目的を果たしていくためには、それら収集・保管・展示・教育普及・調査研究業務が長期的かつ継続的な観点に立って安定的に行われる必要があり、また、これらの各業務は相互に関連づけられている必要があると考えられる。

博物館登録制度は、このような博物館の本来の機能維持が困難になりかねない事態が多く懸念される昨今、博物館本来の姿を守っていく上でより重要性を増していると考えられる。

なお、現在、公立博物館については、直轄か指定管理かという二者択一となっているところ、一部の地方自治体に、国の博物館のような独立行政法人化を指向する動きがある。現在の地方独立行政法人法上、地方独立行政法人は博物館の業務を行うことはできないが、公立博物館がより効果的な運営を模索していく上で、その選択肢を増やすために、地方独立行政法人による博物館運営を認め、当該博物館が登録博物館となる途を開くことも、有意義であると考えられる。

2 公立博物館の原則無料規定の扱いについて

登録博物館においては、入館料について無料ないしできるだけ低廉な額に設定すべき。

博物館運営の問題の一つに、入館料の問題がある。これに関しては、現行博物館法は、公立博物館の入館料について、やむを得ない事情のある場合を除き、原則無料とする旨（博物館法第23条）を定めている。

現在、公立博物館のうち、入館料を有料としているのは、平成17年度の社会教育調査によると、登録博物館・相当施設では663館中543館（82%）、類似施設で3,296館中1,811館（55%）であり、平成11年度調査の登録・相当施設79%、類似施設58%に比べると割合が上昇する傾向にある。特に、登録博物館・相当施設では、例外が原則を大きく上回っている状況である。

財政が厳しい中でも、博物館法の趣旨を踏まえて、いまなお入館料を無料としている登録博物館・相当施設が都道府県立博物館だけでも17館、市（区）立の博物館でも94館もあることは少数派であるとは言え、特筆すべきことであり、博物館法第23条の存在意義もあったと考えられる。一方で、博物館の事業に還元されるのであれば、一定の入館料を徴収することもやむを得ないとの指摘もある。特に、私立博物館については、入館料が大きな収入源であり、無料を原則とすることは困難である。

しかしながら、国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）の総会において採択された「博物館をあらゆる人に開放する最も有効な方法に関する勧告」において、博物館の観覧料はできる限り無料とすべきであること、徴収する場合においても少額であること等が定められている。同勧告は、加盟各国においては定められた原則ならびに基準に効果を与えるために必要なあらゆる法的又は他の措置を講ずるよう示されているところである。

なお、「博物館の整備・運営の在り方について」（平成2年6月29日社会教育審議会社会教育施設分科会報告）において、「学校の教育活動の一環として博物館を利用する際には、入館料を無料にすることなども検討が必要」としていること、また、私立博物館でも、「私立博物館における青少年に対する学習機会の充実に関する基準（平成9年3月31日文部省告示）」において「週に1日以上は児童・生徒の入場を無料にするなど」と定めている。

これらの点を勘案し、登録博物館の入館料に関する考え方としては、入館料は無料ないしできるだけ低廉な価格に設定することが望ましく、少なくとも児童生徒については、無料とすることが望ましいと考えられる。

3 博物館倫理について

博物館及び博物館職員の倫理規定は重要であり、各博物館関係団体に策定を促すとともに、博物館登録制度や学芸員制度を通じた浸透を。

博物館及び博物館職員の倫理規定は、I C O M（国際博物館会議）や欧米各国において定められているが、日本では未だ定められていない。I C O Mの職業倫理規定では、博物館の専門職員にはこのような倫理規定に則して活動することを求めている。倫理規定とは、もとより、博物館で働く全ての者がよるべき指針であり、I C O Mの職業倫理規定は、博物館倫理と博物館専門職員の行動規範を定め、財政や施設管理、人事、地域社会との関係のほか、適切な博物館収蔵品の取得、収蔵品の処分等における取り扱いを定めている。

博物館の扱う資料は、社会から託された貴重なものであることから、館や職員の活動においては、高い法令の遵守義務や、公平性、公正性といった倫理性が求められると考えられる。

このような倫理や行動の規範は、最低限としての通常の法制度の規制の上に、I C O M等の国際基準等も勘案しつつ、博物館側が自主的に定めることが望ましい。また、登録博物館においては、博物館としての倫理指針や職員の行動規範など、何らかの自主基準を有しているべきである。このため、I C O Mの職業倫理規定の博物館登録基準への反映を図るとともに、各博物館関係団体による博物館倫理の策定を促し、学芸員の養成カリキュラム及び研修についても充実を図る必要がある。

4 博物館を支える多様な人材の養成・確保

教育普及を専門とする職員の養成確保についても検討が必要

(1) 教育普及等の専門人材の養成・確保

これまで述べてきたとおり、博物館に期待される役割はこれまで以上に多様化、高度化、専門分化しており、これらの役割を複合的に担える学芸員が求められるものの、1人の学芸員が全てを担うことには限界がある。学芸員の専門性を保証するためにも多様な専門的業務を担う常勤職員の確保等の環境整備が求められるところである。

また、今後、博物館が生涯学習機関として充実した学習支援を図っていくためには、教育普及を専門とする、いわゆる「ミュージアムエデュケーター」などの専門職を配置することにより、市民サービスを向上することも期待される。博物館の裁量に委ねられるものであるが、博物館の使命に応じて様々な専門職配置がありうるものである。学芸員やこれを支える特色ある専門人材の養成・確保は、博物館の運営にとって非常に重要であり、国や関係団体等が連携してその具体的方策を検討するとともに、研修実施の際にはその効果を検証することも重要である。

(2) 様々な人材が博物館で活躍できる仕組みの検討

近年はボランティア等の協力を得て個性的な博物館活動を展開する博物館も多く見られる。これらの人材は、職業としてではなく、個人の興味・関心、経験を活かしながら博物館を支える重要な人材となっている。このため、学芸員には、博物館活動の一翼を担うこのような博物館のサポート体制づくりができる能力が今後一層要求される。さらに、生涯学習の推進の観点からも学芸員有資格者や専門知識を有する人材の活躍の場を作ることは重要であり、地域においても幅広くその活動の場が広がるよう整備していくことが必要である。

第6章 博物館に関する総合的な専門機関の必要性

- 博物館に関する専門機関を設立することで、博物館登録制度をはじめとする博物館諸制度が一層有益な制度として活用されることを期待。
- 第三者専門機関の設立に向けて、関係者は積極的に検討するべき。

今後の博物館に必要な制度や施策を考えていく上で、今般提言した新しい博物館登録制度や学芸員制度が十二分にその効果を発揮するためには、行政機関が主導するよりも、可能な部分は専門的知見を有する第三者的な組織による自律的な運営に委ねていくことが望ましい。組織化された博物館に関する豊富な人的ネットワークを翼下に持ち、博物館登録審査や学芸員資格審査等、例として以下に掲げる機能を担う専門機関が存在すれば、博物館諸制度が一層効果的に活用され、全国の博物館活動の活性化に貢献することが期待できる。

関係者の総意によりこのような総合的な博物館支援機関ともいえるべき組織の設立に向けて、今後、国のみならず、地方公共団体、博物館、関連の学会等において積極的に検討することが望ましい。

(1) 博物館登録審査と博物館評価

文部科学大臣と都道府県教育委員会が担うこととなる博物館登録審査について、第三者としての専門機関に審査を一元化することができれば、全国的な審査基準の均質性、審査の効率化を飛躍的に向上させることができ、また、より柔軟な運用による一層の利用者の拡大が期待できると考えられる。さらに、将来において登録をめざして努力している博物館に対する情報提供や技術支援を提供することも有効であると考えられる。

加えて、このような第三者専門機関は、客観的な博物館評価制度の導入にも貢献できると考えられる。その際、博物館が評価を受けて必要な改善を行うとともに、必要なアドバイスを受けて質が向上していくといった、行政機関では困難な仕組みを構築することが可能になると考えられる。

(2) 上級学芸員等の人材の資格認定、資質向上

第4章3(2)3)で提唱した上級学芸員資格は、現職の学芸員に関して、その専門性の認定をきめ細かく行うものであり、学芸員のモチベーションの向上、人材の流動化の推進を図ることができる。

この資格の創設に関しては、資格認定を行う専門機関の存在が不可欠である。

さらに、学芸員に対して、館種や業態に応じた個々の学芸員に必要なきめ細かな研修の体系的な実施と、その経験を学芸員のキャリアアップに生かしていくことも可能となる。

また、ミュージアムエデュケーター等の多様な博物館人材の資格を認定し、博物館活動に還元していく仕組み作りにも、このような第三者専門機関の存在は不可欠であると考えられる。

(3) 全国の博物館、大学、学会等に関するネットワーク形成支援

今後、博物館の連携・協力による特色ある企画展覧会、学習支援活動の推進や、保存科学専門家など各館配置が困難な専門家による技術支援体制の構築、学芸員の人事交流の推進、災害時等非常時の相互扶助体制の構築、博物館廃止時の博物館資料の散逸防止等を行っていくためには、全国の博物館、大学、関連する学協会を結ぶネットワークの強化が必要であり、そのような動きを中核機関として支援する。

さらに、学芸員の養成に関しても、大学と博物館が協働して実施できるようなネットワーク形成を支援する。

おわりに

博物館の在り方を改善していく上で、法制度が果たす役割は、博物館がその公益性を十分に発揮し、社会に貢献していく基盤を整備することである。特に、地域の公立博物館においては、地方分権の推進の下、それぞれの地域において、何のために博物館が存在しているのか、改めて問い直すとともに、博物館設置者、博物館及び職員、学芸員を養成する大学、学協会、さらには博物館利用者が、各博物館の改善に向けてそれぞれの役割を果たしていくことが重要なことである。

今回の見直しは、生涯学習社会における博物館法の役割を再構築するとともに、現行の博物館法における現状と法制度の乖離を解消し、法が国民や社会のため博物館活動の一層の振興に貢献しうるようにとの視点で検討したものであるが、今後、博物館法の具体的な見直しに際しては、当会議が整理・検討した考え方を基本に、さらに発展させることを期待している。

今後、早急に検討する必要がある事項について

1. 登録制度関係

登録制度の検討においては、第一に、博物館の基本要素である資料収集、調査研究、展示、教育普及（学習支援）について博物館であるために必要な条件について明確にする必要がある。

第二に、博物館の基本要素の定義を基に、共通基準と特定基準を設定する必要がある。共通基準については、すべての館に必要なレベルの妥当性を検討するとともに、特定基準については館種等どのような分類で博物館群を位置づけることが適切かを検証する必要がある。

2. 学芸員制度関係

(1) 学芸員養成科目の見直しについて

大学の博物館に関する科目は、従来から修得が求められていた資料の取扱い等についての基礎的な技術に加え、「第4章2(1)学芸員に求められる専門性」で述べられている新たに求められる知識・技術の修得を加える必要がある。このため、現行の科目については、社会の変化や利用者のニーズ、学芸員養成科目の体系化に則して内容を見直し、新たな科目の追加、単位数の拡充等を早急に検討する必要がある。

① 学芸員養成科目の充実

科目編成や単位数について見直し、学芸業務を遂行するために最低限必要とされる知識・技術を明確にするとともに、新たな科目編成・内容とする場合は、各科目に含まれるべき内容・要素の例示が必要であり、また、大学関係者によるモデル的なカリキュラム作成の支援が必要である。

② 博物館実習の見直し

博物館実習についても、これまで以上に大学と博物館の連携・協力を緊密にし、その内容を精査することが求められる。特に、実習の実態については、その扱いが大学や受入先の博物館によりかなり差があり、参考となる実習内容を例示する必要がある。

ただし、見直しの際には、年間約1万人の学生が実習を行うことを考慮し、受け入れ側である博物館に過度の負担がかかることのないよう、配慮しながら検討することが必要である。

(2) 実務経験の導入について

本報告では、登録博物館にふさわしい質と活動を担う専門職員としての「学芸員」とは、大学等における「博物館に関する科目」の修得（現行資格に該当、「学芸員基礎資格」取得者）の後、登録博物館に雇用される等により、一定期間（1年以上）の実務経験等を積んだ者と位置づけている。なお、実務経験の導入にあたっては、以下の点に留意することが必要である。

① 職務内容等の明示、ガイドラインの作成

「博物館における1年間の実務経験」については、具体的に携わるべき職務内容や到達すべき目標を明示することが必要であり、当該職務は博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究に関

する職務等，館種を問わず博物館に共通する基本的職務とすることが必要である。

実務経験を資格要件とする場合には，求められる基本的職務のガイドラインを策定することについて引き続き検討することが必要である。

② 実務経験の審査・証明

さらに，実務経験を具体的な資格要件とする上では，資格取得希望者が積んだ実務経験を審査あるいは確認することも必要である。例えば，資格取得希望者は，実務経験の内容・実績報告書及び従事した博物館館長名等による職務内容証明書を国に提出して審査・確認を受けることにより，学芸員資格の信頼性・汎用性を担保することも考えられる。その際に，実務経験に応じた専門分野を明示することなども考えられるが，これらの審査にあたっての具体的な内容・方法については引き続き検討が必要である。

③ 博物館での受け入れ体制

見直しの方向性は現行資格の制度内容と大きく異なることから，博物館の受入体制の確保，指導体制の充実についても十分な検討が必要である。

④ 制度導入の普及啓発，準備期間

新制度を導入する場合には，博物館，大学，学生，利用者，行政，企業等の置かれている状況，制度導入により与える影響，制度導入の準備期間等について十分に勘案することが重要である。

また，学芸員の重要性や活動内容を社会的に普及啓発するとともに，学芸員を含めた博物館制度の概要等についても制度導入時期の前後に広く普及啓発する必要がある。その際，大学において博物館に関する科目の修得者（「学芸員基礎資格」取得者）の博物館での就職がこれまで以上に円滑に進むような広報も必要である。

なお，制度の導入に際しては，大学，博物館等において様々な準備が必要であり，相当の準備期間をおく必要がある。

(3) 大学院における学芸員養成制度の創設について

大学院における資格付与制度を整備するためには，その前提として，学芸員養成に意欲のある大学院の実態も踏まえて，大学院段階における学芸員養成教育のための教育プログラムを開発するとともに，大学院における学芸員養成の具体的仕組みを検討し，大学院と博物館が協力し，教育プログラムの中に博物館実務を十分に含める学修を効果的に位置づけられることが必要である。特に，資格制度導入に際しては，国による実態調査や大学関係者によるカリキュラム開発支援等を通じて，適切な環境整備を図る必要がある。

(別紙2)

新しい博物館登録制度によって期待されるプラス効果

○ 利用者（若しくは国民，市民）

- ・ 学習という観点で優れた（一定基準を満たした）博物館かどうか見極められる。
- ・ 博物館全体の質的向上が図られる。
- ・ 博物館を支援しようとするスポンサー，寄贈者に指標を与えることができる。

○ 博物館（設置者を含む）

- ・ 博物館運営に一定の指針が与えられる。
- ・ ステイタスとしての地位が得られる。
- ・ 博物館の運用改善や質の維持を図る契機となる。
- ・ 基準を満たすための予算要求，人員確保要求に説得力のある根拠を与える。
- ・ 国民に対して望ましい博物館活動に対し理解を得ることができる。
- ・ 地域住民・国民に対する施設設置の説明責任を果たすことができる。

○ 博物館行政主体（国，都道府県）

- ・ 国民，住民の博物館に対する関心が高められる。
- ・ 全国の博物館に対して，一定基準の確保を促すことができ，博物館全体の質の向上とともに，審査主体の違いによるバラつきを抑制できる。

これまで博物館登録の対象外であった博物館についての考察

1) 国・独立行政法人立博物館

かつての国立博物館の多くは独立行政法人に移管しており、現在国立の施設で国が博物館相当施設の指定を行っているものは、厚生労働省産業安全技術館（昭和30年指定）のみである。他に類似施設としては全国で127館（平成17年度文部科学省社会教育調査、以下同様。）存在している。独立行政法人立博物館では、24館が博物館相当施設の指定を受けている。独立行政法人立博物館は、東京国立博物館、国立科学博物館等など、我が国を代表する博物館が多く、そのような博物館が本制度に参加することは、中小博物館も含めた、我が国博物館全体の制度参加を促す意義が大きい。

2) 大学博物館等

平成10年の生涯学習審議会答申「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」でも、大学博物館に関して、登録制度の対象とすることが提言されているところであるが、大学博物館等は、大学等における専門的な調査研究の拠点として、また、博物館学等の専門研究領域及び博物館に関わる人材養成の場として、大学等の調査研究の成果を地域住民や地域の博物館に還元する窓口として機能しており、その重要性は益々高まっているところである。また、すでに45館（文部科学省社会教育課調べ）の大学博物館等が博物館相当施設の指定を受けている。

このため、大学博物館等についても、学校教育法や国立大学法人法等との関係にも留意しつつ、博物館登録制度の対象に位置づける方向で引き続き検討する。

3) 地方公共団体の長が所管する博物館

首長が所管し、地域活性化や公園、観光等の点における役割と同時に、博物館法の登録要件が満たされているのであれば、当然、登録博物館の対象とするべきである。

なお、前述の平成10年の生涯学習審議会答申は、「今後、教育委員会は施設の所管や設置主体の別なく、博物館に相当する施設については適切に博物館法第29条に基づく指定をしていくことが望まれる。」としており、設置主体の制限が撤廃されれば、多くの地方公共団体の長が所管する博物館相当施設も登録博物館に移行できると考えられる。

4) 営利法人立（株式会社等）博物館

I COMでは、博物館を「非営利的で常設の機関（non profit making, permanent institution）」と定義していることから、利潤追求を目的とした法人を対象としていない。

一方で、我が国においては、営利法人が設立した博物館においても教育上の優れた取組を行っている館も少なくなく、博物館相当施設の指定を受けた営利法人立施設も60館を越える（平成18年10月（財）日本博物館協会調査）。また、動物園・水族館は営利法人が設置している例も多く、それらが環境教育、種の保存といった社会的使命を担って活動している。以上のことなどから、営利法人立の博物館についても、活動の内容に着目し、登録制度の対象として、博物館全体のレベルの維持・向上やその社会的使命を果たしていくよう促していくことは意義があると考えられる。

実際の登録審査基準の設定に当たっては、博物館の有するべき公共性に鑑み、当該法人の博物館

部門の経理の明白性の確保等についても考慮すること等について検討する必要がある。

5) 個人立博物館

貴重なコレクションを個人の意志と努力で収集し、公開している館が多数存在し、博物館相当施設の指定を受けている施設も数館程度存在する。基本的には個人の所有物であっても優れたコレクションは一定の要件のもとに博物館として公開することを促進すべきであると考えられることや、来館者の教育・学習支援という点で努力や工夫を積み重ねている館もある。一方、前述の ICOM の定義に照らして考えても、個人で博物館が運営される限り、経理の明白性・安定性・継続性の確保という問題をどのように解消するのか、慎重に検討すべきである。近時、NPO法（「特定非営利活動促進法」）の施行によるNPO法人化や、公益法人に関する法制度が改正され、従前に比べて公益法人化が、格段に容易になることが想定されるため、個人立博物館への対応に関しては、その法人化を促す方向で検討すべきである。

将来の学芸員のキャリアパス(イメージ) (大学卒学芸員の場合)

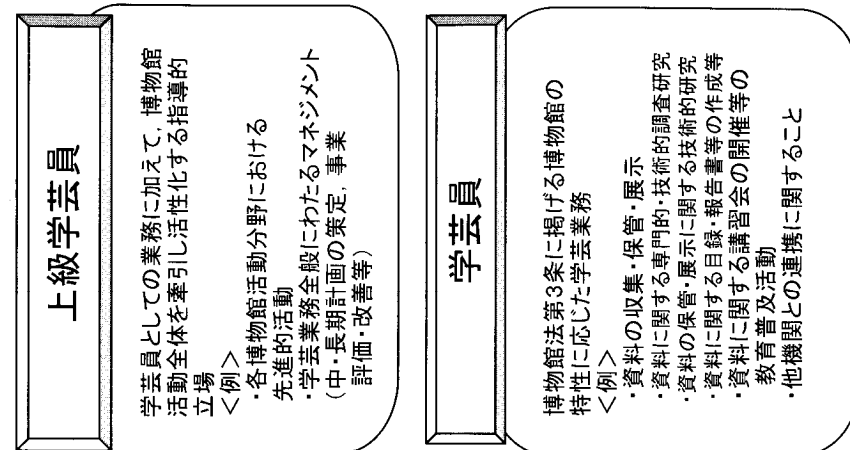
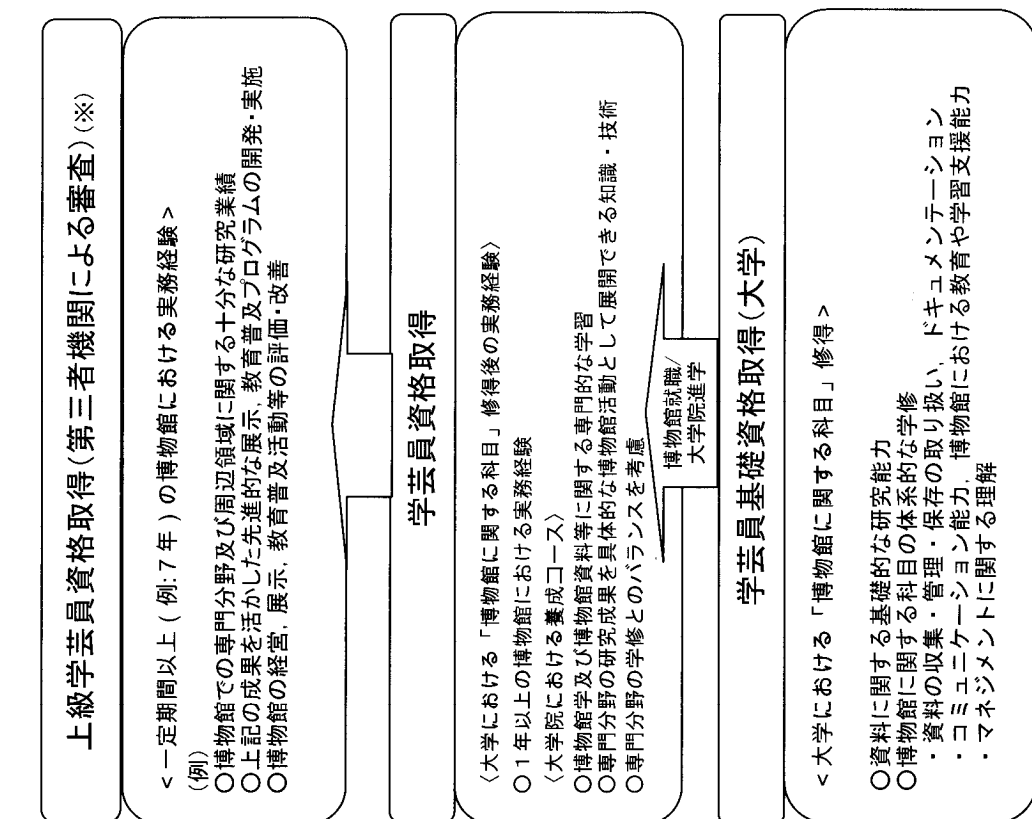
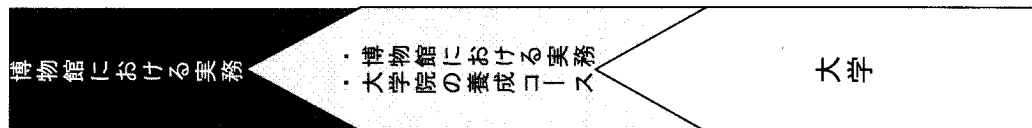
(別紙4)

【現行制度】

【養成場】

【養成内容等】

【業務・役割】



※具体的な内容について、将来に向けて検討

「博物館に関する科目」の見直しの方向性

① 資料（コレクション）への対応

資料の取り扱いを学修することは学芸員の専門能力の基礎となる。資料の収集、整理保管（コレクション・マネジメント）、保存（育成を含む）に関する基本的な知識・技術と共に、活用の前提となる資料情報の管理（ドキュメンテーション）を重視する必要がある。また資料の価値を共有するために、資料公開の理念（アクセス権）と方法（IT 技術等を用いた情報発信等を含む）を学ぶ必要がある。資料の性質は館種ごとに異なるため、資料の取り扱いは、資料とその専門分野の特性に応じて習得できるよう、カリキュラム編成等を考慮すべきであり、現在の博物館資料論 2 単位の内容を大幅に拡充することが必要である。

② 交流（コミュニケーション）・教育への対応

博物館が地域社会との関係の構築、教育普及活動の充実、来館者に対するサービスの充実等を推進する上では、展示等を通じて、来館者とのコミュニケーションや博物館のメッセージを伝えることが重要となる。そのためには、学芸員のコミュニケーション能力がこれまで以上に求められると考えられ、展示等の理論・手法、プレゼンテーション等に関する知識・技術等を習得することが必要である。

また、博物館における教育や学習支援の機能は、今後、より中核的な機能として位置付ける必要があると考えられる。学芸員が学習者を支援するために必要な知識としては、現行科目では博物館における教育普及活動の意義や方法についての学習が、博物館経営論（1 単位）の学習範囲の 1 テーマや教育学概論（1 単位）で概要的に含まれているが、十分とはいえない。学習者への情報提供・学習相談、啓発活動の方法等も含め、博物館における教育をより重点的に養成内容に位置づけることが必要である。

③ 経営（マネジメント）への対応

博物館が利用者あるいは支援者、地域社会等への貢献という観点から自館の使命・計画に基づき、評価・改善できるようマネジメントに係る手法は具体的な職務として、今後より重要である。博物館の経営・運営に係る知識についても、概論を俯瞰するにとどまらず、現場で適用できる知識という観点から重点的に学修することが求められる。



学芸員の高度な専門性を評価する上位資格の創設について

1. 趣旨

現職の学芸員の継続的な資質向上を奨励・促進するためには、現職者が実務経験等により身につけた高度な専門性や能力を汎用的に評価・証明し、他博物館との人事交流や連携協力の促進等に積極的に活用できるようなシステムを作ることが重要である。さらには、博物館活動に関する専門性だけではなく、博物館運営全体を見据え、博物館活動全体を牽引し活性化する指導者的な人材を養成・確保する仕組みを構築することが必要である。

このため、博物館に一定期間以上勤務し、収集・保管、展示、調査研究、教育普及等に関して実績を上げ、高度で専門的な能力・技術を有するとともに、学芸業務に関する管理・運営、評価、改善及び学芸員に対する指導ができる能力・経験を有する学芸員に対し、その専門性を評価する資格を付与する制度を創設するものである。

2. 実施についての基本的事項

(1) 実施機関

博物館の評価等を実施する第三者機関

(2) 評価の対象

学芸員の専門分野に対応した「高度で専門的な能力・技術」とともに博物館活動全般を管理できる「総合力」を評価の対象とする。

(3) 資格の名称

「上級学芸員」(仮称)とする。

なお、その専門分野が明確となるよう、館種に関する分野(例:「美術」「歴史」「自然史」「理工」「動物」「水族」等)あるいはまた、博物館機能に関する分野(例:「教育普及」「情報」「保存・修復」「経営」等)の名称を付記する。

(4) 評価の方法

実施機関の審査により資格を付与する。

① 申請要件

ア 学芸員の有資格者で一定年数(例えば7年)以上の博物館における実務経験があること

イ 博物館において、収集・保管、展示、調査研究、教育普及等において、一定以上の業績を有していること

ウ 原則として所属する博物館の長の推薦があること

② 審査

実施機関に審査委員会を設置し、それぞれの専門分野ごとに博物館活動に関する業績等について審査を行い、可否を決定し、申請者及び所属館長に通知する。

(5) その他

実施機関は上級学芸員(仮称)の名簿を備え、有資格者を名簿に登載する。

28 新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について －知の循環型社会の構築を目指して－〔関係部分〕

〔平成20年2月19日〕
〔中央教育審議会答申〕

第1部 今後の生涯学習の振興方策について

4. 具体的方策

(2) 社会全体の教育力の向上－学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくり－

- それぞれの地域社会の教育力向上のためには、学校、家庭、地域がそれぞれ持つ教育力の向上を図ることとあわせて、学校、家庭及び地域住民のほか、その地域の企業やNPO等の関係者が、それぞれに期待される役割を果たしつつ、緊密に連携・協力して地域社会が一体となって地域教育課題等に取り組むことが重要である。国及び地方公共団体は、以下に掲げる施策等を実施することにより、これらの関係者・関係機関が十分に連携できるようにするための仕組みづくりを積極的に支援することが必要である。

(身近な地域における家庭教育支援基盤の形成等)

- これまでの家庭教育支援の取組として、家庭教育に関する理解を深める場や機会を保護者等に対して提供することを中心とした支援策が行われてきた。今後は、子育てに無関心な保護者や子育てに不安や悩みを持つ孤立しがちな保護者、子育てに関心は高いが学ぶ余裕のない保護者等に対しても十分な支援を行うことが必要である。このため、このような保護者も含めた様々な保護者に対するきめ細かな家庭教育支援を積極的に進めていくことが課題であり、地域コミュニティや企業を含む社会全体で家庭教育を支えていくためのよりよい環境を醸成していくことが重要である。
- 具体的には、就学時健診や入学説明会等多くの親等が集まる機会を活用した家庭教育に関する学習機会の提供や、父親の家庭教育への参加促進を図るための企業等への働きかけ等、様々な状況にある子育て中の保護者等がいることを踏まえた多様かつきめ細かな家庭教育支援策を講ずることが必要である。
- このような家庭教育支援策を講ずるに当たっては、教育委員会のみならず、福祉・労働部局や、学校、家庭教育支援団体、企業等の関係者の参画を得るなど、首長部局や子育て支援団体等との連携も意義深いと考えられる。また、子育てサポーターリーダー等の地域の人材が中心となって、各家庭の求めに応じ、個別の対応をすること等も含め、きめ細かな情報提供や相談対応、学習機会のコーディネート等を身近な地域で行う仕組みをつくることも有効である。なお、子どもの教育が困難な状況にある家庭等のきめ細かい支援のためには、福祉・労働行政等との連携が重要である。
- さらに、子どもの生活リズム向上の取組としてこれまでも行われてきた「早寝早起き朝ごはん」運動のさらなる展開を各地域において今後も進めるとともに、行政・学校・家庭・企業・メディア等が連携して社会全体で家庭教育支援を行う機運を高めるための普及啓発を行うことも有効である。このような活動を通じて、地域社会の関係者の意識の共有化や地域社会の関係者の連携と教育力向上を図ることが期待される。

(家庭教育を支援する人材の養成)

- 地縁的なつながりの減少等により、地域や社会全体で親子の学びや育ちを支える環境が崩れてきているとの指摘もある。家庭教育支援を行うに当たっては、上述のとおり地域社会や企業を含む社会全体で家庭教育を支えることが必要であり、地域において関係機関との連携や保護者同士をつなぐこと

等を担う人材が求められている。このため、家庭教育の支援のための取組に携わる子育てサポーターや子育て経験者等を対象として講習を行い、地域における支援活動全般の企画・運営や子育てサポーター等の資質向上を担う人材（子育てサポーターリーダー等）を養成する必要がある。

（学校を地域の拠点として社会全体で支援する取組の推進）

- 子どもたちを健やかに育むため、地域全体で学校を支えることができるよう、学校と地域との連携体制を構築し、学習支援活動や登下校の安全確保のための活動等、地域住民による積極的な学校支援の取組を促進することは、学校教育と社会教育の新たな関係を築いていくという意味からも重要な取組である。
- このような取組を行うことにより、学校と地域が子どもたちの健やかな成長のために共通の目的に向かって緊密に連携することは、学校と地域の信頼関係を深めることになる。また、学校を支援する地域住民にとっては、これまで培ってきた知識や経験、学習の成果を生かすことにもつながるものであり、ひいては地域社会全体の教育力を向上させることが期待できる。
- 先行事例では、この取組がうまく機能するためには、地域住民が学校支援活動に参加することについての教職員の理解と校長のリーダーシップの発揮、学校支援のボランティアとなる人材や学校と地域住民のニーズの調整を行う人材の確保、地域住民の活動経費の確保、また、これらが円滑に進むための教育委員会における学校教育担当部局と社会教育担当部局の連携等が特に重要であると指摘されている。したがって、今後、国や地方公共団体においては、これらの指摘を踏まえつつ、地域社会全体で学校を支援する取組を推進する必要がある。
- また、地域における学校という場を核とした取組として、平成19年度から全国の小学校区で実施されている「放課後子どもプラン」は、学校教育外において子どもたちの学習・多様な体験の機会を地域ぐるみで提供する仕組みをつくる観点からも重要である。具体的な取組の在り方は各地域の実情に応じた創意工夫が期待されるが、このような取組に地域の人材が幅広く参加すれば、地域社会全体の教育力の向上も期待できる。なお、子どもの安全な居場所を確保することは同時に保護者等が安心して働く環境づくりにもつながり、結果としてワーク・ライフ・バランスの確保にも資するものである。

（学校・家庭・地域を結ぶPTA活動の充実）

- PTAは保護者と教員がお互いを高めあい、子どもたちの健全な育成を支援する団体であり、学校行事の支援や登下校時の安全対策等、地域の行事、親子が参加してふれあう活動、保護者に対する子育て教室等様々な活動を各地域の実情に応じて実施しており、前述の子どもの放課後の居場所づくりへの協力や早寝早起き朝ごはん運動の推進等、学校・家庭・地域を結ぶ要として重要な役割を担っている。
- 近年、一部の地域では、共働きや勤務形態の多様化等によりPTA活動に参加したくとも参加できない保護者がある一方で様々な価値観からPTA離れが進んでいるとの指摘もあり、活動が停滞しているPTAもあると考えられる。保護者にとって、PTA活動は、地域の社会活動への参加の端緒となるものであることから、学校・家庭・地域の連携・協力を進める上で重要であり、各地域におけるPTAの活動状況等に関する実態の把握及び活動の充実が求められる。

（地域の教育力向上のための社会教育施設の活用）

- 民間事業者等も含めた多様な学習機会が提供されるようになっているが、社会教育施設は、行政が地域住民のニーズを把握し、主導的に学習機会を企画し、自ら提供することができる地域の学習拠点である。これらの社会教育施設において、地域が抱える様々な教育課題への対応、社会の要請が高い分野の学習や家庭教育支援等、地域における学習拠点・活動拠点としての取組を推進することが必要

である。

- 具体的には、例えば公民館においては、高齢者を交えた三世代交流等の実施や、各地域において受け継がれている子どもの遊び文化の伝承等を通じて、世代を超えた交流の場として活性化を図ることが必要である。また、地域が抱える課題への対応として、大学・高等専門学校・高等学校との連携講座等、学校と連携した教育活動の実施、高齢者、障害者、外国人等地域において支援を必要としている者への対応、裁判員制度、地域防犯、消費者教育等の社会の要請が高いと考えられる事柄についての学習機会の提供が望まれる。
- 図書館においては、レファレンスサービスの充実と利用の促進を図ることはもとより、地域の課題解決に向けた取組に必要な資料や情報を提供し、住民が日常生活を送る上での問題解決に必要な資料や情報を提供するなど、地域や住民の課題解決を支援する機能の充実を図ることが求められる。特に近年、ホームページを開設し、横断検索システムの活用等コンテンツの充実を図っている図書館が増加傾向にあり、今後、さらなる充実を図ることによって、多様な情報源への入り口としての「地域のポータルサイト」を目指すことも重要である。また、子どもの読書活動や学習活動を推進する観点から、学校図書館への支援を積極的に行うことが重要である。
- 博物館においては、各館の特色・目的を明確にした上で、地域の歴史や自然、文化あるいは産業等に関連した博物館活動を地域住民の参画を得ながら積極的に展開したり、地元出身の偉人を顕彰する記念館や地域のシンボルである文化財や自然環境等を活用した博物館等を核として、地域住民が地元に対する誇りや愛着を得られるようなまちづくりを実施すること等が望まれる。また、博物館資料を活用した学校教育の支援を積極的に行うことが重要である。

（大学等の高等教育機関と地域の連携）

- 各大学や高等専門学校、専修学校が地域における社会貢献としてそれぞれの特色を活かして行う公開講座等の地域振興に貢献する取組を促すことも、地域社会の教育力向上を図る上で効果的である。その際、各大学等の教育研究の連携を図り、地域において活躍する人材の育成等、大学等の地域貢献機能の強化・拡大等を国又は地方公共団体が支援することも重要となってくる。行政が積極的に関わって、大学等と社会教育施設、関係団体等のネットワーク化を推進することも大切である。また、その際には、大学・地域社会・産業界等の連携を図り、その教育研究の成果等を地域に還元することを目的とする大学コンソーシアムの活用等も考えられる。
- また、地域社会において若者に多様な体験の機会を提供し、社会の変化等に対応した実践的な学習機会の充実を図るため、地域の専修学校の職業教育機能を一層発揮することができるよう、例えば、高等学校等と連携を行うなどして、子どもたちの職業体験等の機会の確保を図ることや、専修学校と地域の中小企業等とが連携を図ることにより、地域において必要とする職業人材を育成すること等についてその支援方策を充実することが重要である。

第2部 施策を推進するに当たっての行政の在り方

2. 今後の行政等の在り方—生涯学習振興行政・社会教育行政の再構築

- 今後より積極的な生涯学習振興行政・社会教育行政を展開していくに当たっては、行政の関係者がそれぞれの果たすべき役割を明確に認識し、効果的に連携を図った上で施策を推進することが可能となるよう行政の在り方についても検討する必要がある。
- 特に、専門的職員や予算の減少等、社会教育行政の基盤が弱体化してきている現状等を踏まえ、さらに、今後必要とされる第1部4. に述べた具体的な施策や教育基本法の改正の趣旨を踏まえた施策

を講じるに当たって、国、都道府県、市町村のそれぞれの果たすべき任務の内容や施策を推進する拠点となる社会教育施設等の在り方、関係機関の連携を促進するための制度等、行政の在り方について検討する必要がある。

(1) 国、都道府県及び市町村の任務の在り方等

(国、都道府県及び市町村の任務)

- 今後、目指すべき施策を実施する上で、国や地方公共団体等の新たな任務や制度上より明確に位置付けるべき任務等について検討を行うことが求められる。
- 生涯学習振興行政を推進するに当たり、社会教育行政はその中核的な役割を担うものである。このことを前提に、また、改正教育基本法第3条の「生涯学習の理念」が新設されたこと等を踏まえれば、社会教育法第3条に規定されている国及び地方公共団体の任務について、国民一人一人がその生涯にわたって行う学習を幅広く支援することや、個人の学習機会を充実することのみならずその成果を生かし得る環境を醸成することを、社会教育行政の任務として明確に位置付けることが必要である。
- また、教育行政においてこれまで以上に関係者の連携・協力が必要となっている実態を踏まえ、さらに改正教育基本法第13条において、子どもの健全育成をはじめとする教育の目的を実現する上で大きな役割を担っている学校・家庭・地域住民等が、相互に連携・協力を努めることについて新たに規定されたことを考慮し、三者の連携について社会教育行政の任務として明確に位置付けることが必要である。

これら三者の連携促進にあつては、当然のことながら、社会教育のみに大きな比重がかかるものではないが、社会教育は内容や手段等に広がりがあり、弾力的な手法によりこれら三者の連携に当たって積極的な役割を果たすことが期待されるものである。このため、このことを明確にすることは、社会教育行政のより積極的な展開を推進する上で意義深いものである。

- 家庭教育支援については、家庭の教育力の低下が指摘されている中で、情報や学習の機会の提供の重要性が高まっており、家庭教育支援をより充実させることが求められている。このことから、家庭教育支援を社会教育行政の重要な任務としてより明確にすることは重要である。また、改正教育基本法第10条第2項に、国及び地方公共団体による家庭教育の支援の手段として保護者に対する学習の機会の提供とともに情報の提供が規定されていることから、家庭教育に関する情報の提供を社会教育行政の任務として明確に位置付け、市町村による取組の推進を図ることが必要である。
- 各個人の学習の成果が社会において実際に活用され、社会教育やそれを通じた学習の意義を実感できるような環境を整備することは生涯学習の理念の実現の上で重要である。また、地域の教育力の向上のために、学校・家庭・地域が協力した地域ぐるみの教育活動等の重要性は高まっており、社会教育が積極的に地域における子どもたちの健全育成等を支援することが求められているのは前述のとおりである。したがって、学校を支援する活動等の地域における教育活動等、地域住民が学習の成果を生かして活動する機会の提供を社会教育行政の任務として明確に位置付けることは、このような取組を推進する上で必要である。特に、これまでも学社融合等の重要性については指摘されてきたものの、学校の支援等については、学校教育行政との関係で社会教育行政の役割が必ずしも明確にされてこなかったが、社会教育行政が積極的に担う役割があることを明確にすることは、地域における取組を制度的に後押しする上で意義があるものであり、今後、社会教育行政の新たな積極的な展開を図っていく上で極めて重要である。
- このほか、教育委員会の事務の見直しについては、改正教育基本法第12条に、国及び地方公共団体

による社会教育の振興の手段として「情報の提供」が追加されたことを踏まえ、教育委員会の事務に社会教育に係る情報の収集、整理及び提供に関する事項を社会教育行政の任務として明確に位置付けることが必要である。

さらに、情報化社会の進展に伴い、情報リテラシーに関する学習、情報格差（デジタルデバイド）への対応、有害情報対策等が必要となっている状況に対応し、教育委員会の事務の見直しを行う際には、情報の活用に関する学習の機会を提供するための講座の開設等の事務を社会教育行政の任務として明確に位置付けることが求められる。これにより、情報リテラシーの向上、情報格差の解消や社会の有害環境から子どもたちを守るための有害情報対策の充実を図ること等、社会の要請に応じた施策が講じられることが期待される。

（生涯学習振興行政・社会教育行政の実態把握の在り方等）

- 生涯学習の理念の下、より積極的に行政を展開していくためには、生涯学習振興行政・社会教育行政に係る関連施策の基礎データの的確な整備を行うことは極めて重要と考えられる。したがって、社会教育調査等の関連統計調査について、都道府県・市町村の教育委員会だけでなく首長部局の協力も得ながら、生涯学習・社会教育の全体像を把握し、施策に関係する基礎データを整備する観点から改善・充実を図ることが必要である。
- また、生涯学習振興行政・社会教育行政において、その在り方について、自らその実施状況に対する評価を行い、その評価結果に基づき課題等を把握し、その改善を図ることは重要であり、計画・実践・評価・改善のサイクル（いわゆる「PDCAサイクル」）の視点を持つことが重要である。

（2）社会教育を推進する地域の拠点施設の在り方

- より積極的に取り組むことが望まれるこれらの新たな任務も含め、生涯学習振興行政・社会教育行政が今後、国民一人一人の学習活動を支援するための施策や地域社会の教育力を向上するための施策を推進するに当たっては、地域における様々な施設を地域の資源として活用することが望まれる。その中でも特に、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、女性教育施設等の社会教育施設は、地域の社会教育の拠点として、積極的に活用される必要がある。
- 家庭・地域の教育力の低下についての指摘や社会の要請に応じた学習機会の提供等へのニーズの高まり等を背景に、例えば、地域における課題等に関する学習活動としての場や子どもたちの学校外の居場所、自主的な学習の場、家庭教育支援の場等として、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、女性教育施設等の社会教育施設は、社会教育を推進する拠点施設として、その機能を充実させることが求められる。また、改正教育基本法第12条においても、国及び地方公共団体は、公民館、図書館、博物館その他の社会教育施設の設置等によって社会教育の振興に努めなければならないと改めて規定されたところである。

これらの社会教育施設が、これまで社会教育行政の推進において果たしてきた役割を引き続き果たしていくことは当然であるが、社会の変化に対応し、各個人や社会全体の新たなニーズに積極的に応えていくことが求められている。

- 例えば、公民館においては、各地域の実情やニーズに応じて、民間等では提供されにくい分野の講座開設や子育ての拠点となる活動を積極的に行うなど、「社会の要請」に応じた学習活動の機会の量的・質的な充実を努め、その成果を地域の教育力の向上に生かすことが求められる。また、関係機関・団体と連携・協力しつつ、地域の課題解決に向けた支援を行い、地域における「公共」を形成するための拠点となることが求められる。

○ また、図書館についても、国民が生涯にわたって自主的な学習を行う上で、その果たすべき役割は極めて大きい。図書館が従来より担ってきた役割、すなわち、住民の身近にあって、図書やその他の資料を収集、整理、保存し、その提供を通じて住民の個人的な学習を支援するという役割に加え、特に近年は、地域が抱える課題の解決や医療・健康、福祉、法務等に関する情報や地域資料等、地域の実情に応じた情報提供サービスを行うことも求められている。図書館は、社会教育施設の中でも利用度が高く、いわば地域の「知の拠点」であり、その質量両面における充実が図られるべきであり、特に図書館未設置の市町村にあっては、住民のニーズを踏まえ、今後速やかに図書館の整備に向けた取組に着手することを期待したい。改正教育基本法はもちろん、旧教育基本法にあっても、地方公共団体は図書館等の設置により教育の目的の実現に努めなければならないとされていたことを想起すべきである。

○ 同様に、博物館は、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料の収集・保管、調査研究、展示、教育普及活動等を通して、社会に対し様々な学習サービスを提供してきており、人々がその興味関心やニーズに応じて学習を行っていく上で、その果たす役割は大きい。

特に近年、地域文化や生涯学習・社会教育の中核的拠点としての機能や子どもたちに参加・体験型の学習を提供する機能等を高めていくこと、さらに地域におけるボランティアや社会教育団体の協力を得た地域ぐるみの博物館活動の取組が期待されている。このため、自己点検・評価の結果や地域住民等の意見を踏まえた展示や解説、鑑賞環境の不断の改善・充実に努めるとともに、インタープリター（解説員）やサイエンスコミュニケーター等の、一般的には難解な印象を持たれがちな現代芸術や科学技術等の分野の専門的な展示内容をわかりやすく伝える人材を養成・活用する等の取組が求められる。

また、学芸員等の交流を含む設置主体を超えた広域的な地域連携や、例えば自然史博物館と動物園等の館種を超えたネットワークを構築する等、多様な博物館同士が協力することによって、新たな可能性を追求していくことも重要である。

○ また、図書館や博物館が家庭教育の支援のための活動を一層充実させるために、家庭教育の向上に資する活動を行う者を図書館協議会や博物館協議会の委員にできるよう法令上明確に定めることが考えられる。

○ さらに、少年自然の家や青年の家をはじめとする青少年教育施設は、これまでも青少年を対象に、体験活動を中心とする様々な教育プログラムの実施や、青少年が行う自主的な活動の支援などを実施し、青少年の健全育成に大きな役割を果たしてきたところである。昨今、青少年の社会的自立の遅れ等の問題が指摘される中、青少年が自立への意欲を持ち行動する上で必要な資質・能力の多くは、自然体験を通じて育成されることがこれまでの知見により明らかになっており、青少年教育施設の果たす役割の重要性は高まっている。青少年教育施設がこうした要請に応じた対応を行うよう、関係者の連携による積極的な取組が求められる。なお、その際には、国公立の青少年教育施設が一体となって情報の共有を図ったり、青少年教育施設がもつ教育機能や指導者等の有効活用を推進していくことにも努める必要がある。

○ また、女性教育施設（男女共同参画センター等を含む。）は、これまでも男女共同参画社会を実現していく上で女性が力をつけるための学習事業のほか、女性の経験等を踏まえた、男性の子育て参加や定年後の地域参加のための事業を実施するなど、女性のみならず男性も利用する生涯学習の拠点としての役割を果たすようになってきている。少子高齢化が進む我が国において、女性が一層社会参加しその力を生かしていくことは、社会を活性化していく上で大いに期待されるところであり、女性教育

施設においては老若男女すべての者による男女共同参画推進のためのさらなる取組が求められる。

- このほか、地域の実情に応じて、学校施設や文化、スポーツ施設、首長部局所管の施設等の積極的な活用を図ることや、高等教育機関や企業所有の施設で専門性の高い学習を提供できる施設との連携等、地域における様々な施設を生涯学習・社会教育の拠点として活用していくことも重要である。
- 地域の教育課題に対応するために、関係者・関係機関で横断的なネットワークを築き、そのネットワークに地域課題に対応した特定の機能を持たせることにより、生涯学習振興行政・社会教育行政を推進していくに当たっては、社会教育施設等が地域のネットワークの拠点となることが求められる。その際、社会教育施設がコーディネーターの役割を果たし、地域における民間施設等を含む他の施設との積極的な連携を促進していくことが特に求められる。
- なお、これらの社会教育施設が自らの運営状況に対する評価を行い、その評価結果に基づき課題等を把握し、組織的・継続的に施設の運営の改善を図ることにより、その水準の向上を図るよう努めることは重要であり、計画・実践・評価・改善のサイクル（いわゆる「PDCAサイクル」）の着実な実施は、社会教育施設についても求められるものである。また、その情報が地域住民をはじめとする関係者に情報提供されることは、地域における連携を促進するものである。

このことから、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設について、それぞれが実施する教育活動等の運営状況に関する自己評価、それに基づいて改善を図る努力義務及び地域住民等の関係者に対し情報提供の努力義務を課すことが求められる。なお、自己評価を行う際は、可能な限り、外部の視点を入れた評価が望まれる。

(3) 生涯学習・社会教育の推進を支える人材の在り方

- 社会の変化に対応するための国民の学習機会の充実を図り、また社会全体の教育力を向上させる取組等を推進するに当たっては、行政の専門的職員がその中核的役割を果たすことが期待されているのは言うまでもない。また、それらの活動の実施に当たっては、地域の様々な人材との連携・協力が不可欠である。
- このような中、行政の職務に従事する専門的職員である社会教育主事、司書、学芸員の在り方について見直すべき点がないか検討することや、社会教育団体等のNPO、地域において様々な学習活動を支援する人材や他の行政分野の職員等も含め、これらの地域の人材全体でどのように国民の学習ニーズを支えていくかが課題となっている。

(社会教育主事等の在り方)

- 社会教育主事は、社会教育法に基づき都道府県及び市町村教育委員会に置かれる社会教育に関する専門的職員であり、都道府県及び市町村の社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的技術的な助言と指導に当たることを通し、人々の自発的な学習活動を援助する役割を果たしてきた。その職務は「社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える」と規定されている。
- 社会教育主事の具体的な役割や機能としては、地域の学習課題やニーズの把握・分析、企画立案やその企画の運営を通じた地域における仕組みづくり、関係者・関係機関との広域的な連絡・調整、当該活動に参画する地域の人材の確保・育成、情報収集・提供、相談・助言等が挙げられるが、社会の状況に対応し、地域住民の増大かつ多様化する学習ニーズに応えるために社会教育が果たすべき役割が増大する中、社会教育主事が果たす役割や重要性も従来に増して大きくなっている。
- 今後、社会教育主事については、地域において関係者が連携して生涯学習・社会教育を推進するに

当たって、社会教育関係者やその実施する活動において関係する地域の人材等の連携のための調整を行い、さらに関係者の具体的な活動を触発していくコーディネーターとして、積極的な役割を果たすことが期待されている。

- 子どもがこれからの社会を生き抜く上で必要となる「生きる力」を身に付けるための学習は学校教育を中心に行われることはもちろんであるが、学校・家庭・地域住民等の連携が求められる中（改正教育基本法第13条）、社会教育としてもそれを支援していくことが、今、求められている。また、社会全体の教育力の向上のために、学校・家庭・地域住民等の連携がこれまで以上に求められている。これまでの学社融合の必要性についての指摘も踏まえつつ、社会教育行政のより踏み込んだ積極的な展開を実現するため、学校・家庭・地域住民等の連携に関する事務について、学校が地域住民等の協力を得て教育活動を行う場合は、社会教育主事が学校長の求めに応じて助言することができることを社会教育主事の職務として明確に位置付けることが有効と考えられる。
- 公民館の館長や主事等の職員については、公民館が地域住民に最も身近な社会教育施設として適切な学習機会を提供するなど能動的、積極的な活動を行うため、一人一人が国際化、情報化、高齢化等に伴う社会的要請及び地域の課題等の調査分析能力や、地域住民のニーズを的確に把握する能力を持つことが期待され、種々の研修機会を利用して専門性のある職員としての資質の向上を図ることが望まれる。

（司書等の在り方）

- 図書館に置かれる専門的職員である司書及び司書補には、図書館等の資料の選択・収集・提供、住民の資料の利用に関する相談への対応等の従来からの業務とともに、地域が抱える課題の解決や行政支援、学校教育支援、ビジネス（地場産業）支援、子どもの学校教育外の自主的な学習の支援等のニーズに対応し、地域住民が図書館を地域の知的資源として活用し、様々な学習活動を行っていくことを支援していくことが求められている。そのため、司書及び司書補が、時代の要請に応じ、住民の学習ニーズに適切に対応できる能力を養うため、その資格取得要件の見直しや資質の向上を図るための研修の充実等が必要との指摘がなされている。
- このため、具体的な方策の一つとしては、司書の資格要件として大学において履修すべき図書館に関する科目について法令上明確に定めること等が考えられる。なお、司書等が現代的課題に対応し、より実践力を備えた質の高い人材として育成されるよう、司書講習及び大学における司書養成課程等において履修すべき科目、単位についての具体的な見直しについては、今後引き続き検討する必要がある。
- さらに、司書補の資格要件については、幅広く多様な人材を育成する上で、その資格要件を緩和することが適当であるとの指摘がなされているところである。この観点から現行制度を見直す場合に、同様の資格試験において受験資格として高等学校卒業程度認定試験の合格者を対象としていない例は少ないことから、司書補について高等学校卒業程度認定試験の合格者等、大学に入学することのできる者を対象とすることが適当である。
- このほか、多様化、高度化する人々の学習ニーズや地域における課題に対応し、専門的な知識・技能の習得と資質の向上を図るために、司書及び司書補の研修の充実は重要である。このため、国、都道府県、図書館関係団体等でそれぞれ実施されている研修の有機的連携を図り、体系的・計画的に研修体制の整備を図っていくことが必要であり、任命権者のほか、文部科学大臣及び都道府県が司書及び司書補の研修を行うよう努める旨の規定を新たに法令上設けることが考えられる。
- また、図書館も自らの事業として、司書研修や研究会の実施に努めるとともに、図書館等における

学習成果を活用したボランティア活動の機会の確保や図書館に関する人材の養成及び研修等を積極的に行うことも重要である。

（学芸員等の在り方）

- 博物館に置かれる専門的職員である学芸員は、資料の収集、保管、展示、調査研究、教育普及活動等の多様な博物館活動の推進のために重要な役割を担っており、今後、博物館が人々の知的関心に応える地域文化の中核的拠点として、人々の生涯学習の支援を含め博物館に期待されている諸機能を強化していく観点から、学芸員及び学芸員補の資質の向上が重要であり、その養成及び研修の一層の充実が求められている。
- これに対応する具体的な方策として、多様化、高度化する人々の学習ニーズや現代的課題に対応し、専門的な知識・技能の習得と資質の向上を図るため、学芸員及び学芸員補の研修について、その重要性についてより明確にするため、任命権者のほか、文部科学大臣及び都道府県が研修を行うよう努める旨の規定を新たに法令上設けることが考えられる。
- また、博物館も自らの事業として、学芸員研修や研究会等の実施に努めるとともに、博物館等における学習成果を活用したボランティア活動の機会の確保や博物館実習を行う大学生等、博物館に関する人材の養成及び研修等を積極的に行うことも重要である。
- 学芸員及び学芸員補については、大学等における養成課程等において、専門的な知識・能力に加え、より実践的な能力を身に付けるための教育を行うことが必要である。近年、国際的な博物館間の交流や相互貸借・協力等が進展している状況を踏まえ、学芸員が現代的課題に対応し、国際的にも遜色のない高い専門性と実践力を備えた質の高い人材として育成されるよう、大学等における養成課程等において履修すべき科目、単位についての具体的な見直しを含め、今後その在り方について検討が必要である。

（社会教育に関する専門的職員について）

- このほか、社会教育主事、司書、学芸員について共通に求められる知識や資質を共通科目を通じて身に付けられるようにするべきではないかとの指摘がある。他方で、これらの専門的職員については、それぞれ勤務する場所も専門性も異なるとの指摘もなされている。また、現在も養成における共通科目として「生涯学習概論」が設けられているが、社会教育主事、司書、学芸員の3つの資格が社会教育に係る専門的な資格として共通する部分も多い。このことにかんがみれば、例えば、大学等で必要な科目を取得していない者が社会教育主事の資格を得るためには、社会教育主事補として3年勤務し、講習を受講する必要があるが、司書や学芸員等の社会教育の専門職としての実務経験を同等のものと評価できるようにし、同様に司書や学芸員の資格を得るための実務経験についても他の社会教育の専門職としての実務経験を評価できるようにすること等が必要と考える。
- また、社会教育主事、司書、学芸員等の社会教育に関する専門的職員について、「社会教育士」や「地域教育士」のような汎用資格を設けることを検討することについて指摘がなされている。これについては、各地域において社会教育に関わる専門的職員が社会教育を推進するに当たり、各専門的職員にはその地域の実情やニーズを広く吸い上げるとともに、それぞれの分野で高度化するニーズ等への対応も求められていること、また、教育サポーター等各地で活用されている人材制度の現状等を踏まえ、社会教育に関わる専門的な人材の在り方全体を今後どのように考えるかということとあわせて検討する必要がある。

（地域の人材・専門的職員との連携等について）

- 各地域における学習ニーズに応え、社会教育を推進するに当たっては、社会教育主事が行政として、

企画立案・事業の運営等を通じた地域における仕組みづくりを行い、当該地域における広域的な調整機能を担うことにより、中核的な役割を担うのは当然であるが、各地域において、関係者・関係機関が連携し、具体的な学習活動の場を提供・実施していくに当たっては、個々の活動を実施するためのコーディネートをする者、実際の学習活動を講師等として支援する者、学習者の需要と供給を結び付けるマッチングのための相談や支援を行う者等、様々な地域の人材との連携・協力が必要である。地域における学習活動の支援や社会全体の教育力の向上を図るためには、行政や社会教育施設の専門的職員のみならず、地域の人材がこれらの専門的職員と連携し、学習活動が円滑に行われるように地域全体で仕組みづくりを行う必要がある。

- 様々な教育課題や地域の課題がある中、地域の学習ニーズの高まりに応えるため、各地域ではそのための人材の確保に苦慮し、また厳しい財政状況を背景に人材育成や研修等のための予算を十分に確保できない状況が見られる。一方、各地域において、多様かつ増大する学習ニーズに応え、継続的にこれらの学習活動を支援する人材を確保し、育成するシステムが求められている。これについては、例えば、各地域において学習ニーズに応じた人材バンクや需給のマッチングを行うセンター等の機能を置くことにより、継続的に人材を確保することが考えられる。これまでも学習支援の人材等に関する広域的な情報提供システム等が構築されてきたところであるが、その一層有効な活用について検討を進める必要がある。また、各地域において、学校教育支援、家庭教育支援、子どもたちの体験活動の支援等に関わる地域の人材の総合的な把握に努め、その活用のための仕組みを確立する必要がある。その際、これらの人材バンク等が地域全体に広く周知されたものとなることが重要であり、登録者の活動の場が十分確保されるなど、身近な地域の人材が継続的に生かされる仕組みとすることが重要である。また、地域におけるボランティアセンターとの連携も重要である。

人材の確保や育成については、その時々の事情に合わせて対応するだけでなく、より中長期的な視点に立った地域の人材確保・育成のための仕組みを築くことが急務であり、そのためにこれまで実施されてきた国や地方公共団体の様々な事業の成果等の蓄積を活用することが有効であると考えられる。

(4) NPO、民間事業者等と行政の連携の在り方

- 生涯学習振興行政・社会教育行政においては、様々な学習機会の提供や学習活動の実施等において、NPO、中間支援組織及び民間事業者等の民間団体の果たす役割が大きく、地域の実態等に応じて行政が民間団体等との積極的な連携を進めることが大切である。
- 民間団体との連携については、国及び地方公共団体によって実施されている様々な施策を講じることにより、各地域における連携・ネットワークが築かれ、その過程においても深まっていくものと考えられるが、そのような地域における民間団体との連携の蓄積を行政として目的意識を持って計画的に行っていくことが重要である。また、その際に、NPO、中間支援組織及び民間事業者等の民間団体に関する情報収集や活動内容に関するデータベースの整備等が有効である。
- このような民間団体との連携に当たっての行政の役割は、それらの自主的な「民」による活動を側面から支援しつつ連携し、持続可能な活力を生み出していくことであると考えられる。その際の支援としては、例えば、国においては、サービスの受け手に対し、それらのサービスに対する一定の質や信頼が得られるよう基準づくりを行うことにより、民間団体が活動しやすくなるような環境づくりを行うことや、自らも情報収集に努め、広く国民に情報提供を行うとともに、民間団体による情報提供が積極的に行われるような方策を講じること、さらには施策を講じる際に様々な行政機関と民間団体

との連携が促進されるようコーディネーターとしての機能を果たすこと等が考えられる。また、これらの行政としての役割は、都道府県や市町村においてもその実情に応じて期待されるものである。

- また、このような民間団体と行政の連携については、NPOや民間事業者等の自主的な活動によるものでもあり、今後連携が進んだ際には、地域による格差が生じていくことも考えられる。一般的には、民間事業者等が多く存在する都市部では活発な連携が促進されることが可能であるが、そもそもこれらの民間事業者等が少ない地方においては、地域住民等のニーズに十分に対応することが困難な場合も多い。このことから、行政の役割として、国においては国民の教育の機会を確保する観点からも、地域に配慮した方策についても今後検討していく必要がある。
- なお、民間団体も含めた地域における教育力を向上させるための様々な取組においてその財政基盤の強化の必要性に対する指摘等もあるが、これについては例えば各地域において地域の教育力向上のための基金等を創設し、地域における企業等も財政的に貢献できるような仕組みをつくること等が考えられるとの指摘もある。このような仕組みは、同時に地域の関係者の意識改革にもつながり、持続可能な仕組みを構築するものと考えられる。
- このようなNPO、民間事業者等と行政との連携を推進するための具体的な仕組みづくりは重要であり、例えば行政とこれらのNPO、民間事業者等との協議会を設けることや、既に取組がなされている様々な事業等において同様の場がある場合にはその活用を図るなど、各地域において連携が円滑に進むよう工夫がなされることが必要である。

(5) 地方公共団体における体制について－教育委員会と首長との関係等

- 地方公共団体において生涯学習振興行政・社会教育行政を推進していく上で、地方公共団体の任務の内容や役割等を明確にすることとともに、それらを推進するに当たって、地方公共団体における教育委員会と首長との関係を明確にし、それぞれがその役割を果たし積極的に連携を図っていくことが必要である。
- 地方公共団体の長と教育委員会の関係については、平成17年の中央教育審議会答申（「新しい時代の義務教育を創造する」）において、「今後、地域づくりの総合的な推進をはじめ、他の行政分野との連携の必要性、さらには政治的中立性の確保の必要性等を勘案しつつ、首長と教育委員会との権限分担をできるだけ弾力化していくことが適当である。」との基本的な考え方が示されている。
その上で、「教育委員会の所掌事務のうち、文化（文化財保護を除く）、スポーツ、生涯学習支援に関する事務（学校教育・社会教育に関するものを除く）は、地方自治体の判断により首長が担当することを選択できるようにすることが適当である。」と提言されている。
- また、平成19年の中央教育審議会答申（「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について」）においても、教育委員会制度については、「教育における政治的中立性や継続性・安全性の確保、地方における行政執行の多元化等の観点から、全ての地方自治体に設置するなどの現在の基本的な枠組みを維持することが必要である。その上で、地方分権の理念を尊重しつつ、教育委員会の役割の明確化を図るとともに、その機能・体制を充実し、それぞれの地域の実情に合わせた弾力的な運用が可能となるよう制度改革を図ることが適当である。」という基本的な考え方が述べられており、その上で、具体的には「教育委員会の所掌事務のうち、文化（文化財保護を除く。）、スポーツ（学校における体育を除く。）に関する事務は、地方公共団体の判断により、首長が担当できるものとする」と提言されている。
- このようにこれまでの本審議会の答申においては、生涯学習支援に係る行政については、首長が行

うことを可能としつつも、社会教育に関する事務は教育委員会が担当することが適切であることが示されている。

- 生涯学習振興行政の固有の領域が、生涯学習の理念を実現させるため、社会教育行政や学校教育行政等の個別に実施される教育に係る施策や、その他首長において実施される生涯学習に資する施策等について、その全体を総合的に調和・統合させるための行政であることにかんがみ、生涯学習振興行政は、その中核を担う学校教育や社会教育行政を担う教育委員会と、学校教育・社会教育以外で生涯学習に資する施策等を担う首長とが、それぞれの役割や機能が確保されることを前提に連携して進められるべきものである。その際、教育委員会及び首長が第1部3. で述べた目標の共有化を図っていくことも必要である。
- 前述の「生涯学習支援に関する事務（学校教育・社会教育に関するものを除く）」については地方自治体の判断により首長が担当している例もある。しかしながら、社会教育に関する事務については、これまでの本審議会の答申等で指摘されている教育における政治的中立性や継続性・安定性の確保等の必要性のほか、前述のとおり学校、家庭、地域住民等の連携の重要性が高まっている中、学校教育と社会教育とがより密接に連携していくことが不可欠となっていることにかんがみると、教育委員会が所管することが適当であると考えられる。また、地方公共団体の長と教育委員会の関係については、教育委員会の自主性と職務権限の独立性を侵害しない限度において地方公共団体の事務の能率的処理等を促進する補助執行等の仕組みが既に存在しており、弾力的な事務の執行を行うことは可能となっている。
- なお、社会教育施設の所管に関しては、地方公共団体の長へ改めてもよいとする指摘がある一方で、社会教育施設は多様で自主的な教育活動を助長することを目的とするものであり、政治的中立性の確保等の観点から教育委員会の所管が望ましいという指摘もある。社会教育施設の管理及び整備に関する事務については、これらを踏まえ、学校施設の管理及び整備に関する事務について地方教育行政の組織及び運営に関する法律の特例が構造改革特別区域で認められたこと等を考慮して検討する必要がある。
- このほか、生涯学習振興行政と社会教育行政との関係に関連して、地方公共団体の組織等についていずれを組織の名称とすべきか分かりにくいなどの声も聞かれるが、これについては、それぞれの地方公共団体が、第2部1.(2)に述べた概念整理に基づき、生涯学習振興行政における各施策の総合調整機能等を強調してその組織の名称とするか、あるいは社会教育行政が生涯学習振興行政の中核を占めることから、社会教育を組織の名称とするかなど、各地方公共団体の実情に応じて決定されるべきものである。

（地域の実情に応じた手続きの弾力化）

- 地方公共団体が社会教育関係団体に対して補助金を交付する際に、社会教育法第13条は、社会教育委員の会議の意見を聴くことが必要であるとしている。この手続きについては、同条が補助金の配分と使途に慎重を期する目的をもって設けられた規定であることを考慮する必要があるが、その趣旨を十分に確保することが可能である場合は、社会教育委員の会議への意見聴取を原則としつつも、各地方公共団体の多様な実態を踏まえた弾力的な対応が可能となるような措置を構ずることが適当である。

（6）国の教育行政の在り方

- 生涯学習振興行政・社会教育行政における国の役割は、各地方公共団体における多様な実情を可能

な限り踏まえつつ、全国的な観点から今後の方策について基本的な方針等を策定し、地方公共団体における施策の参考となるよう努めること、各地方公共団体における取組に係る情報収集及びその提供、様々な生涯学習及び社会教育のための機会の整備充実やこれらを推進するための制度の改善等を図ること等が考えられる。

- 本答申で提言するこれからの生涯学習振興行政・社会教育行政の効果的な推進に当たっては、関係者・関係機関の連携を図り、そのためのネットワークを構築する視点が重要である。現在、国及び地方公共団体で実施されている事業等においてもこのような視点が重視されており、様々な関係者が連携し、各教育課題や行政課題へ対応するための地域における機能・仕組みづくりが行われている。
- このような国の事業の実施等を通じた地方公共団体におけるいわば「面」としての、各機能に応じた仕組みづくりに対応して、国の教育行政においてもこれまでの縦割りの個別の分野や施設等を対象としてではなく、横断的な「機能」に対応して柔軟に連携を支援していくための仕組みを今後検討していく必要がある。例えば、社会教育行政と学校教育行政が連携を効率的・効果的に行うために様々な横断的な課題に対応し、支援していくことが、これまで以上に両者の連携を促進していくことになると考えられ、各地域における機能に応じた「面」としての連携を国においても総合的に支援していく視点が求められる。
- 今後政府で策定される教育振興基本計画等も踏まえ、各地方公共団体における取組を支援すべく、国において本答申を受けた具体的な取組が推進される必要がある。

29 教育振興基本計画〔関係部分〕

[平成20年7月1日 閣議決定]

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

(2) 施策の基本的方向

以上の基本的考え方を踏まえ、教育振興基本計画において、今後5年間に政府が取り組むべき教育施策の基本的方向を、以下の4点に整理する。あわせて、それぞれの基本的方向ごとに実現を目指す目標の例を示す。

基本的方向1 社会全体で教育の向上に取り組む

社会の大きな変化の中で、学校や家庭、地域の在り方やその機能も変化してきた。近年、家庭や地域の教育力の低下などが指摘される一方で、地域の人々が積極的に学校の活動に協力しようとする動きが出てきている。団塊の世代が退職後地域に戻り、ボランティア活動等に取り組もうとする動きもある。こうした状況も十分に踏まえ、地域の自発的な意思を尊重しながら、新たな連携協力の仕組みを構築し、関係者が一体となって教育に取り組む必要がある。

例えば、地域の人々が様々な形で学校の運営を支援することや、学校が学習の拠点として地域に貢献することなどは、相互の信頼を強化し、今後の新しい関係を構築する上で大きな意義を持つであろう。こうした取組の積み重ねが、学校を変え、地域を変えていく。

また、家庭は教育の原点である。保護者は、子どもの豊かな情操や基本的な生活習慣、家族を大切にする気持ちや他人に対する思いやり、命を大切にする気持ち、善悪の判断などの基本的倫理観、社会的なマナー、自制心や自立心を養う上で、第一義的責任を有することを十分に自覚する必要がある。家庭教育の自主性を尊重しつつ、このような家庭における教育の充実を期するためには、子育てに対する関係機関や地域住民、幼稚園・保育所等による支援が重要な役割を果たす。

このほか、社会教育施設の学校教育への協力や当該施設での地域住民のボランティア活動など、教育をめぐる様々な局面で連携は広がりつつある。こうした動きを積極的に支援し、拡大していく必要がある。また、産業界等に対しても、教育への理解と協力を要請するとともに、教育が、社会との積極的なかかわりの中でその要請に答えていくことも求められる。

あわせて、今後社会の急激な変化が予想される時代において、一人一人が個人として自立し、常にその能力を磨きながら、健康で充実した人生を実現できるよう、だれもが生涯にわたって学び、^{たの}しみ、その成果を生かして社会貢献や新たな挑戦のできる仕組みづくりを社会全体で進める必要がある。

こうした基本的方向に基づく施策を通じて、例えば以下のような目標の実現を目指す。

- ◆ だれもが身近な場所で、地域ぐるみの子育て支援や教育支援を受けたり、こうした活動に参加したりすることができるようにする
- ◆ 学習者が身近な場所で、そのニーズに応じた学習機会を得ることができるよう、大学等における学習機会を確保する

(3) 基本的方向ごとの施策

前述の四つの基本的方向に基づき、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿の実現に向け、今後5年間、以下のような施策を中心に取り組む。

その際、教育が、国、地方公共団体、保護者、企業等のそれぞれの責任において実施されるものであることを前提に、所要の施策に取り組む必要がある。

基本的方向 1 社会全体で教育の向上に取り組む

④ いつでもどこでも学べる環境をつくる

改正教育基本法第3条（生涯学習の理念）の規定を踏まえ、だれもが生涯を通じて学び、自己の内面を磨くとともに、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の構築を目指し、情報通信技術も活用しつつ、必要な環境を整備する。その際、特に、個人の自立や住民の学習活動を通じた地域の活性化に重要な役割を果たす図書館や博物館、公民館等の地域の社会教育施設の活用や、社会教育の推進を担う人材の資質向上や相互の連携協力を促す。

【施策】

◇ 図書館・博物館の活用を通じた住民の学習活動や個人と地域の自立支援の推進

- ・図書館が住民にとって身近な「地域の知の拠点」として、だれもが利用しやすい施設としての機能を果たすよう促す。あわせて、司書の資質の向上を図るため、その履修すべき科目の見直し等養成課程の改善を図る。また、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を踏まえ、子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備を支援する。
- ・地域住民の参画を得ながら、地域の自然、歴史、文化等に関する質の高い博物館・美術館活動が行われるよう、子どもや地域住民が地域の美術品や文化財に触れる機会等の提供を支援するとともに、広域的な地域連携や館種を超えたネットワークの構築等を促す。また、学芸員の資質向上を図るため、その履修すべき科目の見直し等養成課程の改善を図る。

◇ 公民館等の活用を通じた地域の学習拠点づくり

（以下略）

◇ 持続可能な社会の構築に向けた教育に関する取組の推進

（以下略）

◇ 人権教育の推進、社会的課題に対応するための学習機会の提供の推進

（以下略）

◇ 地域における身近なスポーツ環境の整備

（以下略）

◇ 「学び直し」の機会の提供と学習成果を社会で生かすための仕組みづくり

（以下略）

教育振興基本計画

我が国の教育をめぐる現状と課題

- 子どもの学ぶ意欲や学力・体力の低下、問題行動、家庭・地域の教育力の低下などの課題が発生
- 「少子高齢化」・「環境問題」・「グローバル化」など国内外の状況の急速な変化

教育の果たすべき使命を踏まえ、改正教育基本法において新たに明記された教育の目標や理念の実現に向け、改めて「教育立国」を宣言し、教育を重視し、その振興に向け社会全体で取り組むことが必要

今後10年間を通じて目指すべき教育の姿

- ① 義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる
 - ・公教育の質を高め、信頼を確立する
 - ・社会全体で子どもを育てる
- ② 社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる
 - ・高等学校や大学等における教育の質を保証する
 - ・「知」の創造等に貢献できる人材を育成する。こうした観点から、世界最高水準の教育研究拠点を重点的に形成するとともに、大学等の国際化を推進する

このような教育の姿の実現を目指し、OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考の一つとしつつ、必要な予算について財源を措置し、教育投資を確保していくことが必要

今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

＜基本的考え方＞

教育に関する政策を横断的に捉え直し、その総合的な推進を図る。その際、各施策を通じてPDCAサイクルを重視し、より効率的で効果的な教育の実現を目指す

（取組全体を通じて重視する考え方）

- ①「横」の連携：教育に対する社会全体の連携の強化
- ②「縦」の接続：一貫した理念に基づく生涯学習社会の実現
- ③国・地方それぞれの役割の明確化

＜施策の基本的方向＞

基本的方向1：社会全体で教育の向上に取り組む

基本的方向2：個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる

基本的方向3：教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える

基本的方向4：子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する

※ 上述の基本的方向性に基づき、77項目にわたる施策を体系化するとともに【別紙②参照】、それらの施策の中で特に重点的に取り組むべき事項【別紙①参照】を明示

施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

計画実施における国・地方公共団体の役割、教育に対する財政措置とその重点的・効率的な運用、教育行政に対する国民の参画、新しい課題への対応、進捗状況の点検及び計画の見直し、について記載

特に重点的に取り組むべき事項

◎ 確かな学力の保証

- ・新学習指導要領を円滑に実施する。また、そのために、教職員定数の在り方、教科書・教材、学校の施設・整備など教育を支える条件整備について検討する
- ・児童生徒の学力・学習状況を把握するため、全国学力・学習状況調査を継続的に実施する

◎ 豊かな心と健やかな体の育成

- ・学習指導要領の趣旨を踏まえた道徳教育の適切な教材が教科書に準じたものとして十分活用されるよう、国庫補助制度等の有効な方策を検討する
- ・新学習指導要領により、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国の郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うため、我が国や郷土の伝統・文化を継承・発展させるための教育を推進する
- ・体力の全国的な状況について把握・分析を行い、その結果を踏まえ、学校や地域における体力向上の取組を促すこと等を通じて、子どもの体力について昭和60年頃の水準への回復を目指す
- ・全国の小・中・高等学校において、様々な体験活動を行う機会の提供について推進するとともに、読書活動を推進する
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用等、いじめ等に対する取組を推進する
- ・認定こども園の認定件数2,000件以上を目指し、運用改善を行うとともに、認定こども園の制度改革に取り組む

◎ 教員が子ども一人一人に向き合う環境づくり

- ・メリハリある教員給与体系の推進、教員養成課程や多様で質の高い人材確保のための採用方法の改善、厳格な人事管理や研修の充実の促進、免許更新制の円滑な実施など必要な取組等を行う
- ・教員の子どもと向き合う環境づくりのために、教職員配置の適正化を行うとともに、退職教員や経験豊かな社会人などの外部人材の活用、「学校支援地域本部」などの地域住民による学校支援、現場のICT化などの取組を支援する

◎ 手厚い支援が必要な子どもの教育の推進

- ・小・中学校に在籍する障害のある児童生徒に対する「個別の指導計画」等の作成を促す
- ・学校内外における相談体制の整備など、不登校の子ども等の教育機会を支援する

◎ 地域全体で子どもたちをはぐくむ仕組みづくり

- ・子育てに関する学習機会や情報の提供などの家庭教育に関する総合的な取組を、関係機関が連携して行えるよう促す
- ・広く全国の中学校区で、地域が学校を支援する仕組みづくり(学校支援地域本部)の実施を促す
- ・広く全国の小学校区で、放課後等の子どもたちの学習・体験活動等の場づくり(「放課後子どもプラン」等)の実施を促す

◎ キャリア教育・職業教育の推進と生涯を通じた学び直しの機会の提供の推進

- ・職場体験活動などのキャリア教育を推進し、すべての専門高校において、職業教育の活性化を促す
- ・大学・短期大学、高等専門学校、専修学校等における実践的な職業教育を促す
- ・大学等と産業界等との連携による取組への支援による大学等における社会人受入れを促す

◎ 大学等の教育力の強化と質保証

- ・学士課程で身に付ける学習成果(「学士力」)の達成等を目指し、厳格な成績評価システムの導入や、教員の教育力の向上のための実効ある取組を全大学等で展開していくよう優れた取組を支援する
- ・国公私を通じた大学間の連携により、各大学等の教育研究資源を有効に活用し、地域貢献等を行う取組を支援する

◎ 卓越した教育研究拠点の形成と大学等の国際化の推進

- ・世界最高水準の卓越した教育研究拠点の形成を目指し150拠点程度を重点的に支援する
- ・2020年の実現を目途とした「留学生30万人計画」を関係府省が連携して計画的に推進し、高度人材受入れとも連携させながら、留学生受入れを拡大させる

◎ 安全・安心な教育環境の実現と教育への機会の保障

- ・大規模な地震が発生した際に倒壊又は崩壊の危険性が高い小・中学校等施設(約1万棟)について、優先的に耐震化を支援し、計画期間中のできる限り早期に図られるよう要請する
- ・地域のボランティアや関係機関等との連携により、子どもの安全・安心や食育など健やかな心身を育む取組を推進する
- ・私学助成、国公私を通じた教育研究支援や学校法人に対する経営指導等により、私立学校の教育研究の振興を図る
- ・就園奨励費、幼児教育無償化の歳入改革にあわせた総合的検討や、就学援助、奨学金、私学助成などを通じ、教育機会の保障を図る

基本的方向に基づき今後5年間に取り組むべき施策について

基本的方向1：社会全体で教育の向上に取り組む

①学校・家庭・地域の連携・協力を強化し、社会全体の教育力を向上させる

- ◇地域ぐるみで学校を支援し子どもたちをはぐくむ活動の推進
- ◇家庭・地域と一体になった学校の活性化
- ◇放課後や週末の子どもたちの体験・交流活動等の場づくり
- ◇青少年を有害環境から守るための取組の推進
- ◇関係機関の連携による子ども、若者、家庭等に関する支援の推進
- ◇企業等と教育関係者の相互理解・連携・協力の拡大

②家庭の教育力の向上を図る

- ◇子育てに関する学習機会の提供など家庭の教育力の向上に向けた総合的な取組の推進
- ◇幼稚園等を活用した子育ての支援の推進

③人材育成に関する社会の要請に応える

- ◇地域の人材や民間の力も活用したキャリア教育・職業教育、ものづくりなど実践的教育の推進
- ◇専門高校等における職業教育の推進
- ◇大学・短期大学・高等専門学校・専修学校等における専門的職業人や実践的・創造的技術者の養成の推進
- ◇産業界・地域社会との連携による人材育成の強化

④いつでもどこでも学べる環境をつくる

- ◇図書館・博物館の活用を通じた住民の学習活動や個人と地域の自立支援の推進
- ◇公民館等の活用を通じた地域の学習拠点づくり
- ◇持続可能な社会の構築に向けた教育に関する取組の推進
- ◇人権教育の推進、社会的課題に対応するための学習機会の提供の推進
- ◇地域における身近なスポーツ環境の整備
- ◇「学び直し」の機会の提供と学習成果を社会で生かすための仕組みづくり

基本的方向3：教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える

①社会の信頼に応える学士課程教育等を実現する

- ◇社会からの信頼に応え、求められる学習成果を確実に達成する学士課程教育等の質の向上
- ◇共通に身に付ける学習成果の明確化と分野別教育の質の向上
- ◇高等学校と大学等との接続の円滑化

②世界最高水準の卓越した教育研究拠点を形成するとともに、大学院教育を抜本的に強化する

- ◇世界最高水準の卓越した教育研究拠点の形成
- ◇大学院教育の組織的展開の強化
- ◇若手研究者、女性研究者等が活躍できる仕組みの導入

③大学等の国際化を推進する

- ◇留学生交流の推進
- ◇大学等の国際活動の充実

④国公立大学等の連携等を通じた地域振興のための取組などの社会貢献を支援する

- ◇複数の大学間の連携による多様で特色ある戦略的な取組の支援
- ◇生涯を通じて大学等で学べる環境づくり
- ◇地域の医療提供体制に貢献するための医師育成システムの強化

⑤大学教育の質の向上・保証を推進する

- ◇事前評価の的確な運用
- ◇共通に身に付ける学習成果の明確化と分野別教育の質の向上＜再掲＞
- ◇大学評価の推進

⑥大学等の教育研究を支える基盤を強化する

- ◇大学等の教育研究を支えるとともに、高度化を推進するための支援
- ◇大学等の教育研究施設・設備の整備・高度化
- ◇時代や社会の要請に応える国立大学の更なる改革

基本的方向2：個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる

①知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲等の「確かな学力」を確立する

- ◇学習指導要領の改訂と着実な実施
- ◇総合的な学力向上策の実施
- ◇教科書の改善
- ◇全国学力・学習状況調査の継続実施とその結果を活用した学校改善への支援等
- ◇学校現場の創意工夫による取組への支援

②規範意識を養い、豊かな心と健やかな体をつくる

- ◇道徳教育の推進
- ◇伝統・文化等に関する教育の推進
- ◇学校における体育及び運動部活動の推進
- ◇全国体力・運動能力等調査の実施と体力向上の取組の推進
- ◇地域における身近なスポーツ環境の整備（再掲）
- ◇食育の推進、地域の医療機関等との連携による心身の健康づくり
- ◇環境教育の推進
- ◇勤労観・職業観や知識・技能をはぐくむ教育（キャリア教育・職業教育）の推進
- ◇体験活動・読書活動等の推進
- ◇いじめ、暴力行為、不登校、少年非行、自殺等に対する取組の推進
- ◇不登校の子ども等の教育機会についての支援

③教員の資質の向上を図るとともに、一人一人の子どもに教員が向き合う環境をつくる

- ◇メリハリある教員給与体系の推進
- ◇教員が子ども一人一人に向き合う環境づくり
- ◇教員養成・研修等の推進
- ◇教員免許更新制の円滑な実施
- ◇教員評価の推進
- ◇優秀教員表彰の推進
- ◇指導が不適切な教員に対する厳格な人事管理

④教育委員会の機能を強化するとともに、学校の組織運営体制を確立する

- ◇教育委員会の責任体制の明確化
- ◇市町村への権限の移譲
- ◇新しい職の設置等による学校の組織運営の改善
- ◇学校評価の推進とその結果に基づく学校運営の改善
- ◇家庭・地域と一体になった学校の活性化＜再掲＞

⑤幼児期における教育を推進する

- ◇認定こども園の活用など幼児教育を受けられる機会の提供の推進
- ◇幼児教育全体の質の向上
- ◇幼児教育の無償化の検討を含む保護者負担の軽減
- ◇幼稚園等を活用した子育てへの支援の推進＜再掲＞

⑥特別なニーズに対応した教育を推進する

- ◇特別支援教育の推進
- ◇外国人児童生徒等の教育及び海外子女教育の推進

基本的方向4：子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する

①安全・安心な教育環境を実現する

- ◇学校等の教育施設の耐震化等の安全・安心な施設環境の構築
- ◇地域のボランティア等との連携による学校内外の安全確保
- ◇放課後や週末の子どもたちの体験・交流活動等の場づくり＜再掲＞

②質の高い教育を支える環境を整備する

- ◇学校図書館の整備の推進
- ◇教材の整備の推進
- ◇学校の情報化の充実
- ◇教育に関する研究成果等の蓄積・活用

③私立学校の教育研究を振興する

- ◇私学助成その他の総合的な支援
- ◇私立大学における教育研究の振興
- ◇学校法人に対する経営支援

④教育機会の均等を確保する

- ◇奨学金事業等の推進
- ◇学生等に対するフェローシップ等の経済的支援の推進
- ◇幼児教育の無償化の検討＜再掲＞
- ◇私学助成その他の私立学校に対する支援＜再掲＞
- ◇民間からの資金の受入れ促進等のための取組の推進

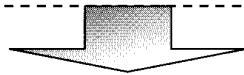
教育振興基本計画について

教育振興基本計画とは

- 教育基本法第17条(平成18年12月法律第120号)に基づいて、政府として初めて策定するもの
- 改正教育基本法の理念を具体的に実現するため、10年先を見据えた5年間(平成20年度から平成24年度)の計画として策定
- 改めて「教育立国」を宣言し、我が国の未来を切り拓く教育の振興に社会全体で取り組んでいくことを目指す

今後10年間を通じて目指すべき教育の姿

- ①義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる
- ②社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる



上記のような教育の姿の実現を目指し、OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考の一つとしつつ、必要な予算について財源を措置し、教育投資を確保していくことが必要

今後5年間で実現を目指す主な目標(例)

- ◆確かな学力を身に付けた子どもを育成
 - 世界トップの学力水準を目指し、国際的な学力調査等において、学力の高い層の割合を増やすとともに、学力の低い層の底上げを図り、その割合を減少させる。
- ◆規範意識、生命の尊重、他者への思いやりなどを培うとともに、法やルールを遵守し、適切に行動できる人間を育成
 - 「学校のきまりを守っている」「学校生活が充実している」「落ち着いて授業を受けることができる」と感じている子どもを増やす
- ◆生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、能力を育成
 - 子どもの体力の低下に歯止めをかけ、昭和60年頃の体力水準への回復を目指す
- ◆「知」の創造・継承・発展に貢献できる人材を育成
 - 国際的な競争力・存在感を備える教育研究拠点を各分野において形成

今後5年間に取り組むべき主な施策

- 地域ぐるみでの学校支援
→「学校支援地域本部」をはじめ、地域住民のボランティア活動等による積極的な学校支援の取組を促す
- 新学習指導要領の円滑な実施
→教職員定数の在り方など教育を支える条件整備について検討
- 道徳教育の充実
→道徳教材の国庫補助制度等の有効な方策を検討
- 子どもの体力の向上
→全国体力・運動能力等調査の実施と体力向上の取組の推進
- 教員が子ども一人一人に向き合う環境づくり
→教職員配置の適正化や、外部人材の積極的な活用
- 幼児教育の無償化の検討
→幼児教育無償化の歳入改革にあわせた総合的検討
- 卓越した教育研究拠点の形成と大学等の教育の質保証
→平成23年度までに、世界最高水準の教育研究拠点150程度を重点的に支援。学生が身に付ける学習成果の達成に向けた取組を支援
- 留学生交流の推進
→2020年の実現を目途とした「留学生30万人計画」を推進
- 耐震化の推進
→大規模な地震が発生した際に倒壊又は崩壊の危険性の高い小・中学校等施設(約1万棟)について、優先的に耐震化を支援

施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

- 計画実施における国・地方公共団体の役割
- 教育に対する財政措置とその重点的・効率的な運用
- 教育行政に対する国民の参画

等

30 学芸員養成の充実方策について（報告）

〔平成21年2月18日
これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議〕

I. はじめに

「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」においては、平成18年9月に発足以来、博物館法制定時以降の社会の変化と博物館の変遷、今日の博物館が抱える課題、今後、期待される博物館の機能等を踏まえ、博物館法が定める基本的要件ないし制度である①博物館の定義、②博物館登録制度、③学芸員制度が、今日、十分に機能しているかについて検討するとともに、問題点の把握・分析を行い、平成19年6月に報告書「新しい時代の博物館制度の在り方について」（以下「第1次報告書」という。）として提言を取りまとめた。

第1次報告書や中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」（平成20年2月19日）等を踏まえ、政府において第169回国会に博物館法の一部改正案を含む「社会教育法等の一部を改正する法律案」を提出し、審議・可決の上、6月11日に公布・施行されたが、博物館登録制度及び学芸員制度の見直しについては盛り込まれず、中長期的な検討課題とされた。

一方、大学における学芸員の養成課程に関しては、博物館法施行規則（文部科学省令）において規定しており、上記中央教育審議会答申において「国際的にも遜色のない高い専門性と実践力を備えた質の高い人材として育成されるよう、大学等における養成課程等において修得すべき科目、単位についての具体的な見直しを含め、今後その在り方について検討が必要である」との提言がなされた。また、教育振興基本計画（平成20年7月1日閣議決定）においても、「学芸員の資質向上を図るため、その修得すべき科目の見直し等養成課程の改善を図る。」と記述されている。

本協力者会議においても、第1次報告書において「今後、早急に検討する必要がある事項」の一つとして学芸員養成科目の見直しを掲げており、博物館法施行規則等の改正を視野に入れつつ、平成19年8月に「学芸員の養成に関するワーキンググループ」を発足させ、学芸員の養成課程の充実及び博物館実習の見直し等について、幅広く関係者からの意見も聞きつつ専門的な検討を行った。また、平成20年11月には「学芸員資格認定の見直しに関するワーキンググループ」を発足させ、試験認定及び無試験認定の在り方についても検討を行った。

これらの検討結果を取りまとめたのが本報告書であり、今後、本報告書において提言した内容をもとに大学における学芸員養成及び学芸員資格認定制度の充実が図られ、我が国から国際的に活躍できる高度な専門性と実践力を備えた学芸員が多数輩出されていくことを期待したい。

なお、本協力者会議においては、残された課題である「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」の見直しや、大学院における学芸員養成制度のあり方等についても引き続き検討を行うこととしているが、国においても中長期的な検討課題とされた登録制度の見直しに向けて積極的に検討を行い、できるだけ早く結論が出ることを望みたい。

Ⅱ. 大学において修得すべき「博物館に関する科目」の見直し

1. これまでの経緯

大学において修得すべき「博物館に関する科目」については、昭和27年に公布・施行された博物館法施行規則（昭和27年文部省令第11号）第1条で「人文科学学芸員又は自然科学学芸員とする資格を得ようとする者が大学において修得すべき科目の単位」を規定しており、「人文科学又は自然科学に関する専門科目の単位」及び以下の5科目10単位を履修することとされた。

博物館学	4単位
教育原理	1単位
社会教育概論	1単位
視聴覚教育	1単位
博物館実習	3単位

昭和30年の博物館法改正を受けて省令も全面改正された。新しい博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）においては、同じく第1条で「大学において修得すべき博物館に関する科目の単位」を規定し、その内容は従前の5科目10単位のままとされた。

その後、平成8年4月24日に取りまとめられた生涯学習審議会社会教育分科審議会の報告「社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方策について」を受けて、平成8年に博物館法施行規則が改正され、「大学において修得すべき博物館に関する科目の単位」は、以下の8科目12単位とされた。同改正省令は、平成9年4月1日より施行され、現在に至っている。

生涯学習概論	1単位
博物館概論	2単位
博物館経営論	1単位
博物館資料論	2単位
博物館情報論	1単位
博物館実習	3単位
視聴覚教育メディア論	1単位
教育学概論	1単位

2. これからの学芸員に求められる資質・能力（改善の必要性）

これからの博物館には、社会の変化に的確に対応し、生涯学習推進の拠点として教育や学習を支援する役割等をさらに充実させることが求められている。中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」においても、学芸員は、「資料の収集、保管、展示、調査研究、教育普及活動等の多様な博物館活動の推進のために重要な役割を担っており、今後、博物館が人々の知的関心に応える地域文化の中核的拠点として、人々の生涯学習の支援を含め博物館に期待されている諸機能を強化していく観点から、学芸員及び学芸員補の資質の向上が重要であり、その養成及び研修の一層の充実が求められている」と指摘されている。

第1次報告書では、博物館の設置目的や設置主体・職員体制・経験年数・館種等により主軸となるものは異なるとの前提を付した上で、学芸員に求められる専門性について、以下のようにとらえた。

- 資料及びその専門分野に必要な知識及び研究能力を有すること
- 資料に関する収集・保管・展示等の実践技術を有すること

- 資料等を介して、あるいは来館者との直接的な対話等において高いコミュニケーション能力を有し、地域課題の解決に寄与する教育活動等を展開できること
- 住民ニーズの的確な把握と住民参画の促進、これに応える事業等の企画・立案から評価、改善まで、一連の博物館活動を運営管理できる能力を備えていること

しかしながら、大学における学芸員養成教育に関しては、資格そのものの取得が比較的容易であり、現行制度の法定科目数及びその内容だけでは、現代社会の変化や博物館利用者のニーズに対応できないとの指摘や、大学の養成課程が博物館の求める学芸員の育成として必ずしも機能していないなどの指摘がなされている。

このため、これからの学芸員に求められる資質・能力を踏まえつつ、大学において修得すべき「博物館に関する科目」を拡充する必要がある。

3. 「博物館に関する科目」の基本的考え方

(1) 大学における学芸員養成教育の在り方について

大学においては、学芸員資格取得を目指す学生が、博物館の社会的意義やその必要性等の理解を図り、博物館について知識理解を深めるのみならず、専門的職員たる学芸員としてのスタートが切れるだけの基本的な素養を身に付けるようにする必要がある。

したがって、大学における学芸員養成教育を“博物館のよき理解者・支援者の養成の場”と位置づけるのではなく、学芸員として必要な専門的な知識・技術を身に付けるための入口として位置づけることが必要である。

一方で、博物館は館種、規模、設置者等によって多様であり、現場における即戦力につながる技能の養成は、大学学部レベルでは困難である。したがって、学部では、汎用性のある基礎的な知識（＝Museum Basics）の習得を徹底する観点から、大学において修得すべき「博物館に関する科目」の内容を精選する必要がある。

学芸員資格取得者数と実際の博物館における採用者数に大きな懸隔がある（毎年およそ1万人が学芸員の資格を取得していながら、学部卒で博物館に就職している者は1％に満たない）が、高度な専門性を有する質の高い学芸員の養成は、我が国の博物館振興のために望ましいことであり、大学における博物館に関する科目・単位の充実を図ることに加え、課題となっている登録制度の見直しや、社会的に博物館活動に対する理解や支援の向上が図られれば、博物館における学芸員等の採用が増加することも期待される。

なお、大学における学芸員養成教育が、結果的な効果として“博物館のよき理解者・支援者の養成”につながることもあり得ることであり、平成8年の生涯学習審議会社会教育分科審議会報告において「学芸員の資格を有しながら、博物館には勤務していない人が相当いる。博物館活動の充実や生涯学習推進の観点から、その専門的な知識・能力を博物館の諸活動への協力はもとより、地域の様々な学習活動や事業等への支援のために積極的に活用することは有意義であり、そのための方策を推進していくことも重要である」と提言していることも踏まえ、大学の学芸員養成教育において学んだ成果を広く活用するための仕組みの検討や、学芸員資格有資格者の就職先と資格取得の効果についても分析を行う必要がある。

(2) 大学における学芸員養成課程の現状について

現行の博物館法施行規則第1条に定められている「大学において修得すべき博物館に関する科目」

は8科目12単位だが、文部科学省が平成20年7月に学芸員養成課程を有する317大学(4年制大学300, 短期大学17校)を対象に悉皆調査を行ったところ、15単位で開講している大学が最も多く(57大学, 49.5%), 次いで17単位で開講している大学(39大学, 12.3%)が多かった。大学の平均開講単位数は15.6単位であり、最高は26単位(1大学, 0.3%), 法定単位数の12単位で開講している大学はわずか16大学(5.0%)に過ぎなかった。

また、実態として2単位もしくは1単位科目を二つ合わせて2単位として開講している例がほとんどであった。

このことを考えると、今回の見直しに際しては、少なくとも16単位以上を法定単位数としなければ改善とは言えず、2単位で開講しているという大学の現状を踏まえた見直しを行うことが必要である。

なお、大学独自で法定科目以外の必修科目(選択必修を含む)を設けている大学が全体の約半数(167大学, 52.7%)を占めており、その平均単位数は7.8単位である。

また、学芸員養成課程を有する大学の学部・学科は、すべての都道府県に設置されており、都道府県別では、東京都(53)が一番多く、次いで京都府(25)、愛知県(21)、大阪府(18)、兵庫県(15)の順であった。これは、大学・短大の所在地の割合とほぼ比例しており、学芸員養成課程の地域分布に関して大きな偏りはないと考えられる。

(3) 科目の読み替えについて

現行の博物館法施行規則第1条においては、備考において「博物館概論、博物館経営論、博物館資料論及び博物館情報論の単位は、これらの科目の内容を統合した科目である博物館学の単位をもって替えることができる」と規定しており、「博物館経営論、博物館資料論及び博物館情報論の単位は、これらの科目の内容を統合した科目である博物館学各論の単位をもって替えることができる」とされている。

その結果、各大学において必ずしも適切ではない科目の読み替えが行われていることも事実であり、文部科学省委託調査として平成19年11月に実施した「学芸員養成カリキュラムに係る調査研究」の報告書によれば、例えば「博物館経営論」を「アートプロデュース」、「芸術経営論」等の科目名で開講していたり、「博物館資料論」を「文化財保護」、「日本文化史」等のような科目に置き換えていたり、「視聴覚教育メディア論」を「地図学」、「岩石学」、「美術鑑賞」のような他の科目に置き換えている例などが散見された。

4. 「博物館に関する科目」の改善方策

大学においては、第1次報告の提言及び上記を踏まえ、以下の科目の見直しを図ることが必要である。

- ① 「生涯学習概論」については、1単位を2単位に拡充し、社会教育主事及び司書との共通科目として位置づけ、生涯学習及び社会教育の本質と意義を理解し、関係法令や行政組織を含め、社会教育機関としての理解を深める内容とする。
- ② 「博物館経営論」については、1単位を2単位に拡充し、博物館の形態面と活動面における適切な管理・運営について理解し、博物館経営(ミュージアム・マネジメント)に関する基礎的能力を養う内容とする。
- ③ 新たに「博物館資料保存論」(2単位)を設け、博物館における資料(コレクション)の保存・展

示環境及び収蔵環境を科学的に捉え、資料を良好な状態で保存していくための知識を習得することを通じて、資料の保存に関する基礎的能力を養う内容とする。

- ④ 新たに「博物館展示論」(2単位)を設け、展示の歴史、展示メディア、展示による教育活動(コミュニケーション)、展示の諸形態等に関する理論及び方法に関する知識・技術を習得し、博物館の展示機能に関する基礎的内容を養う内容とする。

- ⑤ 新たに「博物館教育論」(2単位)を設け、博物館における教育活動の基盤となる理論や実践に関する知識と方法を習得し、博物館の教育機能に関する基礎的能力を養う内容とする。

なお、従来の「教育学概論」の内容は、本科目及び拡充した「生涯学習概論」に含まれることになる。

- ⑥ 新たに「博物館情報・メディア論」(2単位)を設け、博物館における情報の意義と活用方法及び情報発信の課題等について理解し、博物館の情報の提供と活用等に関する基礎的能力を養う内容とする。

なお、従来の「博物館情報論」及び「視聴覚教育メディア論」の内容は、本科目及び新設する「博物館展示論」や「博物館教育論」等に含まれることになる。

- ⑦ 博物館実習については、現行通り3単位とするが、平成8年の生涯学習審議会社会教育分科審議会報告において「博物館実習に関する適切なガイドラインを設定し、活用することを期待したい」と提言されながら未だ策定されておらず、また、第1次報告書においても「大学や博物館により博物館実習の取扱いに差があり、現状では理論と実践が結びついた教育内容として一定の水準を確保することが困難であるとの指摘もある」と指摘されていることを踏まえ、別途国において大学及び博物館双方の指針となるガイドラインを策定し、その質的な充実を図ることを求めたい。また、博物館実習の実効性をより一層高めるためには、各大学と博物館が連携しインターンシップの充実を図ることも重要である。

なお、博物館実習は、「学内実習」及び「館園実習」を実施することとし、「館園実習」は、上記の「博物館に関する科目」及び基礎となる専門の研究分野を学んだ上で、学芸員養成課程の最終段階で実施することを基本とするべきである。

- ⑧ 総単位数は、現行の12単位以上から19単位以上に7単位増やす。

各科目の単位数・内容等をまとめたのが別紙1及び2である。

各大学においては、これに基づき、学芸員養成のための適切なカリキュラムを編成するとともに、学芸員の専門性を高めるための所要の科目の開設と、その内容を充実することにより、専門分野についての必要な知識・技術を備えた学芸員を養成することを期待したい。

また、安易な科目の読み替えが生じないようにするため、博物館施行規則第1条の備考を削除することが必要である。あわせて、大学自らが開講科目の質の向上を図る努力が求められることは言うまでもないが、国においても3年ごとを目途に大学での科目開講状況を調査・把握することなどを通じ、指導の徹底を図ることを求めたい。

学芸員資格有資格者の就職先と資格取得の効果の分析については、別途国の委託により実施している「大学における学芸員養成課程及び資格取得者の意識調査」の結果を踏まえ、来年度以降本協力者会議においても検討を進めることとしたい。

5. 経過措置について

新しい学芸員養成科目の施行については、新たな科目の設定を含む7単位の増加となることから、

教育現場において支障のない実施を期するため、大学における教育体制の準備や学生や関係者に対して十分な周知期間を設ける必要があること等を考慮し、施行規則改正後、３年程度の周知・準備期間を設けることが必要である。

また、施行前に旧科目を履修した学生が不利益を被ることのないよう、適切な経過措置を設けることが必要である。

施行前と施行後の学芸員の専門的資質・能力は当然異なることとなるが、有資格者の雇用や処遇は、一義的には各設置者の判断によるものの、我が国の学芸員の地位の向上につながるよう、引き続き関係者が一丸となって環境の醸成を図ることが必要である。

なお、これまでの学芸員有資格者も、今回新たに設置されることになる科目の内容について、科目等履修生や各種研修等を活用し、学習することを期待したい。

6. 各大学における取組の充実

各大学においては、学芸員の専門的な知識・技術の向上の観点から、専門の研究分野に関する科目の充実はもちろん、法定科目・単位にとどまらない多様な内容の科目の開講や創造的なカリキュラムを構築することが求められる。その際、複数の大学の連携により共同で学芸員養成課程を設けることも考えられる。

また、学芸員養成課程を有する各大学においては、「博物館に関する科目」に係る専任教員の確保・配置に努めることが必要不可欠である。大学設置基準等においては、各大学は教育内容等の改善のための組織的な研修等を行うものとされており、大学における博物館に関する科目についても実施されることが望ましい。

一方、複数の学部で学芸員養成課程を併存している大学においては、大学全体の教育理念・目標に基づき、相互に連携・協力して学芸員養成の体系化を図ることが望ましい。また、大学が有する学術標本や研究資料等の資源を、博物館実習等において積極的に活用することが求められる。

さらに、各大学と博物館あるいは教育委員会や関係団体等が連携・協力し、大学における学芸員養成教育の品質保持を図ることが必要であり、「国立科学博物館大学パートナーシップ」や「東京国立博物館キャンパスメンバーズ」のように、大学の学芸員養成課程で学ぶ学生が無料もしくは割引で入館できるようなシステムを全国的に展開することが望まれる。

Ⅲ. 学芸員資格認定の見直し

1. これまでの経緯

学芸員の資格取得については、大学における博物館に関する科目の履修によるもののほか、博物館法第5条第1項第3号の規定により、文部科学大臣がこれらと「同等以上の学力及び経験を有する者と認めた者」も取得できることとされており、博物館法施行規則第3条において「学芸員となる資格を有する者と同等以上の学力及び経験を有する者と認められる者」は、試験認定又は無試験認定の合格者とするものと定めている。

昭和26年の博物館法制定当時は、学芸員の資格取得方法は大学における博物館に関する科目の履修または学芸員講習の受講によるものとされていた。当時、大学で博物館に関する科目を開講している大学は少数であったことから、主に現職者の資格取得のために講習制度を設けたのである（法附則により、現職者を学芸員暫定資格者とし、法制定後3年の間に講習を受講することにより資格を付与す

ることとしていた。)。しかしながら、一時的長期にわたる講習の受講は現職者の負担が多く、3年間の間に地理的な事情により受講できなかった者が残されている状況にあり、その間に参考書その他の教材による学習の機会も増加したことなどから、昭和30年の博物館法改正に際して講習制度を認定制度に改め、博物館法施行規則を全面改正した。

改正後の博物館法施行規則では、大学において修得すべき博物館に関する科目と同様、「博物館学」、「教育原理」、「社会教育概論」及び「視聴覚教育」の4科目を必須科目とし、選択科目として「文化史」、「美術史」、「考古学」、「民俗学」、「自然科学史」、「物理」、「化学」、「生物学」及び「地学」の9科目の中から2科目を選択することとした。

その後、平成8年の博物館法施行規則の改正により、大学において修得すべき博物館に関する科目が改正され、それに伴い必須科目も「生涯学習概論」、「博物館学」、「視聴覚教育メディア論」、「教育学概論」の4科目に改められたが、選択科目についてはそのままとされた。

これらの資格認定は、毎年1回行われており、平成19年度の実績では学芸員資格取得者全体の98.1%に当たる10,427人が大学における履修によって取得している一方で、試験認定合格者は124人(1.2%)、無試験認定合格者は72人(0.7%)にとどまっており、その割合は、ここ数年概ね同じ傾向を示している。

なお、出願者は試験認定223人(うち全科目免除合格者109人)、無試験認定109人であり、合格率はそれぞれ55.6%(全科目免除者を除けば13.2%)、66.1%となっている。

2. 学芸員資格認定制度の基本的考え方

大学における学芸員養成課程を見直すことに伴い、学芸員の試験認定及び無試験認定の在り方についても検討を行うため、本協力者会議においては、「学芸員資格認定の見直しに関するワーキンググループ」を設け、集中的に専門的な検討を行った。

1. で述べたとおり、資格認定制度は、講習制度に代わって設けられたものであり、現職者を主たる対象とした側面が強い。一方で、生涯学習の理念に照らして、あらゆる機会、あらゆる場所を利用して学芸員を目指すことのできる試験であるという側面も否定できない。したがって、数が少ないとはいえ、試験認定及び無試験認定による資格取得の方法は、引き続き継続すべきである。

ただし、資格取得に必要な専門的な知識・技術や能力がその取得方法によって大きく異なることのないよう、難易度のバランスに考慮した改善を行う必要がある。また、博物館法施行規則に基づき告示や内規等が定められているが、これらの規定について必要な整備を図るとともに、ホームページ上に掲載するなど適切な情報公開が図られるよう措置すべきである。

3. 試験認定の改善方策

(1) 試験認定の受験資格・資格発生要件の見直しについて

現行の博物館法施行規則では、4年制大学卒業者は試験合格後、学芸員補としての実務経験を1年間積んでから初めて資格が発生するが、外国の4年制大学、専門学校の4年制課程、省庁大学校の卒業者は試験合格後、実務経験が必要とされておらず、合格後直ちに資格が発生することになっている。

しかしながら、外国の4年制大学や専門学校の4年制課程、省庁大学校の卒業者等は、学校教育法施行規則第155条第1項において「4年制大学卒業者と同等以上の学力があると認められる者」と規定されていることから、資格発生時期に差をつける必然性はないと考えられる。むしろ、これら

の者に対して実務経験を課さないことは、大学における博物館に関する科目の履修と試験認定による資格の取得について、必要な専門的な知識・技術や能力が大きく異なることのないようバランスを考慮する必要性からかんがみれば適切ではない。

短期大学卒業者や専門学校2年制課程の卒業者については、受験資格として学芸員補としての勤務経験が3年以上必要とされているが、むしろ受験資格として必要な勤務経験を短縮し、合格後に言えば実践的な研修期間を課すことにより、学芸員としての自覚や心構えを涵養することが効果的である。

また、試験認定は3年以上教育職員を経験した者にも受験資格を認めている。多くの教育職員経験者は、大学を卒業して教育職員免許を取得しているが、教員資格認定試験は、大学を卒業してなくても、大学に2年以上在学した者または20歳以上であれば受験資格が認められており、これに合格すれば教育職員免許を取得することができる。教育職員3年以上での受験資格は、この教員資格認定試験に合格して教育職員になった者を主たる対象として設けているものであるが、同様に受験資格として必要な勤務経験を短縮し、合格後に学芸員補としての実務経験を課すほうが効果的である。

さらに、高等学校卒業の学芸員補又は同等の職務を行う者が受験するためには、登録博物館又は博物館相当施設にあっては5年間以上、博物館類似施設にあっては9年間以上の実務経験が必要とされているが、登録博物館、博物館相当施設、博物館類似施設のいずれであっても、学芸員補と同等以上の業務に従事しているのであれば、受験資格として必要な勤務経験を一律4年に短縮し、合格後に実務経験を課すほうが効果的である。

以上のことから、試験認定については、4年制大学卒業者同様、全ての学歴に対して1年間の実務経験を課するべきである。

ただし、実務経験については、本来であれば登録博物館又は博物館法第29条の規定による博物館に相当する施設における学芸員補の経験に限定するべきであり、将来的に登録制度の見直しが行われた際には、これらの規定も見直すことが必要である。

なお、学校教育法施行規則第155条において、大学を卒業した者や短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者について規定しているが、博物館法施行規則においても資格要件に係る規定に関して、同様の規定を明記することが適当である。

(2) 試験認定の方法及び試験科目の見直しについて

現行の博物館法施行規則では、試験認定の必須科目は、「博物館概論」、「博物館経営論」、「博物館資料論」及び「博物館情報論」を統合して「博物館学」とし、それに加え「生涯学習概論」、「視聴覚教育メディア論」、「教育学概論」の4科目としているが、今回の大学において修得すべき科目の単位の見直しに伴い、これらについても見直す必要がある。

今回の改正では、博物館学関連の科目が増加していることから、現行のように試験科目を「博物館学」として統合するのではなく、そのまま「生涯学習概論」、「博物館概論」、「博物館経営論」、「博物館資料論」、「博物館資料保存論」、「博物館展示論」、「博物館情報・メディア論」及び「博物館教育論」の8科目とするべきである。

また、現行の博物館法施行規則では、「文化史」、「美術史」、「考古学」、「民俗学」、「自然科学史」、「物理」、「化学」、「生物学」及び「地学」の9科目の中から2科目を選択して受験することとしている。今回の見直しにより全体の科目数が増加するものの、実態として選択科目については、平成

19年度の実績では各科目の受験者数は平均3.5人であり、大学における科目履修等によって科目免除の扱いとしている受験生がほとんどで、大きな負担であるとは考えられないことから、引き続き2科目を選択して受験することが望ましい。

これらの選択科目は、大学において学芸員資格を取得する上で、大学独自で定める法定科目以外の必修選択科目や、修得単位数を設定する際の参考とされている面もある。しかしながら、選択科目は昭和30年の創設以降一度も改正しておらず、近年、博物館の館種や内容が多様化・専門化していることや、いわゆるエデュケーターやコンサーベーター（保存・修復専門家）等の専門職を育成する必要性等を踏まえ、受験者のニーズ等も考慮しつつ、引き続き検討することが必要である。

なお、試験問題については、大学における履修と比してバランスの取れた難易度とすることが必要であり、選択科目については科目間のバランスも考慮する必要がある。また、必須科目数が増えることから、試験時間についても考慮することが必要である。さらに、過去の問題については、ホームページ上に掲載するなど公表することが適切である。

(3) 口述試験の見直しについて

現行の博物館法施行規則では、統合した試験科目である「博物館学」に筆記に加えて口述試験が課せられている。口述試験は、実態として、学芸員としての適性、意欲及び態度等をみる内容となっているが、今回の試験科目の見直しに伴い「博物館学」がなくなることから、口述試験を廃止すべきである。

一方で、現行では試験認定の合格者は、学芸員補の職の職務に1年間従事した後において資格が発生することになっており、合格証書の裏面にもその旨記載されているが、資格発生時点が必ずしも明確でないという問題点がある。このため、1年間の実務経験を終了後に所属館長等が学芸員としての適性、意欲及び態度等も勘案した勤務証明書を提出することとし、改めて文部科学省が正式な資格証明書を発行することが適切である。

(4) 試験科目免除の扱いの見直しについて

現行の博物館法施行規則第7条第1項に基づく試験科目の免除については、平成8年の生涯学習審議会社会教育分科審議会報告における提言を踏まえ、生涯学習社会にふさわしい開かれた資格制度とする観点から、「学芸員の試験認定の試験科目についての試験を免除する講習等を指定する件」（平成8年文部科学省告示第150号）が定められ、試験科目を免除する講習等として、社会教育主事講習、司書講習、免許法認定講習、国立特別支援教育総合研究所、国立女性教育会館等での学修や地方公共団体が実施する研修、大学が行う公開講座等が規定された。

しかしながら、実態として試験科目の免除を実施している場合の大部分は大学における科目の履修によるものであり、講習に関しては、社会教育主事講習及び司書講習における「生涯学習概論」以外は試験科目免除の実績はほとんどない。逆に、現行では免除の対象として高等専門学校や省庁大学校での学修は認められていないが、選択科目であれば免除の対象にすることは可能である。したがって、社会教育主事講習、司書講習、高等専門学校、省庁大学校及び専門学校での学修以外の講習・研修等については、告示で詳細に規定する必然性は低いと思われる。また、同告示では、講習と試験科目との関係が明確ではないことから、これを明示する必要がある。

なお、現在国立教育政策研究所社会教育実践研究センターにおいて実施している博物館職員講習については、平成20年度からの受講者はわずか6人であり、既にその役割は終えたものとするこ

とが妥当である。一方で、今回の博物館法改正により、新たに学芸員及び学芸員補の研修の努力義務規定が設けられたことにかんがみ、資格付与講習としての博物館職員講習は今年度限りで廃止し、来年度より新たに現職の学芸員向けの資質向上のための研修を実施することが望ましい。

(5) 手数料の見直しについて

試験認定を願ひ出る者については、博物館法施行規則第16条の規定に基づき、1科目につき1,300円、無試験認定を願ひ出る者については、3,800円を納付しなければならないこととされているが、全科目を免除された者については、運用上、手数料を納付していない。しかしながら、実態として試験認定にかかる事務作業は発生しており、平成19年度において試験認定合格者の88%が全科目免除の扱いを受けていることを考えれば、全科目免除者であっても手数料を納付することが適当である。

(6) 経過措置について

現行の試験科目である「博物館学」に合格した者については、改正後の必須科目のうち、「博物館概論」、「博物館経営論」、「博物館資料論」及び「博物館情報・メディア論」の4科目を免除し、残りの4科目は受験することとすることが適当である。

なお、試験認定及び無試験認定の見直しについても、大学における学芸員養成科目同様、施行規則改正後、3年程度の周知・準備期間を設けることが必要である。

4. 無試験認定の改善方策

(1) 受験資格の見直しについて

① 修士、博士又は専門職学位を有する者等について

現行では、博物館法施行規則第9条第1号及び第2号に基づき、修士、博士又は専門職学位を有する者や、大学において博物館に関する科目を2年以上担当した教授、准教授、講師等に無試験認定の受験資格を与えている。加えて、内規により、外国において取得した学位を有する者や、外国を含む大学において選択科目を担当する教授、准教授又は講師の職にあった者等も「同等以上の資格を有すると認めた者」として受験資格を認めている。

しかしながら、学芸員は資料及びその専門分野に必要な知識及び研究能力のみならず、資料に関する収集・保管・展示等の実践技術も求められていることから、博物館等における実務経験が必要不可欠であると考えられる。このため、これらの者については、受験資格として学芸員補の職に2年以上従事していることを課すべきである。また、国内の学歴との整合性の観点から、外国の大学についても、受験資格は修士、博士又は専門職学位を有する者とするべきである。

② 「学芸員補の職」と実務経験について

「学芸員補の職」については、博物館法第5条第2項において「官公署、学校又は社会教育施設（博物館の事業に類する事業を行う施設を含む。）における職で、社会教育主事、司書その他の学芸員補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するものを含むものとする。」と規定しており、「学芸員補の職と同等以上の職の指定（平成8年文部科学省告示第151号）」により、博物館相当施設や社会教育施設等において博物館資料に相当する資料の収集、保管、展示及び調査研究に関する職務に従事した経験を有する者等も含まれている。この職の指定は、施行規則第9条で

規定する「学芸員補の職」にも適用され、広範にわたる無試験認定の受験資格を与えている。

ただし、平成8年の生涯学習審議会社会教育分科審議会報告において「博物館等において専門的事項を担当する非常勤職員又はボランティア（展示解説員など）」の実務経験についても、その評価に関して適切な取扱いが図られるように提言している。しかしながら、本協力者会議としては、学芸員を生涯学習社会にふさわしい開かれた資格制度とする観点是否定しないものの、非常勤職員やボランティアについては経験や資質が多様であることから、その実務経験の評価について十分な審査が必要である。

③ 教授，准教授，講師等の担当科目について

生涯学習概論及び選択科目を担当する教授，准教授，講師等については，博物館学の専門性を担保できず，無試験認定の受験資格を認める根拠に乏しいことから，この際，受験資格の対象から除くべきである。

④ 博物館に関する著書，論文，報告等について

無試験認定の審査に際しては，博物館法施行規則第10条において「博物館に関する学識及び業績を審査して行うものとする」と規定されており，実態として受験者の著書，論文，報告等を審査していることから，第9条の受験資格として，博物館に関する著書，論文，報告等があることを明記することが適当である。

⑤ 10年以上学芸員補の職にあった者について

現行では，博物館法施行規則第9条第3号に基づき，10年以上学芸員補の職にあった者で都道府県の教育委員会の推薦する者に受験資格を認めているが，学芸員補の中には様々な学歴を有する者が混在しており，第1号及び第2号とのバランスを考慮しても，一律10年の実務経験とすることは適切ではない。このため，博物館資料又は博物館資料に相当する資料の調査研究及びこれらの資料を収集し，保管し展示する職務について，高等学校卒業の職員は8年以上，短期大学卒業の職員は6年以上，大学卒業の職員は4年以上の経験を有する者に対し，受験資格を認めることが適当である。

なお，以上の実務経験については，本来であれば登録博物館又は博物館法第29条の規定による博物館に相当する施設における学芸員補の経験に限定するべきであり，将来的に登録制度の見直しが行われた際には，これらの規定も見直すことが必要である。

(2) 審査内容の見直しについて

現行博物館法施行規則では，学識及び業績のみによる審査を行っているが，学芸員には資料等を介して，あるいは来館者との直接的な対話等において高いコミュニケーション能力が必要とされる。このため，無試験認定に，学芸員としての意欲，態度及び向上心等を確認するための口述試験を課すことが必要である。なお，その際，試験官の選考についても，十分配慮することが求められる。

(3) 名称の見直しについて

現行博物館法施行規則では，昭和30年の全面改正以来「無試験認定」という名称を使用しているが，実際には学識及び業績の審査を行っており，今回の改正により口述試験が必須となることから，

名称を「審査認定」に改めるべきである。

IV. 今後の課題

- グローバル化がますます進展する中で、引き続き国際的に遜色のない質の高い学芸員の養成に向けて不断の努力が必要である。本協力者会議としては、今回の見直しで終わりではなく、大学における科目・単位のあり方について定期的に見直すとともに、必要に応じ、さらなる拡充を図っていく必要があると考えている。

今回、「博物館に関する科目」の見直しに際して新たな必修科目を設けることを提言したが、今後、それらの科目がさらに学問的に発展するよう、大学関係者のみならず学芸員をはじめとする博物館職員や学協会等の関係者が積極的に研究を行い、その成果を発表することを期待したい。言うまでもなく博物館活動の基礎は研究であり、学芸員の研究者としての地位の向上やその意欲の向上を図る観点から、学芸員がより一層研究しやすい環境を整備することが望まれる。

- あわせて、昨年6月の博物館法改正により新たに学芸員等の研修の努力義務規定が新設されたことを踏まえ、国及び都道府県教育委員会が、新任館長研修や経験年数等に応じた現職研修等を実施することが望ましく、これらの研修の体系化や自己研鑽の在り方、多様なキャリアパスの形成等も視野に入れた総合的な観点からの検討が必要である。また、私立博物館は言うまでもなく、地方公共団体の長が所管している博物館に対しても、これらの研修等に関する情報が適切に提供されるよう、情報の共有化が図られることが望まれる。
- 博物館実習に関しては、速やかに国がガイドラインを作成するとともに、博物館と大学が連携して博物館実習の先駆的な実践研究を行うことについて検討することが必要である。
- 将来的には大学院における教育の充実を図ることや、上級資格をはじめとする高度な人材の認定も視野に入れた検討も必要である。

第1次報告書においては、博物館に関する総合的な専門機関を設立し、将来的に博物館登録審査や学芸員資格審査等を第三者専門機関による自立的な運営に委ねていくことなどを提言したが、特に受験者数が必ずしも多くない資格認定については、国が直接実施するよりも第三者専門機関が行ったほうが効果的であるとも考えられ、引き続き中長期的な課題として検討することが必要である。

- 我が国の学芸員のより一層の資質の向上が図られることは、博物館そのものの質の向上と発展につながることを期待され、引き続き各博物館の設置者、博物館及び職員、学芸員を養成する大学、学協会、さらには博物館利用者をはじめ博物館関係者が一丸となって取り組んでいくことが重要である。

(別紙1)

「博物館に関する科目」新旧比較表

<現行科目>

No.	科 目 名	単位数
1	生涯学習概論	1 単位
2	博物館概論	2 単位
3	博物館経営論	1 単位
4	博物館資料論	2 単位
5	博物館情報論	1 単位
6	視聴覚教育メディア論	1 単位
7	教育学概論	1 単位
8	博物館実習	3 単位

(8 科目12単位)

<改正科目>

No.	科 目 名	単位数
1	生涯学習概論	2 単位
2	博物館概論	2 単位
3	博物館経営論	2 単位
4	博物館資料論	2 単位
5	博物館資料保存論	2 単位
6	博物館展示論	2 単位
7	博物館情報・メディア論	2 単位
8	博物館教育論	2 単位
9	博物館実習	3 単位

(9 科目19単位)



(別紙2)

大学における学芸員養成科目の改善

No.	科目名	単位数	ね ら い	内 容
1	生涯学習概論	2	生涯学習及び社会教育の本質と意義を理解し、生涯学習に関する制度・行政・施策、家庭教育・学校教育・社会教育等との関連、専門的職員の役割、学習活動への支援等についての理解に関する基礎的能力を養う。	○ 生涯学習社会の意義と生涯学習社会の構築 ・生涯教育論・生涯学習論の生成と展開 ・学習機会の多様化・拡大化 ・生涯学習社会における家庭教育・学校教育・社会教育の役割と連携 ・生涯学習振興施策の展開とその推進 ○ 生涯学習の意義と特性 ・教育の原理と生涯学習の意義・特質 ・我が国及び諸外国における生涯学習の発展と特質 ○ 生涯学習・社会教育行政の展開 ・生涯学習・社会教育行政の意義と役割 ・社会教育行政・生涯学習振興行政・一般行政の関連（関係法令と行政組織） ・生涯学習・社会教育施設等の管理と運営 ○ 生涯学習の内容・方法と指導者 ・生涯学習の内容・方法・形態（成人の学習、生涯発達と教育の関連、学習情報の提供と学習相談を含む） ・学習への支援と学習成果の評価と活用 ・生涯学習・社会教育指導者の役割
2	博物館概論	2	博物館に関する基礎的知識を理解し、専門性の基礎となる能力を養う。	○ 博物館学の目的・方法・構成 ・博物館学の目的・方法・構成 ・博物館学史 ○ 博物館の定義 ・定義（類縁機関との違いを含む） ・種類（館種、設置者別、法的区分等） ・目的 ・機能 ○ 博物館の歴史と現状 ・我が国及び諸外国の博物館の歴史 ・我が国及び諸外国の博物館の現状 ・学芸員の役割（定義、役割、実態） ・博物館関係法令

No.	科目名	単位数	ね ら い	内 容
3	博物館経営論	2	博物館の形態面と活動面における適切な管理・運営について理解し、博物館経営（ミュージアムマネジメント）に関する基礎的能力を養う。	○ 博物館の経営基盤 ・ミュージアムマネジメントとは ・行財政制度 ・財務 ・施設・設備（ユニバーサル化を含む） ・組織と職員 ○ 博物館の経営 ・使命と計画と評価 ・博物館倫理（行動規範） ・博物館の危機管理 ・利用者との関係（広報・マーケティング、ミュージアムショップ等） ○ 博物館における連携 ・市民参画（友の会、ボランティア、支援組織等） ・博物館ネットワーク・他館との連携 ・他機関（行政・大学・類縁機関等）との連携 ・地域社会と博物館（地域の活性化、地域社会との連携）
4	博物館資料論	2	博物館資料の収集、整理保管等に関する理論や方法に関する知識・技術を習得し、また博物館の調査研究活動について理解することを通じて、博物館資料に関する基礎的能力を養う。	○ 博物館における調査研究活動 ・調査研究活動の意義と内容（博物館資料に関する研究、資料保存に関する研究、博物館に関する研究等） ・調査研究成果の還元 ○ 博物館資料の概念 ・資料の意義 ・資料の種類 ・資料化の過程 ○ 博物館資料の収集・整理・活用 ・収集理念と方法（情報の記録、収集の倫理・法規、受入手続き・登録等） ・資料の分類・整理（目録作成を含む） ・資料公開の理念と方法（アクセス権、特別利用等を含む）

No.	科目名	単位数	ね ら い	内 容
5	博物館 資料保存論	2	博物館における資料保存及びその保存・展示環境及び収蔵環境を科学的に捉え、資料を良好な状態で保存していくための知識を習得することを通じて、資料の保存に関する基礎的能力を養う。	○ 博物館における資料保存の意義 ○ 資料の保全（育成を含む） ・資料の状態調査・現状把握 ・資料の修復・修理 ・資料の梱包と輸送 ○ 博物館資料の保存環境 ・資料保存の諸条件とその影響（温湿度，光，振動，大気等） ・生物被害と I P M（総合的有害生物管理） ・災害の防止と対策（火災，地震，水害，盗難等） ・伝統的保存方法 ・収蔵，展示等の保存環境 ○ 環境保護と博物館の役割 ・地域資源の保存と活用（エコミュージアム等） ・文化財の保存と活用（景観，歴史的環境を含む） ・自然環境の保護（生物多様性・種の保存を含む）
6	博物館展示論	2	展示の歴史，展示メディア，展示による教育活動，展示の諸形態等に関する理論及び方法に関する知識・技術を習得し，博物館の展示機能に関する基礎的能力を養う。	○ 博物館展示の意義 ・コミュニケーションとしての展示 ・調査研究の成果の提示 ・展示と展示論の歴史 ・展示の政治性と社会性 ○ 博物館展示の実際 ・展示の諸形態 ・展示の制作（企画，デザイン，技術，施工等） ・関係者との協力（他館，所蔵者，専門業者等） ・展示の評価と改善・更新 ○ 展示の解説活動 ・解説文・解説パネル ・人による解説 ・機器による解説 ・展示解説書（展示図録，パンフレット等）

No.	科目名	単位数	ね ら い	内 容
7	博物館教育論	2	博物館における教育活動の基盤となる理論や実践に関する知識と方法を習得し、博物館の教育機能に関する基礎的能力を養う。	○ 学びの意義 ○ 博物館教育の意義と理念 ・コミュニケーションとしての博物館教育（博物館教育の双方向性、博物館諸機能の教育的意義） ・博物館教育の意義 （生涯学習の場としての博物館、人材養成の場としての博物館、地域における博物館の教育機能、博物館リテラシーの涵養等） ・博物館教育の方針と評価 ○ 博物館の利用と学び ・博物館の利用実態と利用者の博物館体験 ・博物館における学びの特性 ○ 博物館教育の実際 ・博物館教育活動の手法（館内、館外） ・博物館教育活動の企画と実施 ・博物館と学校教育（博物館と学習指導要領を含む）
8	博物館情報・メディア論	2	博物館における情報の意義と活用方法及び情報発信の課題等について理解し、博物館の情報の提供と活用等に関する基礎的能力を養う。	○ 博物館における情報・メディアの意義 ・情報の意義（視聴覚メディアの理論と歴史を含む） ・メディアとしての博物館（視聴覚メディアの発展と博物館） ・ICT社会の中の博物館（情報資源の双方向活用と役割、情報倫理、学校・図書館・研究機関の情報化等） ・情報教育の意義と重要性 ○ 博物館情報・メディアの理論 ・博物館活動の情報化（沿革、調査研究活動、展示・教育活動等） ・資料のドキュメンテーションとデータベース化 ・デジタルアーカイブの現状と課題 ・映像理論、博物館メディアの役割と学習活用 ○ 博物館における情報発信 ・情報管理と情報公開 ・情報機器の活用（情報端末、新たなメディア経験等） ・インターネットの活用 ○ 博物館と知的財産 ・知的財産権（著作権等） ・個人情報（肖像権等） ・権利処理の方法
9	博物館実習	3	見学を含む学内実習や館園実習での現場体験を通し、多様な館種の実態や学芸員の業務を理解し、実践的能力を養う。	○ 学内実習 ・見学実習（多様な館種の実態理解） ・実務実習（資料の取り扱い、展示、博物館運営等の実務習得） ・事前・事後指導（実習全体の指導、館園実習に関する指導） ○ 館園実習（博物館における実務体験）

31 博物館の設置及び運営上の望ましい基準の見直しについて (報告)

〔平成22年3月
これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議〕

はじめに

「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」（以下「協力者会議」という。）は、平成19年4月の発足以来、博物館法が定める博物館の定義、博物館登録制度、学芸員制度の在り方などの基本的要件や制度について検討してきた。これまでに、報告書「新しい時代の博物館制度の在り方について」（平成19年6月）、同じく「学芸員養成の充実方策について」（平成21年2月）を取りまとめてきたところであり、これらを踏まえ、文部科学省において必要な制度改正等が行われてきた。

今般、本協力者会議では、平成20年6月に博物館法が改正され、新たに博物館における評価の実施とそれに基づく運用の改善についての努力義務規定が盛り込まれる等の規定等が追加されたことや、平成15年6月の現行の「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」告示以降の社会の変化を踏まえ、望ましい基準の改正に向けた検討を開始した。

今回の検討に当たっては、博物館が本来果たすべき役割や、生涯学習社会において博物館が住民の生涯学習の拠点として「望ましい」姿になるにはどうすべきかを立脚点に考えてきた。同時に、利用者、地域住民に照準を合わせ、博物館がその付託にいかに応えるかという点を常に意識しながら議論を行ってきた。

生涯学習社会とは、「いつでもどこでも誰でもが自らの自由意志で学ぶことができ、その成果が正しく評価される社会」であり、そのような社会にあつては、各種学習に対する地域住民の今日的な需要は、多様化・高度化・個別化していることが特徴である。博物館には、美術館、歴史博物館、科学博物館、動物園、水族館、植物園等と幅広い館種があり、また、多様な博物館資料を有する。その種類、規模、内容、設置者ともに極めて多様性に富み、この多様性こそが博物館の最も大きな特徴である。このような博物館の特徴をいかに活かし、地域住民の学習ニーズに対応し得る施設として発展させるかが、博物館の設置及び運営上の「望ましい基準」の要諦であり、今回の改正によってその多様性を損なうことがあつてはならないことは言うまでもない。

本報告書においては、博物館の設置及び運営上の「望ましい基準」に、博物館法の改正に伴う事項の追加だけでなく、博物館に対して当該博物館の基本的な運営の方針の策定を求める項目や、近年の大きな課題である「危機管理」の項目を新設するなど、新しい時代に対応するためのこれからの博物館に求められる事項についても盛り込むことを提言している。

本報告書をもとに文部科学省において「望ましい基準」の改正が速やかに行われ、博物館の健全な発達を図るため、今後の博物館の設置及び運営において、新たな望ましい基準が大いに活用されることを期待したい。

I 基本的な考え方

1. 経緯

(1) 「望ましい基準」の制定等の経緯

博物館法（昭和26年法律第285号）第8条において、文部科学大臣は、博物館の健全な発達を図るために、「博物館の設置及び運営上望ましい基準」を定めることとされている。本基準については、同法の成立以来、長期にわたり規定されていない状態が続いたが、昭和48年11月30日に「公立博物館の設置及び運営に関する基準」が告示された。

その後、平成10年には、「地方分権推進計画」（平成10年5月29日閣議決定）に基づき、学芸員数の数値基準を削除する一部改正が行われた。

さらに、平成15年には、地方分権改革推進会議の提言等を踏まえ、定量的な規定を撤廃する等の大綱化・弾力化を図るための全部改正が行われ、「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成15年文部科学省告示113号、以下「現行の望ましい基準」という。）が告示された。

(2) 今回の見直しの経緯

平成20年6月に、博物館法が改正された。主な改正事項は、以下のとおりである。

- ・博物館が行う事業として、社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動等の活動の機会を提供・奨励することを追加。
- ・博物館の運営状況に関する評価及び改善並びに地域住民等に対する情報提供を努力義務として規定。
- ・文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、学芸員及び学芸員補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めることを規定。

あわせて、現行の望ましい基準の施行から約7年が経過し、その間の社会の変化の中で博物館を取り巻く環境も大きく変化している。

本協力者会議では、以上のことを踏まえ、現行の望ましい基準に新たに盛り込むべき視点やその具体的な内容について、関係者からの意見も聞きつつ議論を行い、本報告書を取りまとめた。

2. 博物館（この項では登録博物館のほか、博物館に相当する施設、博物館類似施設を含む）の現状

我が国の博物館の現状は次のとおりとなっている。¹

○博物館数

平成20年度の博物館数は5,775館となっており、平成17年度に比べると161館（2.9%）の増である。そのうち博物館法に基づく登録博物館は907館、博物館に相当する施設として指定を受けているものは341館、合計で1,248館（平成17年度に比べると52館（4.3%）の増）である。登録博物館及び博物館に相当する施設の合計数が博物館全体に占める割合は、約21.6%であり、依然として低い状況にとどまっている。

○職員数

職員数（事務系職員等を含む。）は、平成20年度には約4万6千人であり、1館当たり平均約8.0人の職員が配置されているところであるが、専門的職員である学芸員（学芸員補は除く。）は、1

¹ 統計データについては、資料名を明記していないものについては「社会教育調査」を、財団法人日本博物館協会の調査については「日本の博物館総合調査研究報告書」（平成21年3月）を引用している。なお、社会教育調査については、本協力者会議では、平成20年度調査の速報値を基に議論したが、本報告書においては、確定値のデータを記載した。

館当たり平均約1.2人の配置にとどまっている。(平成17年度は約1.1人。)

○入館者数

平成19年度間²の入館者総数は、約2.8億人となっている。国民一人当たり年間平均2回以上は博物館を訪れている状況であるが、博物館数が増加しているため、1館当たりの入館者数は減少傾向にある。館種別にみると、入館者数の合計が多いのは、順に歴史博物館(約7,739万人)、美術博物館(約5,726万人)、科学博物館(約3,509万人)、動物園(約3,464万人)、水族館(約2,968万人)、総合博物館(1,707万人)、植物園(1,540万人)となっており、1館当たりの入館者数の多い順では、動物園(約39万人)、水族館(約38万人)、植物園(約12万人)、科学博物館(約7万人)、美術博物館(約5万人)、総合博物館(約4万人)、歴史博物館(約2万人)となっている。

○講座・集会数

博物館における講座・集会数は、平成19年度間には、約8万となっている。(平成16年度間は約7万。)

○指定管理者制度の導入数

指定管理者制度については、平成20年度には公立³の登録博物館・博物館相当施設704館のうち134館が導入しており、全体の19.0%(平成17年度は13.9%)となっている。また、公立の博物館類似施設3,467館のうち965館が導入しており、全体の27.8%(平成17年度は16.7%)となっている。地方自治体が出資する財団法人などへの管理委託制度(移行猶予期間は平成18年9月まで)を適用していた博物館が、指定管理者制度に移行したことが増加要因の一つと考えられる。

○資料購入費

資料購入費については、財団法人日本博物館協会の調査によると、平成19年度においては、調査した博物館全体の56.6%は予算がなく、20.6%が100万円未満となっており、依然として厳しい状況が続いている。

○自己評価の実施状況

財団法人日本博物館協会の調査によると、平成20年調査において調査した博物館全体の25.1%が自己評価を実施している。また、博物館全体の15.2%が外部評価を実施している。

3. 新しい「望ましい基準」の検討に当たっての視点

以上の現状も踏まえ、今回、「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」(以下「新たな望ましい基準」と言う。)の検討に当たって特に留意した視点は、以下の通りである。

(1) 博物館の社会での役割と今後の方向

我が国では、1960～1970年代にかけて博物館の建設ブームが訪れ、多くの博物館が建設された。その後、公立博物館においては、管理運営を地方自治体が出資する財団法人などに委託する運営形態が現れ、さらに平成15年からは指定管理者制度が導入され、民間企業や特定非営利活動法人(NPO法人)など地方自治体から指定を受けた組織が公立博物館を管理運営できるようになった。この間、1990年代前半にバブル経済が崩壊し、我が国の経済状況は悪化し、文化・芸術関係の予算や人員が縮小、削減される傾向が強まり、この流れが現在も続いている。

このような中で、博物館の社会における役割を改めて見直し、博物館が果たすべき役割を明確に

² 「社会教育調査」は、当該年度の10月1日現在で作成されているが、例えば平成19年度間とある場合は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの一年間をいう。

³ 都道府県、市(区)町村、組合立を指す。

することが求められており、展示や教育普及などの事業を通して、社会における博物館の役割を広く伝える方策についてそれぞれの館が検討する必要がある。

また、博物館の運営財源の大部分は、従来、設置者の負担であったが、今後は、そのみならず、資料の寄贈なども含めて幅広い財源の確保に努めることが望ましい。そのためにも直接の博物館利用者のみならず、広く地域住民に現在の博物館の姿を伝えることなどを通じて博物館への関心を高め、理解を得ることが重要である。

今後、博物館にはその経営・事業の評価、学校や家庭および地域社会との連携、利用者に応じたサービスといった観点からの活動のより一層の充実が望まれる。

(2) 博物館登録制度との関係

博物館登録制度については博物館法の第2章（第10条～第17条）に規定されているが、登録にあたって審査すべき要件については第12条に定められている。この要件は都道府県が登録博物館の審査を行う際の最低限の基準であるのに対し、現行の望ましい基準は、博物館法第8条の規定に基づき、望ましい博物館の姿として博物館が目指すことが適当であると考えられる、より水準の高い内容を定めたものである。今回の見直しにおいても、この考え方は踏襲すべきであり、新たな望ましい基準については、更に充実した内容のものとすることが求められる。

(3) 博物館倫理規程との関係

近年、公立博物館においては、指定管理者制度の導入や行政改革の進展に伴い非常勤職員の増加やボランティアの導入等が進んでおり、また、私立博物館においても新公益法人制度が導入され、改めて学芸員をはじめとする博物館関係職員の公共性を担保するための拠り所を確立することが急務となっている。

欧米諸国では、博物館の倫理規程（Code of Ethics）が定められ、博物館活動の公共性を保証するための指針及び博物館専門職員の行動規範が明確に示されている場合が多い⁴のに対し、我が国ではこうした指針が示されておらず、国際博物館会議（I C O M）倫理規程を活用している博物館も数%にとどまっている。今後、我が国の博物館が国際交流や国際的な連携を進め、海外からの信頼性を高めるためにも、I C O M倫理規程について共通理解を図るとともに、日本独自の倫理規程を策定することが重要と考えられ、関係団体等における早期の取組が期待される。

新たな望ましい基準は、博物館という機関を対象とし、管理面なども含めた組織としての対応の在り方などを定める「組織基準」となるべきものであるのに対し、博物館の倫理規程は、主に設置者や博物館の構成員・関係者を対象とし、館長や学芸員、その他職員についての「行動規範」となるべきものである。「組織基準」と「行動規範」が一对になったときに、真の現代的な「博物館の望ましい姿」を示すこととなるものと考えられる。

したがって、倫理規程の策定に当たっては、改定される新たな望ましい基準との関係に留意することが必要となる。新たな望ましい基準と倫理規程の両者が相互補完的に運用されることにより、相乗効果が発揮され博物館の質的向上につながることが期待される。

(4) 館種別、規模別の考え方

博物館には、美術館、歴史博物館、科学博物館、動物園、水族館、植物園等の多様な館種が存在し、その扱う資料の対象も多岐にわたり、また、大規模で総合的な博物館から小規模で特定のテーマ

⁴ 例えば、イギリスやアメリカでは「博物館の倫理規程」、カナダでは「カナダ博物館協会の倫理指針」、フランスでは「文化遺産を扱う学芸員及び国内博物館の学術的責任者の職業倫理に関する憲章」、韓国では「博物館・美術館振興法」がある。

マを扱う博物館まで多様な形態が存在している。したがって全ての博物館が新たな望ましい基準の全ての項目を適用しようとするのは必ずしも現実的ではなく、館種や規模の違いを踏まえ、必要な部分を適用することが適当である。なお、館種別の基準の策定については、今後の検討課題であるが、各館種の組織・団体が、必要に応じて館種別の基準を策定又は改正する場合には、新たな望ましい基準を参考とすることが期待される。

(5) 現行の望ましい基準が対象としていない施設についての考え方

現行の望ましい基準の対象は、公立の登録博物館に限られている。そのため、平成20年度社会教育調査によると、登録博物館及び博物館に相当する施設、博物館類似施設全体の約9.6%を対象としているに過ぎない。

本協力者会議では、博物館登録制度の改善のため、すでに設置者の別を問わない登録制度の導入を提言した（平成19年6月報告書「新しい時代の博物館制度の在り方について」）。その中で新しい登録制度の意義について、「博物館設置主体（地方自治体等）、博物館、博物館利用者（住民等）など、社会の中で博物館に関係する者が、博物館の公益性の認識と望ましい博物館像を共有し、継続的に博物館の改善、向上を目指していくために役立ち、もって当該博物館が利用者に支えられる土台を作ること」であるとしている。そして、「博物館法の目的である、国民の教育、学術及び文化の発展への寄与は、設置主体に関わらず、すべての博物館に求められる役割である」として、登録対象を限定しないことを提言している。

この提言は、平成20年の博物館法改正には直接反映されず、登録制度の抜本的な見直しは将来の課題とされた。

本協力者会議としては、新たな望ましい基準の在り方についても、目指すべき方向は、登録制度の改善の方向性と同様であり、設置者を問わず博物館を充実することが国民の利益につながると考える。このため、新たな望ましい基準の対象には、博物館法上の私立博物館を含むものとすることが適当である。なお、私立博物館については、その性格に照らし、設置者の自主性や独自性を十分に活かした運営が行われるべきことは言うまでもない。

さらに、博物館に相当する施設及び博物館類似施設、特に首長部局所管の施設や、大学博物館についても、博物館と同等の機能を有していることが多いことから、この新たな望ましい基準を参考として運営されることが望まれる。

(6) 新たな望ましい基準の活用

現行の望ましい基準をどのように活用するか、どのように普及させるかについては、これまで必ずしも十分に検討されていなかった。今後は、国による都道府県等への周知・普及を積極的に行うとともに各館における新たな望ましい基準の効果的な活用の在り方についても検討すべきである。

新たな望ましい基準の活用方法として想定されるのは、博物館の評価基準（例えば自己評価、外部評価を実施する際の基準）として応用することである。また、指定管理者の選定基準や業務基準に反映させることも考えられる。新たな望ましい基準のこのような活用方法を説明するマニュアル・手引きの作成や説明会の開催などが期待される。

(7) 国、設置者の役割

新たな望ましい基準で示す内容は、国として博物館が目指すことが適当であると考えられる内容を規定するものであるが、設置者及び博物館は一体となつて、新たな望ましい基準のほか、博物館法等の関係法令等を遵守しつつ、利用者や地域住民のニーズに応えるよう努めることが求められる。また、博物館を新規に設置する場合には、設立当初は、登録要件を満たした上で、将来的には新た

な望ましい基準も満たすことができるよう努めることが望ましい。

国は、基準内容の周知や好事例の紹介等、この新たな望ましい基準の普及及び博物館の質の向上に向けて支援を行うことが求められる。

(8) 参考数値の考え方

すでにⅠ．１でも述べた通り、平成15年に、地方分権改革推進会議の提言等を踏まえ、「公立博物館の設置及び運営に関する基準(昭和48年文部省告示)」上の定量的な規定を撤廃したところである。

具体的にどのような博物館を設置するかは設置者である地方公共団体等が決定すべきであり、今回の基準の改定に当たっても、新しい時代における博物館にとって何が必要かという大局的な観点で見直しを行うべきであり、再び数値基準を設けることは必ずしも適当ではない。

一方で、各博物館が設置及び運営に当たって参考にできるような客観的な目安を求める意見もあることから、本報告書において参考的な数値を示すこととする。

なお、この参考数値については、昭和48年に制定された「公立博物館の設置及び運営に関する基準」に盛り込まれていた項目をベースに、平成20年度社会教育調査を基にそれぞれの項目の上位30%の登録博物館、博物館相当施設及び類似施設の数値を平均して算出した。本数値は、個別の博物館に対する目標数値ではなく、あくまで参考数値としての意味合いであることから、博物館は、その館種、館の規模、運営の方針、利用者の要請、地域の実情等を勘案し、より適切な目標を立てるべきである。(別添「登録・相当施設及び類似施設における各項目の上位30%平均数値」参照)

(9) その他

このほか、現在、博物館法と文化財保護法等関係法令が直接相互に関連する規定になっていないことについての指摘があったが、本件は新たな望ましい基準の検討とは切り離し、今後の博物館法の見直しの中で検討していくべき課題と考える。

Ⅱ 新たな望ましい基準に求める具体的内容

1. 博物館法改正を踏まえて新たに盛り込むべき内容及び留意点等

① 博物館資料に、電磁的記録も含まれることを新たに規定（博物館法第2条関係）

- ・これまでの博物館は、標本、模型、文献等の資料が中心であったが、情報技術の進展により、デジタル写真・映像や、ハイビジョン映像等資料の記録媒体が多様化していることを反映する必要がある。

② 博物館が実施すべき事項として、社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う活動の機会の提供について、規定を充実（博物館法第3条関係）

- ・社会教育による学習の成果が社会において実際に活用され、人々が社会教育を通じた学習の意義を実感できるような環境の整備が重要である。
- ・博物館における学習の成果を発揮する活動として、展示資料の解説、講演会等の企画や補助、標本資料の調査又は整理等を行うボランティア活動等の機会の提供が重要である。

③ 博物館における評価の実施やその結果に基づく運営の改善に関する包括的な努力義務規定の新設（博物館法第9条関係）

- ・博物館における評価システムの充実と、その評価結果に基づく運営改善のための取組を一層促すため、各博物館が、博物館の各事業について事業計画をたて、その達成に向けて計画的に必要な措置を講ずるよう努めることが重要である。

- ・公立博物館においては、評価を行う際には、利用者及び地域住民の意向が適切に反映されるよう、博物館協議会等を十分に活用することが望ましい。なお、法21条の規定にあるとおり、学校教育及び社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者を博物館協議会の委員とすることが望ましい。また、私立博物館においても、同様の者による評価を行うことが望ましい。

④ 博物館の運営状況に関する地域住民への情報提供に関する規定の新設（博物館法第9条の2関係）

- ・地域住民への説明責任及び、個人の要望や社会の要請に適切に応える運営を行うため、利用者及び地域住民との共通理解を図り、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力を図ることが重要であり、このための情報提供を充実することが求められる。

なお、平成20年の法改正で、都道府県の教育委員会に学芸員等の資質向上のため必要な研修を行うよう努力義務化されたが、現行の望ましい基準にすでに盛り込まれているため、この点については今回大きな改正を要しない。しかし、資質向上のための研修実施の必要性は依然として高く研修への参加促進については、関係者のなお一層の取組を期待するものである。

2. これまでの「博物館の在り方に関する検討協力者会議」等での議論を踏まえて盛り込むべき内容及び留意点

① 趣旨

- ・博物館法第8条に基づき、文部科学大臣は、博物館の健全な発達を図るため、博物館の設置及び運営上の望ましい基準を定めることとされており、その趣旨は引き続き、新たな望ましい基準上でも規定することが望ましい。
- ・博物館法第8条は、公立博物館だけでなく、私立博物館も対象としているが、現行の望ましい基準は「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」として告示されており、私立博物館は対象としていない。

私立博物館については、これまでその自主性、独自性に配慮して特段の基準を定めてこなかったが、博物館が、その運営状況を見直し、これに基づき必要な改善措置を講ずることにより、その質を高めることの必要性・重要性には、公立と私立の別はない。さらに、私立博物館は、登録博物館全体に占める割合が約39%（平成20年度社会教育調査）と高く、また、税制上の優遇措置を受けており、その公共性を担保するためには、今回の見直しにあたって、新たな望ましい基準の対象を博物館法上の私立博物館にも拡大することが適当である。

② 設置等

- ・公立博物館については、生涯学習の振興のための重要な場として、引き続き、その設置の促進を規定することが必要である。
- ・私立博物館の設置については、設置者の自主性に委ねる観点から、新たな望ましい基準上は記載しないことが適当である。
- ・近年、財政状況の悪化などにより、博物館が廃止・閉鎖になるケースが生じている。博物館は、多くの貴重な資料を収蔵しており、博物館の廃止・閉鎖にあってもそのような資料の散逸を防ぐことが重要であることから、当該資料が引き続き適切に保管・活用されるための措置をとるよう努めることを新たに規定することが必要である。この場合、実際には博物館の設置者が大きな責務を担うべきものと考えられる。

<参考>

公益法人制度における財産の贈与について

公益法人は「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年6月2日法律第49号）」第5条第17条において、公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から一箇月以内に類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは学校法人，社会福祉法人，更生保護法人，独立行政法人，国立大学法人，大学共同利用機関法人，又は国若しくは地方公共団体に贈与する旨を定款で定めているものであることが必要であり，また，同条第18項では，清算をする場合において残余財産を類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは上記の法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させる旨を定款で定めているものであることとされている。

③ 経営等

- ・博物館経営の視点から見ると，博物館の存在意義や地域において果たすことが期待されている役割等の内容を含む基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）が明文化され，また，それが利用者に公開されていることが重要である。未だ基本的運営方針が明文化されていない博物館にあっては，設置者が博物館等とも協議のうえ，主導的に検討を進めるなど，速やかに基本的運営方針を決定することが望ましい。
- ・博物館は，博物館の基本的運営方針の達成に向けた活動を実施し，博物館利用者や地域住民に同方針を広く周知していく責務がある。そのためには，博物館の基本的運営方針の達成に向けた具体的な事業計画を策定する必要がある。基本的運営方針は，資料収集，調査研究，展示，教育普及のほか，広報，地域連携，財務などに関する事項の基本的な方向性と到達点を明示したものであり，事業計画は個別の事業の実施等を通じていかにしてその基本的運営方針を実現するのかを示すものである。

博物館は，事業計画の策定にあたっては，利用者や地域住民の要望や社会の要請に留意するとともに，計画・実行・チェック・改善の循環（PDCAサイクル）が生まれるよう努めることが重要である。

- ・上記の内容については，新たに項目を設け，新たな望ましい基準に追加することが適当である。
- ・平成15年の指定管理者制度の導入に伴い，多くの公立博物館で活用され，民間組織が公立博物館の経営に携わっている。

しかし，導入に際しては，十分に検討しなければならないことも多い。例えば，①公立博物館における設置の目的の実現において，この制度が有効か否か。②資料収集や調査研究のように数十年，特別展企画のように3～4年を想定して，計画，実行される事業が多い博物館において，この制度がなじむか否か。③この制度は，博物館のほか「公の施設」に分類される施設にも適用されるが，博物館の専門性や特徴を考慮せず，同様の管理基準で公募して良いのか否かなどである。

一方で，博物館利用者に対する接遇，地域住民の潜在的ニーズに対応するサービスの開発と提供，意思決定システムの簡素化など，民間組織の経営に学ぶべき点も少なくない。指定管理者制度の導入にあたっては，公立博物館の設置者はこれらに十分に留意する必要がある。

④ 事業の自己評価等

- ・博物館の評価に当たっては，博物館が定める事業計画の達成状況が適切に判断できる方法で評価

を実施することが望ましい。評価作業に徒らに労力を費やし、職員のモチベーション向上を妨げるような仕組みが必要である。

⑤ 資料

- ・博物館が所蔵する資料は、社会における公共的な財産の性格を持つものであり、広く人々に対して公開され、利用に供される必要がある。また、博物館がその保護・継承を支援する歴史的環境や自然環境も公共的な遺産である。それらの資料や環境は、活用されると同時に、時代を越えてできるだけ長く維持され、後世の人々もその恩恵を享受できるように保存、伝承されるべき重要なものである。資料の収集・保管（育成を含む）の際には、以下の項目に留意の上、環境の保護にも配慮し、長く保存、伝承するために必要な施設、設備の整備等を行う必要がある。

ア) 博物館は、基本的運営方針に基づき、必要な資料を収集・保管し、展示活動や調査研究に資するものとする。

イ) 博物館は、資料の収集にあたり、法律や国際条約・協定、I COM倫理規程等を遵守するとともに、また、資料によっては周辺の自然環境や文化、習慣に配慮をする必要がある。

ウ) 博物館が計画的・体系的に収集した資料は、登録原簿を作成し整理しておく必要がある。さらに、研究者をはじめ利用者の利便性を考慮した目録を作り整理しておく必要がある。

エ) 収集・保管が困難な希少な実物、標本等の資料の場合は、模型や模造の作成等によって複製した資料を収集することが重要である。また、これらの資料に関連する図書等の資料の収集も重要である。

オ) 博物館の資料には、実物、標本等の資料、これらを複製、模造等した資料、それらの関連資料がある。館種、館の目的により、価値基準は様々ではなく、どの資料を実物の資料とし、何を関連資料と位置づけるのかは、館の考え方によって異なり、資料の形態や媒体によって一律に定まるものではない。そのため、博物館毎に、自館における資料の価値を位置づけ、展示その他の活動を通じて、それを示すことが重要である。

カ) 博物館の資料を、博物館界全体の財産として効果的に活用することが重要であり、それぞれの博物館は、資料についての状態を把握し、他の博物館との貸借によって、より有益な展示その他の活動に供することが重要である。

キ) 博物館の資料に関わる情報は、国内的・国際的に広く活用されることを念頭に置いた整理をする必要がある。

ク) 博物館の休止又は廃止等に伴って資料の移動がある場合には、当該博物館から資料の移動についての情報を博物館登録を担う都道府県教育委員会に届出をすることや、都道府県教育委員会がその移動について他館への紹介をすること等により、移動情報が広く共有されることが望ましい。

- ・一次資料と二次資料については、その資料の範囲に関して、博物館ごとの相違や大学における博物館資料論における見解の違いなどが見られることから、新たな望ましい基準においては、その区別を廃止し、新たに「資料」について、次のとおり再整理することが適当である。

① 実物、標本、文献、図表、フィルム、レコード等の資料

② ①を複製、模造若しくは模写した資料、又は①に係る模型

③ ①②に関する図書、文献、調査資料その他必要な資料

なお、①②を「博物館資料」と称し、③については「博物館資料」に関する図書等と整理することとする。

⑥ 調査研究

- ・博物館は、博物館資料の価値を高め、人類の知的活動に寄与するため、調査研究を行うことが必要である。博物館での調査研究は、長期間の実施が必要であり、表面上目立つものではないが、博物館の活動が正確な情報に基づいて行われるための基礎的な活動として不可欠である。調査研究に裏付けられた収集、展示、教育普及活動等が行われることによって、博物館は社会から信頼を得るにふさわしい存在となる。
- ・調査研究の内容は、資料に関する専門的、技術的な調査研究、資料の保管及び展示等の方法に関する技術的な調査研究が中心となると考えられる。なお、当該資料に関する学問分野における調査研究や、教育普及活動、博物館管理運営等の博物館そのものの活動に関するものも重要である。
- ・調査研究は、博物館の諸活動の基礎となる活動であり、館の基本的運営方針にしたがって、計画的に行う必要がある。
- ・調査研究の成果は、国内外の研究者やさまざまな活動（学習・調査・研究・文化財保護等）に関わる者、地域の人々など、広い範囲の人々の研究等に資するものとなることが重要である。そのため、調査研究の成果は、展示や教育普及活動で活用するとともに、紀要や年報、報告書、学会誌等に掲載し、公表することにより広くその活用を図ることが必要である。
- ・調査研究をより有効に実施し、その成果を深めるために、自館のみではなく、広く他の博物館や研究機関等との共同調査や研究を実施することも重要である。
- ・上記の内容については、新たに「調査研究」という項目を設け、新たな望ましい基準に追加することが適当である。

⑦ 展示

- ・展示は、人々と博物館を直接結びつける活動としてとりわけ重要であり、研究に基づく正確な資料や情報を用い、博物館に対する信頼性を確保しなければならない。また利用者の関心や知識を深めるために、博物館は、展示方法のさまざまな工夫を行うとともに、資料に関する理解の増進やその効果的な鑑賞に資するための活動を行い、より学習効果の高い展示に取り組む必要がある。
- ・現行の望ましい基準に例示されている展示方法は必ずしも一般的に認知されていないため、第4条第2号の展示方法の例示を削除し、第4条第4号の内容と統合することが適当である。
- ・効果的な照明や音声、画像を含めた情報機器の活用等を含めた展示方法の工夫により、その効果を上げることが明記する。また、必要に応じて常設展示の計画的な更新を実施することを新たに留意事項として規定することが適当である。
- ・第4条第5号は、学習機会の提供の一環で行われるものであるため、学習機会の提供等を規定する第8条に移動する。また、「研究会」を追加することが望ましい。なお、参加体験型の双方向性のある活動も重要であり、講演会、研究会等の実施に当たっては留意すべきである。
- ・第4条第6号の、利用者への展示資料の解説や調査研究についての助言を行うことについても、「学習機会の提供等」で扱うものとする。

⑧ 学習機会の提供等

- ・学校支援にあたっては、学習指導要領との関連を意識した学習プログラムの制作、学芸員の学校派遣、更には、博物館と学校の間で学習活動の調整、支援、介在を行うコーディネーターの役割を担う職員の博物館への設置などが望まれる。

⑨ 情報の提供等

- ・博物館においては、自己点検評価の結果とともに運営上の課題に関する改善案を博物館利用者や

地域住民に公開する必要があることから、情報の提供等について、新たな望ましい基準においても規定することが適当である。

- ・運営に関する情報をインターネット等で公開することで、博物館の運営状況や改善の取組、さらには博物館がその地域に存在する意義を広く周知させることができる。あわせて、博物館利用者や地域住民からの意見を改善計画に反映させることも重要である。

⑩ 事業の連携等

- ・単独でなし得ない効果的な事業を展開するためには、同じ館種の博物館同士の連携はもとより、館種を超えた連携や、図書館・公民館等の社会教育施設、文書館等の文化資源を扱う機関、社会教育関係団体等とのより緊密な連携が重要であることから、新たな望ましい基準において、新たにその旨を規定することが適当である。
- ・博物館が学術及び文化の発展や地域の活性化に貢献することが重要であり、新たな望ましい基準においては、そのことに留意すべき旨も新たに規定することが適当である。
- ・博物館が、児童生徒を含めた住民が博物館活動を理解する機会を設ける（＝「ミュージアム・リテラシーの涵養」）よう努めることが重要である。

⑪ 開館日等

- ・社会教育調査によると、年間の開館日は増加しており、また、日曜日の開館については約9割の博物館が開館しているが、引き続き、開館日、開館時間の設定に当たって、利用者の便宜を図るよう規定することが重要である。
- ・利用者のニーズに応えるため、開館時間の延長に努めることが重要であり、各博物館の取組を期待するものである。

⑫ 職員

- ・学芸員などの専門職員は、博物館が行う事業内容（博物館法第3条）を効果的に実施し、博物館がその基本的運営方針を実現する上で、欠くことのできない職員であり、博物館活動の質を担う重要な役割を有する。そのために必要な数の学芸員の配置を行うことが重要である。
- ・博物館の資源を最大限に活かすためには、館長、事務系職員、学芸員などの専門職員等の相互の連携を強化するとともに、組織のあり方を工夫することが必要である。とりわけ教育普及活動や保存等は、これからの博物館に特に求められる機能とも言え、必要に応じ、教育普及活動や保存等を専門に担当する職員を配置するなど、それぞれの博物館で業務分担の在り方、専任の職員の配置の在り方等について適宜・適切な見直しを行い体制を整備するよう努めることを新たに規定することが適当である。

⑬ 職員の研修

- ・博物館活動の質を向上させるため、館長及び職員の研修の機会を拡充することが必要である。
- ・このため、都道府県教育委員会は、管内の公私立博物館の職員への研修機会の拡大に努めるべきである。また、博物館側は、都道府県教育委員会の研修その他必要な研修に学芸員をはじめ職員を積極的に参加させ、職員の能力及び資質の向上を図るよう努めるべきである。

⑭ 利用者に応じた博物館サービス

- ・青少年、高齢者、障害者、外国人等を対象とするサービスの向上のため、介助者の配置等障害者等への観覧支援、託児サービスの実施、外国語の表記、通訳ボランティアの配置等について新たに規定することが適当である。
- ・館の規模や対応能力を踏まえ、入館者が快適に観覧できる環境の整備・維持に努めることを規定

することが必要である。入館者数が多くても、観覧環境が悪く、来館者の満足度が下がることは望ましくないことに留意が必要である。

- ・上記の内容については、現行の望ましい基準では旧第十一条の「施設」にのみ利用者に応じた対応が記載されてきたところであるが、新たな望ましい基準においては、新たに「利用者に対応したサービスの提供」という項目を設けることが適当である。

⑮ 施設及び設備等

- ・入館者の快適性（アメニティ）や楽しさの向上が重要である。具体的には休憩施設、飲食施設、ショップの充実等が考えられるところであり、その旨を追加することが適当である。

⑯ 危機管理

- ・地震等の災害が起これば、当該地域の博物館においても大きな被害が生じる。貴重な資料が災害から適切に保護されるためには、地震や水害等の災害時の適切な対処は必要不可欠であり、防災対策や災害時の対処方針をあらかじめ明確に定めておくことが必要である。また、貴重な資料を次世代に伝えていくという意識を共有し、当該地域の博物館関係者や文化財保存関係者等専門家との協力体制を予め構築しておくことが重要である。最近においても、新潟県中越沖地震（平成19年7月16日）、岩手・宮城内陸地震（平成20年6月14日）等の大規模な災害が頻繁に発生しており、災害への対策を早急に行う必要性が高まっている。
- ・さらに、自然災害だけでなく、盗難・破壊等人的災害や口蹄疫、鳥インフルエンザ等伝染病の発生等も含めた博物館の危機管理への対応について、新たに規定することが必要である。
- ・上記の内容については、新たに「危機管理」という項目を設け、新たな望ましい基準に追加することが適当である。

附記

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、博物館にも甚大な被害をもたらした。およそ200以上の博物館で、施設や設備、所蔵資料などが損傷を受け、中には津波のために施設が全壊・流失したり、職員が命を落とした博物館もあった。震災後には、東北地方はもちろん首都圏でも多数の博物館が休館を余儀なくされ、一部の博物館は避難所の役割も果たした。その後徐々に復旧・再開の動きも見られるものの、被災地では未だ復興の目途すらたない博物館もある。

他方、こうした困難な状況の中で、国による取組以外にも、全国各地の博物館・文化財関係者の間で支援の動きが直ちに広がり、これら関係者の協力によって、被災した所蔵資料の移送・洗浄・修復などの献身的な取組が今なお続けられている。

博物館は、それぞれの地域に関連する貴重な資料を有し、学術上の価値のみならず地域のアイデンティティ保持の観点からも重要な拠点であり、人々に心のやすらぎやゆとりをもたらすものである。こうした博物館の意義にかんがみ、貴重な資料を後世へ伝えていくため、今回の震災の経験を踏まえて、災害等による博物館の被害を防止するためのさらなる取組が求められる。

本報告書においては、防災対策や災害時の対処方針をあらかじめ明確に定めておくこと、当該地域の博物館関係者や文化財保存関係者等専門家との協力体制を予め構築しておくことなどを指摘し、「望ましい基準」に危機管理に関する規定を新たに設けることを提言している。今後、被災した全ての博物館が早期に復興することを心から願うとともに、本報告書を受けて改正される「望ましい基準」を踏まえ、各博物館において災害等に対する備えがさらに一層強化されることを期待したい。

平成23年8月

(別添) 登録・相当施設及び類似施設における各項目の上位30%の平均数値

		学芸員、学芸員補の数(人)				建物面積 (㎡)	資料数 (点)	開館日数 (日)	入館者数 (千人)
		専任	兼任	非常勤	専任+兼任+非常勤				
登録施設	総合博物館	10.8	1.1	2.6	12.8	11,797.1	251,238.8	337.3	150.7
	科学博物館	9.6	0.1	1.7	10.3	12,260.0	307,024.0	338.7	338.7
	歴史博物館	6.2	0.9	1.6	7.0	6,884.0	137,355.7	333.6	105.1
	美術博物館	5.9	0.6	1.2	6.5	8,938.7	36,768.6	329.2	166.2
	野外博物館	5.0	0.3	0.0	5.0	15,863.3	231,196.3	365.0	207.0
	動物園	4.0	0.0	0.0	0.0	7,130.0	25,928.0	343.0	773.0
	植物園	0.0	0.0	0.5	0.5	56.5	900.0	357.5	25.5
	動植物園	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	水族館	5.5	1.0	0.0	5.5	6,651.5	54,365.0	365.0	302.0
相当施設	総合博物館	3.8	3.0	1.3	5.3	9,323.0	1,098,233.7	349.5	135.8
	科学博物館	12.1	0.8	1.9	13.4	13,583.5	478,378.4	354.0	359.5
	歴史博物館	4.1	2.0	1.3	5.3	9,013.8	152,811.8	348.7	177.5
	美術博物館	9.6	1.7	3.5	12.6	16,260.6	113,300.6	345.4	444.8
	野外博物館	6.0	0.5	3.0	7.0	16,251.0	117,658.0	365.0	732.0
	動物園	10.4	0.6	1.1	11.1	140,276.4	10,039.1	360.9	1,396.0
	植物園	3.0	0.5	0.0	3.0	6,110.0	164,471.0	352.5	435.5
	動植物園	0.0	0.0	0.0	2.7	23,283.0	72,977.7	365.0	1,215.3
	水族館	20.6	0.3	4.0	22.6	19,752.8	74,187.2	365.3	1,301.8
類似施設	総合博物館	1.8	0.5	1.0	3.1	5,186.3	203,312.0	338.8	86.9
	科学博物館	0.8	0.4	0.4	1.6	6,171.0	33,687.4	339.8	151.3
	歴史博物館	0.9	0.7	0.4	1.9	2,923.1	74,629.2	339.2	59.7
	美術博物館	2.2	0.5	1.0	3.2	3,892.5	15,675.1	349.7	110.3
	野外博物館	0.7	0.3	0.2	1.2	2,337.9	9,689.2	359.5	122.3
	動物園	2.8	0.2	0.8	3.6	11,542.6	11,137.0	363.5	603.3
	植物園	1.7	0.6	0.7	2.9	7,325.0	187,762.5	363.8	295.9
	動植物園	2.2	0.0	0.6	2.3	6,212.4	29,131.6	363.4	332.0
	水族館	2.9	1.5	1.4	5.4	7,694.7	29,957.2	364.8	692.7

※開館日数及び入館者数については、平成19年度間

平成20年度文部科学省社会教育調査より